

令和6年度

年次報告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

令和6年度の主な取組

(1) 原子力規制委員会委員の交代と第3期中期目標の制定

平成26年9月から2期10年間原子力規制委員会委員を務めた田中知及び石渡明の両委員が令和6年9月18日に退任し、翌9月19日に長崎晋也及び山岡耕春の両氏が原子力規制委員会委員に就任した。

また、原子力規制委員会の業務運営の基本となる中期目標の最終年度が到来したため、令和7年度からの5年間の第3期中期目標を令和7年2月5日に制定し、達成を目指す成果目標とその実現のために実施する施策目標を示した。

(詳細は、第1章第1節及び第2節に記載)

(2) 日本原子力発電敦賀発電所2号炉の設置変更許可申請に対する処分

日本原子力発電敦賀発電所2号炉の設置変更許可申請については、敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性に関する部分について、令和5年8月31日に日本原子力発電から補正申請がなされた。

その後、8回の審査会合において審議を行うとともに、石渡原子力規制委員会委員を含む審査チームによる2回の現地調査を行った上で、令和6年7月26日に新基準適合性審査チームは、設置許可基準規則に適合していると認められないとする判断をまとめた。

原子力規制委員会は、日本原子力発電経営層との意見交換を行い、基準への適合性に係る対応方針を確認した上で、K断層は後期更新世以降(約12~13万年前以降)の活動が否定できないこと、K断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則に適合していると認められないとする審査の結果の案を取りまとめることを決定した。その後、審査書案に対する科学的・技術的意見の公募を踏まえ、令和6年11月13日に本申請に対して許可をしないこととする処分を行った。

(詳細は、第2章第1節に記載)

(3) 高経年化した原子炉施設に関する安全規制等の実施

長期施設管理計画認可制度が令和7年6月6日に本格施行されることに向け、原子力規制庁に高経年化審査部門を設けて業務体制を整備するとともに、令和7年1月22日に関係規則等の改正を決定し、制度の運用に必要な仕組みの整備を完了した。

長期施設管理計画認可制度への円滑な移行を行うための準備をするための手続が令和5年10月1日から開始されており、同制度の本格施行までの間は、従来の運転期間延長認可申請等の審査を継続する一方で、新制度への移行に向け

た長期施設管理計画認可申請の審査を行っている。令和 6 年度は、従来の運転期間延長認可申請等に関し、関西電力高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉について認可した。また、新制度による長期施設管理計画認可申請に関し、関西電力大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉についてそれぞれ運転開始日から起算して 40 年となる日を終期とする長期施設管理計画を令和 6 年 6 月 26 日に認可するなど、11 件について認可を行った。

(詳細は、第 2 章第 1 節及び第 4 節に記載)

(4) 国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) ミッションの受け入れ

IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) ミッションを令和 6 年 7 月 22 日から 8 月 2 日に受け入れた。

当該ミッションの結果、各国の専門家により構成されるミッションチームからは、「日本の核セキュリティ体制は強固である。」との見解が示されるとともに、日本の核セキュリティ体制の更なる強化に資する勧告及び助言並びに国際的な核セキュリティの持続的な改善に貢献し、ほかの IAEA 加盟国にとって参考となる良好事例が示された IPPAS ミッション報告書を、令和 6 年 11 月 28 日に受領した。

(詳細は、第 3 章第 1 節に記載)

(5) 原子力災害時の屋内退避の運用の検討

令和 6 年 1 月 13 日に女川地域で開催した地元自治体との意見交換を踏まえ、令和 6 年 3 月 27 日に屋内退避を最も効果的に運用するための検討を行うことを目的として設置した「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」の会合を、9 回開催した。

令和 6 年 10 月 31 日に原子力規制委員会は、検討チームにおける検討状況の中間的な取りまとめの報告を受けて、その内容を確認した。

その後、令和 7 年 2 月 5 日に開催された検討チーム第 8 回会合では、報告書案及び屋内退避の運用に関する Q&A 案が示され、さらに、関係自治体への意見照会結果も踏まえ、令和 7 年 3 月 28 日に開催された第 9 回会合では、屋内退避の対象範囲、継続を判断するタイミング、解除や避難への切替えの判断に当たって考慮する事項等、屋内退避の運用に関する考え方を示した報告書を取りまとめた。

なお、その後、令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会 (令和 7 年 4 月 2 日) において報告書を受け、原子力災害対策指針を改正することとし、また、複合災害への対応について関係省庁との更なる連携強化を図ることとした。

(詳細は、第 5 章第 3 節に記載)

- ・ 報告書中の令和 6 年度に関するデータは、個別に記載がない限り、全て令和 7 年 3 月 31 日までの数値である。
- ・ 「株式会社」「国立研究開発法人」等の法人格の記載を省略している。
- ・ 下記の用語については全編を通じて略称等で表記している。

文中で用いている略称等	正式名称・定義
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
放射性同位元素等規制法	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
法令報告事象	第 2 章及び第 4 章においては、原子炉等規制法第 62 条の 3 に基づき原子力事業者等が原子力規制委員会に報告することが定められている事象 第 5 章においては放射性同位元素等規制法第 31 条の 2 に基づき被規制者が原子力規制委員会に報告することが定められている事象
東京電力	東京電力ホールディングス株式会社
原子力機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
IAEA	国際原子力機関（International Atomic Energy Agency）
ERC	原子力規制庁緊急時対応センター（Emergency Response Center）

目次

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	1
第1節 原子力規制委員会の組織理念を具体化する業務運営	4
1. 原子力規制委員会委員の交代	4
2. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組	4
3. 外部とのコミュニケーションの充実	5
4. 原子力安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持	7
5. 原子力施設安全情報に係る申告制度	8
第2節 規制業務を支える業務基盤の充実	9
1. マネジメントシステムの継続的改善	9
2. 国際機関との連携及び国際社会への貢献	10
3. 訟務事務及び法令事務への対応.....	15
4. 公文書の適切な管理及び公開	18
5. 予算の効果的かつ効率的な執行.....	18
6. 個々の職員が働きがいを感じる職場環境の構築	19
7. 国立研究開発法人の業務の実績等に係る評価	20
第3節 職員の確保と育成	21
1. 高い倫理観の保持	21
2. 原子力規制人材の確保	22
3. 原子力規制人材の育成	23
第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	26
第1節 原子炉等規制法に基づく審査等の実施	30
1. 実用発電用原子炉に係る審査等の状況.....	30
2. 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式認証に係る審査の状況	38
3. 核燃料施設等に係る審査等の状況	38
4. 廃止措置に係る対応.....	42
第2節 原子炉等規制法に基づく検査の実施	45
1. 実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る原子力規制検査等の実施.....	45
2. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	47
3. 原子力規制検査の継続的な運用改善について	50
第3節 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	51
1. 安全研究の積極的な実施	51

2.	最新の科学的・技術的知見の蓄積	54
3.	規制基準の継続的改善	55
第4節	規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	59
1.	審査プロセスの改善の取組	59
2.	原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	60
3.	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制	62
4.	建替原子炉に係る意見交換	63
5.	安全性向上評価制度の運用見直し	63
6.	福井県クリアランス集中処理事業に係る対応	64
7.	利用実態のない核燃料物質等の放射性物質の集約管理	64
8.	原子力機構 HTTR の水素製造施設に対する原子炉等規制法の適用範囲に係る意見交換	65
第3章	核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	66
第1節	核セキュリティ対策の推進	68
1.	核セキュリティに係る規制の厳正かつ適切な実施	68
2.	核セキュリティ上の課題への対応	70
3.	国際会議への参加	71
第2節	保障措置の着実な実施	72
1.	我が国の保障措置活動の着実な実施	72
2.	東京電力福島第一原子力発電所における保障措置	76
3.	日本原燃六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設のしゅん工に向けた取組	77
4.	保障措置に関する国際貢献	78
5.	原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の指導・監督	78
第4章	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	80
第1節	廃炉に向けた取組の監視	83
1.	東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等	83
2.	東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定及び取組の監視	84
3.	東京電力福島第一原子力発電所で発生した実施計画違反の原因究明や再発防止策の確認等	88
第2節	事故の分析	91
1.	継続的な事故分析	91
2.	事故の分析に係る情報発信等の取組	93

第3節 放射線モニタリングの実施.....	93
1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施.....	93
第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施.....	96
第1節 放射線防護対策の推進.....	99
1. 放射線審議会の調査審議.....	99
第2節 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善.....	99
1. 放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施.....	99
2. 放射性同位元素等規制法に係る規制の継続的改善.....	105
第3節 原子力災害対策指針の継続的改善.....	106
1. 原子力災害対策指針の改正等.....	106
第4節 危機管理体制の整備・運用.....	107
1. 緊急時対応能力の強化.....	107
2. 原子力事業者防災の強化.....	109
3. 通信ネットワーク整備・システムの強化.....	112
第5節 放射線モニタリングの実施.....	112
1. 緊急時モニタリング体制の整備及び強化.....	112
2. 全国の環境中の放射線等の測定.....	114
3. 原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定及び緊急時モニタリング体制の強化.....	114
4. モニタリングの技術的事項の検討.....	115

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の 充実

○第1章の総括

(原子力規制委員会の組織理念を具体化する業務運営)

原子力規制委員会は組織理念に基づいて公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行っている。令和6年度は71回の原子力規制委員会会合を開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行った。さらに、審査や検査の状況等についての各地元自治体若しくは地元住民への説明、原子力事業者の経営責任者（CEO）との計4回の意見交換、原子力部門の責任者（CNO）等との計3回の意見交換、原子力規制委員会委員長、委員による現場視察及び地元関係者（島根県、愛媛県）との意見交換、原子力規制人材育成事業実施者である福島工業高等専門学校での講義・意見交換など、地域住民や被規制者等との多様なコミュニケーションの充実に努めるとともに、「被規制者向け情報通知文書」を2件発出した。

広報関係では、原子力規制委員会委員長、委員等が現地調査、現地視察等を実施した際の写真や動画を報道機関に素材提供し、現地調査等終了後の原子力規制委員会委員長等への取材の様子をソーシャルメディアでリアルタイム配信した。さらに、ホームページの利用者が資料を閲覧しやすくするため、ホームページ上に「原子力規制委員会アーカイブ検索システム N-ADRES」（以下「N-ADRES」という。）のリンクを掲載し、ホームページとN-ADRESを連携した。

(規制業務を支える業務基盤の充実)

令和6年度が原子力規制委員会第2期中期目標期間の最終年度であることから、当該期間の取組状況等を踏まえつつ、原子力規制委員会で議論・検討を進め、原子力規制委員会第3期中期目標（令和7年4月から令和12年3月まで）を決定した。また、令和6年度業務計画に関して当該計画の進捗に係る中間評価を踏まえて計画を見直しつつ業務を着実に遂行したほか、原子力規制庁等内の6部署に対する内部監査の実施、新たに報告された12件（このほか手続き中1件）を含めた要改善事項の管理及び是正処置の検討・実施など、原子力規制委員会マネジメント規程に基づいてマネジメントシステムを適切に運用することで、業務の継続的な改善に努めた。

安全文化・マネジメントシステムに関する職員へのアンケート及びインタビュー調査を令和6年度も継続して実施した。加えて、前年度調査結果を踏まえて組織内の原子力安全文化の育成・維持活動や業務マネジメントの改善につなげたほか、各課室個別の改善活動に資するため、課室毎に分析を行い、結果のフィードバック等を行った。

国際関係では、令和6年度も二国間会合並びにINRA及びWENRA等多国間枠組みの会合に参加したほか、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関してIAEAによるレビューを受けること等を通じ、国際社会への情報発信を行った。

(職員の確保と育成)

令和 6 年度は新規採用者 36 名、実務経験者 38 名を採用した。また、令和 7 年度採用予定者として、42 名（うち新規採用職員 29 名、実務経験者採用職員 13 名）を内定した。

将来的に原子力規制に携わる人材の確保・育成を目的とした原子力規制人材育成事業は大学、高等専門学校等により 20 件のプログラムが実施された。

原子力規制庁職員の能力の向上と発揮のため、引き続き 5 分野の任用資格の付与により職員の力量を管理し、職員の配置や処遇に反映した。また、キャリアパスイメージを念頭におきつつ、職員一人ひとりのキャリアパスに対してより細やかな配慮ができるよう、キャリアコンサルティング体制の拡充・強化を行った。

さらに、研究に携わる職員の人材育成のため、延べ 48 名の研究職を共同研究に従事させるとともに、原子力機構へ研究職を 1 名派遣し、同機構が行う試験研究に専従させた。

第1節 原子力規制委員会の組織理念を具体化する業務運営

1. 原子力規制委員会委員の交代

平成26年9月19日から原子力規制委員会委員を務めてきた、田中知原子力規制委員会委員及び石渡明原子力規制委員会委員が令和6年9月18日に退任し、翌9月19日に長崎晋也原子力規制委員会委員及び山岡耕春原子力規制委員会委員が就任した。令和6年度第33回原子力規制委員会(令和6年9月19日)では、伴信彦原子力規制委員会委員の委員長代理と、ほかの委員の委員長代理順位が指名されるとともに、長崎原子力規制委員会委員が田中原子力規制委員会委員の、山岡原子力規制委員会委員が石渡原子力規制委員会委員の業務を引き継ぐことを確認した。

2. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組

(1) 独立性の確保

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関においても、組織理念の重要な要素として掲げられている。原子力規制委員会は、独立性の高いいわゆる「三条委員会」として設置されており、組織理念において、「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこととしている。令和6年度は年間を通じて71回行った原子力規制委員会会合(225の議題)で、科学的・技術的見地からの議論と意思決定を徹底することにより、原子力規制行政の独立性を確保した。

(2) 中立性の確保

原子力規制委員会は、原子力規制委員会委員長及び委員の在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取を禁止するとともに、就任前3年間の寄附及び指導学生の原子力事業者等への就職の状況を公開している。令和7年3月末時点で在任の5人の委員に係る情報について、原子力規制委員会ホームページ上で公開している。

また、原子炉等規制法の運用に関して外部有識者から意見を聴く場合には、透明性・中立性を確保するために当該外部有識者と電気事業者等との関係に関する情報の公開を徹底することとしている。さらに、電気事業者等の個別施設に係る事案の検討会等の構成員として、外部有識者を任命する場合には、直近3年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として1年度当たり50万円以上の報酬等の受領及び当該個別施設の過去の審査への関与の有無を確認することとしている。原子炉安全専門審査会(以下「炉安審」という。)、核燃料安全

専門審査会（以下「燃安審」という。）及び放射線審議会の委員を任命するにあたっては、同様の取組を実施している。

令和 6 年度も、各種検討会等に属する外部有識者からの自己申告に基づき、定められた情報を原子力規制委員会ホームページに掲載し、公開した。

（３） 透明性の確保

原子力規制委員会では、平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 19 日）で決定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、開示請求を前提としない情報公開、公開議論の徹底及び文書による行政の徹底を基本方針とし、原子力規制委員会、審議会、審査会合、検討チーム等の会合を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開やインターネット動画サイト¹によるリアルタイム配信を行っている。

また、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せについては、議事概要を作成し、公開している。原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談についても、議事概要を作成し、使用した資料とともに公開している。重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとしている。さらに、審査会合のためのヒアリングについては、平成 31 年 4 月から継続的に自動文字起こし結果公開の運用を行っており、自動文字起こしによる議事録を「原子力規制委員会アーカイブ検索システム N-ADRES」（以下「N-ADRES」という。）に掲載している。

令和 6 年度も、これらの透明性の確保に関する取組を着実に実施するとともに、ホームページの利用者が資料を閲覧しやすくするため、ホームページ上に N-ADRES のリンクを掲載してホームページと N-ADRES を連携し、インターネット動画サイトの視聴者の利便を図るため、会議資料を会議の開始と同時に入手できるよう N-ADRES に掲載した。また、原則として原子力規制委員会委員長定例記者会見（以下「委員長会見」という。）を週 1 回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週 2 回それぞれ実施し、議事録を可能な限り翌日中に N-ADRES に掲載した。また、原子力規制委員会委員長、委員等が現地調査及び現地視察を行う際には、現地調査等終了後の委員長等への取材対応や写真等の提供を行った（令和 6 年度は 23 件対応）。

3. 外部とのコミュニケーションの充実

（１） 多様なコミュニケーションに関する取組の充実

平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 15 日）において了承された「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について」に基づき、

¹ 「YouTube」及び「ニコニコチャンネル」

委員による原子力施設の視察や、地元関係者との意見交換を実施している。

令和 6 年度は、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を 2 箇所で開催した。具体的には、令和 6 年 7 月 20 日に山中原子力規制委員会委員長及び伴原子力規制委員会委員が島根県で、中国電力島根原子力発電所の緊急時対策所等の視察並びに島根県原子力防災センターでの島根県知事、鳥取県知事及び松江市長等の地元関係者との意見交換を行った。また、令和 7 年 1 月 24 日には伴原子力規制委員会委員及び長崎原子力規制委員会委員が愛媛県で、四国電力伊方発電所の乾式貯蔵施設等の視察及び愛媛県オフサイトセンターでの愛媛県知事、伊方町長等の地元関係者との意見交換を行った。当該意見交換会については、山中原子力規制委員会委員長もオンライン会議システムを利用し参加した。

原子力規制委員会は、地元自治体からの要望を受け、規制活動についての説明を行っている。令和 6 年度は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の新規規制基準適合性審査の結果等並びにリサイクル燃料貯蔵使用済燃料貯蔵施設の新規制基準適合性審査及び検査の状況について、各地元自治体及び地元住民へ説明を行った。また、中国電力島根原子力発電所 2 号炉の審査結果（新規規制基準に係る保安規定変更認可）、関西電力大飯発電所 3・4 号炉の審査結果（長期施設管理計画の認可等）、関西電力高浜発電所 1 号炉の審査結果（高経年化技術評価に係る保安規定変更認可）、四国電力伊方発電所 3 号炉の審査結果（高経年化技術評価に係る保安規定変更認可）、日本原子力発電敦賀発電所 2 号炉の審査結果（設置変更許可をしないこととする処分）等について、各地元自治体へ説明を行った。

また令和 7 年 1 月 17 日には、山中原子力規制委員会委員長が原子力規制人材育成事業の一環として、同事業の実施者である福島工業高等専門学校を訪問し、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の現状について講演及び学生との意見交換を行った。

被規制者に対しては、安全性向上に係る取組や改善事項等について双方のマネジメントレベルがそれぞれの考え方を理解しあうこと等をテーマに、4 事業者の経営責任者（CEO）と計 4 回意見交換を行った。また、円滑な規制の導入や予見性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等を目的に、安全性向上に関する取組等について、主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者（CNO）等と 3 回意見交換を行った。これらを踏まえて、建替原子炉の設計について事業者との実務的な意見交換の実施や審査プロセスの改善などの対応を行った。さらに、規制当局の問題意識を周知する「被規制者向け情報通知文書」を、令和 6 年度は原子力規制庁より 2 件発出した。

これらの取組を通して、多様なコミュニケーションの充実に努めている。

（２） 公開情報管理システムの継続的改善

原子力規制委員会ホームページで公開していた重要情報は、令和 5 年度に構

築を行った新システムの N-ADRES により、アーカイブし公開する運用を開始した。また、N-ADRES に登録する資料について、さらなる利便性向上のためにメタデータの追記や機能の改修を行った。

(3) 原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化

原子力規制に対する社会的な関心を踏まえ、国民への迅速かつ丁寧な情報発信に努めた。原子力規制委員会会合における議論のうち社会的な関心の高いと思われるものの概要や、法令報告情報、地震による原子力施設への影響など、すぐに発信することが求められる情報を、引き続きソーシャルメディアで配信した。また、原子力規制委員会ホームページで、原子力規制委員会の各議題の結果概要を掲載した。

特に、令和 6 年能登半島地震に関する知見収集のために実施された石渡原子力規制委員会委員による奥能登地域等での現地調査等の社会的関心が高い案件について、現地調査の映像及び画像素材を報道機関に提供し、ソーシャルメディアも活用して情報発信を行うなど、情報発信を強化した。さらに、原子力規制委員会委員長及び委員等による現地調査及び現地視察等終了後の委員長等への取材の様子をソーシャルメディアでリアルタイム配信するなど、発信強化の取組を継続して実施した。

加えて、原子力規制委員会の取組をわかりやすく伝えるために、令和 5 年度からスタートしたわかりやすい説明資料の作成を令和 6 年度も引き続き実施した。作成した資料は、原子力規制委員会資料の参考資料として公開した。

4. 原子力安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持

(1) 原子力安全文化の維持と向上

原子力規制庁では職員を対象に、原子力安全文化の育成・維持及びマネジメントシステムの実施状況等を確認するためのアンケート及びインタビュー調査を実施している。令和 5 年度に実施した同調査の中で、一部の職員から、原子力安全文化を実践することが自らの職務とどのように関連しているのかについて、理解等が不足している傾向が見られたことから、令和 6 年度は、原子力規制委員会における職員の原子力安全文化に対する認知・理解・業務における浸透状況を確認し、改善策の検討に活用することに重点を置いて、アンケート及びグループインタビューを実施した。本調査において得られた結果については、令和 6 年度マネジメントレビューにおいて次年度の取組等に係る議論に活用するほか、各課室における原子力安全文化の育成・維持活動や業務マネジメントの具体的な改善につなげるため、課室毎にフィードバックを行った。

また、令和 5 年度調査で特定された課題等を踏まえ、組織理念の浸透及び職員間のコミュニケーションの活性化を目的に、職員間の意見交換会を実施した

ほか、時間を選ばず職員同士が交流できる場として、職員向けの資料を展示した「ギャラリースペース」を設け、原子力規制委員会委員と職員との交流機会の創出等につながるコーヒブレイクを企画した。さらに、原子力規制委員会発足の原点を改めて意識し、組織理念等と照らして職員が自らの行動を振り返る機会とするため、3月11日に向けて「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を全職員に再配布した。

このほか、経済協力開発機構/原子力機関（OECD/NEA²）が実施した国特有の安全文化フォーラム（CSSCF³）への参画を受けて、原子力規制検査担当部署が中心となり職員間で原子力安全文化に係るディスカッションを行うなど、原子力規制庁内各課室がそれぞれ主体となり原子力安全文化の育成・維持に取り組んだ。

（2）核セキュリティ文化の醸成

原子力規制委員会は、原子力規制組織としての核セキュリティ文化の醸成・維持を図るための指針として、「核セキュリティ文化に関する行動指針」を平成27年1月14日に策定している。この指針に則して、新規採用職員及び検査官への着任が見込まれる職員を対象として、核セキュリティ文化に関する研修等を継続的に実施している。

5. 原子力施設安全情報に係る申告制度

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）には、原子力規制委員会が公益通報を受け付けるべき法令として、原子炉等規制法、放射線同位元素等規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び原災法が規定されている。

原子力規制委員会は、公益通報を受け付け、事実関係を調査し、必要に応じて事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」を設けている。

本制度の運用に際しては、原子力規制委員会が行う調査を監督し、指導・助言するため、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会（以下「申告調査委員会」という。）」を設置している。原子力規制委員会は、申告調査委員会の監督の下、情報提供があった案件が、申告として取り扱うべきものであるかどうかを慎重に確認し、申告者の個人情報の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。令和6年度は新規受理案件0件、平成24年度本制度制定後の累積処理済案件は6件である。

² Organisation for Economic Co-operation and Development / Nuclear Energy Agency

³ Country-Specific Safety Culture Forum

第2節 規制業務を支える業務基盤の充実

1. マネジメントシステムの継続的改善

(1) 第3期中期目標の制定

原子力規制委員会では、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき適当と認める期間ごとに中期目標を定めることとしている。令和6年度は第2期中期目標期間（令和2年4月から令和7年3月まで）の最終年度であることから、当該期間の取組状況等を踏まえた上で、原子力規制委員会がその任務を果たし、組織理念等を実現し続けるために今後5年間において達成を目指す成果目標とその実現のために実施する施策目標について、令和6年度第2回原子力規制委員会政策評価懇談会（令和6年12月10日）における外部有識者からの意見聴取や原子力規制庁内での職員向け意見募集等も踏まえつつ原子力規制委員会において議論を行い、第3期中期目標（令和7年4月から令和12年3月まで）として、令和6年度第60回原子力規制委員会（令和7年2月5日）で決定した。

(2) マネジメントシステムに基づく業務の実施及び継続的改善

原子力規制委員会では原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、中期目標を達成するための年度業務計画を毎年度策定し計画的に業務を実施しており、マネジメントシステム内部監査の実施や要改善事項等の管理等を通じて、マネジメントシステム及び業務の継続的な改善を図っている。令和6年度の活動状況は以下のとおり。

① 年度業務計画に基づく業務の着実な遂行

令和6年度においては、令和5年度第72回原子力規制委員会（令和6年3月19日）で決定した令和6年度原子力規制委員会年度業務計画に基づき業務を着実に遂行した。同計画の令和6年9月末時点での進捗状況に係る評価に際して、それまでの業務進捗や新たな課題の発生を含む状況の変化等を踏まえて計画変更の必要性が認められたことから、令和6年度第44回原子力規制委員会（令和6年11月20日）において当該計画の変更を決定した。

また、令和6年度第65回原子力規制委員会（令和7年2月26日）及び令和6年度第66回原子力規制委員会（令和7年3月5日）においてマネジメントレビューを実施し、マネジメントシステムの実施状況及び評価等に係る原子力規制庁等からの報告を受けて議論を行った。これらの結果等を踏まえ、令和7年度原子力規制委員会年度業務計画を令和6年度第71回原子力規制委員会（令和7年3月26日）で決定した。

② マネジメントシステム内部監査の実施

令和6年度は、原子力規制庁等内の6部署を対象にマネジメントシステム内

部監査を実施し、各部署におけるマネジメントシステムの適切性及び有効性を確認し、他課室等への展開が望ましい良好事例を14件、当該部署や関連する部署において改善が望ましい事項を7件特定した。

③ 要改善事項等の管理

令和6年度の業務遂行について新たに12件（このほか手続き中1件）の要改善事項を確認し、令和5年度以前に確認した事項も含めて、発生の要因分析や要改善事項の再発防止を確実にするための是正処置の評価、是正処置の有効性の評価などを適切に行っている。また、令和6年度内に8件の要改善事項に係る是正処置の実施とその効果の確認を行った。

（3）政策評価の実施

原子力規制委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価プロセスと原子力規制委員会マネジメントシステムに基づく年度計画の策定・評価プロセスを一体で運用している。

令和5年度実施施策については、令和5年度第67回原子力規制委員会（令和6年2月28日）及び令和5年度第68回原子力規制委員会（令和6年3月6日）で令和5年度マネジメントレビューを実施し、令和5年度原子力規制委員会年度業務計画の実施状況の評価を行った。その結果を踏まえ、令和6年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会（令和6年7月19日）における議論等を通じて、令和6年度第25回原子力規制委員会（令和6年8月21日）で令和5年度実施施策に係る政策評価書を決定し、決定した評価書は総務大臣へ送付するとともに原子力規制委員会ホームページにて公表した。当該評価書を踏まえ、原子力規制委員会における政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（令和6年度公表分）を令和6年度第71回原子力規制委員会（令和7年3月26日）において決定し、総務大臣へ送付した。

また、第3期中期目標の達成状況を適切に評価に反映すること等を盛り込んだ原子力規制委員会政策評価基本計画（令和7年4月1日から令和12年3月31日）及び令和6年度実施施策等に係る事後評価の実施方法を定めた令和7年度原子力規制委員会政策評価実施計画についても、令和6年度第71回原子力規制委員会（令和7年3月26日）において決定し、当該計画を総務大臣へ送付した。

2. 国際機関との連携及び国際社会への貢献

（1）国際機関との連携

原子力規制委員会は、IAEAやOECD/NEAの各種会合への出席や専門職員の派遣等を通じて、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた

知見や教訓等を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報発信や意見交換を行った。

① IAEA

令和 6 年度は、IAEA の安全基準委員会 (CSS⁴)、原子力安全基準委員会 (NUSSC⁵)、廃棄物安全基準委員会 (WASSC⁶)、輸送安全基準委員会 (TRANSSC⁷)、放射線安全基準委員会 (RASSC⁸)、緊急事態の準備と対応基準委員会 (EPRReSC⁹) 及び核セキュリティガイダンス委員会 (NSGC¹⁰) 等の国際会合に専門職員を出席させ、我が国で得られた最新の知見等を踏まえた議論を行い、国際的な基準の策定、共通認識の形成に貢献した (国際機関等との共同研究については第 2 章第 3 節を参照)。

国際的な情報発信の一環として、引き続き東京電力福島第一原子力発電所近傍をはじめとした海域モニタリングの結果を定期的に公表するとともに、IAEA と海洋試料の共同採取及び分析結果の相互比較を実施している (詳細は第 4 章第 3 節を参照)。IAEA が各国の環境放射線モニタリング情報を収集し、共有する枠組みとして整備している国際放射線モニタリング情報システム (IRMIS¹¹) に関して、令和 2 年 2 月から原子力規制委員会が集約する日本国内の代表的なモニタリングポストの環境放射線 (空間線量率) のデータを IRMIS へ伝送している。

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水 (以下「ALPS¹²処理水」という。) の海洋放出に関して、令和 3 年 7 月 8 日に IAEA と日本政府との間で署名された ALPS 処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項に基づき実施される IAEA レビューを受けている。令和 6 年 4 月 23 日から 26 日まで海洋放出後第 2 回の IAEA レビューが実施され、その後令和 6 年 12 月 9 日から 12 日まで、海洋放出後第 3 回の IAEA レビューが実施された。IAEA はそれぞれの報告書の中で、関連する国際安全基準の要求と合致しない事項は認められなかったとしている。

また、保障措置については「対 IAEA 保障措置技術開発支援計画 (JASPAS¹³)」等の枠組みを通じて、IAEA 及びほかの加盟国の保障措置の技術的能力向上に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与した。

⁴ Commission on Safety Standards

⁵ Nuclear Safety Standards Committee

⁶ Waste Safety Standards Committee

⁷ Transport Safety Standards Committee

⁸ Radiation Safety Standards Committee

⁹ Emergency Preparedness and Response Standards Committee

¹⁰ Nuclear Security Guidance Committee

¹¹ International Radiation Monitoring Information System

¹² Advanced Liquid Processing System

¹³ Japan Support Programme for Agency Safeguards

令和6年7月22日から8月2日まで国際核物質防護諮問サービス(IPPAS¹⁴)ミッションを受け入れ、ミッションチームより、日本の核セキュリティ体制は強固である旨の見解が示された(詳細は第3章第1節を参照)。また、令和5年度にIAEAに正式要請した総合規制評価サービス(IRRS¹⁵)の受入れに関して、IAEAからは令和8年1月に実施することを暫定で登録した旨の回答を得たことから、令和6年度第52回原子力規制委員会(令和7年1月8日)で報告された対応方針に基づき、令和7年3月4日から6日までIAEAスタッフを招聘して自己評価の進め方に係るワークショップを開催したほか、自己評価書の作成など必要な作業を進めているところである。

② OECD/NEA

OECD/NEAの原子力規制活動委員会(CNRA¹⁶)の議長を市村原子力規制庁原子力規制技監が務めており、令和6年6月6日から7日まで開催された第51回会合及び令和6年12月10日から11日まで開催された第52回会合に参加し、議論を主導した。また、当該委員会傘下のリーダーシップ及び安全文化ワーキンググループ(WGLSC¹⁷)の議長を伴原子力規制委員会委員が務めており、令和6年4月8日から11日まで開催された第3回会合及び令和6年10月21日から25日まで開催された第4回会合に参加した。

原子力規制委員会は、OECD/NEAと共に、令和6年11月10日から15日まで福井県敦賀市にて第1回国際原子炉監視ワークショップ(INROW¹⁸)を主催し、杉山原子力規制委員会委員が議論に参加した。当該ワークショップでは、WGRO¹⁹関係者や事業者、自治体職員、原子力学会の研究者などと共に、横断領域の監視や外部電源喪失を引き起こす事象に係る事業者の備えに対する監視及び監視手法への革新的なアプローチについての議論を行った。また、検査官としての望ましい特性や規制機関の検査への期待といったテーマに関するパネルディスカッションも併せて実施した。結果はOECD/NEAにより報告書として取りまとめられ、公表される予定である。

(2) 原子力安全等に関する各種国際条約の下での取組への参画等

原子力規制委員会は、関係府省とともに、原子力の安全に関する条約(原子力安全条約)、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約(廃棄物等合同条約)、原子力事故の早期通報に関する条約(原子力事故早期通報条約)、

¹⁴ International Physical Protection Advisory Service

¹⁵ Integrated Regulatory Review Service

¹⁶ Committee on Nuclear Regulatory Activities

¹⁷ Working Group on Leadership and Safety Culture

¹⁸ International Nuclear Regulatory Oversight Workshop

¹⁹ Working Group on Reactor Oversight

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）及び核物質の防護に関する条約の改正条約（改正核物質防護条約）等の下での活動に参画している。

令和 6 年 8 月に廃棄物等合同条約日本国第 8 回国別報告を提出し、令和 7 年 3 月 17 日から 28 日まで開催された第 8 回検討会合に長崎原子力規制委員会委員が参加し、我が国を含む各国の国別報告について締約国間でのピア・レビューを行った。

（３） 多国間枠組みにおける諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、原子力安全等の向上の観点から諸外国の原子力規制機関との情報交換等を進めている。

国際原子力規制者会議（INRA²⁰）は、原子力発電所を保有する主要国の原子力規制当局の責任者から構成され、原則毎年 2 回、原子力安全規制上の広範な課題について意見交換を行う枠組みであり、日本、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国の 9 か国がメンバーとなっている。令和 6 年 5 月 3 日から 4 日までフランクフルト（ドイツ）で開催された第 53 回会合に山中原子力規制委員会委員長が参加し、ALPS 処理水の規制及び長期施設管理計画等について報告した。また、令和 6 年 9 月 16 日にウィーン（オーストリア）で開催された第 54 回会合に山中原子力規制委員会委員長が参加し、各国の原子力規制を巡る情報や諸課題について議論を行った。

西欧原子力規制者会議（WENRA²¹）は、欧州各国を主体とする原子力規制当局の責任者により構成され、原則毎年 2 回総会が開催されている。日本は令和 5 年からアソシエイトメンバーとして参画している。令和 6 年 4 月 24 日から 25 日までラルナカ（キプロス）で開催された総会に金子原子力規制庁次長が参加し、日本における長期運転に関する状況について紹介した。また、令和 6 年 11 月 7 日から 8 日までワルシャワ（ポーランド）で開催された総会に金子原子力規制庁次長が参加し、参加国の関心に応じた議題について議論を交わした。

日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM²²）は、日中韓の原子力規制機関上級規制者が、原子力安全に関する共通課題や技術向上のための有益な情報を共有し、原子力安全の向上と地域協力の強化を図ることを目的とした枠組みとして、平成 20 年から開催しているものである。令和 7 年 2 月 25 日から 26 日まで、TRM の枠組みの下での合同緊急時訓練である JED²³を原子力規制委員会が主催し、東京での机上訓練及び日本原子力発電東海第二発電所等への視察を通じて、原子力施設における緊急時に迅速かつ適切な情報を参加機関が共有するために

²⁰ The International Nuclear Regulators Association

²¹ Western European Nuclear Regulators Association

²² Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety

²³ Joint Emergency Drill

必要な手順等を確認した。

(4) 二国間枠組みにおける諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、9か国（11の原子力規制機関等²⁴）と交わした各種協力に関する覚書等に基づき、二国間の協力を通じて、諸外国の原子力規制機関等と原子力規制に関する情報交換等を行っている。

フランス原子力安全機関（ASN²⁵）²⁶の間では、令和6年11月19日から20日までフランスで第9回日仏規制情報交換会合を開催した。当該会合には山中原子力規制委員会委員長（オンライン会議システムにて一部参加）、杉山原子力規制委員会委員が出席し、双方の規制当局の最新動向をはじめとして、応力腐食割れ、放射性廃棄物のクリアランス、検査官交流活動等について情報交換を行った。また、石渡原子力規制委員会委員が令和6年6月にフィンランド及びフランスに出張し、オルキルオト放射性廃棄物処分場を視察するとともに、ASNの委員と会談し規制情報の交換を行った。

令和7年3月11日から13日まで、米国原子力規制委員会（NRC²⁷）が主催した規制情報会議（RIC²⁸）に杉山委員が参加し、緊急事態の際の警報システムに関するパネルディスカッションに参加するとともに、NRC委員及び運営事務局長、フランス原子力安全・放射線防護機関（ASNR²⁹）委員並びにフィンランド放射線・原子力安全庁（STUK³⁰）長官等と会談し、規制情報の交換を行った。

また、山中原子力規制委員会委員長が令和6年9月の第68回IAEA総会等に出席するためオーストリアに出張した際に、スウェーデン放射線安全機関（SSM）及びASNの長官と会談し、規制情報の交換を行った。

さらに、長崎原子力規制委員会委員が令和7年3月の廃棄物等合同条約第8回検討会合に出席するためオーストリアに出張した際に、英国原子力規制機関（ONR³¹）の最高責任者兼首席検査官、スイス原子力安全検査局（ENSI³²）の長官及びASNRの委員と会談し、規制情報の交換を行った。

²⁴ 米国原子力規制委員会(NRC)、米国エネルギー省(DOE)、フランス原子力安全機関(ASN)、フランス放射線防護原子力安全研究所(IRSN)、英国原子力規制機関(ONR)、ロシア連邦環境・技術・原子力監督庁(Rostechnadzor)、スウェーデン放射線安全機関(SSM)、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省(BMUB)、スペイン原子力安全委員会(CNS)、フィンランド放射線・原子力安全庁(STUK)、カナダ原子力安全委員会(CNSC)

²⁵ Autorité de sûreté nucléaire

²⁶ 令和7年1月にASNとIRSNはフランス原子力安全・放射線防護機関(ASNR)に統合された。

²⁷ Nuclear Regulatory Commission

²⁸ Regulatory Information Conference

²⁹ Autorité de sûreté nucléaire et de radioprotection

³⁰ Säteilyturvakeskus

³¹ Office for Nuclear Regulation

³² Eidgenössisches Nuklearsicherheitsinspektorat

(5) 原子力規制国際アドバイザーとの意見交換

原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることを目的とし、原子力規制についての豊富な経験と高度な学識を有する有識者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制制度の在り方などの課題について意見交換等を行っている。令和6年度は、令和6年11月11日に原子力規制国際アドバイザーとの意見交換会合を実施し、規制におけるリスク情報の活用及び規制人材の確保・育成について意見交換を行った。

3. 訟務事務及び法令事務への対応

(1) 訟務事務等についての着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る訟務事務等に関し、現在係争中の45件の訴訟について、法務省等の関係機関と連携して、迅速かつ適切に準備書面の作成、口頭弁論、証人尋問等への対応を行った。なお、令和6年度中に判決の言渡しは、7件あった。

(2) 法令等の不断の見直し及び改善

最新の科学的・技術的知見を規制に反映させるなど、原子力規制委員会が所管する法令等の不断の見直し及び改善を実施した。

令和6年度に改正した主な法令等は表1-1のとおりである。

表 1-1 令和6年度に改正した主な法令

法令等名	概要
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第28号）	令和7年6月6日施行 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号。以下この表において「改正法」という。）の施行に伴い、現行の運転期間延長認可制度に係る規定（延長の期間及び手数料の額）を削除するとともに、新制度に係る手数料の額を定めた。

<p>核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 6 年原子力規制委員会規則第 3 号）</p>	<p>令和 6 年 5 月 30 日施行 核燃料施設等の故障について、原子力施設の安全に関する事象のみを報告対象にするなど報告対象事象の明確化を行った。</p>
<p>国際規制物資の使用等に関する規則（令和 6 年原子力規制委員会規則第 4 号）</p>	<p>令和 6 年 10 月 1 日施行 保障措置活動の一部が免除されている非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の輸出入を行う場合に、原子力利用国際規制物資使用者と同様の IAEA に対する報告等が必要となったことから、所要の改正を行った。 あわせて、保障措置の活動をより効果的かつ効率的に実施するため、所要の規定の整理等を行った。</p>
<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 6 年原子力規制委員会規則第 5 号）</p>	<p>令和 6 年 10 月 15 日施行 発電用原子炉施設の特定機器及び使用済燃料貯蔵施設の特定容器等に係る型式証明及び型式指定について、その変更承認の申請範囲の明確化その他運用の改善等のための改正を行った。</p>
<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和 7 年原子力規制委員会規則第 1 号）</p>	<p>令和 7 年 2 月 13 日施行 改正法の施行に伴い令和 5 年 9 月に公布された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和 5 年原子力規制委員会規則第 4 号。以下この表において「令和 5 年改正規則」という。）について、原子炉本体よりも長期間使用している施設であってほかの原子炉と共用しているものの特別点検の実施時期の見直しを行うとともに、当該特別点検の方法及びその結果を長期施設管理計画に記載することとする改正を行った。</p>

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（令和 7 年原子力規制委員会規則第 3 号）	令和 7 年 4 月 1 日施行 令和 7 年度機構・定員要求の結果を踏まえ、新たに設置が認められた官職を定める等の改正を行った。
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則（令和 7 年原子力規制委員会規則第 2 号）	令和 7 年 6 月 6 日施行 改正法の施行を契機として、関係規則において定める身分を示す証明書の様式の改正を行った。
原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（令和 6 年原子力規制委員会告示第 8 号）	令和 6 年 9 月 11 日適用 全国規模で要員を確保するための体制整備として原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設等を行った。
国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示（令和 6 年原子力規制委員会告示第 6 号）	令和 6 年 10 月 1 日施行 国際規制物資の使用等に関する規則の改正に伴い、法令番号の改正等の所要の規定の整理を行った。
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する件（令和 6 年原子力規制委員会告示第 7 号）	令和 6 年 10 月 15 日施行 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則の施行に伴い、核燃料輸送物の設計の承認に係る申請書における核燃料輸送物の安全解析に関する記載について、当該輸送容器に係る型式指定の番号の記載で足りることとする別記様式の改正を行った。
原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第二号ニの原子力規制委員会が定める電子証明書を定める告示（令和 7 年原子力規制委員会告示第 2 号）	令和 7 年 3 月 31 日施行 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 22 号）に基づき、電子申請で利用可能な電子証明書を定めた。
安全上重要な機器等を定める告示の一部を改正する件（令和 7 年原子力規制委員会告示第 1 号）	令和 7 年 6 月 6 日施行 令和 5 年改正規則の施行に伴う所要の規定の整備を行った。

4. 公文書の適切な管理及び公開

(1) デジタルを前提とした公文書管理の推進

原子力規制委員会では、令和 7 年度から令和 11 年度にかけて、民間企業が提供する紙文書の電子化サービスを利用し、紙媒体で保有している行政文書を電子媒体にすることを検討している。令和 6 年度は、令和 7 年度からの電子媒体化に向けて、原子力規制庁内の一部課室を対象とし、試験的に実施した。

(2) 行政手続のデジタル化に向けた対応

原子力規制委員会は、令和 6 年度第 62 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 12 日）で、デジタル社会の実現に向けた重点計画等における政府全体の方針を踏まえた原子力規制委員会に対する各種申請・届出手続のデジタル化の対応状況と今後の対応方針について、議論した。

具体的には、政府共通の総合的な検索・案内サービスである e-Gov を利用した電子申請の導入、原子力規制委員会が所管する国家資格に関する事務のオンライン化の予定等を対象とした。

(3) 情報公開法に基づく適切な情報開示

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく開示請求に関し、88 件を受け付け、前年度からの繰越案件を含む 97 件のうち 85 件について、基準に基づいた審査を適切に行い、開示決定等を行った。

また、情報公開事務のオンライン化を行った。

5. 予算の効果的かつ効率的な執行

原子力規制委員会全体の予算執行見込みを把握し、効果的かつ効率的な予算執行に供するため、予算執行状況調査を年 3 回実施し、その結果を基に適切な予算執行を行った。

また、随意契約案件等の審査に係る「契約委員会」を都度開催し、厳格な審査を行うとともに、第三者機関として設置している「物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会」を令和 6 年 11 月に開催し、抽出された 9 件の契約について、契約方式を含む契約過程や契約内容の妥当性等について審議を実施した。業務発注の見通しについては、原子力規制委員会のホームページにて四半期ごとに公表し、契約予定案件を事前に幅広く周知することで、事業者の業務参加の増加を図った。

さらに、行政事業レビューにおいて、全ての事業の執行の実態を明らかにし、一部の事業については外部の視点を活用しながら予算の効果的かつ効率的な執行に向け必要な点検を実施した。

6. 個々の職員が働きがいを感じる職場環境の構築

(1) ワークライフバランス行動計画の策定

原子力規制委員会では、ワークライフバランス推進のための働き方改革、女性の活躍推進のための改革を推進するため、平成 28 年度から、「女性活躍とワークライフバランス及び次世代育成支援対策のための特定事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定している。これまでに、内閣人事局が令和 3 年度に実施した職員アンケートの結果等を踏まえた取組や、「こども未来戦略」の閣議決定及び「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」（令和元年 12 月 27 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）の改正に伴い男性職員の育児休業取得率を上げる取組を、取り入れる改定をした。

また、原子力規制委員会では、行動計画に基づき、「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画等フォローアップ」及び「職業選択に資する情報」をホームページで毎年度公表している。

(2) 働き方の多様化

原子力規制委員会では、令和 6 年度より職員の勤務時間管理の効率化のため勤務時間管理システムの本格的な運用を開始した。システムの利用による利便性の向上をきっかけに、フレックスタイム制やテレワーク等の活用がより促進されるよう、各種制度の利用に関するシステムの操作方法のマニュアル類を整備した。また、本人又は配偶者の出産を予定している職員に対してプレパパ・プレママ登録等の各種制度について分かりやすい情報発信を行い、育児休業等の取得促進を図った。

(3) 障害者の雇用

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用を促進し、法定雇用率 2.8%を上回る雇用率を達成した。各課室から依頼された業務を、障害を持つ職員が引き受ける体制を整えるとともに、臨床心理士等の専門家によるカウンセリングを定期的に行い、就業上、支障となる課題や体調などを確認し、適切な安全配慮の下に業務を遂行した。

また、障害者の就労支援機関と連携し、現職者の就労状況について共有するとともに、求職中の障害者の方の新規採用について、情報交換を行っている。

(4) 360 度評価の実施

令和 2 年度第 16 回原子力規制委員会（令和 2 年 7 月 15 日）にて決定した「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」で、原子力安全文化の育成・維持の観点から風通しの良いコミュニケーションを促進するため導入

することとした 360 度評価（多面観察）を、令和 4 年度に、管理的立場にある職員のうち指定職及び課室等の長を被評価者として、運用を開始した。

令和 6 年度は、令和 5 年度に引き続き、課室のマネジメントを担当する総括補佐も対象に追加し、174 名を被評価者として、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターの全職員が延べ 2,586 件の評価を行った。被評価者に対して、評価項目毎の 5 段階評価の結果及び職員が自由記載欄に記載したコメントのうち本人に伝達することが望ましい内容をフィードバックし、自らの気付きを促すこととしている。

（５） 業務改革の取組の推進

原子力規制委員会の新庁舎への移転計画を機に、新しい執務環境の構築を進めるとともに、従来の働き方を大胆に見直し、職員が働きやすい環境づくりに取り組むため、令和 5 年度から業務改革推進チームを設置している。このチームの下、働き方改革や ICT（情報通信技術）最大活用等 5 つのテーマごとのワーキンググループが、公募により参画している職員を中心に、執務室のフリーアドレスの導入、テレワークの円滑化、ペーパーレスの促進、オンライン会議や業務に集中して取り組むためのブースの拡充等のコワーキングスペースの充実など、組織横断的な業務改革の取組を進めている。

（６） 災害時における職場の安全確保と業務継続

原子力規制委員会は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、「原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）」（以下「業務継続計画」という。）を策定している。令和 5 年度第 30 回原子力規制委員会（令和 5 年 9 月 6 日）の令和 5 年度改善計画の策定及び業務継続計画の一部改正に向けた検討方針に基づき、原子力規制委員会は、令和 6 年度第 19 回原子力規制委員会（令和 6 年 7 月 10 日）において業務継続計画を改正した。また、原子力規制庁は、令和 6 年 10 月から 11 月に、業務継続計画の自己評価を実施するとともに、政府全体が行う令和 6 年度「防災の日」総合防災訓練の一貫として、代替庁舎の立ち上げなどの業務継続計画に係る訓練を実施し、海外への情報発信の対応のための体制整備等の必要な改善項目について令和 6 年度改善計画を策定した。

7. 国立研究開発法人の業務の実績等に係る評価

（１） 原子力機構

原子力規制委員会は、原子力機構の業務のうち原子力規制委員会所管に関する業務の実績について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく主務大臣の評価（以下「業務実績評価」という。）を毎年度実施している。

原子力規制委員会は、令和 6 年 6 月 28 日に原子力機構から提出された令和 5 年度業務実績に関する自己評価結果を踏まえ、第 22 回国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（令和 6 年 7 月 18 日）及び第 23 回国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（令和 6 年 7 月 25 日から 26 日）において部会委員から聴取した意見等を参考として、令和 6 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 21 日）において令和 5 年度における業務実績評価（原子力規制委員会共管部分）（評定：A）を決定した。当該評価を含め文部科学省で取りまとめた評価結果については令和 6 年 8 月 27 日付けで令和 6 年 8 月 28 日に原子力機構に通知するとともに公表した。

（２）量子科学技術研究開発機構

原子力規制委員会は、量子科学技術研究開発機構の業務のうち原子力規制委員会所管に関する業務の実績について、業務実績評価を毎年度実施している。

原子力規制委員会は、令和 6 年 6 月 28 日に量子科学技術研究開発機構から提出された令和 5 年度業務に関する自己評価結果を踏まえ、第 19 回国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会（令和 6 年 7 月 9 日）及び第 20 回国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会（令和 6 年 7 月 29 日）において部会委員に意見聴取を行い、令和 6 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 21 日）において、令和 5 年度における業務実績評価（原子力規制委員会共管部分）（評定：A）を決定した。当該評価を含め文部科学省で取りまとめた評価結果については令和 6 年 8 月 27 日に量子科学技術研究開発機構に通知するとともに公表した。

第 3 節 職員の確保と育成

1. 高い倫理観の保持

原子力規制委員会では、組織理念において「高い倫理観」を持って職務を遂行することを求めており、人と環境を守る使命を果たすべく、職員一人ひとりが 5 つの活動原則に沿って職務を遂行している。

これを確実にするため、原子力規制委員会では、新たな職員全員に対し組織理念カードを配布し、令和 6 年 4 月 9 日及び 10 月 2 日に公務員倫理の研修を実施した。

加えて、12 月の国家公務員倫理月間には、倫理監督官（原子力規制庁長官）から全職員に向けてメッセージを配信した。さらに、所属長自らのメッセージ入りの啓発ポスターや研修教本、加えて原子力規制委員会が独自に追加しているルールを含むリーフレットを配布し、全職員を対象に e-ラーニングによる公務員倫理研修を受講させるなど、倫理意識の浸透に努めている。

2. 原子力規制人材の確保

(1) 機構の新設及び人員の充足

後述の「第3章第2節 保障措置活動の着実な実施」を適切に行うことができるよう、令和7年度に日本原燃六ヶ所再処理工場等に対する保障措置業務を着実に実施するための参事官（保障措置担当）を新設するとともに、計20名の定員増を措置する予定である。

有為な人材を多数確保するため、原子力規制委員会への関心が高まるよう業務紹介等の採用活動を積極的に実施した。具体的には、新規採用に向けた取組として、原子力関係業界が一堂に会する就職セミナー、就職サイトが主催するセミナー、大学等の学校が主催する説明会等に参加し、業務紹介を行うとともに、1週間程度の就業体験プログラムを令和6年8月に2回、令和7年2月に3回実施した。さらに、原子力規制庁の認知度向上のため、全国の大学、高等専門学校及び高等学校を訪問し、就職担当者への周知活動を精力的に行った。また、民間等からの実務経験者を採用するため、転職サイト、新聞広告及び原子力発電所が立地している自治体広報誌を活用するとともに、関連原子力事業者の拠点がある最寄駅にポスターを掲示した。さらに、令和5年度と同様に募集を年2回実施するとともに、人材確保の状況を踏まえて必要な分野の専門家に限定してさらなる募集機会を設けた。

新規採用については、国家公務員採用試験合格者を対象とした官庁訪問で選考した者のみならず、原子力工学等を専攻した学生を採用するための原子力規制庁独自の採用試験である「原子力規制庁原子力工学系職員採用試験」の合格者を内定した。また、技術研究・技術調査業務を担当する研究職員を対象とした採用試験を行い、内定者を確保した。この結果、令和6年度の採用活動によって新規採用することとした者として、31名（総合職3名、一般職（大卒程度）14名、一般職（高卒者）5名、一般職（原子力工学）4名、研究職5名）を内定（うち2名が令和6年度採用者、29名が令和7年度採用予定者）した。なお、令和6年度における採用者数は、令和5年度に内定した者と上記の令和6年度内定者2名を合わせた36名であった。

実務経験者採用は、令和6年度に実施した募集において、安全審査・検査、原子力防災、放射線障害防止等の業務を中心に23名を内定（うち10名が令和6年度採用者、13名が令和7年度採用予定者）した。なお、令和6年度における採用者数は、令和5年度に内定した者（人事院の中途採用選考試験（就職氷河期世代）採用職員1名を含む。）と上記の令和6年度内定者10名を合わせた38名であった。

職員数は令和7年1月1日時点で1,090名、定員充足率96.2%となった。

表 1-2 平成 30 年度から令和 6 年度までの人材確保状況（単位：人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	合計
実務経験者※1	23	33	21	16	23	49	38	203
新規採用職員※2	29	22	29	26	40	38	31	215
合計	52	55	50	42	63	87	69	418

※1 当該年度に採用した人数

※2 当該年度の採用活動を踏まえた翌年度 4 月 1 日までの採用人数

（２） 原子力規制人材育成事業への取組

将来の原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全及び原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施している。令和 6 年度は、令和 2 年度採択の 4 件、令和 3 年度採択の 6 件、令和 4 年度採択の 4 件、令和 5 年度採択の 3 件に令和 6 年度採択の 3 件を加えた 20 件のプログラムが大学、高等専門学校等により実施された。

また、令和 5 年度に引き続き、事業の効果測定、補助が終了した事業の継続調査及び事業の評価方法の検討等を行った。さらに、令和 5 年度に実施された意見交換会で要望のあった、事業を実施した結果得られる知的財産の活用により外部資金を獲得することについて、交付要綱の改正を行った。

3. 原子力規制人材の育成

（１） 職員のキャリアパス

原子力規制委員会では、職員の人材育成に係る基本理念や施策の大枠等を明確にするため、平成 26 年度に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を制定し、平成 26 年 9 月 3 日には原子力規制委員会が担う業務を念頭に置きつつ、行政職と研究職に分けて職員の経験の蓄積や職責の深化の道筋をモデル化したキャリアパスを整理することとした。

一般職技術系職員、総合職職員、一般職事務系職員及び研究職職員のそれぞれについて、経験年数に応じて期待される役割、有すべき専門分野、専門性を向上させるための機会の付与、取得可能な任用資格等について具体化したキャリアパスイメージを設定し、これまでに職員向けの説明会を行っている。令和 6 年度においては職員一人ひとりのキャリアパスに対してより細やかな配慮ができるようキャリアコンサルティング体制を拡充・強化し、昨年度に続き、異動時の職員の不安等を軽減するため、異動対象者に異動に関する情報を異動元と異動先の認識に齟齬がないように伝える取組を継続した。

これらの取組の結果として、令和 5 年 10 月から令和 6 年 9 月に異動（採用者・転入者等含む）があった職員に限定した場合の「能力に応じたポスト任用を

されているかの満足度」調査では、前年度同条件による回答に比べ、「大変満足している」が10.3%から14.3%に、「満足している」が33.0%から36.5%に、満足度が増加しており一定程度の成果があった。

また、主に一般職事務系職員が担うバックオフィス系業務の能力向上はOJT³³を基本とし、OJTを効果的に行う手段として根拠法令やマニュアル等に基づいてスキルや知識等の習得を促進するための力量管理制度を導入することとした。令和5年度試運用の実施結果を踏まえ、令和6年度は対象となる業務の範囲を特定し、手順等を見直した上で運用を開始した。

加えて、職員のキャリアパスイメージに対する認識をより具体化し、個々の職員が明確にキャリアパスを描けるよう、原子力規制委員会の担う業務への理解を深める機会として原子力規制庁職場参観日を、令和6年度は1回開催し、若手を始めとする原子力規制庁等の職員が原子力規制庁内の各部署と原子力規制委員会委員の執務室を訪れ、業務の内容やそれに関する知識などの情報に触れることで原子力規制委員会の業務に関する理解をより深めることにつながった。

(2) 研修の実施と充実化

「原子力検査」、「原子力安全審査」、「保障措置査察」、「危機管理対策」、「放射線規制」の5分野について、3段階からなる任用資格制度の下、研修やOJTを行い、令和6年度は120名に対して任用資格³⁴を付与した。

また、規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するため、5分野の任用資格（基本資格）を取得するための教育訓練課程を実施した。令和6年度は、業務を離れて研修に専念する「集中型コース」を受講していた5名が令和6年4月30日に同教育訓練課程を修了するとともに、新たに職員8名を選抜し、「集中型コース」を受講させた。業務と並行して研修を履修する「分散型コース」についても、令和6年度までに選抜した48名が受講を継続し、令和6年度には、当該コースから初めて訓練生2名がそれぞれ1分野の基本資格を取得した。また、これまでプロパー採用者を対象としていた「分散型コース」について、新たに中途採用職員を対象に加えた。

さらに、資格を取得してから一定の期間を経過した者の資格継続のため、専門性維持の観点から基準等の最新知見を学ぶとともに、中級資格はコミュニケーション能力、上級資格はマネジメント能力を維持向上させる継続教育を実施した。

また、教育訓練課程については平成30年度より実施してきたところ、これまでの実施状況や有効性評価の結果を踏まえ、「集中型コース」における対象資格

³³ On the Job Training

³⁴ 原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターに置かれる職のうち高度の専門的な知識及び経験が求められるものに任用される者が有しなければならない資格

数の見直しや、全ての職員に受講資格を拡大し、いつでも資格取得を目指すことを令和 7 年度より可能とするための検討を進めた。

(3) 研究職の人材育成

共同研究を活用した人材育成や人材交流を促進するため、令和 6 年度は延べ 48 名の職員を共同研究に従事させたほか、原子力機構へ派遣した 1 名の職員について、同機構が行う試験研究に専従させた。また、研究職が自らの専門性を高めるために博士号を取得すべく大学で指導を受けるための環境を整え、令和 6 年度に 1 名が博士号を取得した。

さらに、安全研究の結果に基づく学会発表等を積極的に行い、専門家との議論を通じた研究職の研究能力の向上に努めた。

(4) 国際人材の確保及び育成に関する取組

原子力規制委員会では、国際業務に必要な技量を確保するために国際経験豊富な人材を中途採用で確保したほか、教育・訓練による英語力等の基礎能力の向上、諸外国の研究機関との共同研究等を通じた職員の国際的な業務の遂行に係る力量向上、若手職員の国際経験の機会の確保等に取り組んでいる。人材育成の観点からも、IAEA や OECD/NEA などの国際機関、ONR といった各国の原子力規制機関に職員を 13 名派遣しているほか、国際会議参加メンバーとして中堅・若手職員を登用し、国際経験の獲得、長期的・継続的な国際人材としての活躍の機会を確保した。

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤 の強化

○第 2 章の総括

(原子炉等規制法に基づく審査等の実施)

実用発電用原子炉については、令和 6 年度は、本体施設では、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉の設計及び工事の計画並びに保安規定の認可、中国電力島根原子力発電所 2 号炉の保安規定の認可を行い、日本原子力発電敦賀発電所 2 号炉に対しては設置変更許可をしないこととする処分を行った。特定重大事故等対処施設では、中国電力島根原子力発電所 2 号炉の設置変更許可並びに日本原子力発電東海第二発電所（全 5 分割のうち、4 回分）及び東北電力女川原子力発電所 2 号炉（全 2 分割のうち、1 回分）の設計及び工事の計画の認可を行った。高経年化した実用発電用原子炉については、令和 6 年度は、関西電力高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の運転期間延長の認可、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の長期施設管理計画の認可、高浜発電所 1 号炉及び伊方発電所 3 号炉の高経年化技術評価に係る保安規定変更の認可など、運転期間延長認可 2 件、保安規定変更認可 4 件、長期施設管理計画認可 11 件の処分を行った。また、審査の透明性及び予見性を確保するため、四半期に一度、新規制基準適合性審査等の進捗の全体像を示す報告を取りまとめて公表した。

核燃料施設等については、原子力機構原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設（全 9 申請）及び大洗原子力工学研究所の廃棄物管理施設（全 5 申請）の設計及び工事の計画の認可を行った。その他、核燃料物質使用施設について 29 件の許可（承認）を行った。また、審査の透明性及び予見性を確保するとともに、多種多様な核燃料施設等の審査の状況を整理するため、半期に一度、新規制基準適合性審査等の進捗の全体像を示す報告を取りまとめて公表した。

(原子炉等規制法に基づく検査の実施)

令和 5 年度の総合的な評定を令和 6 年 5 月 29 日に実施し、関西電力高浜発電所 3 号炉については、令和 5 年 8 月 9 日の関西電力からの第 1 四半期実績報告を受け、過去 4 四半期の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱件数が 4 件となったことから、対応区分が令和 5 年 4 月 1 日より第 2 区分に変更された。その後の追加検査で、上述の運転上の制限からの逸脱等に係る原因の究明及び改善措置の立案が適切に実施されていることを確認したことから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価し、対応区分を第 1 区分に戻した上で、令和 6 年度は通常の基本検査を行うこととした。また、東京電力柏崎刈羽原子力発電所については、令和 2 年度に対応区分が第 4 区分となり、それ以降、追加検査を継続して実施した。原子力規制委員会は、令和 5 年 12 月までに実施した追加検査の結果及び現地調査と東京電力社長との意見交換の結果から、安全活動が改善され、今後は東京電力の自律的な改善が見込める状態であることが確認できたとし、対応区分を第 4 区分から第 1 区分に変更することを決定した上で、令和 6 年度は重点項目を定めた上で通常の基本検

査を行うこととした。それ以外の原子力施設は、自律的な改善が見込める状態と評価し、令和 6 年度においても通常の基本検査を行うこととした。

令和 6 年度中に実施し、原子力規制委員会で報告を受けた原子力規制検査における検査指摘事項等は 11 件であった（実用発電用原子炉：重要度「緑」・深刻度「SLIV」（うち 1 件は重要度評価のみ）、核燃料施設等：重要度「追加対応なし」・深刻度「SLIII」）。また、令和 6 年度に法定確認を 115 件、原子炉等規制法の改正時の経過措置に基づき行う使用前検査を 11 件実施した。

原子力規制検査制度の継続的な改善に向けて、外部有識者、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を令和 6 年度は 1 回開催した。また、原子力規制検査で用いる事業者の確率論的リスク評価（PRA）モデルの適切性確認については、令和 6 年度第 32 回原子力規制委員会（令和 6 年 9 月 18 日）で、柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉の事業者が作成したレベル 1PRA モデルの適切性の確認結果に加え、これまでの適切性確認における原子力規制庁からの指摘事項に係る事業者の対応状況等の報告を受けた。

（安全研究の推進と規制基準の継続的改善）

令和 6 年度は、新規 3 件を含め、13 分野で 17 件の安全研究プロジェクトを実施した。安全研究の成果として、令和 6 年度は 3 件の NRA 技術報告及び 5 件の NRA 技術ノートを公表し、16 件の論文の公表、10 件の会議プロシーディングス（査読付）公表及び 32 件の学会発表を行った。また、将来の規制上の研究課題に対処する技術基盤を構築することを目的として、令和 6 年度から「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」を開始し、5 件の個別事業を採択した。

安全研究の評価では、令和 5 年度に終了した 5 件の安全研究プロジェクトの事後評価、実施中の 2 件の安全研究プロジェクトの中間評価及び令和 7 年度から開始する 11 件の安全研究プロジェクトの事前評価を了承した。

また、二国間の情報交換を実施するとともに、15 件の OECD/NEA における国際共同研究プロジェクトに参画し、各研究分野の最新動向を含む技術的知見を収集した。さらに、大学等と 10 件の共同研究を実施した。

最新の科学的・技術的知見を規制に反映させるため、安全研究の成果や自然ハザードに関する情報、国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報等を収集・分析し、規制への反映の要否をスクリーニングするため、技術情報検討会を令和 6 年度中に 7 回開催した。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見の規制への反映に係る検討、令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方で発生した最大震度 7 を観測した地震による変圧器故障に係る対応、審査経験・実績の規制基準への反映に係る検討、民間規格の技術評価を着実に進めた。

（規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応）

安全性向上評価制度の運用の見直しについては、炉安審・燃安審において審議が行われ、令和 6 年 7 月 5 日に「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しについて」が取りまとめられた。その後、両会長と意見交換や報告書を踏まえた制度の見直し方針に係る委員間討議を経て、令和 6 年度第 55 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 22 日）において、短期的な見直しとして、発電用原子炉における機器等の最新の状況を説明する資料の合理化等に係る関係規則・ガイドの改正案及び意見公募の実施を了承した。

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制については、長期施設管理計画認可制度の本格施行（令和 7 年 6 月 6 日）に必要となる法令等について審議し、意見公募及び事業者からの意見聴取を実施した上で、令和 6 年度第 55 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 22 日）で関係政令の閣議請議及び関係規則等の改正を決定した。

福井県が検討している原子力発電所の解体廃棄物のクリアランス集中処理事業については、令和 6 年度第 2 回原子力規制委員会（令和 6 年 4 月 10 日）で、令和 5 年度に実施した原子力規制庁と福井県及び資源エネルギー庁、関係事業者との意見交換の内容やそれを踏まえた技術的な論点に対する今後の対応について報告を受けた。その後、令和 6 年度第 57 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 29 日）において、技術的な論点に対する具体的な対応方針を了承した。

建替原子炉については、CNO 意見交換会において、規制当局と事業者とで議論する場の設置について事業者から提案があり、これを踏まえ、令和 6 年度第 36 回原子力規制委員会（令和 6 年 10 月 9 日）において、建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を設置することを了承した。令和 6 年度は、意見交換を 2 回（令和 6 年 12 月 9 日及び令和 7 年 3 月 18 日）実施した。

第1節 原子炉等規制法に基づく審査等の実施

1. 実用発電用原子炉に係る審査等の状況

実用発電用原子炉については、平成25年7月8日に新規制基準を施行した後、新規制基準への適合に係る設置変更許可申請等に対し、原子力規制委員会が了承した方針に基づき、審査を行っている。令和6年度には審査会合等を90回開催した。また、審査の透明性及び予見性を確保するため、四半期に一度、新規制基準適合性審査等に係る審査の状況を取りまとめ、原子力規制委員会で報告を受けるとともに、ホームページで公表している。

(1) 新規制基準適合性に係る審査

① 本体施設

これまで27プラントの申請が提出され、表2-1のとおり審査を進めている。

設置変更許可の審査に関し、北海道電力泊発電所3号炉については、杉山原子力規制委員会委員が令和6年4月25日及び26日に新規制基準対応の設備の設置状況等に係る現地調査を、山岡原子力規制委員会委員が令和6年10月24日及び25日に敷地の地質・地質構造、火山影響評価等に係る現地調査を行うとともに、第1309回審査会合（令和6年12月24日）までの審査会合において、すべての審査項目についておおむね審査が終了し、審査結果の取りまとめを行っている。

東北電力東通原子力発電所1号炉については、火山影響評価に係る審査を行っている。なお、施設の設計方針等に係る審査については、令和6年5月31日の審査会合において、事業者から検討及び準備に1年半程度の時間を要するとの説明があった。

中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉については、事業者による基準地震動及び基準津波の設定について、それぞれ第1282回審査会合（令和6年9月6日）及び第1287回審査会合（令和6年10月11日）において、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。また、山岡原子力規制委員会委員が令和6年12月16日及び17日に敷地の地質・地質構造に係る現地調査を行った。基準地震動及び基準津波の設定に係る審査状況を踏まえ、第43回原子力規制委員会（令和6年11月13日）において、事業者と今後の審査の進め方について意見交換を行い、3号炉及び4号炉の施設の設計方針等に係る審査を並行して再開することとした。引き続き、敷地の地質・地質構造、施設の設計方針等に係る審査を行っている。

電源開発大間原子力発電所については、事業者による基準津波の設定について、第1300回審査会合（令和6年11月29日）において、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。引き続き、敷地の地質・地質構造及び基準地震動の設定に係る審査を行っている。

北陸電力志賀原子力発電所 2 号炉については、令和 6 年能登半島地震の影響に関して、原子力規制庁職員による現地確認を行うとともに、敷地の地質・地質構造について、第 1282 回審査会合（令和 6 年 9 月 6 日）において、既往の事業者による評価結果に影響がないことを確認した。また、事業者による火山影響評価について、第 1321 回審査会合（令和 7 年 2 月 21 日）において、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。引き続き、令和 6 年 8 月 2 日に地震調査研究推進本部から公表された「日本海側の海域活断層の長期評価―兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖―（令和 6 年 8 月版）」への対応も踏まえて、敷地周辺の地質・地質構造及び基準地震動の設定に係る審査を行っている。

中国電力島根原子力発電所 3 号炉については、事業者による敷地周辺の地質・地質構造の評価について、第 1326 回審査会合（令和 7 年 3 月 14 日）において、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。引き続き、施設の設計方針等に関し、重大事故等対処施設の有効性評価に係る項目から順次審査を行っている。

日本原子力発電敦賀発電所 2 号炉については、敷地内の D-1 トレンチ内に認められる K 断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性（以下「K 断層の活動性及び連続性」という。）に関する部分について、令和 5 年 8 月 31 日に日本原子力発電から補正申請がなされた。これを受け、令和 5 年度第 30 回原子力規制委員会（令和 5 年 9 月 6 日）において、補正申請書が申請の形式上の要件に適合しない申請ではないこと、及び指導文書で求めた補正がなされていることから、今後の対応方針とともに審査を再開することを了承した。審査再開後、8 回の審査会合において審議を行うとともに、石渡原子力規制委員会委員による 2 回の現地調査（令和 5 年 12 月及び令和 6 年 6 月）を行った。第 1272 回審査会合（令和 6 年 7 月 26 日）において、新基準適合性審査チーム（以下「審査チーム」という。）は、事業者から申請内容の説明及び審査チームからの指摘事項への回答が全てなされていることを確認した上で、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号。以下「設置許可基準規則」という。）第 3 条第 3 項に適合していると認められないとする判断をまとめた。その際に、事業者から、審査会合の結果を精査し、追加調査を検討していること、調査結果がまとまった時点で審査をお願いしたい等の申し出があった。令和 6 年度第 22 回原子力規制委員会（令和 6 年 7 月 31 日）において、審査チームの判断及び事業者からの申し出についての報告を受け、原子力規制委員会は今後の対応について、事業者からの申し出の趣旨等を確認した上で、本申請の取扱いについて議論することを了承した。令和 6 年度第 24 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 2 日）において、日本原子力発電経営層との意見交換を行い、事業者から、検討中の主な追加調査案の説明を受け、その内容を確認した。原子力規制委員会は、当該追加調査案について、その内容の具体性が乏しく、実施期間が不明確であること等を確認した

ことから、本申請に関する審査の結果の案を取りまとめた上で、改めて原子力規制委員会に諮るよう指示した。令和6年度第27回原子力規制委員会（令和6年8月28日）において、K断層の活動性及び連続性について、K断層は後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できないこと、K断層は2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第3条第3項に適合していると認められないとする審査の結果の案を取りまとめることを決定し、審査書案に対する科学的・技術的意見の公募（30日間）を行うことを了承した。令和6年度第42回原子力規制委員会（令和6年11月13日）において、審査書案に対する科学的・技術的意見への考え方を了承し、本申請に対して許可をしないこととする処分を行うことを決定した。

設計及び工事の計画の審査に関し、令和6年度は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉について令和6年9月2日に認可した。

保安規定の審査に関し、令和6年度は、中国電力島根原子力発電所2号炉について令和6年5月30日、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉について令和7年2月28日に認可した。

② 特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設に係る審査では、故意による大型航空機の衝突その他テロリズムが発生した場合でも、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことなどを確認しているところであり、これまで19プラントから申請が提出され、表2-2のとおり審査を進めている。

設置変更許可の審査に関し、令和6年度は、中国電力島根原子力発電所2号炉について、令和6年10月23日に許可した。

設計及び工事の計画の審査に関し、令和6年度は、日本原子力発電東海第二発電所について、令和6年12月5日に全5回の分割申請のうち第4回申請を認可した。なお、防潮堤の施工の不具合を受けて、令和6年8月2日に提出された防潮堤の設計変更等に係る第5回申請については、審査を進めている。

また、東北電力女川原子力発電所2号炉について、令和7年3月28日に全2回の分割申請のうち第1回申請を認可した。さらに、令和6年9月26日に全2回の分割申請のうち第2回申請を受理し、審査を進めている。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所7号炉については、令和6年11月28日に全4回の分割申請のうち第4回申請を受理し、審査を進めている。

中国電力島根原子力発電所2号炉については、令和7年1月31日に全2回の分割申請のうち第1回申請を受理し、審査を進めている。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉については、令和7年2月27日に全3回の分割申請のうち7号共用部に係る第1回申請を受理し、審査を進めている。

③ その他

原子力発電所のサイトにおける使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る設置変更許可申請に関し、令和 6 年度は、東北電力女川原子力発電所 2 号炉、関西電力高浜発電所 1～4 号炉、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉並びに美浜発電所 3 号炉について、審査を進めている。

令和 6 年 8 月 2 日に地震調査研究推進本部から公表された「日本海側の海域活断層の長期評価—兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖—（令和 6 年 8 月版）」への対応として、これまでに設置変更許可を行った関西電力高浜発電所 1～4 号炉、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉、美浜発電所 3 号炉並びに東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の基準地震動及び基準津波への影響について確認を行っている。第 1304 回審査会合（令和 6 年 12 月 13 日）において、高浜発電所 1～4 号炉については、影響がないことを確認し、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉並びに美浜発電所 3 号炉については、引き続き確認を行っている。また、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉については、日本海側の海域活断層の長期評価（令和 6 年 8 月版）への対応の現状聴取に係る会合において、確認を行っている。

表 2-1 実用発電用原子炉に係る新規規制基準適合性審査・検査の状況

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉		新規規制基準適合性審査			使用前確認※1	
				設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可		
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中	検査中	
2		敦賀発電所 2号	PWR	未申請※2	未申請	審査中		
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請		
4		北海道電力(株)	泊発電所 1号	PWR	審査中	審査中	審査中	
5			2号	PWR	審査中	審査中	審査中	
6	3号		PWR	審査中	審査中	審査中		
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中		
8		女川原子力発電所 2号	BWR	了	了	了	了	
9		3号	BWR	未申請	未申請	未申請		
10	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請		
11		柏崎刈羽原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
12			2号	BWR	未申請	未申請	未申請	
13			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
14			4号	BWR	未申請	未申請	未申請	
15			5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
16			6号	BWR	了	了	了	検査中
17	7号		BWR	了	了	了	検査中	
18	中部電力(株)	浜岡原子力発電所 3号	BWR	審査中	未申請	未申請		
19		4号	BWR	審査中	審査中	審査中		
20		5号	BWR	未申請	未申請	未申請		
21	北陸電力(株)	志賀原子力発電所 1号	BWR	未申請	未申請	未申請		
22		2号	BWR	審査中	審査中	審査中		
23	関西電力(株)	美浜発電所 3号	PWR	了	了	了	了	
24		大飯発電所	3号	PWR	了	了	了	了
25			4号	PWR	了	了	了	了
26		高浜発電所	1号	PWR	了	了	了	了
27			2号	PWR	了	了	了	了
28			3号	PWR	了	了	了	了
29			4号	PWR	了	了	了	了
30		中国電力(株)	島根原子力発電所 2号	BWR	了	了	了	了
31	3号		建設中	審査中	未申請	未申請		
32	四国電力(株)	伊方発電所 3号	PWR	了	了	了	了	
33	九州電力(株)	玄海原子力発電所 3号	PWR	了	了	了	了	
34		4号	PWR	了	了	了	了	
35		川内原子力発電所 1号	PWR	了	了	了	了	
36		2号	PWR	了	了	了	了	

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

(※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

(※2)平成27年11月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書に対しては、令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

■:令和6年度に変更があったもの

表 2-2 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の状況
(特定重大事故等対処施設)

○ 発電用原子炉【特定重大事故等対処施設】

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前確認 ^{※1}
				設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可	
1	電源開発(株)	大間原子力発電所	特重	審査中			
2	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	特重	了	1回目:了 2回目:了 3回目:了 4回目:了 5回目:審査中	審査中	検査中
3	北海道電力(株)	泊発電所	3号	特重	審査中		
4	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所	6号	特重	了	1回目:審査中 2回目:未申請 3回目:未申請	
5			7号	特重	了	1回目:審査中 2回目:審査中 3回目:審査中 4回目:審査中	
6	関西電力(株)	美浜発電所	3号	特重	了	了	了
7		大飯発電所	3号	特重	了	了	了
8			4号	特重	了	了	了
9		高浜発電所	1号	特重	了	了	了
10			2号	特重	了	了	了
11			3号	特重	了	了	了
12			4号	特重	了	了	了
13	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	特重	了	1回目:審査中 2回目:未申請	
14	四国電力(株)	伊方発電所	3号	特重	了	了	了
15	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	特重	了	了	了
16			4号	特重	了	了	了
17		川内原子力発電所	1号	特重	了	了	了
18			2号	特重	了	了	了
19	東北電力(株)	女川原子力発電所	2号	特重	了	1回目:了 2回目:審査中	

(注) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

※1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

■: 令和6年度に変更のあったもの

(2) 高経年化した発電用原子炉施設に係る審査

令和 5 年 6 月 7 日に公布された脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律により、原子力発電所の高経年化対策に係る制度が見直され、従来の「運転期間延長認可制度」及び「高経年化技術評価制度」が、「長期施設管理計画認可制度」に一元化されることとなった（詳細は第 2 章第 4 節を参照）。

新たな制度の本格施行（令和 7 年 6 月 6 日）に向けて、新制度への円滑な移行を行うための準備をするための手続（以下「準備行為」という。）が、令和 5 年 10 月 1 日から開始された。準備行為期間中においては、運転期間延長認可申請及び高経年化技術評価に係る保安規定変更認可申請の審査を継続する一方で、新制度への移行に伴う長期施設管理計画認可申請の審査を行っており、これらは新設した高経年化審査部門が担当している。なお、準備行為期間中における長期施設管理計画申請の審査の進め方については、令和 5 年度第 42 回原子力規制委員会（令和 5 年 11 月 8 日）で、既に原子力規制委員会として確認している現行制度の高経年化技術評価及び運転期間延長認可の確認内容を活用し、合理的な審査を行うよう努める方針とすることとした。

従来の制度に基づく運転期間延長認可申請の審査（運転を前提とした評価に係る保安規定の変更認可申請の審査を含む）に関し、令和 6 年度は、関西電力高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉について、令和 6 年 5 月 29 日に認可した。

また、運転を前提とした評価に係る保安規定の変更認可申請の審査に関し、令和 6 年度は、中国電力島根原子力発電所 2 号炉について令和 6 年 4 月 24 日に、関西電力高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉について令和 6 年 5 月 29 日に、四国電力伊方発電所 3 号炉及び関西電力高浜発電所 1 号炉について令和 6 年 10 月 16 日に、それぞれ認可した。

準備行為に係る長期施設管理計画認可申請の審査及び認可の状況は表 2-3 のとおりであり、引き続き審査を進めている。

表 2-3 長期施設管理計画認可申請の審査状況

申請者	対象発電炉	経過年数※1	申請日	処分日
関西電力(株)	大飯発電所 3・4号炉	3号炉：33年 4号炉：32年	令和5年12月21日	令和6年6月26日
九州電力(株)	川内原子力発電所 1・2号炉	1号炉：40年 2号炉：39年	令和6年6月24日	令和6年11月29日
東北電力(株)	女川原子力発電所 2号炉※2	29年	令和6年6月27日	
関西電力(株)	高浜発電所 2号炉	49年	令和6年7月19日	令和6年12月16日
中国電力(株)	島根原子力発電所 2号炉	36年	令和6年7月30日	
関西電力(株)	高浜発電所 3号炉・4号炉	3号炉：40年 4号炉：40年	令和6年8月20日	令和7年1月17日
九州電力(株)	玄海原子力発電所 3号炉	31年	令和6年8月30日	令和7年3月5日
関西電力(株)	美浜発電所 3号炉	48年	令和6年10月15日	令和7年3月27日
関西電力(株)	高浜発電所 1号炉	50年	令和6年10月24日	令和7年3月27日
四国電力(株)	伊方発電所 3号炉	30年	令和6年10月31日	令和7年3月27日
関西電力(株)	高浜発電所 2号炉※3	49年	令和6年12月25日	
九州電力(株)	川内原子力発電所 2号炉※3	39年	令和7年1月31日	

※1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行日（令和7年6月6日）時点での経過年数を記載。

※2 本格施行日から1年以内に30年を経過することから、長期施設管理計画が本格施行日前に申請されたもの。

※3 認可した長期施設管理計画の期間が1年以内であることから、期間を更新した次期長期施設管理計画が本格施行日前に申請されたもの。

■：処分済

(3) 安全性向上評価に関する届出

安全性向上評価制度は、発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、その安全性について自ら総合的な評価を行い、その結果等について原子力規制委員会に届け出る制度である。

令和6年度は、関西電力大飯発電所4号炉（令和6年6月13日）及び3号炉（令和6年6月20日）、関西電力高浜発電所3号炉（令和6年8月22日）及び4号炉（令和6年8月28日）、九州電力玄海原子力発電所3号炉（令和6年8月29日）、関西電力美浜発電所3号炉（令和6年9月4日）、九州電力玄海原子力発電所4号炉（令和7年1月10日）、九州電力川内原子力発電所1号炉（令和7年3月28日）の安全性向上評価の届出を受理し、実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドに従ってその内容を確認した。

2. 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式認証に係る審査の状況

型式認証制度は、汎用的な機器の設計について基準への適合を確認することで、その機器を設置する際の許認可の審査の一部を省略することができる制度である。

(1) 特定兼用キャスク

使用済燃料の輸送と貯蔵の双方に使用できる特定兼用キャスクの型式認証に関し、令和6年度は、Gesellschaft für Nuklear-Service mbHのキャスクについて、型式証明の審査を進めている。また、カナデビアのPWR用及びBWR用キャスク、日立GEニュークリア・エナジーのBWR用キャスクについて、型式指定の審査を進めている。

(2) 燃料体

令和6年度は、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンからの燃料体の型式認証に関し、BWR用10×10燃料について、型式証明の審査を進めている。

3. 核燃料施設等に係る審査等の状況

(1) 新規制基準適合性に係る審査

核燃料施設等については、平成25年12月18日に新規制基準を施行した後、新規制基準への適合に係る事業変更許可申請等に対し、「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」（平成25年度第37回原子力規制委員会（平成25年12月25日）決定、平成28年6月1日一部改正）に沿って審査を行っており、令和6年度には審査会合を29回開催した。

また、審査の透明性及び予見性を確保するとともに、多種多様な核燃料施設等

の審査の状況を整理するため、半期に一度、新規規制基準適合性審査等の進捗の全体像を示す報告を取りまとめ、原子力規制委員会ホームページで公表した。

事業変更許可等については、これまでに9事業者等から21施設の事業変更許可申請等が提出され、令和6年度までに8事業者等の20施設に対して許可を行っており、残る申請についても上記方針に沿って審査を行っている。

設計及び工事の計画に関しては、令和6年12月5日に原子力機構原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設の第9回分割申請（全9回）について、令和7年2月12日に大洗原子力工学研究所の廃棄物管理施設の第5回分割申請（全5回）について、令和7年3月19日に原子燃料工業東海事業所加工施設の第5回分割申請（全8回）について、それぞれ認可を行った（日本原燃再処理施設及びMOX燃料加工施設に係る審査の状況については第1節3.（2）を参照）。

原子力機構の組織改正に係る保安規定の変更に関しては、令和5年度に原子力規制委員会と原子力機構理事長等との意見交換会等を実施し、原子力機構から、保安活動に関与せず保安規定の変更認可等を要しない組織の改正については令和6年4月1日に実施し、保安活動に係る組織の改正については保安規定の変更認可等を受けた上で令和6年度中に実施したいとの意向が示された。その後、令和6年度第25回原子力規制委員会（令和6年8月21日）において、組織改正に係る保安規定変更認可申請の審査の結果等を審議し、令和6年10月1日に全15件の保安規定の変更認可を行った。

標準応答スペクトルの規制への取り入れについては、令和6年度までに、6件（原子力機構大洗原子力工学研究所（北地区）高温工学試験研究炉（HTTR）、京都大学研究用原子炉（KUR）、リサイクル燃料貯蔵使用済燃料貯蔵施設並びに日本原燃再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設）の設置変更許可（承認）又は事業変更許可を、リサイクル燃料貯蔵使用済燃料貯蔵施設について設計及び工事の計画の変更認可を行った。令和6年度は、原子力機構大洗原子力工学研究所（北地区）高温工学試験研究炉（HTTR）について、設計及び工事の計画の認可申請を受理し、審査を進めている。

（2）日本原燃再処理施設及びMOX燃料加工施設に係る審査

日本原燃再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更認可申請等については、令和2年度第12回原子力規制委員会（令和2年6月24日）で了承した「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」に基づき審査を行っており、令和4年12月21日に第1回申請（全5申請のうち1申請）を認可した。現在、令和4年12月26日に第2回申請（全5申請のうち4申請）を受理し、審査を進めている。日本原燃再処理事業所MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の認可申請等については、令和4年9月14日に第1回申請（全7申請のうち1申

請)、令和 7 年 3 月 25 日に第 2 回申請（全 7 申請のうち 2 申請）を認可した。

令和 6 年度は、再処理施設について、耐震設計に関しては、入力地震動の確認が終了するとともに、解析モデル等の確認がおおむね終了し、代表建屋、代表設備の設計結果の確認を進めている。耐震設計以外の基準適合性に関しては、主要な重大事故等対策に係る施設の評価方法等の確認が終了し、今後具体的な設計結果について確認を進めることとしている。また、竜巻防護施設等の個別施設に係る評価方法等の確認を計画的に進めている。なお、日本原燃再処理施設及び MOX 燃料加工施設に係る審査会合では、令和 5 年 10 月の審査会合から原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図るなどにより、着実に審査を進める取組を行っている。

（３） 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の形式証明及び形式指定並びに核燃料輸送物の設計承認及び容器承認に係る審査

使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明及び型式指定並びに核燃料輸送物の設計承認申請及び容器承認申請等については、「輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合」において審査を進めており、令和 6 年度は、2 回開催した。また、核燃料輸送物の設計承認については 16 件及び輸送容器の承認については 8 件並びに使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明については 1 件の処分を行った。

（４） 安全性向上評価に関する届出

安全性向上評価制度は、加工事業者及び再処理事業者が、それぞれの施設における安全性の向上を図るため、その安全性について自ら総合的な評価を行い、その結果等について原子力規制委員会に届け出る制度である。

令和 6 年度は、日本原燃ウラン濃縮工場（令和 6 年 9 月 27 日）、三菱原子燃料加工施設（令和 7 年 2 月 27 日）の安全性向上評価の届出を受理し、加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドに従ってその内容を確認した。

表 2-4 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査の状況

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査			使用前確認※4
			設置変更許可又は事業変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定認可	
1	日本原燃(株)	再処理施設	了	審査中	未申請	検査中
2		MOX燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
3		ウラン濃縮施設	了	了	了	了
4		廃棄物管理施設	了	審査中	未申請	
5		廃棄物埋設施設※5	了		了	
6	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	了	了	了	了
7	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	了	了	了
8	日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	了	了	審査中	検査中
9		試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	了	了	了	了
10		試験研究用等原子炉施設(HTR)	了	了	了	了
11		試験研究用等原子炉施設(共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設)	了	了	未申請	検査中
12		試験研究用等原子炉施設(NSRR)	了	了	了	了
13		試験研究用等原子炉施設(STACY)	了	了	了	了
14		試験研究用等原子炉施設(常陽)	了	審査中	審査中	検査中
15	原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海事業所)	了	審査中	未申請	検査中
16		ウラン燃料加工施設(熊取事業所)	了	了	了	了
17	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
18	京都大学	試験研究用等原子炉施設(KUR)	了	了	了	了
19		試験研究用等原子炉施設(KUCA)	了	了	了	了
20	近畿大学	試験研究用等原子炉施設(近畿大学原子炉)	了	了	了	了
21	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(トレンチ処分)	審査中		未申請	

(注) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。

※1) 「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以外の活動については、5年に限り実施を妨げない。

(原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)

※2) 設計及び工事の計画の認可に係る審査について、分割申請の場合に、最終申請が認可されるまで審査中とする。

※3) 保安規定変更認可に係る審査について、一部のみの申請については未申請とする。

※4) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条1項に基づく使用前検査を含む。

※5) 原子炉等規制法第51条の6第1項に定める廃棄物埋設に関する確認が終了している施設については廃棄物埋設を行っている。

表中、以下の施設名については()で表記している。日本原燃(株)濃縮・埋設事業所加工施設(ウラン濃縮施設)、リサイクル燃料貯蔵(株)リサイクル燃料備蓄センター(使用済燃料貯蔵施設)

■: 令和6年度に変更のあったもの

4. 廃止措置に係る対応

(1) 実用発電用原子炉

実用発電用原子炉の廃止措置では、一般的に、原子炉の機能停止、燃料体等の撤去及び搬出、系号の隔離や施設の密閉、原子炉施設内の残存放射能の時間的減衰を図るための安全貯蔵を経て、最終的に施設の解体撤去作業が長期間をかけて行われるため、事業者から段階ごとの計画が順次申請される。これまでに 18 プラントから、廃止措置計画の認可申請があり、全 18 プラントについて認可を行っている。

廃止措置計画変更の認可に関し、令和 6 年度は、東京電力福島第二原子力発電所 1 号炉から 4 号炉について令和 6 年 4 月 5 日に、九州電力玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉について令和 7 年 1 月 29 日、東北電力女川原子力発電所 1 号炉について令和 7 年 3 月 28 日に申請を受理し、審査を進めている。また、中国電力島根原子力発電所 1 号炉について令和 6 年 5 月 17 日に、中部電力浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉について令和 6 年 12 月 18 日に、それぞれ認可した。

(2) 原子力機構高速増殖原型炉もんじゅ

原子力機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の現況や廃止措置に向けた安全確保に係る同機構の取組状況を継続的に確認するため、「もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合」を令和 6 年度は計 5 回開催した。

原子力機構は、令和 5 年度からは解体準備期間である第 2 段階に移行し、第 2 段階前半の廃止措置作業として、炉心等にある全 599 体のしゃへい体等の取出し作業、水・蒸気系等発電設備の解体撤去等に着手している。しゃへい体等取出し作業については、炉心等から燃料池への移送作業を令和 5 年 6 月 2 日に開始したが、同年 10 月 25 日に燃料洗浄設備内にサーベイランス集合体Ⅱ型とともに燃料移送ポットを移送したことによる燃料出入機のドアバルブ閉止不可事象が発生したため、移送作業を中断した。その後、燃料移送ポット等を正常な状態に復旧し再発防止対策を講じた上で、令和 6 年 10 月 11 日から移送作業を再開した。令和 7 年 3 月末時点で 205 体の移送が完了している。

令和 6 年 10 月 11 日に、今後計画されている非放射性バルクナトリウムの拔出・搬出、ナトリウム設備の解体撤去等に係る廃止措置計画変更認可申請を受理し、令和 7 年 3 月 18 日に認可を行った。

また、令和 6 年 10 月 29 日に、国土地理院から福井県及び滋賀県の一部を含む活断層図である「今庄」が公表され、もんじゅの敷地内を通る活断層（推定活断層（地表）（位置やや不明確））の存在が新たに示された。当該活断層の公表を踏まえ、令和 6 年度第 41 回原子力規制委員会（令和 6 年 11 月 6 日）において今後の対応を審議した結果、もんじゅの廃止措置計画における評価及び現状を

踏まえれば、もんじゅのリスクは十分に低い状態にあることから、原子力機構に対し、当該活断層に関する追加的な調査、プラントの評価等の指示は不要であると判断した。

(3) 原子力機構東海再処理施設

原子力機構東海再処理施設におけるリスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保の在り方等を定期的に確認するため、「東海再処理施設安全監視チーム会合」（以下「東海再処理監視チーム会合」という。）を令和6年度は6回開催した。

原子力機構東海再処理施設の廃止措置については、保有する放射性廃液等のリスクの早期低減を当面の最優先課題とし、高放射性廃液に係る安全対策（以下①において「安全対策」という。）やガラス固化処理等の作業を進める必要があることから、以下のとおり、監視等を行った。

① 安全対策等の実施状況

安全対策の策定に係る廃止措置計画変更認可申請は、令和元年12月19日から令和3年9月30日の間に5回に分けて原子力機構から提出され、令和4年3月3日までにすべて認可した。原子力機構は、当該廃止措置計画に基づき、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）を最優先に安全対策を進めることとし、地盤改良工事や津波防護柵の設置などの地震・津波対策を含む安全対策工事を令和5年度末までにおおむね完了した。また、残っていた安全対策工事のうち竜巻対策等の一部工事については、令和6年度末で工事を完了した。

② ガラス固化処理の状況

原子力機構は、平成30年6月13日に認可を受けた廃止措置計画の当初認可において、令和10年度までにガラス固化体を571本製造する計画としている。

ガラス固化処理の運転状況は、廃止措置計画認可後から令和4年度までに合計45本を製造している。

令和4年9月6日に開催した東海再処理監視チーム会合において、原子力機構は、ガラス固化処理の運転停止の結果を踏まえ、ガラス溶融炉の2号溶融炉の使用を止め、3号溶融炉への更新を前倒しし、令和6年度末の運転開始を目指すとした。

3号溶融炉については、原子力機構は、ガラスカレット試験を令和5年3月6日から同年4月11日に実施し、基本性能を確認するとともに、模擬廃液を用いた運転条件確認試験を同年11月1日から令和6年1月12日に実施し、運転パラメータ等を確認した。令和6年3月25日及び同年12月2日に開催した東海

再処理監視チーム会合において、管理指標の見直しなどの一部項目の検討結果の説明を受けた。

令和 5 年 12 月 20 日及び令和 6 年 3 月 25 日に開催した東海再処理監視チーム会合において、原子力機構から、固化セル内の両腕型マニプレータの点検整備や廃棄物解体作業等の状況を踏まえ、3 号溶融炉の運転開始が令和 8 年度第 1 四半期となる見通しが示されたとともに、これまでのガラス固化処理の進捗状況等を踏まえ、ガラス固化体の製造について、当初計画の令和 10 年度から令和 20 年度までに完了する計画に見直す旨の説明を受けた。その後、ガラス固化体取扱設備操作盤のシーケンサ異常が発生したことから、当該シーケンサの交換作業が必要となったため、令和 6 年 8 月 19 日に開催した東海再処理監視チーム会合において、3 号溶融炉の運転開始が令和 8 年度第 3 四半期に遅れる見込みであるとの説明を受けた。令和 7 年 3 月 3 日に開催した東海再処理監視チーム会合において、固化セルクレーンの走行駆動モータユニットのコネクタ部の接触不良により、解体場パワーマニプレータ更新作業を一時中断したものの、電極接触面の清掃等により復旧したため、3 号溶融炉の更新スケジュールへの影響はない旨の説明を受けた。なお、原子力機構は令和 20 年度までにガラス固化処理を完了する計画に影響がないとしており、引き続き、東海再処理監視チームにおいて、3 号溶融炉への更新作業及びガラス固化処理の状況を確認していく。

③ その他廃止措置の状況

工程内の回収可能核燃料物質（せん断粉、ウラン・プルトニウム溶液）を回収・安定化する作業である工程洗浄が、令和 6 年 2 月 5 日に完了したことから、原子力機構から、機器解体の着手前に行う系統除染の計画等を反映した廃止措置計画変更認可申請が、令和 6 年 5 月 13 日に提出され、審査を進めている。

（４） 原子力機構のバックエンド対策

原子力機構の老朽施設の廃止措置や放射性廃棄物管理等、原子力機構全体のバックエンド対策に係る包括的な課題を取り扱うため、「原子力機構バックエンド対策監視チーム会合」（以下「バックエンド監視チーム会合」という。）を令和 6 年度は計 2 回開催した。

原子力機構は、原子力科学研究所における放射性廃棄物の廃棄施設の保管廃棄施設・Lにおいて、平成 20 年度に地下ピット構造の施設内に直接積み上げて長期保管していたドラム缶の外観点検を実施したところ、一部のドラム缶容器にさびの進行が確認されたことから健全性確認を実施することとしたため、原子力規制委員会は、健全性確認作業に係る課題等についてバックエンド監視チーム会合等を通じて確認してきた。

令和 7 年 2 月 13 日に開催したバックエンド監視チーム会合において、原子力

機構から、令和元年から令和 5 年度に実施した健全性確認ではドラム缶からの廃棄物の漏出やドラム缶表面の汚染がないこと、さびが確認された全てのドラム缶について補修又は角型容器への詰替えを実施し、地下ピット構造又は倉庫式の保管廃棄施設に再保管した旨の説明を受けた。このほか、原子力機構のバックエンド対策の方針と計画、廃止措置の実施状況及び廃棄物対策について説明があり、引き続き、バックエンド監視チーム会合において、原子力機構全体のバックエンド対策を確認していく。

(5) 試験研究用等原子炉

原子力機構高速炉臨界実験装置 (FCA) については、低濃縮ウラン燃料を米国エネルギー省に譲渡することとしたため、令和 6 年 3 月 4 日に設置変更許可申請が提出された。当該設置変更許可申請については、令和 6 年 9 月 18 日に設置変更を許可した。

第 2 節 原子炉等規制法に基づく検査の実施

1. 実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る原子力規制検査等の実施

(1) 検査の実施状況

実用発電用原子炉及び核燃料施設等の安全を確保するため、原子炉等規制法に基づき原子力規制検査を実施している。原子力規制検査は、事業者との活発なコミュニケーションのもと日常検査（原子力規制事務所に駐在する検査官が主に実施）とチーム検査（本庁の専門性を持つ検査官が主に実施）による基本検査を行い、必要に応じて追加検査や特別検査を行う仕組みである。使用前事業者検査、廃棄物埋設施設、廃棄物、車両運搬、廃止措置終了及び放射能濃度に係る法定確認については、原子力規制検査の結果も活用し、令和 6 年度は 115 件確認した。

このほか、原子炉等規制法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）附則第 7 条に定められた経過措置に基づき令和 6 年度は使用前検査を 11 件実施した。

また、事業者は、原子力施設の安全活動に係る実績を示す安全実績指標（原子炉の計画外停止回数や安全系設備の故障件数など事業者の活動の劣化兆候を的確に把握するための指標のこと。以下「PI」という。）を報告することになっており、検査指摘事項が見つかった場合や、PI が指定のしきい値を超えた場合には、事業者の安全活動の劣化状態の評価（実用発電用原子炉であれば色（緑、白、黄、赤）、核燃料施設等であれば追加対応の有無で評価）を行うこととしている。令和 6 年度中に原子力規制委員会へ報告のあった PI のうち、対応区分の変更を要するものはなかった。

① 令和 5 年度検査結果の総合的な評定及び令和 6 年度の検査計画

令和 5 年度第 4 四半期に実施した原子力規制検査について、令和 6 年度第 7 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 15 日）及び令和 6 年度第 8 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 15 日）で、13 件の検査指摘事項を確認し、重要度が全て「緑」であった旨の報告を受けた。この結果、令和 5 年度の原子力規制検査では、29 件の検査指摘事項を確認し、それらの重要度及び深刻度は「緑（核燃料施設等は「追加対応なし」）SLIV」であった。また、このほかに、重要度の評価のみを行った事案が 1 件（緑）、深刻度の評価のみを行った事案が 1 件（SLIV）であった。

これを踏まえ、令和 6 年度第 11 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 29 日）で、令和 5 年度の総合的な評定及び令和 6 年度の検査計画を了承した。関西電力高浜発電所 3 号炉及び東京電力柏崎刈羽原子力発電所以外の原子力施設については、PI が「緑（又は追加対応なし）」であり、検査指摘事項なし又は検査指摘事項の重要度及び深刻度が全て「緑（又は追加対応なし）、SLIV」（深刻度の評価のみを行った事案を除く）であったことから年間を通じて対応区分が第 1 区分であり、自律的な改善が見込める状態と評価し、令和 6 年度も引き続き第 1 区分として通常の基本検査を行うこととした。

関西電力高浜発電所 3 号炉については、検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であった。PI は、令和 5 年 8 月 9 日の関西電力からの第 1 四半期実績報告を受け、過去 4 四半期の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱件数が 4 件となったことから、安全実績指標に関するガイドに基づき、3 号炉の PI において「白」が 1 件となった。これを受け、原子力規制検査等実施要領等に基づき、3 号炉における対応区分を令和 5 年 4 月 1 日より第 2 区分に変更することについて、令和 5 年度第 27 回原子力規制委員会（令和 5 年 8 月 23 日）で了承するとともに、追加検査の実施に係る通知の内容を決定し、関西電力に対して発出した。上記通知で求めた根本的な原因の特定や改善措置活動等に関する報告を関西電力から令和 5 年 11 月 30 日付けで受理した後、この内容を踏まえた追加検査の計画を立案し、同年 12 月 25 日付けで関西電力に対し通知した上で、3 号炉に対する追加検査を実施した。同追加検査では、上述の運転上の制限からの逸脱等に係る原因の究明及び改善措置の立案が適切に実施されていることを確認したことから、令和 6 年 3 月 27 日にパフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価し、対応区分を第 1 区分に戻し、令和 6 年度は通常の基本検査を行うこととした。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所については、検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、PI は年間を通じて「緑」であった。同発電所は安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると認められたことから、令和 2 年度に対応区分が第 4 区分となり、それ以降、追加検査

を継続して実施してきた。令和 5 年 12 月までに実施した同追加検査において、東京電力の改善措置活動の確認が全て終了し、安全活動の改善が図られたと判断した。原子力規制委員会は、この追加検査結果及び現地調査と東京電力社長との意見交換の結果を受け、令和 5 年 12 月 27 日、安全活動が改善され、今後は東京電力の自律的な改善が見込める状態であることが確認できたとし、対応区分を第 4 区分から第 1 区分に変更することを決定し、令和 6 年度は重点項目を定めた上で通常の基本検査を行うこととした。

② 令和 6 年度の基本検査結果

令和 6 年度第 1 四半期から第 3 四半期の基本検査の結果については、令和 6 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 21 日）、令和 6 年度第 26 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 21 日）、令和 6 年度第 45 回原子力規制委員会（令和 6 年 11 月 27 日）、令和 6 年度第 46 回原子力規制委員会（令和 6 年 11 月 27 日）、令和 6 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 19 日）及び令和 6 年度第 64 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 19 日）において報告を受けた。

③ リサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センターに対する使用前確認

原子力規制委員会は、リサイクル燃料貯蔵（以下この段落において「事業者」という。）から令和 4 年 2 月 10 日にリサイクル燃料備蓄センターに係る使用前確認の申請を受け、原子力規制検査により、事業者が実施した使用前事業者検査が適切に実施されていること、設計及び工事の計画の認可に従って工事が行われたこと並びに技術上の基準に適合していることを令和 6 年度第 41 回原子力規制委員会（令和 6 年 11 月 6 日）にて確認したことから同日に使用前確認証を交付した。

2. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子力事業者等は、原子炉等規制法第 62 条の 3 に基づき、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故、故障等が生じたときは、原子力規制委員会への報告（以下「法令報告」という。）が義務づけられている。令和 6 年度は、実用発電用原子炉で 1 件の法令報告事象が発生した。原子力規制委員会は、これらの事象について事業者から報告を受け、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、確認を行っている。

加えて、法令報告事象については国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES³⁵) による評価を行っている。令和 6 年 10 月 10 日に関西電力美浜発電所で発生した事象は、レベル 0 と評価した。また、令和 5 年度に高浜発電所で発生し評価

³⁵ The International Nuclear and Radiological Event Scale

中であった事象 3 件はいずれもレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

（１）令和 6 年度に発生した事故・トラブルの対応

① 関西電力における美浜発電所 3 号炉 1 次系冷却水クーラ海水系配管に確認された微小孔及び減肉

令和 6 年 10 月 5 日、定格熱出力一定運転中の美浜発電所 3 号炉において、巡視点検中の運転員が C-1 次系冷却水クーラ（以下、CCW³⁶クーラという）海水系統戻り配管に塩の析出を確認した。関西電力は、塩の析出箇所の周辺を肉厚測定により詳細点検した結果、微小な穴が 2 箇所あること及びその周辺が減肉し必要な最小厚さを満足していないことを確認した。このため、原子力規制委員会は令和 6 年 10 月 10 日に法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

令和 6 年度第 38 回原子力規制委員会（令和 6 年 10 月 16 日）で、「原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）に基づき、対応方針 B³⁷で対応することを了承した。

令和 6 年 11 月 14 日付けで、関西電力から当該事象の原因と対策に係る報告が提出された。当該報告で関西電力は、キャビテーションによるエロージョンに有効ではないエポキシ樹脂系ライニングで補修していた当該配管において、C-CCW クーラ海水出口弁（バタフライ弁）の流路縮小に伴うキャビテーションによるエロージョンが発生し、ライニングの部分的な剥離及び母材の減肉が進行し局部腐食により貫通に至ったものと推定した。

その後、令和 6 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 19 日）で、原子炉等規制法に基づく法令報告（対応方針 B）に対する評価の結果として、関西電力が報告した原因、対策等が妥当なものであるとする報告を原子力規制庁から受けた。

（２）令和 5 年度に発生した事故・トラブルの対応

① 関西電力高浜発電所 3 号炉蒸気発生器伝熱管の損傷事象

令和 5 年 10 月 17 日、関西電力から定期検査のため停止中の高浜発電所 3 号炉の 3 台ある蒸気発生器（SG³⁸）の伝熱管について、健全性を確認するため渦流探傷試験（ECT³⁹）を実施した結果、うち 2 台の 2 本の伝熱管に有意な信号指示（内面に傷を示すものが 1 本、外面の減肉を示すものが 1 本）が認められたことから法令報告事象に該当するとの報告を受けた。本事象について令和 5 年度第 39 回原子力規制委員会（令和 5 年 10 月 25 日）で対応マニュアルに基づ

³⁶ component cooling water

³⁷ 原子力規制検査の四半期報告の際に指摘事項の一つとして、原子力規制委員会に報告する。

³⁸ Steam Generator

³⁹ Eddy Current Testing

き、対応方針 C⁴⁰で対応することを了承した。

令和 5 年 11 月 9 日付けで、関西電力から当該事象の原因と対策に係る報告が提出された。当該報告によると、内面の傷の原因は SG 製造時の伝熱管内面での局所的な引張り残留応力と運転時の内圧及び高温の 1 次冷却材環境が相まったことによる、1 次冷却材中における応力腐食割れとされている。また、外面の減肉の原因は、前回の定期検査時の薬品洗浄の後も残存した稠密なスケールが、プラント運転中に管支持板付近に留まり、振動した伝熱管と繰り返し接触したことによる摩耗とされている。

その後、令和 6 年度第 7 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 15 日）で、原子炉等規制法に基づく法令報告（対応方針 C）に対する評価の結果として、関西電力が報告した原因、対策等が妥当なものであるとする報告を原子力規制庁から受けた。

② 関西電力高浜発電所 4 号炉蒸気発生器伝熱管の損傷事象

令和 6 年 1 月 22 日、関西電力から定期検査のため停止中の高浜発電所 4 号炉の 3 台ある SG 伝熱管について、健全性を確認するため ECT を実施した結果、うち 2 台の 4 本の伝熱管に有意な信号指示（外面の減肉を示すものが 4 本）が認められたことから法令報告事象に該当するとの報告を受けた。本事象について令和 5 年度第 60 回原子力規制委員会（令和 6 年 1 月 24 日）で対応マニュアルに基づき、対応方針 C で対応することを了承した。

令和 6 年 2 月 22 日付けで、関西電力から当該事象の原因と対策に係る報告が提出された。当該報告によると、外面の減肉の原因は、前回の定期検査時の薬品洗浄の後も残存した稠密なスケールが、プラント運転中に管支持板付近に留まり、振動した伝熱管と繰り返し接触したことによる摩耗とされている。その後、第 2 節 2. (2) ①と同様に令和 6 年度第 7 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 15 日）で、関西電力が報告した原因、対策等が妥当なものであるとする報告を原子力規制庁から受けた。

③ 関西電力高浜発電所 1 号炉 B-給水ブースタポンプ入口配管からの蒸気漏れについて

令和 6 年 1 月 22 日、関西電力から定格熱出力一定運転中の高浜発電所 1 号炉において、2 次系配管からの蒸気漏えい及び給水ブースタポンプのグランド部からの 2 次系冷却水の漏れが生じたことから、原子炉の出力を降下し、当該配管の浸透探傷試験を実施した結果、傷の存在を示す指示が認められたため、令和 6 年 1 月 24 日、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。本事象について令和

⁴⁰ 規制機関において、事業者等の行う原因究明、再発防止対策等に対して特段の関与が必要ないとされる法令報告事象への対応方針

5年度第62回原子力規制委員会（令和6年1月31日）で対応マニュアルに基づき、対応方針Bで対応することを了承した。

令和6年2月6日付けで、関西電力から当該事象の原因と対策に係る報告が提出された。当該報告によると、漏えいの原因は、運転により高温となった給水配管が熱伸びしたことにより、当該配管のベント管頂部と配管上部にある架台が接触し、ベント管の付け根部に曲げ応力が作用するとともに、ベント管頂部が拘束されたことにより当該給水ブースタポンプの運転による機械振動にて配管母材の溶接止端部に応力が発生し、ベント管外面に亀裂が発生、さらに、機械振動が加わり続けたことで、亀裂が進展し、配管を貫通して漏えいに至ったとされている。

なお、給水ブースタポンプのグランド部については、点検結果に異常はなく、パッキン押えナットの増締めによりドレン量が低下したことから、グランド部のシール性能は健全であったとされている。

その後、令和6年度第7回原子力規制委員会（令和6年5月15日）で、関西電力が報告した原因、対策等が妥当なものであるとする報告を原子力規制庁から受けた。

3. 原子力規制検査の継続的な運用改善について

令和5年度の運用実績等を踏まえた運用改善のためのガイド類の改正について、令和6年度第13回原子力規制委員会（令和6年6月5日）において了承した。

令和2年4月から運用を開始した原子力規制検査制度の継続的な改善のため、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を設けており、令和6年度は1回開催し、使用前事業者検査（施設）の対象選定の考え方、原子力安全推進協会（JANSI）の活動、エンジニアリング検査（仮称）の試運用、重大事故等対処設備等の安全実績指標等について意見交換した。

検査官の力量向上、維持のための取組として、令和6年度は、検査官資格の取得等に必要な研修や教育を実施することに加え、未稼働プラント担当の原子力規制事務所の検査官を、稼働プラント担当の原子力規制事務所に派遣する等の検査官交流を実施した。また、検査官会議等を通じて検査のプラクティスや検査結果等の情報共有や原子力規制庁管理職等による検査現場視察を実施し、検査官が行う検査の状況を確認した。

原子力規制検査で用いる事業者の確率論的リスク評価（PRA）モデルの適切性確認については、令和6年度第32回原子力規制委員会（令和6年9月18日）で柏崎刈羽原子力発電所7号炉の事業者が作成したレベル1PRAモデルの適切性の確認結果に加え、これまでの適切性確認における原子力規制庁からの指摘事項に係る事業者の対応状況等の報告を受けた。

第3節 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

1. 安全研究の積極的な実施

(1) 安全研究の実施と成果の公表

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針（平成28年7月6日原子力規制委員会決定）」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和6年度以降の安全研究に向けて）（令和5年7月12日原子力規制委員会了承）」に基づき、安全研究プロジェクトを実施している。令和6年度は、新規3件を含め、13分野で17件の安全研究プロジェクトを実施した（表2-5参照）。

これに加え、独立行政法人や大学等を対象に、将来的に規制上の研究課題の提案を行える能力や規制活動を確実に支援できる能力を養うなど、将来の規制上の研究課題に対処する技術基盤（体制、設備及び人材を含む。）を構築することを目的として、令和6年度から「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」を実施することとし、5件の個別事業を採択した（表2-6参照）。

表2-5 令和6年度に実施した安全研究プロジェクト

No.	分野	プロジェクト名
1	外部事象	地震動評価手法の信頼性向上に関する研究（R6-R10、新規）
2		断層の活動性評価手法に関する研究（R6-R10、新規）
3		津波評価手法及び既往津波の波源推定に関する研究（R3-R6）
4		外部事象に係る施設・設備のフラジリティ評価手法の高度化に関する研究（R3-R6）
5	火災防護	火災防護に係る影響評価に関する研究（フェーズ2）（R3-R6）
6	リスク評価	原子力規制検査のためのレベル1PRAに関する研究（R4-R8）
7	シビアアクシデント	重大事故進展を踏まえた水素挙動等に関する研究（R5-R8）
8		重大事故時における重要物理化学現象の不確実さ低減に係る実験（R2-R7）
9	炉物理	核特性解析における最適評価手法及び不確かさ評価手法に関する研究（R3-R6）
10	核燃料	事故耐性燃料等の事故時挙動研究（R6-R10、新規）

11	材料・構造	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証に係る研究 (R2-R6)
12	特定原子力施設	福島第一原子力発電所燃料デブリの臨界評価手法の整備 (H26-R6)
13	核燃料サイクル施設	再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等の事象進展に係る研究 (R3-R7)
14	放射性廃棄物埋設施設	廃棄物埋設における長期性能評価に関する研究 (R3-R6)
15	廃止措置・クリアランス	放射性廃棄物の放射能濃度等の定量評価技術に関する研究 (R3-R6)
16	原子力災害対策	特定重大事故等対処施設等を考慮した緊急時活動レベル (EAL) 見直しに関する研究 (R3-R7)
17	放射線防護	放射線防護のための線量及び健康リスク評価の精度向上に関する研究 (R4-R8)

表 2-6 令和 6 年度「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」で採択した個別事業

No.	実施機関	事業名称
1	長岡技術科学大学	水素等可燃性ガスの爆発実験および安全研究インフラの整備
2	原子力機構	新技術・新概念に対する原子力規制行政を技術支援するための総合的技術基盤の構築事業
3	有人宇宙システム	レジリエンスを考慮した安全評価手法の原子力施設への適用に関する研究
4	東京大学	廃棄物埋設施設に用いられるセメント硬化体の 300 年を超える超長期性能評価に関する技術基盤研究
5	東京科学大学	核燃料廃棄物安全基盤研究拠点の創成

また、安全研究プロジェクトを中心とした安全研究で得られた実験データ等を基に、規制への活用の観点から考察し、規制基準、各種ガイド類、審査及び検査における判断の根拠となるようまとめた報告書「NRA 技術報告」、調査等により得られたデータや情報を取りまとめた「NRA 技術ノート」、学術論文、学会発表等により、研究成果を公表している。令和 6 年度は、原子力施設の廃止措置に係る終了確認において実施する敷地土壌等の放射性物質による汚染状況の判定について放射線測定のための試料の採取方法を含む判定方法の一例を提案する NRA 技術報告、航空機落下事故データの調査結果のばらつきを防ぐことを目的

として標準的な調査手法を取りまとめた NRA 技術報告及び高エネルギーアーク損傷 (HEAF) の爆発現象に係る研究成果や隣接機器への影響を評価する上で重要な HEAF の影響範囲の分析結果をとりまとめた NRA 技術報告の公表を行うとともに、5 件の NRA 技術ノートの公表を行った (表 2-7 参照)。

表 2-7 安全研究成果の公表 (NRA 技術報告、NRA 技術ノート)

No.	区分	公表年月	報告書タイトル
1	NRA 技術報告	令和 6 年 5 月	廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の技術的判定方法
2		令和 7 年 2 月	航空機落下事故に関するデータの調査手順書
3		令和 7 年 3 月	原子力発電所における高エネルギーアーク損傷 (HEAF) に関する分析 (第二報)
4	NRA 技術 ノート	令和 6 年 4 月	航空機落下事故に関するデータ (平成 14~令和 3 年)
5		令和 6 年 5 月	震源を特定せず策定する地震動の標準応答スペクトルの妥当性確認—2018 年から 2022 年の観測記録の追加—
6		令和 6 年 9 月	先進製造技術の開発及び原子力分野への適用の現状に関する調査
7		令和 6 年 9 月	原子力分野における人工知能の動向に係る調査報告
8		令和 7 年 3 月	航空機落下事故に関するデータ (平成 15~令和 4 年)

このほか、16 件の論文の公表、10 件の会議プロシーディングス (査読付) の公表及び 32 件の学会発表を行った。また、安全研究のアウトリーチ活動として、原子力機構原子力安全・防災研究所と連携し、同研究所との合同報告会で、原子力規制庁職員が 2 件の口頭発表及び 4 件のポスター発表を行った。

(2) 共同研究活動への参画

原子力規制委員会は、原子力機構原子力安全・防災研究所と協力し、国際共同研究プロジェクト等へ参画している。令和 6 年度は、15 件の OECD/NEA での国際共同研究プロジェクトに参画し、各研究分野の最新動向を含む技術的知見、諸外国の規制動向等を収集した。二国間の国際活動として、米国原子力規制委員会 (U.S.NRC) 及びフランス放射線防護・原子力安全研究所 (IRSN) と情報交換を実施した。

また、平成 29 年 4 月 21 日に策定した共同研究実施規程等に基づき、国内の

大学や原子力機構等と 10 件の共同研究を実施し、うち 8 件を完了した。令和 6 年度末時点で実施中の 2 件の共同研究に加えて、令和 7 年 4 月から新たに 9 件の共同研究を実施する予定である。

(3) 安全研究の評価及び方針の策定

原子力規制委員会は、令和 6 年度第 17 回原子力規制委員会（令和 6 年 6 月 26 日）において、令和 5 年度に終了した 5 件の安全研究プロジェクトの事後評価及び令和 8 年度に終了予定の 2 件の安全研究プロジェクトの中間評価を了承した。また、原子力規制委員会は、令和 6 年度第 51 回原子力規制委員会（令和 6 年 12 月 25 日）において、令和 7 年度から新たに始める予定の安全研究プロジェクト 11 件を対象とした事前評価を了承した。

原子力規制委員会は、令和 6 年度第 18 回原子力規制委員会（令和 6 年 7 月 3 日）において、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和 7 年度以降の安全研究に向けて）」を了承した。

また、令和 5 年度第 52 回原子力規制委員会（令和 5 年 12 月 13 日）での了承に基づき設置した安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換について、令和 6 年度は、全体会合を 1 回、リスク情報活用を議題とする個別テーマ会合を 4 回、経年劣化を議題とする個別テーマ会合を 3 回開催した。

2. 最新の科学的・技術的知見の蓄積

(1) 最新の科学的・技術的知見の収集

原子力規制庁では、平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）で了承された最新知見を規制に反映するためのプロセスに基づき、諸外国の規制動向、安全研究、国際基準、学会等の情報を整理した上で、我が国の規制や原子力施設の安全との関係で検討を要する情報を抽出する活動（GENERIC ISSUES タスクフォース）を実施している。

令和 6 年度は、GENERIC ISSUES タスクフォースによるスクリーニングを経て 13 件の最新の技術知見を技術情報検討会に報告した。このうち、何らかの規制対応が必要と判断される技術知見に該当するものはなかった。

(2) 安全研究から得られる科学的・技術的知見の規制業務での活用

原子力規制庁研究部門では、原子力規制庁が実施する安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査・検査等の規制業務に活用することを目的として、原子力規制部へ情報提供等の技術支援を実施している。令和 6 年度には、新規制基準適合性に係る審査支援、審査会合への参加等 46 件の技術支

援を実施した。

3. 規制基準の継続的改善

(1) 規制基準等への最新知見等の反映

① 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見の規制への反映に係る検討

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制への反映に係る検討を実施している。

東京電力福島第一原子力発電所 1 号炉の原子炉補機冷却系統の汚染に関する調査・分析から得られた知見（以下「RCW 汚染に関する知見」という。）に関しては、令和 5 年度第 15 回原子力規制委員会（令和 5 年 6 月 14 日）において、規制上の取扱いについて検討を開始することを了承した。東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム事業者意見聴取会合（以下「1F 知見反映意見聴取会」という。）を 2 回開催し、検討を進めるために必要な情報について調査等を求め、事業者等の調査結果を聴取した。令和 5 年度第 60 回原子力規制委員会（令和 6 年 1 月 24 日）において、1F 知見反映意見聴取会の結果等の報告を受け、RCW 汚染に関する知見の規制上の取扱いについて委員間の討議を行った。その後、当該討議を踏まえ、第 6 回 1F 知見反映意見聴取会（令和 6 年 3 月 13 日）において、事業者における RCW 汚染に関する知見を踏まえた事故時の手順の整備状況等を聴取した。

令和 6 年度第 13 回原子力規制委員会（令和 6 年 6 月 5 日）において、第 6 回 1F 知見反映意見聴取会において BWR 事業者等から聴取した結果について報告を受けるとともに、これまでの議論を踏まえ、本件知見については、規制基準上新たな要求を追加する必要は認められないとした上で、本件知見で取り上げた事象が発生することを明確に認識し、考慮すべき視点の一つとして位置付けて審査・検査等の対応を行うことは重要とする RCW 汚染に関する知見の規制上の取扱いの考え方を了承した。

また、原子力規制庁は、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見のうち、今後検討するとしていたものについて、これまでの審査実績の蓄積を踏まえ、再検討した結果と今後の対応案について、第 71 回技術情報検討会（令和 7 年 3 月 27 日）において報告した。

② 令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方で発生した最大震度 7 を観測した地震による変圧器故障に係る対応

令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方で発生した最大震度 7 を観測した地震により、北陸電力志賀原子力発電所において、1 号炉の起動変圧器及び 2 号炉の主変圧器の絶縁油漏えいが発生し、当該事象の原因等について令和 6 年 5 月 31 日

に原子力発電工作物に係る電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第3条の規定に基づく報告を北陸電力から受けた。令和6年度第13回原子力規制委員会(令和6年6月5日)において、原子力規制庁からその旨報告を受けた。

原子力規制庁は、第66回技術情報検討会(令和6年7月25日)において、事業者等から聴取した故障原因等について報告するとともに、現行の規制要求との関係を整理した結果を報告した。同検討会では、故障の原因分析結果を踏まえても現行の外部電源系の規制要求の考え方である複数の受電経路が同時に喪失しないよう外部電源系統全体としてその信頼性を高めるとの考え方を変更する必要はなく、規制基準上新たな要求を追加する必要は認められないことから、原子力規制検査を通じて原子力事業者等の取組状況を確認することとした。技術情報検討会の結果は、令和6年度第27回原子力規制委員会(令和6年8月28日)で報告を受けた。

③ PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに係る対応

原子力規制委員会は、関西電力大飯発電所3号炉加圧器スプレイライン配管における亀裂の調査を踏まえ、供用期間中検査における超音波探傷試験(UT⁴¹)の妥当性及び原子炉冷却材圧力バウンダリに属する配管に対する破断前漏えい(LBB⁴²)成立性の観点からPWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに係る事業者の調査及び研究の計画、進捗状況及び結果を聴取することとした。

原子力規制庁は、第25回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和6年8月22日)において原子力エネルギー協議会(ATENA)から令和5年度の事業者による調査結果等を聴取した。同会合の結果は、第68回技術情報検討会(令和6年9月26日)で報告し、引き続き事業者の検討を聴取することとした。技術情報検討会の結果は、令和6年度第39回原子力規制委員会(令和6年10月23日)で報告を受けた。

④ 原子力発電所における電磁両立性に係る対応

発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障の原因として、計測制御設備などで使用される機器間の電磁波による相互干渉が考えられることから、第39回技術情報検討会(令和元年11月20日)において、電磁両立性(以下「EMC⁴³」という。)を考慮した設計として達成すべき具体的な水準等の調査を開始することとした。

原子力規制庁は、第26回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合

⁴¹ Ultrasonic Testing

⁴² Leak Before Break

⁴³ Electromagnetic Compatibility

(令和 6 年 12 月 17 日)において、ATENA から EMC 対策に係る国内原子力発電所での対応の状況を聴取した。同会合の結果は、第 70 回技術情報検討会(令和 7 年 1 月 30 日)で報告し、引き続き、事業者の検討状況を聴取することとした。技術情報検討会の結果は、令和 6 年度第 65 回原子力規制委員会(令和 7 年 2 月 26 日)で報告を受けた。

(2) 民間規格の技術評価

原子力規制委員会は、令和 4 年度から 6 年度までの「民間規格の技術評価の実施に係る計画」に基づき、設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム第 6 回会合(令和 6 年 6 月 10 日)を開催し、日本機械学会「設計・建設規格 2020 年版」、「材料規格 2020 年版」、「溶接規格 2020 年版」及び「設計・建設規格 事例規格 発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」2022 年版」の技術評価書の策定に向けた検討を進めた。

また、原子力規制委員会は、令和 6 年度第 19 回原子力規制委員会(令和 6 年 7 月 10 日)において、令和 6、7 年度の「民間規格の技術評価の実施に係る計画」を了承し、これに基づき、原子炉構造材の監視試験方法及び破壊靱性の確認試験方法に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チーム会合(令和 6 年 9 月 3 日、12 月 3 日、令和 7 年 2 月 21 日)を開催し、日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法(JEAC4201-2007[2024 年追補版])」及び「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法(JEAC4206-2007[2023 年追補版])」の技術評価書の策定に向けた検討を進めた。

(3) 国内外のトラブル情報、自然現象に関する情報の収集・分析

① 国内外のトラブル情報の収集・分析

原子力規制庁は、最新の科学的・技術的知見や国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報を収集・分析し、技術情報検討会において、一次スクリーニングを通過した情報について規制への反映の要否の観点から二次スクリーニング等を実施している。令和 6 年度は一次スクリーニングを 141 件実施し、その結果、一次スクリーニングアウトしたものが 141 件、二次スクリーニングへ新規案件として移行したものが 0 件である。また、二次スクリーニングを終了したものが 2 件で、1 件について調査が継続中である。その他、規制対応する準備を進めているものが 1 件である。なお、技術情報検討会では、一次スクリーニングを通過しなかった情報についても、その理由を確認するとともに、新たな情報により評価の見直しが必要になった場合には、改めて検討を行うこととしている。

原子力規制委員会は、技術情報検討会の検討結果の報告を受け、規制対応が必要と考えられる案件については、基準化等の対応を判断している。なお、令和 6

年度は、技術情報検討会の検討結果の報告を7回受けた（第6回原子力規制委員会（令和6年5月8日）、第19回原子力規制委員会（令和6年7月10日）、第27回原子力規制委員会（令和6年8月28日）、第36回原子力規制委員会（令和6年10月9日）、第39回原子力規制委員会（令和6年10月23日）、第51回原子力規制委員会（令和6年12月25日）、第65回原子力規制委員会（令和7年2月26日））。また、原子力規制庁では、技術情報検討会の検討の結果について、外部の専門家で構成される炉安審及び燃安審に報告し、助言を求めた（第17回原子炉安全基本部会・第11回核燃料安全基本部会（令和6年6月28日）、第18回原子炉安全基本部会・第12回核燃料安全基本部会（令和6年12月16日））。

② 国内外の自然現象に関する情報の収集・分析

国内外の自然現象に関する情報について、政府機関の公開資料、学術論文等を収集し、情報の分析を行った。特に、原子力規制庁のホームページに公表（令和6年5月）したNRA技術ノート「震源を特定せず策定する地震動の標準応答スペクトルの妥当性確認—2018年から2022年の観測記録の追加—」、*Journal of Geophysical Research: Solid Earth* に公表（令和4年11月）された論文「屈曲部を有する横ずれ断層地震による津波への影響について」及び地震調査研究推進本部のホームページに公表（令和6年8月）された地震調査委員会の長期評価「日本海側の海域活断層の長期評価—兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖—（令和6年8月版）」について、原子力規制庁が今後の規制対応の可否を検討し、第66回技術情報検討会（令和6年7月25日）及び第67回技術情報検討会（令和6年9月3日）で報告した。また、原子力規制庁は第67回技術情報検討会及び第71回技術情報検討会（令和7年3月27日）において令和6年能登半島地震に関する現地調査報告及び当該地震の知見の収集結果の報告をそれぞれ行った。

③ 炉安審・燃安審火山部会の審議

九州電力が実施した川内原子力発電所及び玄海原子力発電所の火山活動のモニタリングに係る評価結果並びに日本原燃が実施した再処理施設及び廃棄物管理施設の火山活動のモニタリングに係る評価結果に関し、原子力規制庁は炉安審原子炉火山部会報告書（火山モニタリングにおける「観測データに有意な変化があったと判断する目安」について）を活用して評価を行った。第13回炉安審・燃安審火山部会（令和6年11月13日）において、九州電力及び日本原燃のそれぞれが監視対象としているカルデラ火山の活動状況等に有意な変化がないと評価していることは妥当であるとした原子力規制庁の評価結果が確認された。

また、同部会で、第63回技術情報検討会（令和6年1月25日）及び第64回技術情報検討会（令和6年3月27日）で取り上げた知見2件を報告し、規制上

の対応の要否に関する助言を受けた。

④ 炉安審・燃安審地震・津波部会の審議

第4回炉安審及び燃安審地震・津波部会（令和6年6月24日）において、過去の第59回から第64回技術情報検討会で取り上げた知見5件を報告し、規制上の対応の要否に関する助言を受けた。特に、第61回技術情報検討会で原子力規制庁が取り上げた「SSHACレベル3ガイドラインに基づく伊方サイトにおける震源特性モデル及び地震動特性モデルの構築」について、同様の取り組みをほかの事業者にも促すべきとの意見があり、原子力規制庁から、事業者との意見交換を行いつつ検討する意向である旨、回答した。

（4） 法令報告制度の見直し

原子炉等規制法第62条の3に基づく法令報告の改善については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日）で、核燃料施設等の故障について原子力施設の安全に関する事象を報告対象とすること、廃止措置段階で法令報告を要する事象を、その時点での施設の安全に関するものに限定することとした関係規則の改正案等について了承した。その後、規制の改正案等について意見公募を実施し、令和6年度第5回原子力規制委員会（令和6年4月24日）で、意見に対する考え方について了承するとともに、関係規則の改正等を決定した。また、令和6年度第49回原子力規制委員会（令和6年12月11日）では、法令報告の改善に関する検討状況について報告を受けるとともに、今後の検討の進め方を了承した。

第4節 規制活動の継続的な改善及び新たな規制二ーズへの対応

1. 審査プロセスの改善の取組

原子力規制委員会の限られた資源を安全上重要な課題に適切に投入する観点から、審査プロセスの改善は重要であり、電力会社等の被規制者と、審査の進め方について継続的に意見交換を行いながら、改善に努めている。

実用発電用原子炉等の審査に関しては、令和4年度第37回原子力規制委員会（令和4年9月7日）で了承した審査プロセスの改善に係る方針に基づき、審査会合全般において、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催する、原子力規制庁からの指摘事項が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認するとともに、指摘事項を必要に応じて文書化する、事業者の地質などの調査方針や実施内容を予め確認し早い段階から指摘を行うなどの取組を行っている。例えば、北海道電力泊発電所3号炉及び日本原子力発電敦賀発電所2号炉の審査においては、審査会合の最後に指摘事項を文書化し認識の共有を図った。中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の審査においては、

津波の組合せの評価方針等について、事業者の検討の早い段階から審査会合で議論を行い、審査の手戻りが生じないよう工夫した。

また、令和 6 年度においては、第 19 回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（令和 6 年 9 月 12 日）において、事業者から審査プロセスの改善案が示され、第 32 回原子力規制委員会（令和 6 年 9 月 18 日）において、事業者と実務的な意見交換を行うことを了承した。意見交換の結果を踏まえ、令和 6 年度第 42 回原子力規制委員会（令和 6 年 11 月 13 日）において、審査会合における議論の円滑化のため、必要に応じて審査会合における主要な論点等の書面事前提示を試行することとし、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」（令和 4 年度第 37 回原子力規制委員会（令和 4 年 9 月 7 日）了承）の見直しを了承した。その後、事業者からの申出を踏まえ、中部電力浜岡原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の設計方針等に係る新規制基準適合性審査において試行することとし、第 1309 回審査会合（令和 6 年 12 月 24 日）の審査会合以降、審査チームから主要な論点等の書面事前提示を行っている。

2. 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化

原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Nuclear Security）及び保障措置（Safeguards）（以下「3S」という。）は、それぞれの対策が相互に影響を与えていることから、原子力規制委員会は、3S の調和をより高いレベルで実現することを目指し「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務（原子力規制部、放射線防護グループ）」（以下「実務指針」という。）を令和 5 年 4 月に制定した。

実務指針に基づく、令和 5 年度 of 取組状況については、令和 6 年度第 13 回原子力規制委員会（令和 6 年 6 月 5 日）において報告を受けた。

令和 6 年度においては、相互の影響等を可能な限り排除すべく、審査等に関しては、原子力安全、核セキュリティ又は保障措置に係る許認可申請がなされた場合、担当部署は、ほかの S の措置に対する影響概要（申請者による確認結果）について、原子力規制庁内業務ツールを通じて関係部署へ情報共有し、必要に応じて原子力事業者との面談等を実施し、またほかの S の担当者が同席する取組を行った。また、情報システムセキュリティ対策に係る審査基準の改正（令和 4 年 3 月 30 日決定）を踏まえた核物質防護規定の変更認可申請に対して核セキュリティを担当する部門と合同で審査を行った。

日本原燃再処理施設等の許認可に係る審査では、面談に原子力規制庁内の 3S 担当部署が同席した上で日本原燃における 3S 連携の基本的な考え方について確認した。同社の保安規定、核物質防護規定及び計量管理規定においては、3S

連携強化のための相互の関連が明記された。査察機器監視対象区域における全消灯事象に係る再発防止対策の実施状況については、原子力安全に係ることは原子力規制検査で継続して確認中であり、保障措置に係ることは立入検査で確認予定である。

検査等に関しては、原子力規制事務所の原子力運転検査官が、原子力安全に関する原子力規制検査の中でほかのSの措置に関する気付き事項があった場合や、核物質防護対策官又は保障措置の査察官が、ほかのSの措置に関する気付き事項があった場合には、必要に応じて当該措置の担当部署へ情報共有を行った。また、各原子力規制事務所へ核物質防護対策官が配置されたことにより、原子力運転検査官との間で3Sの相互影響に係るコミュニケーションを図り、連携を深めた。加えて、原子力規制事務所の原子力運転検査官が、核物質防護措置に係る是正措置プログラム(CAP⁴⁴)の確認等を含めた現場の確認や巡視を実施し、気付き事項があった場合に担当部署に情報共有を行った。

事例集の拡充を目的として、3Sの相互影響があった事例や、各Sを担当する職員の気付きにより相互影響を回避できた事例等について幅広く情報を収集した。併せて、事業者がほかのSへの影響があると評価した事例(3S影響評価書)について、四半期毎に開催している原子力規制庁内関係者会合で実務の参考となり得るかどうかのレビューを行った。その他、審査官等の資格継続に係るセミナーにおいて、3S連携に係る講義や3S合同セッションを開催し職員の知識の向上に努めた。また、原子力事業者との面談において、原子力事業者内における3S連携の取組について意見交換を行い、これまでの取組により得られた知見について水平展開を図りつつ、原子力事業者自らが主体的に進めるべき3Sの連携の更なる充実を要請した。

保障措置を担当する部門では、原子力安全や核セキュリティを担当する部門における保障措置への理解醸成を目的として、検査官会議等を通じて保障措置に係る情報共有を行うとともに、原子力規制事務所に査察スケジュールを共有し、原子力運転検査官が実際にIAEAとの査察の現場に参画する機会を提供した。また、日本原燃のMOX⁴⁵燃料加工施設に設置する予定の保障措置機器の仕様及び設置場所の情報をIAEAから入手し、原子力安全及び保障措置の相互に悪影響が及ばないように当該情報を同社に伝えるなど、3Sの連携に係る個別の懸念事項に対応した。さらに、同社の再処理事業所及び濃縮・埋設事業所の計量管理規定の変更認可申請に係る審査における面談に、原子力安全や核セキュリティを担当する部門にも同席してもらい、同規定において、原子力の安全の品質マネジメントシステム計画を用いて、3Sインターフェースの相互連携の取組を計画的に実施及び評価する継続的な改善を図ることに関する規定を追加するなど、

⁴⁴Corrective Action Program

⁴⁵Mixed Oxide

3S 連携の下での審査を行った。

核セキュリティを担当する部門では、「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与の在り方に係る意見交換」に参画するなど、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練に関して原子力安全との連携や情報連絡等について訓練を実施するとともに検討を進めた。また、事業者の核セキュリティに係る活動を確認する中で、事業者で実施した原子力安全のための活動が、核セキュリティの観点では問題となるおそれがあった事案を確認した。当該事案を踏まえ、原子力安全を担当する部門と密に連携しながら、原子力安全と核セキュリティ双方の要求を満たす活動となるよう事業者に改善を促し、改善された旨を確認した。

3. 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制について、運転開始後 40 年目を迎えるまでに一回に限り 20 年を超えない期間で運転期間を延長することを認めるか否かの審査を行う「運転期間延長認可制度」と、運転開始後 30 年とそれ以降の 10 年ごとに長期の施設管理方針を審査する「高経年化技術評価制度」を「長期施設管理計画認可制度」に統合・強化した原子炉等規制法の改正法案が盛り込まれた脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案が、令和 5 年 2 月 28 日に閣議決定され、第 211 回通常国会の審議を経て、令和 5 年 6 月 7 日に公布された。

長期施設管理計画認可制度は、令和 7 年 6 月 6 日に本格施行されることから、令和 6 年度においては、本格施行に必要となる次の法令等について審議し、意見公募を実施するとともに、事業者からの意見を聴取した上で、令和 6 年度第 55 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 22 日）で関係政令の閣議請議及び関係規則等の改正を決定した。

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- ・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程

以上により、長期施設管理計画認可制度の本格施行に向けた制度の整備が完了した。

4. 建替原子炉に係る意見交換

第 18 回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（以下「CNO 意見交換会」という。）（令和 6 年 3 月 25 日）及び第 19 回 CNO 意見交換会（令和 6 年 9 月 12 日）において、事業者側から、建替原子炉の安全設計の考え方及び規制の予見性が十分でないと考える具体的な事項の提示があり、建替原子炉の規制基準に関し規制当局と事業者とで議論する場の設置について提案があった。令和 6 年度第 32 回原子力規制委員会（令和 6 年 9 月 18 日）において、第 19 回 CNO 意見交換会の結果報告を受け、建替原子炉に関する事業者との意見交換について実施体制及び進め方を整理し報告するよう指示し、令和 6 年度第 36 回原子力規制委員会（令和 6 年 10 月 9 日）において、原子力規制庁において規制上の論点等を整理し、規制上の取扱いに係る原子力規制委員会の議論に供することを目的として、建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を設置することを了承した。

技術的意見交換会を 2 回（令和 6 年 12 月 9 日及び令和 7 年 3 月 18 日）開催し、建替原子炉の設計の考え方、常設設備を基本とした重大事故等対応等について意見交換を実施した。

5. 安全性向上評価制度の運用見直し

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 29 の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価制度（以下「安全性向上評価制度」という。）の在り方や運用の見直しについては、炉安審・燃安審において審議が行われ、令和 6 年 7 月 5 日に「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しについて」（以下この項において「報告書」という。）が取りまとめられた。また、令和 6 年度第 21 回原子力規制委員会（令和 6 年 7 月 24 日）において、炉安審・燃安審の両会長と、報告書の内容について意見交換を行った。

その後、令和 6 年度第 38 回原子力規制委員会（令和 6 年 10 月 16 日）において、報告書を踏まえた安全性向上評価制度の見直しの方針について、委員間で討議した。討議を踏まえ、令和 6 年度第 55 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 22 日）において、短期的な見直し事項として、発電用原子炉における機器等の最新の状況を説明する資料の合理化、国内外の最新の科学的知見及び技術的知見の取り扱いに関する見直し、評価の時期及び届出の時期の見直し、IAEA 安全ガイドに準拠した PSR（定期安全レビュー）の見直し、並びに「設計の古さ」への対応を盛り込んだ関係規則・ガイドの改正案を了承するとともに、意見公募を実施することを了承した。

6. 福井県クリアランス集中処理事業に係る対応

令和6年度第2回原子力規制委員会（令和6年4月10日）において、福井県が検討している原子力発電所の解体廃棄物のクリアランス集中処理事業について、令和5年度に原子力規制庁と福井県及び資源エネルギー庁、関係事業者との間で実施した意見交換の内容、及びそれを踏まえた技術的な論点に対する今後の対応について報告を受けた。

本事業では、新規事業主体が、複数の原子力発電所からクリアランス対象物を受け入れ、除染・溶融・放射能測定等を一拠点で集中的に行い、クリアランス確認後、再利用することを検討している。令和6年度第57回原子力規制委員会（令和7年1月29日）において、本事業に関する技術的な論点に対する対応として、クリアランスレベルを満たすために、溶融炉において、クリアランス対象とする物を、放射性物質によって汚染されていない資材等と意図的に混合し、希釈してはならない旨をクリアランスの審査基準として明確化することなどを了承した。

7. 利用実態のない核燃料物質等の放射性物質の集約管理

放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質）は、研究、医療、工業や農業などの分野で広く利用されてきたが、既に使用目的がなくなり、利用実態がないまま保管されているものや、出所や経緯が明確でなく法令上の管理下になくしているものなどがある。「原子力利用に関する基本的考え方」（令和5年2月20日原子力委員会決定）の「利用実態がなく保管だけされている放射性物質が全国の多くの民間又は公的な事業所等に分散して存在しており、法令上の管理下になく放射性物質が発見される例も多数あることから、安全上及び核物質防護上のリスクの顕在化が懸念される。これらのリスクを低減させるため、このような放射性物質の集約管理を実現するための具体的な方策について、関係行政機関、原子力機構等が連携・協力して必要な検討をすべきである。」という記載を踏まえ、令和5年度に引き続き関係行政機関、原子力機構等と利用実態のない核燃料物質の集約管理の実現に向けた検討を進めた。

原子力規制庁では、こうした放射性物質が適切に管理されていない状態で発見された場合に、その取扱いについての相談を受け付ける窓口を設け、状況に応じた適切な管理がされるように対応している。令和6年度は、放射性同位元素で21件、核燃料物質で75件、核原料物質で10件の合計106件の発見の連絡を受けた。

8. 原子力機構 HTTR の水素製造施設⁴⁶に対する原子炉等規制法の適用範囲に係る意見交換

原子力機構大洗原子力工学研究所（北地区）の高温工学試験研究炉（HTTR）で計画されている原子炉の熱を利用した水素製造の実証試験について、原子力機構から同計画で設置が予定されている水素製造施設のうちの設備が原子炉等規制法の適用を受けるか行政相談があった。令和 6 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 19 日）において、行政相談で確認してきた水素製造施設の概要及び原子力機構の法令適用の考え方の妥当性を判断するために、水素製造施設の安全機能の有無、原子炉へ与える影響等を確認することを目的として、「原子力機構 HTTR の水素製造施設に対する原子炉等規制法の適用範囲に関する実務レベルの意見交換」を実施することを了承した。

原子力規制庁において意見交換を 2 回（令和 7 年 2 月 28 日及び同年 3 月 10 日）実施し、水素製造施設が原子炉へ与える影響等についておおむね確認できたことから、令和 6 年度第 69 回原子力規制委員会（令和 7 年 3 月 19 日）において、意見交換の結果を踏まえた原子炉等規制法の適用範囲の整理について報告を受け、今後の進め方について了承した。

⁴⁶ 第 1 回意見交換（令和 7 年 2 月 28 日）において、原子力機構から、「水素製造施設」の名称を「熱利用試験施設」に変更する旨の説明があった。

第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

○第3章の総括

(核セキュリティ対策の推進)

実用発電用原子炉施設等の核物質防護規定の変更認可申請の審査を厳正に実施し、計画した原子力規制検査を概ね予定どおりに実施した。また、特定放射性同位元素の防護にかかる立入検査の実施により、特定放射性同位元素の防護規制を着実に実施した。

さらに、核セキュリティ事案の未然防止および発生時の迅速な対応を可能とするため、原子力規制事務所に配置した核物質防護対策官と本庁が連携して業務を進めた。

核セキュリティ対策の推進のため、IAEAの国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)ミッションを令和6年7月22日から8月2日にかけて受け入れた。

(保障措置の着実な実施)

IAEAが実施した令和5年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。

通常査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1～3号炉については、令和5年度までの追加的措置に加え、使用済燃料共用プールから使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への燃料集合体の移送に伴う査察を引き続き実施するとともに、2号炉からの試験的な燃料デブリの取り出しのために必要な保障措置活動に適切に対応する等、IAEAとの継続的な協議を通して必要な検認活動を実施した。

IAEAは限られた資源の中で効率的、効果的な保障措置を維持するため、国別に国レベル保障措置手法を策定している。我が国に対する同手法が策定されたことを受け、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別査察実施手順についてIAEAと検討・協議を実施し、全ての施設に対して適用を開始した。加えて、保障措置に係る各種国際会議への参加や、保障措置人材の教育、保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。

また、指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の業務の適確な遂行を確保するため、必要な指導・監督を行った。

第1節 核セキュリティ対策の推進

1. 核セキュリティに係る規制の厳正かつ適切な実施

(1) 核物質防護に係る規制の厳正かつ適切な実施

① 核物質防護に係る原子力規制検査の厳正な実施

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、核物質防護に係る原子力規制検査を行っている。原子力規制検査は、日常検査（原子力規制事務所に駐在する検査官が主に実施）とチーム検査（原子力規制庁の専門性を持つ検査官が主に実施）による基本検査を行い、令和6年度の検査計画を踏まえ、核物質防護に係る設備等の確認および情報システムセキュリティ対策の状況確認を含めたチーム検査を114件実施した。

令和5年12月に追加検査が終了した東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護については、令和5年度第56回原子力規制委員会（令和5年12月27日）における決定に基づき、東京電力に対し、同発電所における改善された状態を維持し、さらに向上させるための取組の実施を求めた上で、取組状況については基本検査を通じ継続的に監視していくこととし、特に荒天時の監視、PPCAP（改善措置活動）及び核物質防護モニタリング室の取組について重点的に監視した。

また、核セキュリティ事案の未然防止及び発生時の迅速な対応を可能とするため、令和7年度予算に必要な措置を盛り込んだ。

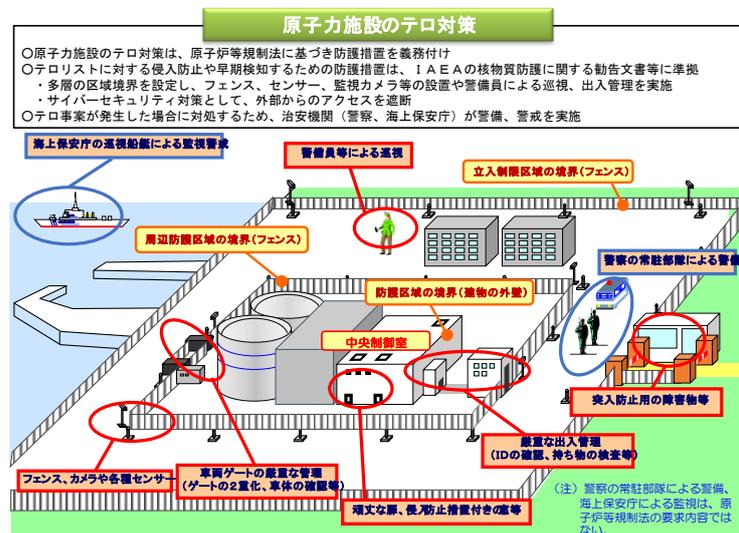


図 3-1 防護措置の概要

② 核物質防護規定の厳正な審査

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、特定核燃料物質の防護に関し必要な事項を定める核物質防護規定の審査を行っている。令和6年度には、核物質防護規定の変更を55件認可した。

また、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威（平成 30 年 10 月 15 日策定）等を踏まえて平成 31 年 4 月 8 日に改正した核物質防護措置に係る審査基準（以下本節において「審査基準」という。）に基づき、事業者から申請された核物質防護規定の変更認可申請の審査を引き続き進め、申請された 21 事業所全てについて認可した。

③ 核物質防護訓練の充実に向けた取組

核物質防護事案発生時に事業者が講ずるべき初動対応のなかでも、情報収集事態相当及び警戒事態相当の判断、避難指示等の措置並びに原子力規制庁及び治安機関との情報共有は特に重要である。原子力規制委員会は、令和 6 年度の原子力規制検査を通じて、これらに関する事業者の練度向上の状況を確認した。また、ERC を活用して、事業者が行う核物質防護事案を模擬した訓練に参加し、事業者に対して技術的助言を行うとともに、原子力規制庁内における原子力安全に関する対応との連携を確認した。

④ 特定核燃料物質輸送時の核セキュリティ対策

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、原子力事業者に対して特定核燃料物質の工場又は事業所の外における運搬に関して、特定核燃料物質を収納する輸送容器に施錠及び封印をするなどの防護措置を要求するとともに、運搬が開始される前に、発送人や受取人等の関係者間で運搬について責任を有する者等を明らかにする取決めを締結した上で、原子力規制委員会の確認を受けることを要求している。

令和 6 年度には、関係規則等に基づき特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に係る確認を 27 件行ったほか、関係省庁と輸送時の核セキュリティ対策に係る意見交換等を行った。

⑤ 核物質防護に係る制度の改善の検討

原子力規制委員会は、核物質防護に係る制度の改善について検討するため、原子力事業者及び ATENA との意見交換を令和 5 年度に引き続き実施し、核物質防護に関する取組をより効果的かつ効率的なものとするための具体的な改善の方向性について検討を行った。

（2）特定放射性同位元素の防護に係る規制の着実な実施

原子力規制委員会は、放射性同位元素等規制法に基づき、危険性の高い放射性同位元素（以下「特定放射性同位元素」という。）を取り扱う事業所に対して、盗取を防止するための防護措置を義務付けており、事業所への立入検査により防護措置の実施状況について確認を行っている。

令和6年度は、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を90件実施した。また、特定放射性同位元素防護管理者を育成するため、令和7年2月に特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを実施するとともに、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関である原子力安全技術センターが特定放射性同位元素防護管理者定期講習を2回開催した。

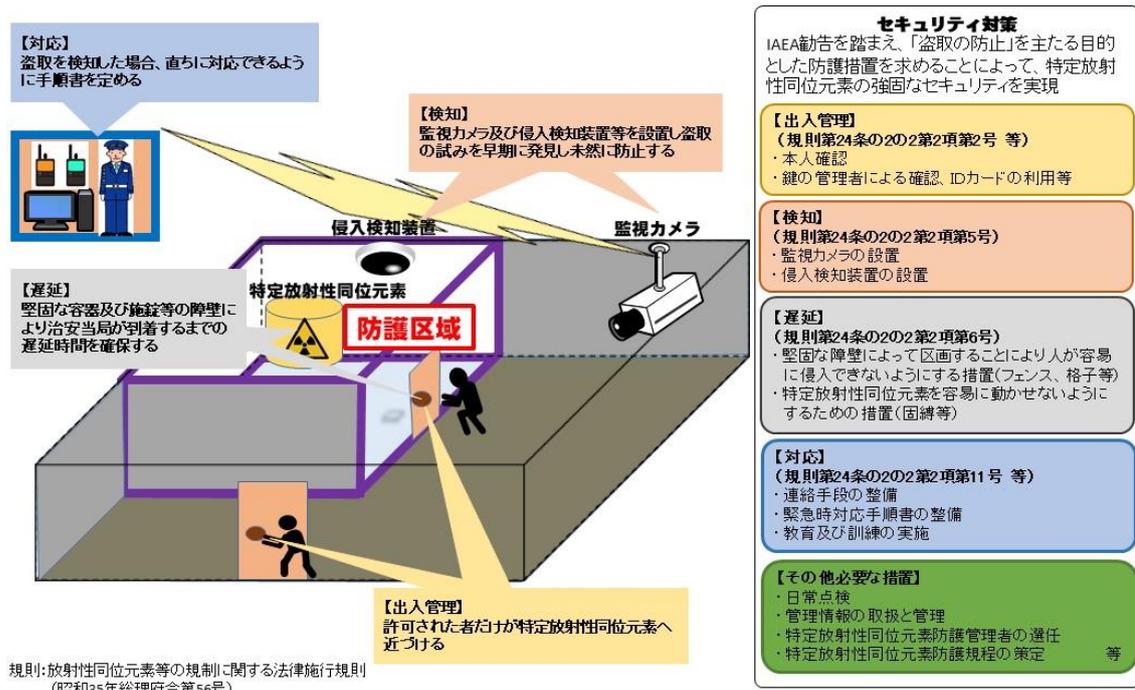


図 3-2 特定放射性同位元素に対する防護措置

2. 核セキュリティ上の課題への対応

(1) 核セキュリティ文化の醸成

原子力規制委員会は、事業者における核セキュリティ文化の醸成のため、事業者の経営層と対話やインタビューを実施した。

(2) サイバーセキュリティ対策の強化

原子力規制委員会は、サイバーセキュリティ対策の強化のため、審査基準の一部を改正し(令和4年3月30日決定。令和5年10月1日施行)、令和6年度は、審査基準の改正を踏まえて事業者から提出された核物質防護規定変更認可申請の審査を進めるとともに、審査基準の改正を踏まえた事業者の防護措置(情報システムセキュリティ対策、核物質防護訓練等)の実施状況を原子力規制検査で確認した。

(3) IPPAS ミッションの受け入れと結果への対応

原子力規制委員会は、令和 6 年 7 月 22 日から 8 月 2 日までの間、「核物質及び原子力施設についての核セキュリティ体制（核物質の輸送を含む）」、「原子力施設における核セキュリティの実施状況」、「放射性物質並びに関連施設及び関連事業のセキュリティ（放射性物質の輸送を含む）」及び「コンピュータセキュリティ」の確認を目的とした IPPAS ミッションを受け入れた。当該ミッションでは、原子力規制庁、国土交通省の職員等から我が国の核セキュリティに関する規制体系、核物質及び放射性物質並びにこれら輸送の核セキュリティ措置等について説明を行い、ミッションチームとの間で質疑応答、意見交換を行った。また、ミッションチームは 7 月 26 日に関西電力美浜発電所を訪問した。

当該ミッションを通じ、ミッションチームからは、「日本の核セキュリティ体制は強固である。」との見解が示されるとともに、原子力規制委員会は、令和 6 年 11 月 28 日、日本の核セキュリティ体制の更なる強化に資する勧告及び助言並びに国際的な核セキュリティの持続的な改善に貢献し、ほかの IAEA 加盟国にとって参考となる良好事例が示された IPPAS ミッション報告書を受領した。

当該報告書内で示された勧告や助言を踏まえた対応状況について、令和 6 年度第 56 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 22 日）及び令和 6 年度第 58 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 29 日）において報告を受けた。

3. 国際会議への参加

原子力規制委員会は、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する観点から、国際会議等の場で得られた核セキュリティに関連する最新知見等を、関係法令等に適時に反映することとしている。

原子力規制委員会は、IAEA の核セキュリティに関する国際会議（令和 6 年 5 月 20 日から 24 日まで開催）に参加し、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に関連する最新の知見等を情報収集するとともに、我が国の経験や意見を議論に反映した。また、IAEA の核セキュリティガイダンス委員会（NSGC）会合（令和 6 年 6 月 11 日から 14 日まで及び 12 月 3 日から 6 日まで開催）において、核セキュリティ・シリーズ文書のレビューの進め方及び核セキュリティ・シリーズ文書案についての議論に貢献した。同会合の結果は、令和 6 年度第 23 回原子力規制委員会（令和 6 年 7 月 31 日）及び第 56 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 22 日）で報告を受けた。

また、令和 7 年 1 月 27 日から 28 日まで開催された日米二国間による核セキュリティ作業グループ（NSWG）第 13 回会合に参加し、核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225/Rev.5）の実施に関する技術情報交換活動の計画について一致をみた。さらに、同会合においては、特定放射性同位元素の防護に関する日米二国間での技術情報交換活動を継続し

て実施することを確認した。

第2節 保障措置の着実な実施

1. 我が国の保障措置活動の着実な実施

原子力基本法（昭和30年法律第186号）において、原子力利用を平和の目的に限ることを基本方針としている我が国は、核兵器の不拡散に関する条約に加盟し、核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府とIAEAとの間の協定（以下「日IAEA保障措置協定」という。）及びその追加議定書を締結している。また、原子力の平和的利用に関する協力のために14の国及び1の機関と二国間原子力協力協定を締結している。これらの国際約束を誠実に遵守することにより、我が国において原子力利用が平和の目的に限り行われていることを国際社会に証明している。

原子力規制委員会は、我が国がこれらの国際約束に基づく義務を履行し、原子力の平和的利用に係る国際社会からの信頼を維持するため、国内における所要の規制を行うとともに、IAEAを始めとする国内外の関係機関との調整等の業務を実施している。

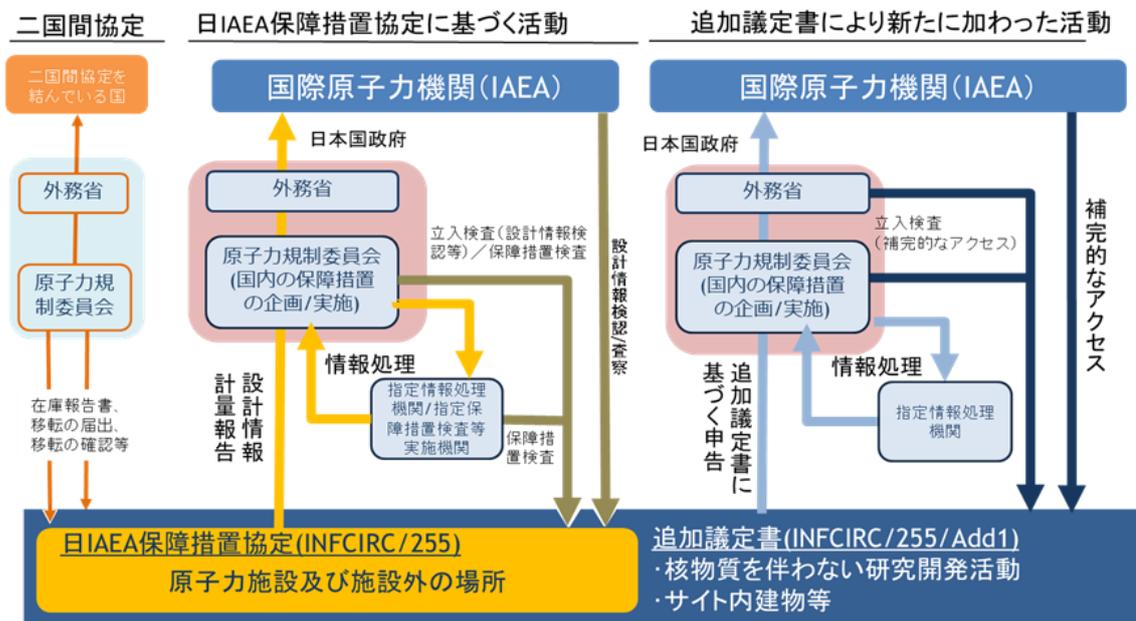


図 3-3 保障措置実施体制

(1) 日IAEA保障措置協定の履行

① 国際規制物資の使用許可及び計量管理規定の認可

日IAEA保障措置協定では、我が国が保有する全ての核物質を同協定の適用対象とすることを原則としている。このため、原子炉等規制法において安全規制の対象とはされていない核燃料物質を使用する場合でも、国際規制物資として

の使用の許可又は承認の対象としている。令和 6 年度における国際規制物資使用許可又は承認は 32 件、変更の届出は 363 件であった。また、国内にある国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、国際規制物資使用者を含む原子力事業者等（以下「国際規制物資使用者等」という。）に対し、計量管理規定を定めることを義務付けている。令和 6 年度における計量管理規定の認可又は承認は 35 件、変更認可又は変更承認は 114 件であった。

② 計量管理報告、施設の設計情報等の提供及び追加議定書に基づく申告

保障措置の実施において、核物質の計量は基本的かつ重要な手段であり、国際規制物資使用者等は、原子炉等規制法に基づき、核物質の在庫及びその変動等に関する情報を原子力規制委員会に報告する義務がある。令和 6 年度の計量管理報告の対象は 2,165 事業者であり、各報告件数は表 3-1 のとおりである。

原子力規制委員会は、提出されたこれらの計量情報を、原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関である核物質管理センターによる処理を経て計量管理報告として取りまとめ、外務省を通じて適時に IAEA に提出している。原子力規制委員会は、上記のほか、日 IAEA 保障措置協定の対象となる施設に関する設計情報その他の保障措置の実施に必要な情報の提供及び追加議定書に基づく申告を、外務省を通じて IAEA に対して行っている。

表 3-1 令和 6 年度の計量管理報告の件数
(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

種類	件数
在庫変動報告	1,342 件
物質収支報告	380 件
実在庫明細表	4,661 件
核燃料物質管理報告書	3,725 件

我が国の核燃料物質質量一覧

①主要な核燃料物質移動量(令和5年(2023年))
(各施設において計量管理が行われた結果をまとめた図)

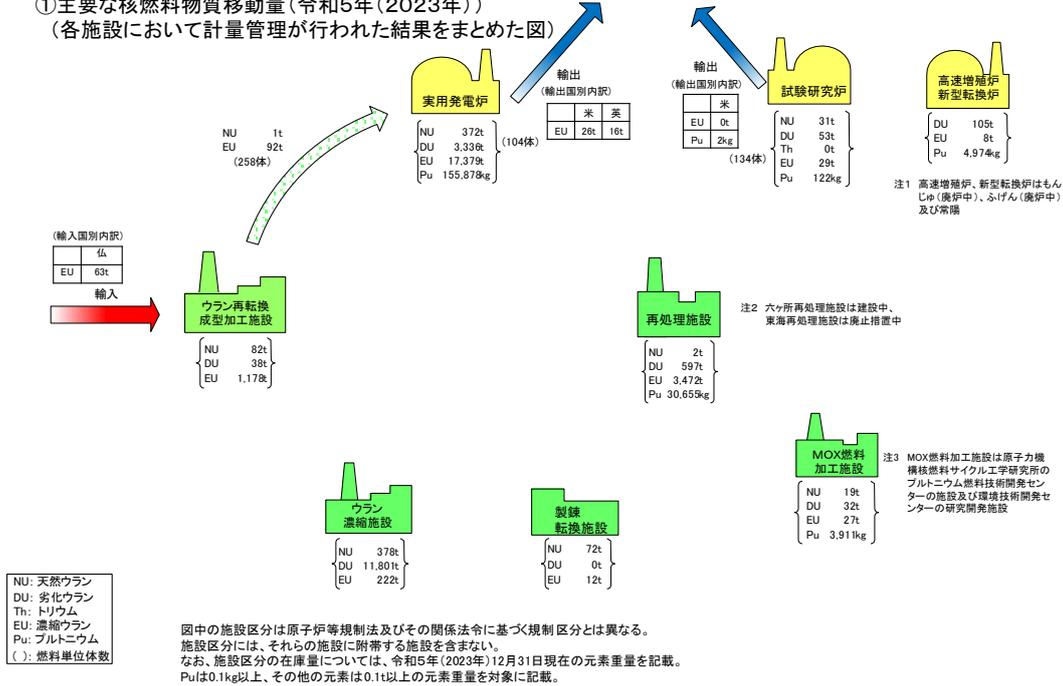


図 3-4 我が国の核燃料物質質量一覧

③ 検認活動

IAEA は、我が国から提出された情報等を基に、施設等に対して査察等の現場検認活動を行っている。これらの現場検認活動のうち査察は、原子力規制委員会による連絡・調整を経て、国の職員や原子力規制委員会が指定する機関の職員の立会いの下、我が国の保障措置検査等と同時に実施されている。保障措置検査の大部分は、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関である核物質管理センター⁴⁷が、原子力規制委員会が交付する実施指示書に基づいて行っている。施設に関する設計情報の IAEA による検認は、原子力規制委員会の職員の立会いの下、原子力規制委員会の職員が行う立入検査と同時に実施され、追加議定書に基づく IAEA の補完的なアクセスへの立会いは、原子力規制委員会及び外務省の職員が実施している。令和 6 年度に国の職員等が実施した保障措置検査等の実績は表 3-2 のとおりである。

⁴⁷ 核物質管理センターは、昭和 52 年から原子炉等規制法第 61 条の 10 に基づく指定情報処理機関に、平成 11 年から同法第 61 条の 23 の 2 に基づく指定保障措置検査等実施機関にそれぞれ指定されている。

表 3-2 令和 6 年度に国の職員等が実施した保障措置検査等の実績
(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

種類	原子力規制委員会	核物質管理センター	外務省
保障措置検査	122 人日	1,794 人日	
設計情報検認	120 人日		
補完的なアクセス	34 人日		18 人日



図 3-5 保障措置に関する活動の様子等

④ 保障措置の実施に関する調整

保障措置の円滑な実施のため、施設の状況等に関する認識の共有や保障措置の実施に際して生じる問題の検討や調整等を目的として、原子力規制委員会は、国内関係機関の同席の下、IAEA との各種会合を開催してきた。令和 6 年度においても、特定の施設群に特化した施設タイプ別作業部会（14 回開催）を通じて保障措置上の問題の検討・調整を図った。

令和 5 年 1 月 28 日に日本原燃六ヶ所再処理施設で発生した査察機器監視対象区域における全消灯発生事象等を踏まえた 3S のインターフェースにおける取組の強化については、第 2 章第 4 節に記載している。

⑤ IAEA による保障措置結論

原子力規制委員会は、令和 6 年度第 7 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 15 日）で我が国における令和 5 年の保障措置活動の実施結果について原子力規制庁から報告を受け、IAEA による我が国の保障措置活動についての評価に資するよう、その結果を IAEA に情報提供した。IAEA は、保障措置協定締約国で毎年実施した保障措置活動等で得られた全ての情報の評価に基づき保障措置結論を導出し、翌年 6 月に開催される IAEA 理事会で報告している。我が国については、令和 5 年の保障措置活動の結果、申告された核物質が平和的な原子力活動から転用されている兆候が認められず、また、未申告の核物質及び活動の兆候も認められないことから、全ての核物質が平和的活動にとどまっている旨の結論（拡大結論）が、令和 5 年についても導出された。これにより平成 15 年の実施

結果以降、21年間継続して我が国に対して拡大結論が導出されたことになる。

(2) 二国間原子力協力協定に基づく国際規制物資関連手続の履行

我が国は、14の国及び1の機関との間で二国間原子力協力協定を締結しており、これらの協定に基づき移転された核原料物質、核燃料物質、減速材物質等及びこれら移転物質の使用等の結果、生産された核燃料物質等について、互いに平和の目的に限り利用するとともに、これらの協定の対象物に対する各種の手続を行うことを約束している。また、令和6年度に原子力規制委員会は、締結している二国間原子力協力協定に基づき、締約国からの移転核物質等の国籍管理に係る確認を26件、締約国に対する移転核物質の国籍管理に係る確認を4件処理するとともに、指定情報処理機関である核物質管理センターの支援を受け、在庫目録を14件報告するなどの対応を行った。

(3) 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正

少量の核燃料物質のみを使用している国際規制物資使用者に対する規制は、国際規制物資の使用等に関する規則（令和6年原子力規制委員会規則第4号。以下「国規則」という。）により、これまで、核燃料サイクル関連の研究活動目的で使用している者（以下「原子力利用少量国規使用者」という。）とそれ以外の国際規制物資使用者（以下「非原子力利用少量国規使用者」という。）とが区別されており、非原子力利用少量国規使用者は、原子力利用少量国規使用者と比べて、保障措置活動の一部が免除されてきた。

今般、IAEAは、非原子力利用少量国規使用者が核燃料物質の輸出入を行う場合に、原子力利用少量国規使用者と同様にIAEAに対する報告等が必要であるとしたこと、また、国規則は昭和36年の制定以降、累次の改正により複雑な条文体系となっていたところ、これまでの規制経験も踏まえ、補完的なアクセスの際の手続や、協定の要求事項をより適切に反映するために記載を適正化するため、国規則に所要の改正を行う必要が生じた。改正した国規則は令和6年10月1日に施行した。さらに、国規則に関連する要領及び解釈の整理を行い、保障措置活動の効果的かつ効率的な実施に資した。

2. 東京電力福島第一原子力発電所における保障措置

東京電力福島第一原子力発電所の1～3号炉以外にある全ての核物質については、IAEAによる通常の現場検認活動が行われている。1～3号炉については立入りが困難で通常の査察が実施できない状況にあるため、IAEA及び国内関係機関との協議により、監視カメラと放射線モニタによる常時監視システムや、同発電所のサイト内のみにも適用される特別な追加的検認活動を導入し、1～3号炉においても未申告の核物質の移動がないことをIAEAが確認できる仕組みが構築

されている。令和 6 年度は、原子力規制庁職員の立会いの下、補完的なアクセスとして 1～3 号炉への特別な追加的検認活動を 5 回実施した。また、2 号炉からの試験的な燃料デブリの取り出しに向けて、適切な検認手法及び計量管理が適用されるよう、IAEA 及び国内関係機関との緊密な連携を図り、IAEA の保障措置活動に適切に対応した。福島タスクフォース会合⁴⁸については、令和 7 年 3 月 4 日に開催し、同発電所のサイト内に建設予定の燃料デブリの保管設備に係る計量管理及び保障措置手法に関する協議を行うとともに、保障措置の実施に必要な同発電所のサイト内の活動についての情報共有を行った。

3. 日本原燃六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設のしゅん工に向けた取組

六ヶ所再処理施設や MOX 燃料加工施設のしゅん工予定等の動向を見据え、保障措置上の課題への対応について検討を進めるとともに、IAEA や事業者と綿密に連絡を取りながら、必要となる保障措置機器の開発や据付・導入等の計画的な遂行及び関連する設備や機器の適切な更新を図っている。

六ヶ所再処理施設については、核物質の計量精度の向上に係る評価、しゅん工に向けた課題の検討、IAEA における近実時間計量 (NRTA⁴⁹) 解析手法の開発への支援等を核物質管理センター及び事業者とともに実施した。一部の物質収支区域において、帳簿上の在庫量と実在庫量の差 (MUF⁵⁰) が増加する傾向にあることについて、その原因調査の検討を、IAEA、核物質管理センター及び事業者とともに実施した。

また、MOX 燃料加工施設については、しゅん工予定時期が令和 9 年度中に見直されたものの、保障措置のために必要な機器の性能確認試験を始め、機器の開発や据付・導入等に関する協議を IAEA、米国 (ロスアラモス国立研究所)、原子力機構等と行った。令和 7 年 3 月 4 日から 6 日には米国側と会議にて、米国が開発した MOX 粉末測定用非破壊測定機器の日本への輸送に関する計画・手続及びグローブボックス内プルトニウム量測定用非破壊測定機器の MOX 燃料加工施設における性能確認試験の計画・実施内容について具体的に協議及び確認をすることができた。

さらに、六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設の設工認審査の状況については、審査会合、事業者のヒアリング等によって得られた情報を取りまとめ、IAEA に対して定期的に進捗の共有を図る取組を行っている。

加えて、六ヶ所保障措置分析所 (OSL⁵¹) の適切な運営に資するため、OSL 設

⁴⁸ 東京電力福島第一原子力発電所の保障措置に関して、我が国が IAEA 部長級と協議するための会合。2012 年 3 月に設置。

⁴⁹ Near Real Time material Accountancy

⁵⁰ Material unaccounted for

⁵¹ Onsite Laboratory

備の更新等を適切に実施するほか、万が一 OSL が短期・長期にわたり使用できない場合においても国際約束に基づく保障措置活動が継続的に実施できるような対応手順（OSL バックアッププラン）について実在庫検認時シナリオに係る最終的な確認試験を実施し、六ヶ所再処理施設における実在庫検認時及び稼働中の対応手順について検討を行っている。

4. 保障措置に関する国際貢献

(1) 我が国の保障措置活動に係る情報発信

欧州保障措置技術開発学会（ESARDA⁵²）のトレーニングコース（令和 6 年 4 月 15 日から 19 日）やアジア不拡散協議（ASTOP⁵³）（令和 6 年 10 月 3 日及び 4 日）、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN⁵⁴）の年次会合（令和 6 年 11 月 5 日及び 6 日）において、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会の理解促進を図った。

(2) IAEA 及び諸外国における保障措置実施への支援

IAEA の主要加盟国は、IAEA が保障措置を実施する上で必要となる技術開発の支援を行っている。我が国は、「対 IAEA 保障措置技術開発支援計画(JASPAS)」等の枠組みを通じて、IAEA 及びほかの加盟国の保障措置の技術的能力の向上に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与している。同計画における具体的な支援内容は、IAEA 査察官が採取した環境試料の分析を代行する IAEA ネットワーク分析所への参画、ほかの加盟国における保障措置制度構築への技術的援助、IAEA 査察官や加盟国の保障措置関係者等に対する訓練機会の提供等多岐にわたっており、原子力規制委員会は支援計画の全体調整を行うとともに、必要な資金の提供を行っており、30 件の案件が進行中である。その他、原子力機構及び IAEA が共同開催した、国の計量管理に関するトレーニングコースにおいて、我が国の知見の提供を行った。

5. 原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の指導・監督

核物質管理センターは、原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関として、その業務を適確に遂行することが義務づけられている。原子力規制委員会は、核物質管理センターの業務の適確な遂行の確保に資するため、同センターの保障措置業務実施体制の強化を促すとともに、原子炉等規制法に基づく立入検査を定期的実施し、原子炉等規制法の関連規定の

⁵² European Safeguards Research and Development Association

⁵³ Asia Senior-Level Talks on Non-Proliferation

⁵⁴ Asia-Pacific Safeguards Network

遵守状況や情報セキュリティ強化対策の実施状況等を確認している。令和 7 年 1 月 20 日及び 21 日には、本部及び東海保障措置センターの情報処理業務に係る品質マネジメントシステムの運用状況を確認した。

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全 確保と事故原因の究明

○第 4 章の総括

(廃炉に向けた取組の監視)

原子力規制委員会は、東京電力から提出された「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請について厳正な審査を行い、令和 6 年度は 17 件を認可した。

これまでに認可した実施計画の遵守状況については、保安検査、使用前検査、溶接検査、施設定期検査及び核物質防護検査並びに現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動等により、東京電力の取組を監視している。特に令和 5 年度から立て続けに発生した 4 事案については、第 113 回特定原子力施設監視・評価検討会（令和 6 年 7 月 16 日）において、原子力規制庁から共通する背景要因としてリスクの抽出及び作業管理が不十分であることを示した上で、単に事象の再発防止のための対策を講じるだけでなく、こうした対策が継続して有効に機能するための実効性のある仕組みを伴ってなければならないことを指摘した。これら個別事象に係る是正処置及び 4 事案に係る背景要因に対する実効性のある仕組みを伴った改善については、保安検査を通じて東京電力の実施状況を確認している。

原子力規制委員会は、平成 27 年 2 月 18 日に策定した「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」について、廃炉作業の進捗等に応じて見直しを行っている。令和 6 年度においては、第 53 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 15 日）にて、リスクマップに示す目標に関する東京電力の進捗について報告を受け、令和 6 年度第 57 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 29 日）にてこれら進捗を反映したリスクマップの改定を了承した。

また、令和 6 年度からの新たな取組として、実施計画に係る審査及び検査の改善に向けた検討及び燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る検討を開始している。

(事故の分析)

原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つである事故分析について、令和 6 年度は、令和 4 年度第 84 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 29 日）において了承した、今後の事故の調査・分析の進め方に基づき、東京電力による事故調査・分析の進捗状況を確認し、必要に応じて東京電力と連携を図りながら現地調査を実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会において、1 号炉非常用復水器に関する分析、1 号炉シールドプラグの変位等の原因の解明等について検討を行った。また、令和 5 年 1 月から令和 6 年 3 月までの調査・分析の成果を「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2024 年版）」として令和 6 年 6 月 11 日に取りまとめた。さらに、事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、関係行政機関等が参画する「福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議」を

開催し、必要な調整等を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査に関して、放射線の遮蔽等に関する国際会議（SATIF-16）、米国との意見交換（Forensics Meeting）、OECD/NEA/FACE プロジェクト第 5 回会合、日本原子力学会 2024 年秋の大会といった会議等を通じて国内外に発信し、会議参加者と多様な議論を行った。

（東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング）

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」に基づき、福島県の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を引き続き実施した。また、令和 6 年度は ALPS 処理水に係る海域モニタリングを実施し、人や環境に影響を及ぼすレベルではないことを確認した。また、我が国の海域モニタリングデータの信頼性、透明性を確保するため、新たに IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングが実施された。

第1節 廃炉に向けた取組の監視

1. 東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月7日に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、これを踏まえて東京電力が策定した「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）について、留意事項を示した上で平成25年8月14日に認可し、当該実施計画によって施設の保安のための措置が講じられている。

令和6年度は、2号炉テレスコピック式試験的取り出し装置による試験的取り出しや、放射性物質分析・研究施設第2棟の設置等の計17件の実施計画の変更を認可した。

使用前検査及び溶接検査を終了したと認めた件数は、それぞれ15件、11件であった。さらに、施設定期検査により特定原子力施設における性能維持が重要と考えられる設備に重点を置いて東京電力の取組を監視し、また現地に駐在する原子力運転検査官による保安検査等により保安活動について確認を行った。また、特定核燃料物質に係る防護措置に関しては核物質防護検査を行った。令和5年度第4四半期～令和6年度第3四半期において、保安検査では3件の、核物質防護検査では1件の実施計画違反（軽微）をそれぞれ確認した。（詳細は第1節3.を参照）。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所に係る審査及び検査の改善に向けた検討

原子力規制委員会は東京電力福島第一原子力発電所の審査及び検査について、過去の原子力規制委員会での議論及びこれまでの審査・検査の実績を踏まえ、第42回原子力規制委員会（令和6年11月13日）において、改善に向けた論点を明確にしつつ、今後の検討の進め方について了承した。その後、第23回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合（令和6年12月5日）（以下「1F技術会合」という。）、第24回1F技術会合（令和7年2月4日）及び第25回1F技術会合（令和7年3月5日）において改善のための議論を事業者と行った。

これら検討を踏まえ、第63回原子力規制委員会（令和7年2月19日）において、付議された実施計画審査に係る審査ガイドの策定や、実施計画検査の枠組みの整理及び原子力規制検査の手法の導入などの改善の全体像を了承した。その後、第68回原子力規制委員会（令和7年3月12日）において、短期的な改善として、原子力規制検査の手法であり施設の安全上の影響に焦点を当てる重

要度評価手法の導入などを行うため、実施計画検査実施要領を改正した。

(3) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る検討

第20回原子力規制委員会（令和6年7月17日）において、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）及び東京電力から、東京電力福島第一原子力発電所における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る検討の状況について説明を受け、意見交換を行った。

これを踏まえ、第47回原子力規制委員会（令和6年12月4日）にて、今後、東京電力及びNDFと1F技術会合にて意見交換を行い、規制の考え方を整理することを了承した。その後、第24回1F技術会合（令和7年2月4日）及び第25回1F技術会合（令和7年3月5日）にて、東京電力及びNDFとの議論を開始した。今後も議論を継続し、東京電力福島第一原子力発電所における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る規制の考えを整理することとしている。

2. 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定及び取組の監視

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に関する目標を示すことを目的として、平成27年2月18日に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」（以下「リスクマップ」という。）を策定し、廃炉作業の進捗等に応じて継続的に見直しを行っている。

令和5年度第59回原子力規制委員会（令和6年1月17日）で、今後のリスクマップの改定方針として、事故後10年以上が経過したことにより、短期的に対応すべきリスクが減少し、中長期的に取り組むべき課題が顕在化してきた現状を踏まえ、今後は10年間を一つの区切りとし、2033年度の実現すべき姿（以下「実現すべき姿」という。）を具体的に示した上で、実現すべき姿に向けて達成すべき目標については、東京電力の主体的な取組を促すことを目的として東京電力の意見を聴取した上で設定することとしている。

令和6年度において、原子力規制委員会は、第53回原子力規制委員会（令和7年1月15日）にて、下記のリスク低減に係る活動の進捗とそれに対する原子力規制庁の評価について、報告を受け、2024年3月版のリスクマップの方針や趣旨を変える必要はないものの、リスクマップに示す目標のうち、作業が順調に進んでいるものや遅れているもの等、進捗やインベントリの変化を踏まえ改定することを了承し、第57回原子力規制委員会（令和7年1月29日）にてこれら進捗を反映したリスクマップの改定を了承した。

（１）中期的リスクの低減目標マップにおける取組の進捗状況

リスクマップに示す目標の進捗状況について、原子力規制庁は東京電力より、第115回特定原子力施設監視・評価検討会（以下「1F検討会」という。）（令和6年12月16日）において、リスクマップ上に示す時期を定めて達成すべき短期的な目標のうち、2024年度を達成時期としている目標6件について、5件が順調に進捗しており、1件については目標時期を見直すと報告を受けた。また、次年度以降を達成時期としている目標のうち5件についての目標時期を見直す必要がある旨報告を受けた。以下に順調に進捗しているものと目標時期の見直しが必要なものの概要を示す。

○順調に進捗しているもの(2024年度が達成時期のもの)

【瓦礫類等の関係】

①廃棄物貯蔵庫（10棟）運用開始

本目標に係る固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置については、廃炉作業にて発生した汚染土や減容処理設備にて減容した瓦礫類を容器に収容した状態で一時保管することを目的に、東京電力から令和3年11月5日付けで実施計画変更認可申請が提出され、原子力規制委員会が令和5年2月21日付けで認可した。これらを踏まえ東京電力は3棟のうち、令和6年8月より固体廃棄物貯蔵庫第10-A棟を、同年10月より10-B棟の運用を開始した。なお、今後の東京電力の取組として、1ミリシーベルト毎時までの表面線量の廃棄物を格納するという一時的措置としての運用を解消すべく、廃棄物移送先施設の計画を検討するとしている。

【核種分析の関係】

②分析第一棟での廃棄物に係る分析の開始

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴い発生する瓦礫や水処理二次廃棄物については、その処理・処分方法及び安全性を検討するために、瓦礫等の廃棄物の性状を把握する必要がある。東京電力は、これらの廃棄物の性状把握を行うための施設として、放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「分析第一棟」という。）を発電所敷地内に建設した。東京電力は、分析計画に基づき分析第一棟での廃棄物に係る本格的な分析を2024年度に開始している。また、原子力規制委員会は今後の燃料デブリ取り出しに向けた敷地内分析に係る施設として放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更（令和2年5月20日申請）を、令和6年12月18日に認可した。東京電力は令和8年度の運用開始を目標としている。

【設備・施設の維持・撤去の関係】

③原子炉建屋の健全性評価手法の確立

東京電力は、1～3号炉原子炉建屋については、燃料デブリ取り出し完了までの長期にわたって健全性を確認していく必要があるため、原子炉建屋の健全性評価手法の方法を検討するとしている。東京電力は、2024年度までの取組として、高線量エリアにおける無人・省人による調査方法の検討、建屋部材の経年劣化評価手法の検討、建屋全体の経年劣化の傾向を確認する方法の検討等を実施した。原子力規制庁は、こうした健全性評価手法については技術の進歩なども見込まれることから、今後どのような観点で健全性の監視を行っていくのか、議論を継続することとした。

④廃炉設備の維持・撤去に係る計画の策定

原子力規制委員会は、リスクマップにおいて、廃炉に必要な長期使用設備の経年劣化状況等を把握し、設備更新等による機能維持・信頼性の向上を適切に行っていく必要があるため、不要設備の撤去と併せて、「設備・施設の維持・撤去」をリスクマップ上の一分野として設定した。

これを受け、東京電力は、当面の廃炉作業（10年程度）に必要な機能について検討を行い、これに基づき設備更新（取替・改造）計画及び設備撤去・休止計画を策定した。

これに対し、原子力規制庁及び担当原子力規制委員会委員から判断の経緯を残すこと及び本計画を継続的に改善することを指摘した。

【廃炉作業を進める上で重要なものの関係】

⑤2号炉燃料デブリ試験的取り出し・格納容器内部調査・性状把握

令和6年2月5日に認可した2号炉燃料デブリの試験的取り出しに関する実施計画の変更が続いて、東京電力から令和6年4月22日付けで申請のあった、2号炉テレスコピック式試験的取り出し装置による試験的取り出しに係る実施計画の変更についても、1F技術会合や1F検討会で審査を行い、令和6年5月9日に認可した。原子力規制委員会は、今後の試験的取り出し作業についても、作業員の被ばく管理や設備が必要な機能を有していることとともに、事故分析の観点での取り出したデブリの性状等を確認していく。

○目標時期を見直すもの

【水処理廃棄物等の関係】

①スラリーの脱水処理開始

本目標に係るALPSスラリー安定化処理設備の設置に関しては、令和3年1月7日に実施計画変更認可の申請がなされ、これまで審査を行っているが、

その過程の中で当該設備の閉じ込め機能強化のためのセル化などの設計変更が必要となった。また、こうした設計変更に伴い、より広い場所への設置場所の変更なども必要となった。こうした一連の設計変更に係る検討に時間を要していることから、東京電力は本目標の達成時期は 2026 年度から 2028 年度に遅れるとしている。

②除染装置スラッジの回収着手

本目標に係る廃スラッジ回収施設の設置に関しては、令和元年 12 月 24 日に実施計画変更認可の申請がなされ、審査を行っている。主な論点である耐震クラス分類については、議論が収束しており、東京電力はこの議論に基づき見直した設計に対して耐震評価を行っており、配管のサポート構造やレイアウトの見直し、これに伴う再解析等を進めている。これらに時間を要していることにより、廃スラッジの回収着手が 2027 年度から 2028 年度に遅れるとしている。

【瓦礫類等の関係】

③溶融設備設置

東京電力は、汚染した金属瓦礫については、溶融設備の設置により減容・除染し、低汚染の金属塊とすること等を計画しているが、閉じ込め機能を担保するための負圧管理設備の基本設計に時間を要しており、設備設置目標を 2027～2029 年度から、2029～2031 年度に見直すとしている。

【汚染水対策の関係】

④滞留水中の α 核種除去開始

本目標に係るセシウム吸着装置後段フィルタ設備設置に関しては、令和 6 年 6 月 27 日に実施計画変更認可の申請がなされ、審査を行っている。東京電力は、モックアップ試験で確認された閉塞事象への対策として、前処理工程の一部変更、手順の追加の見直しを行ったことによる詳細設計への反映作業を実施しており、このため設備運用開始を 2025 年度から 2027 年度に見直すとしている。

【原子炉建屋内のリスク低減の関係】

⑤1/3 号炉 S/C 水位の低下

東京電力は、1 号炉及び 3 号炉の原子炉格納容器及びサプレッションチェンバ（原子炉格納容器下部の圧力抑制室。以下「S/C」という。）の耐震性向上、保有インベントリ（放射性物質の量）を低減させる観点から、原子炉格納容器及び S/C 内の水位低下に係る取組を進めている。

東京電力は、1号炉のS/Cの水位は、原子炉注水流量低減により、一定の水位低下を実現したが、今後取水設備を用いてさらなる水位低下を実施予定としている。

一方、3号炉のS/Cの水位について東京電力は、S/C気相部にある水素を含む滞留ガスのパージ作業終了後に水位低下を行う予定である。滞留ガスのパージ作業は、格納容器のドライウェル側を経由するものであり、一時的に起きるドライウェル側の水素濃度上昇を軽減するための流量調整等を行っており、予定以上の時間を要している。このため、水位低下の実施時期を2024年度から2025年度に見直すとしている。

(2) リスクマップの進捗に対する原子力規制庁の評価

原子力規制庁は、東京電力から報告されたリスクマップの進捗状況について、目標時期を見直すもののうち、①、②に示した水処理二次廃棄物に関する目標については、達成時期の見直しが繰り返されているが、高線量の水処理二次廃棄物を取り扱う前例のない技術的な難しさを含むものであるため、達成時期が多少前後することは想定される案件だと認識している。このため、2033年までに実現すべき姿の見直しは不要であると評価した。なお、東京電力は、これらを含め、審査案件については担当部署に任せきりにせず、定期的に幹部が関与した上で審査対応を進める等、審査のスケジュール管理に関する対応を強化している。

③～⑤についても、東京電力が本格的に対応を始めた段階の案件であること、達成時期の見直しも1～2年であることから、これらによっても実現すべき姿の見直しは不要であると評価した。

3. 東京電力福島第一原子力発電所で発生した実施計画違反の原因究明や再発防止策の確認等

(1) 保安検査における実施計画違反

令和5年度第4四半期～令和6年度第3四半期にかけては、保安検査において3件の実施計画違反が確認された。これらの事象概要及び評価については、令和6年度第7回原子力規制委員会（令和6年5月15日）及び第25回原子力規制委員会（令和6年8月21日）にて保安検査の実施状況として以下の報告を受けた。

①高温焼却炉建屋からの放射性物質を含む水の漏えい（法令報告事象）

令和6年2月7日、高温焼却炉建屋に設置している第二セシウム吸着装置のバイパス弁修理工事前の配管洗浄作業において、ベントラインのドレン弁が開のままろ過水を通水したため、建屋東側壁面のベント口から系統水を含

む水が漏えいした事象が発生した。

本事象に対する保安検査の結果、現場の状態を確認せずに手順書が作成され、現場も手順書の不備に気づかないまま、工事承認されているなど作業計画段階及び作業実施段階において各部門の責任と役割についての認識があいまいなまま作業が開始されたこと、作業員は弁番号と手順書が一致していることの確認のみを行い、弁の状態を確認せず、設置された注意札を見落としていたことなどが確認された。

原子力規制委員会は、令和 6 年度第 7 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 15 日）で令和 5 年度第 4 四半期の保安検査実施状況として、本事案の影響度は「影響はあるが軽微なもの（軽微）」に該当するが、当該作業で扱っている物質の放射能濃度を勘案したリスクを考えると、発見が遅れ、長期間漏えいが継続した際の周辺環境の影響について重大な違反になる恐れがあったものと報告を受けた。

なお、東京電力福島第一原子力発電所における法令報告事象については、INES 評価の格付けは行わないこととしている。

②増設雑固体廃棄物焼却設備の水蒸気発生に伴う火災報知器作動

令和 6 年 2 月 22 日、増設雑固体廃棄物焼却設備の廃棄物貯留ピット（以下「ピット」という。）からの連続的な水蒸気の発生により火災報知器が作動し、現場の状況が確認できなくなったため、ピットへの注水が行われた結果、同ピット内に大量の放射性廃棄物が発生し、設備が長期間使用不能となる事象が発生した。

保安検査の結果、運転計画の作成等において火災発生リスクが十分検討されていなかったこと、兆候となるピット内での水蒸気発生時の対応手順の検討・策定等の十分な対応を行っていなかったこと、今回の事象による増設雑固体廃棄物焼却設備の長期停止は廃炉プロジェクトの進捗に影響を与える可能性があることが確認された。

原子力規制委員会は、令和 6 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 21 日）で第 1 四半期の保安検査実施状況として、本事象の影響度は「影響はあるが軽微なもの（軽微）」に該当し、実施計画違反の判定区分は、軽微な違反（監視）とする評価の報告を受けた。

③所内電源 A 系停止及び免震重要棟における運転上の制限逸脱

令和 6 年 4 月 24 日に、地中に埋設されていたケーブルを損傷させ、作業に従事していた協力企業作業員が負傷するとともに免震重要棟で停電が発生、またその後の復旧作業において、ガスタービン発電機（以下「GTG」という。）が自動停止する事案が発生し、免震重要棟の電源が再度喪失し一時的に運転

上の制限を満足していない状態が二度生じる事象が発生した。

保安検査の結果、工事の計画時にリスク抽出と安全対策の検討が行われておらず現場状況を十分に把握しないまま、作業が実施されたことなどから送電しているケーブルを損傷させ、作業員が熱傷を負い、免震重要棟 M/C 母線の電圧がなくなったこと、また設備図書の十分な確認が実施されておらず免震重要棟の電源構成が実施計画と異なること、運転上の制限の設定が実際の電源構成を踏まえたものになっていないこと、交流電源復電時に GTG が自動停止し、停電が生じてしまう作業手順になっていることなどが確認された。

原子力規制委員会は、令和 6 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 21 日）で第 1 四半期の保安検査実施状況として、本事象の影響度は「影響はあるが軽微なもの（軽微）」に該当し、実施計画違反の判定区分は、軽微な違反（監視）とする評価の報告を受けた。

(2) 東京電力の実効性のある仕組みを伴った改善に対する監視・指導

前述の 3 事案に、令和 6 年 2 月に実施計画違反（軽微）と判断した増設多核種除去設備配管洗浄作業における身体汚染の事案を含めた 4 件については、第 113 回 1F 検討会（令和 6 年 7 月 16 日）において、原子力規制庁から共通する背景要因としてリスクの抽出及び作業管理が不十分であることを示した上で、単に事象の再発防止のための対策を講じるだけでは対策になっておらず、対策が継続して有効に機能するための実効性のある仕組みを伴ってなければならぬことを指摘した。

これら個別事象に係る是正処置及び 4 件の背景要因に対する実効性のある仕組みを伴った改善については、保安検査を通じて東京電力の実施状況を確認しており、特に実効性のある仕組みづくりについては、以下の 4 点について重点的に確認を続けている。

- 継続的であり実効性の高い CAP 活動の仕組みの構築
- 改善に向けた活動の計画（達成目標、リソース（特に人と時間）の配分、分野毎の改善に係る計画等）
- 評価指標（改善活動が実効的であり有効に機能していることを評価するために東京電力が設定する指標）
- 活動の評価及び継続的改善に向けた計画

また、これら 4 事象に関する東京電力の作業点検及び共通要因分析を踏まえた取組については、第 114 回 1F 検討会（令和 6 年 10 月 28 日）にて報告を受けており、引き続き東京電力の取組の実効性について監視・指導していく。

(3) 核物質防護検査における実施計画違反

令和 5 年度第 4 四半期～令和 6 年度第 3 四半期にかけては、核物質防護検査

において以下の 1 件の実施計画違反が確認された。これらの事象概要及び評価については、第 46 回原子力規制委員会（令和 6 年 11 月 27 日）にて報告を受けた。

①情報システムセキュリティ計画に定める防護措置の不履行

令和 6 年 9 月に実施した核物質防護検査において、情報システムへの不正接続等（以下「不正接続等」という。）に対する防護措置を定めた情報システムセキュリティ計画に定める防護措置が履行されず、特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「PPS⁵⁵」という。）において、不正接続等に迅速かつ確実に対応できないおそれがある状況であることを確認した。

本事案は、実施計画検査実施要領に基づき、防護措置への影響及び影響度を総合的に評価した結果、PPS への不正接続等に迅速かつ確実に対応できないおそれがあるなど防護措置への影響はあったが、その影響の程度は限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置により改善が見込める事象であるため、「影響はあるが軽微なもの（軽微）」に該当し、実施計画違反の判定区分は軽微な違反（監視）と判定した。

第 2 節 事故の分析

1. 継続的な事故分析

事故分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から調査・分析を進めている。

原子力規制委員会は、現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により原子炉建屋内部等へのアクセス性が向上し、施設の状態確認や試料採取が可能となってきたこと等を踏まえ、令和元年度第 28 回原子力規制委員会（令和元年 9 月 11 日）において、追加的な調査・分析の実施方針及び体制について決定した。これを受けて、外部専門家も参加する「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」（以下「事故分析検討会」という。）で、現地調査の結果や東京電力福島第一原子力発電所事故時の記録等を用いた調査・分析を行っている。

令和 6 年度は、令和 4 年度第 84 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 29 日）において了承した「今後の事故の調査・分析の進め方」に基づき、東京電力による事故調査・分析の進捗状況を確認し、東京電力等と必要に応じて連携を図りながら計 20 回の現地調査を実施するとともに、事故分析検討会を 6 回開催し、1 号炉非常用復水器（以下「1 号炉 IC」という。）に関する分析、1 号炉シールドプラグの変位等の原因の解明等について検討を行った。

⁵⁵ Physical Protection System

1号炉 IC については、系統構成、事故時の起動履歴、原子炉圧力の推移、IC に係る東京電力調査報告書の内容等の情報を整理し、A系 IC タンク保有水が津波来襲後に 20 トン程度減少した原因について分析を行った。当該タンク保有水の減少量から当該系統が除去したと考えられる熱量は、地震直後から 15 時 34 分まで A系 IC が稼働した際に当該系統が除去した熱量と同程度であり、非常に大きな熱量である。そのため、当該タンク保有水が減少した原因を解明することは、事故時の IC の挙動を明らかにする上で非常に重要である。今回の分析の結果、

- A系 IC タンクの保有水が減少した時期について、1号炉は平成 23 年 3 月 11 日の事故発生から同年 3 月 23 日までの期間は原子炉への注水がほとんどできていなかったと考えられており、炉心では水蒸気が不足していた可能性が高いため、この期間にこの保有水の減少が起きたとは考えにくいこと、及び同日から始まった給水系統を経由した原子炉への注水により原子炉内に水蒸気が発生し始めた可能性が高いことから、3 月 23 日以降に保有水が減少した可能性が高いこと
- 当該タンクの保有水が減少したメカニズムについて、同日以降の原子炉への注水による水蒸気の発生により原子炉圧力容器及び格納容器の圧力が上昇し、調査中ではあるものの、A系 IC 配管へ一部の水蒸気が流入することにより、IC の除熱機能が一時的に回復したことで当該タンク保有水が減少した可能性があること

を明らかにした。

1号炉シールドプラグの変位等の原因の解明については、変位等の原因について想定される仮説に基づき検討を行った。その結果、原子炉建屋 5 階オペレーティングフロアで発生した水素爆発を想定した解析では東京電力が実施したシールドプラグの変位等に係る調査結果を再現できず、一方、シールドプラグ下部の原子炉ウェル内で水素爆発があったと仮定した解析で当該調査結果を定性的に再現できたこと等から、原子炉ウェル内における水素爆発がシールドプラグの変位等の原因である可能性が高いことを明らかにした。

また、令和 5 年 1 月から令和 6 年 3 月までの調査・分析の成果を「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ (2024 年版)」として第 46 回事故分析検討会 (令和 6 年 6 月 11 日) にて取りまとめた。

さらに、事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、資源エネルギー庁、NDF、東京電力及び原子力規制庁が参画する「東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議」を令和 6 年度は令和 6 年 8 月 5 日に 1 回開催し、1号炉非常用ガス処理系配管の線量率測定の実施時期、固体廃棄物に含まれる炭素の放射性同位体 (C-14) の分析方法、原子炉建屋で取得した 3D データの情報共有等について必要な調整等を行った。

2. 事故の分析に係る情報発信等の取組

原子力規制委員会は、国内外に対し事故分析に係る情報発信を行っている。

令和 6 年度は、令和 5 年度の調査において解明された事項及び東京電力福島第一原子力発電所の事故分析に係る最近のトピックについて、放射線の遮蔽等に関する国際会議（SATIF-16）、米国との意見交換（Forensics Meeting）、OECD/NEA/FACE プロジェクト第 5 回会合、日本原子力学会 2024 年秋の大会といった会議等を通じて国内外に 4 回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。

第3節 放射線モニタリングの実施

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、令和 7 年 3 月 28 日改定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を四半期ごとに原子力規制委員会ホームページで公表している。また、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、その結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。

（1）福島県及びその近隣県における放射性物質の分布の長期的な把握

福島県及びその近隣県において航空機モニタリングを実施し、令和 7 年 2 月 28 日に、福島県及びその近隣県における空間線量率の分布マップを原子力規制委員会ホームページで公表した。また、令和 6 年 12 月 20 日には、福島県及びその近隣県における走行サーベイによる空間線量率の分布状況や土壌への放射性セシウムの沈着量等の調査結果を原子力規制委員会ホームページで公表した。

また、原子力機構は、東京電力福島第一原子力発電所事故後の帰還困難区域における避難指示解除に向け、住民の安全を最優先にした新しい被ばく評価技術を開発（福島で開発した住民の生活行動に基づくリアルな線量予測モデル：生活行動パターン）し、その成果は国際的な科学雑誌に論文が掲載された。本評価技術は、環境放射線モニタリングの結果、GPS による位置情報及び屋内遮蔽係数などのパラメータをベースにシミュレーションする手法であり、個人線量計などによる実測なしに評価可能となる。本成果は原子力機構の HP にプレスリリースとして掲載された。

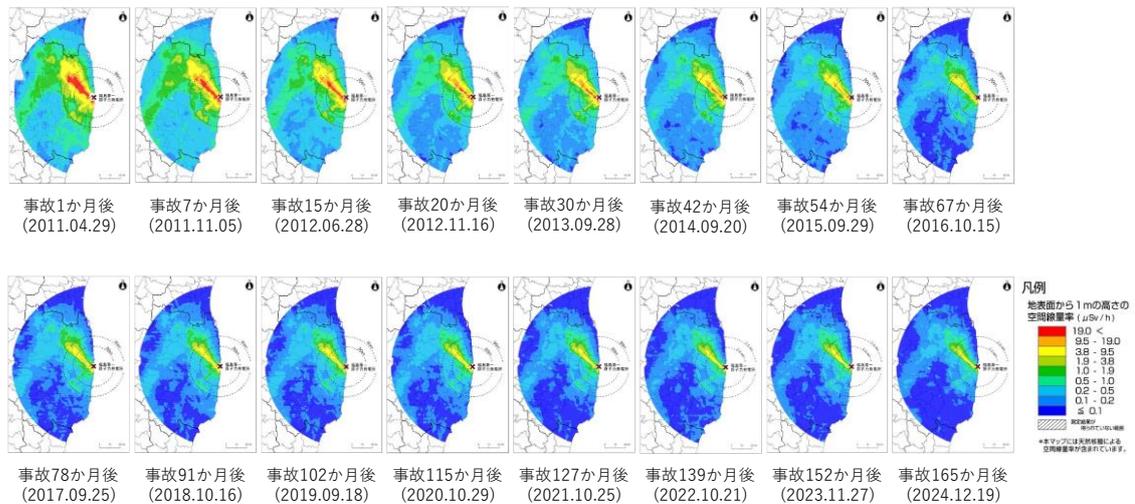


図 4-1 80km 圏内における空間線量率の分布マップの推移

(2) モニタリングポストによる福島県及びその近隣県の空間線量率の把握

福島県及びその近隣県の学校等の公共性の高い場所に、地方公共団体の要望を受けて設置している可搬型モニタリングポスト約 700 台及びリアルタイム線量測定システム約 3,000 台によって、空間線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムで原子力規制委員会ホームページに公表している。また、安定した測定を維持するため、老朽化が著しい機器について全面更新又は主要部品の交換を計画的に実施している。また、モニタリングポストのデータを伝送するために使用している現行の通信サービスが令和 7 年度末に終了することを受け、新たに LTE 通信を使用できるよう、主要部品の交換等対応を進めた。

(3) 海域のモニタリング

「総合モニタリング計画」に基づき、関係機関が連携して海域モニタリングを実施している。原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の採取及びそれら試料の放射能分析を行い、その結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。

令和 3 年 4 月 13 日に決定された政府方針に基づき、東京電力福島第一原子力発電所におけるモニタリングを強化・拡充することとなった。これを受け、令和 6 年度は強化・拡充されたモニタリングを実施し、人や環境に影響を及ぼすレベルではないことを確認して、ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議に報告した。

また、令和 7 年 2 月 27 日に第 5 回「海域環境の監視測定タスクフォース」を

開催し、環境省・原子力規制委員会・水産庁・福島県・東京電力で実施した ALPS 処理水の海洋放出後の 1 年間の海域モニタリング結果について、人や環境に影響を及ぼすレベルではない認識を共有した。

国外への情報発信に向けた取組として、平成 26 年から、我が国の海域モニタリングデータの信頼性、透明性を確保するため、IAEA と東京電力福島第一原子力発電所近傍の試料の共同採取及び分析結果の相互比較を毎年実施している。また、令和 4 年から、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水に係る海域モニタリングの裏付けを目的とした分析機関間比較も実施している。令和 6 年 10 月 7 日から 11 日にかけて、IAEA 関係者及び第三国分析機関の関係者が来日し、試料採取等の状況を確認した。また、令和 6 年 9 月、我が国と IAEA との間で、関係国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で追加的モニタリングを実施することで一致し、この追加的モニタリングの一環として、令和 6 年 10 月及び令和 7 年 2 月に、IAEA の枠組みの下で追加的モニタリングが実施され、参加国の分析機関による採水等が実施された。

なお、令和 6 年 4 月 23 日から 26 日まで海洋放出後第 2 回の IAEA レビューが実施され、その後令和 6 年 12 月 9 日から 12 日まで、海洋放出後第 3 回の IAEA レビューが実施された。IAEA はそれぞれの報告書の中で、関連する国際安全基準の要求と合致しない事項は認められなかったとしている。

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

○第 5 章の総括

(放射線防護対策の推進)

放射線審議会は、環境大臣から再生資材化した除去土壌の利用に関する基準等に係る諮問を受け、答申を行った。また、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係るフォローアップ、新報告書「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方」の策定に係る審議、「航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドライン」の改訂に係る審議、実効線量係数等に関して検討が必要な技術的事項の整理を行った。

(放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善)

放射性同位元素等規制法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関して、その許認可申請等の審査及び許可届出使用者等に対する検査を実施した。

非密封放射性同位元素を用いた医療機器（肝細胞癌等の治療に用いる Y-90 マイクロビーズ）について医療法（昭和 23 年法律第 205 号）と放射性同位元素等規制法の二重規制を解消することを目的として、放射性同位元素等規制法の適用を受けないものを定める告示の改正作業を進めた。

(原子力災害対策指針の継続的改善)

令和 6 年度第 31 回原子力規制委員会（令和 6 年 9 月 11 日）において、原子力災害対策指針の改正を行い、全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関について、国が指定要件に基づき指定する枠組みを新設し、当該枠組みに基づき令和 6 年度第 62 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 12 日）で日本診療放射線技師会を指定した。

これまでの EAL 見直しに係る原子力災害対策指針及び関係規則類の改正の過程において見出された新たな課題や、依然として積み残しとなっている課題について、中長期的検討事項として再整理を行い、引き続き検討に取り組んだ。

原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合を 9 回開催し、屋内退避の対象範囲、継続を判断するタイミング、解除や避難への切替えの判断に当たって考慮する事項等について検討が行われ、報告書が取りまとめられた。なお、その後、令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 2 日）において報告書を受け、原子力災害対策指針を改正することとし、また、複合災害への対応について関係省庁との更なる連携強化を図ることとした。

(危機管理体制の整備・運用)

運用開始以来、初の対応となった令和 6 年 8 月 8 日の南海トラフ地震臨時情報の発表に係る対応においては、南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に所在する原子力施設に係る事業者等への注意喚起に加え、これらに所在する原子力規制事務所への注意喚起を行った。

また、内閣府（原子力防災担当）とともに、令和 5 年 10 月に実施した令和 5 年度原子力総合防災訓練で得られた教訓事項等を踏まえ、令和 6 年 7 月 2 日に「原子力災害対策マニュアル」を改訂した。

緊急時対応能力向上のため、原子力規制委員会委員長、委員及び原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練（2 回）等を実施するとともに、一部の原子力事業者防災訓練には、原子力規制委員会委員等が参加した。事業者防災訓練では、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練や、事業者防災訓練のシナリオや当日の流れを踏まえてオフサイト側の対応手順を確認する訓練を実施するなど、事業者及び ERC チームの各機能班の力量向上に努めた。このほか、訓練の実施及び評価、訓練を通じて得られた課題の抽出及び改善並びに通信ネットワーク設備・システムの強化に努めた。

令和 6 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 21 日）で、令和 5 年度の原子力事業者防災訓練結果の報告を受けた。実用発電用原子炉施設については、令和 3 年度から原子力規制庁と原子力事業者の間で、緊急時対応能力の向上のための訓練の在り方や規制の関与について意見交換を進めてきており、より柔軟で自主的な訓練を促進し、訓練の実効性を向上させる方策を令和 6 年度の訓練実施方針に反映することとし、令和 6 年度の訓練が実施された。

（放射線モニタリングの実施）

原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）」を用いて、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、継続的に全国の環境中の放射線等の測定を行い、結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。

放射線モニタリングの分野に新たな技術を実装し、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、先進的モニタリングシステム構想を取りまとめ、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリングの実現に向けた取組を進めた。また、モニタリングの省人化・コスト削減・DX 化の実現に資する取組を進めた。

原子力規制委員会は、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行うため環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を開催しており、令和 6 年度は 2 回開催した。

また、原子力災害対策指針により定められた「その他の原子力施設」である近畿大学原子力研究所周辺において地方公共団体が最低限実施する必要がある平常時モニタリングの内容について、その実施範囲及び主な実施項目を定めた。

第1節 放射線防護対策の推進

1. 放射線審議会の調査審議

原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）に基づき、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする放射線審議会が設置されている。

放射線審議会は、総会を5回開催し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定に関する環境大臣からの諮問に対して審議を行い、妥当である旨の答申を行った。

また、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係る答申において留意すべき事項等となった、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）等の改正後の運用についてのフォローアップを行うとともに、放射線防護に関する国際動向について原子力規制庁から報告を受けた。さらに、報告書「自然放射性物質の規制免除について」の改訂に向けて、屋内ラドンにおける諸外国の対策等の動向や健康リスクについて外部の専門家から報告を受け、新報告書「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方」の策定に係る審議を行った。

加えて、「航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドライン」の改訂に向けて、航空機乗務員等の宇宙放射線防護検討部会を設置し、1回開催した。ICRP 2007年勧告の国内制度等への取り入れについては、実効線量係数等に関して検討が必要な技術的事項の整理を行い、外部被ばくと内部被ばくの2つの部会を設置した。

第2節 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

1. 放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施

原子力規制委員会は、放射性同位元素等の利用による放射線障害を防止し、特定放射性同位元素を防護することにより公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。

規制の実施状況は以下のとおり。

（1）申請・届出

令和6年度は、放射性同位元素等規制法に基づく8,133件の申請・届出があった。また、令和6年度の放射線取扱主任者免状の交付件数は、第1種が496件、第2種が221件、第3種が281件であった。

(2) 立入検査

令和 6 年度は、放射線障害の防止に係る立入検査を 216 件、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を 90 件実施した。

(3) 放射性同位元素等取扱事業所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

被規制者は、法令報告事象が生じたとき、原子力規制委員会への報告を義務付けられている。原子力規制委員会は、放射性同位元素等取扱事業所におけるトラブルについて、原因究明や再発防止策の確認を実施している。令和 4 年度及び令和 5 年度の法令報告事象 10 件のうち①～⑤及び⑦の 6 件について INES 評価を実施した。

① 積水メディカルにおける放射性同位元素の管理区域外での漏えい

令和 4 年 8 月 5 日に積水メディカルから報告を受け、令和 5 年 11 月 22 日付けで原因と対策に係る報告のあった茨城県の同社創薬支援センターにおける放射性同位元素の管理区域外での漏えいについては、令和 6 年度第 10 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 22 日）でレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

② ウィズソルにおける放射線業務従事者の計画外被ばく

令和 4 年 10 月 16 日にウィズソルから報告を受け、令和 5 年 9 月 21 日付け（令和 5 年 10 月 3 日補正）で原因と対策に係る報告のあった茨城県の製油所内における同社の放射線業務従事者の計画外被ばくについては、令和 6 年度第 10 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 22 日）でレベル 1（逸脱事象）と評価した。

③ 東北医科薬科大学における放射性同位元素の管理区域外での漏えい

令和 4 年 12 月 23 日に東北医科薬科大学から報告を受け、令和 6 年 2 月 19 日付けで原因と対策に係る報告のあった宮城県の同大学小松島キャンパスにおける放射性同位元素の管理区域外での漏えいについては、令和 6 年度第 10 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 22 日）でレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

④ 日本曹達における放射性同位元素の所在不明

令和 5 年 2 月 7 日に日本曹達から報告を受け、令和 5 年 12 月 14 日付けで原因と対策に係る報告のあった神奈川県同社研究開発本部小田原研究所における放射性同位元素の所在不明については、令和 6 年度第 10 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 22 日）でレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

⑤ 熊本県立大学における放射性同位元素の所在不明

令和 5 年 5 月 12 日に熊本県立大学から報告を受け、令和 5 年 12 月 14 日付けで原因と対策に係る報告のあった熊本県の同大学環境共生学部における放射性同位元素の所在不明については、令和 6 年度第 10 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 22 日）でレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

⑥ テクノス三原における放射線業務従事者の計画外被ばく

令和 5 年 8 月 3 日にテクノス三原から報告を受けた広島県の同社工場内の照射室における放射線業務従事者の計画外被ばくについては、令和 6 年 8 月 9 日付け（令和 6 年 10 月 16 日補正）で同社から原因と対策に係る報告があった。

同報告では、計画外被ばくを受けた放射線業務従事者 2 名について、実効線量、眼の水晶体の等価線量及び皮膚の等価線量の結果から、1 年間における線量限度を超えていないとしている。また、被ばくの原因は、所定の容器に収納されていることを確認せずに撮影作業を行っていたこと及びガンマ線照射時に照射室外に退避していなかったこと等としている。

同社の再発防止策として、教育訓練を実施して手順を順守すること及び自動警報装置等の設置といった設備面の見直し及び予防規程等の改正をすることとしている。

⑦ 福岡県警察第一機動隊における密封された放射性同位元素の破損に伴う漏えい

令和 5 年 10 月 5 日に福岡県警察第一機動隊から報告を受け、令和 5 年 11 月 16 日付けで原因と対策に係る報告のあった宮崎県の陸上自衛隊霧島演習場における放射性同位元素の管理区域外での漏えいについては、令和 6 年度第 10 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 22 日）でレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

⑧ 筑波大学における放射性同位元素の所在不明

令和 5 年 10 月 31 日に筑波大学から報告を受けた茨城県の同大学生命環境系における放射性同位元素の所在不明については、令和 7 年 3 月 24 日付けで同大学から原因と対策に係る報告があった。

同報告では、ニッケル 63 から放出されるベータ線の空気中での飛程が短く、薄い金属板で遮へいすることができること及び他の金属くずとともに熔融処理されることから、他の金属元素によって十分に希釈及びコーティングされベータ線は遮へいされるため、人体及び環境への影響はないとしている。

また、所在不明の原因は、使用者の表示付認証機器に対する認識が不適切であ

ったこと、廃棄の際に放射性同位元素を装備した機器であることを示す標識を見落としていたこと及び線源の現物確認のために学内の調査を年1回行いながら、回答がない使用者に追跡調査を行っていないかったこととしている。

同大学の再発防止策として、表示付認証機器の使用者及び使用者の所属する部局の資産管理担当職員への表示付認証機器の取扱い等についての再教育を行うこと、保管及び廃棄に注意を要する機器については、リストを作成し、当該機器であることを示すシールを貼付すること及び物品の廃棄時に会計システムにより確認すること等としている。

⑨ 北越コーポレーションにおける放射性同位元素の管理区域内での漏えい

令和5年11月13日に北越コーポレーションから報告を受けた大阪府の同社大阪工場内における放射性同位元素の管理区域内での漏えいについては、令和7年2月5日付けで同社から原因と対策に係る報告があった。

同報告では、管理区域周辺の線量測定、管理区域外の室内の空中濃度の評価及び作業員の被ばくの評価を行った結果、人体及び環境への影響はないとしている。また、漏えいの原因は密封線源の製造時に溶接する過程で微粒子が線源に付着し、使用する過程の温度及び内圧の変化、振動又は衝撃により生じた亀裂としている。

再発防止策として、製造会社は線源を保護するカバーをした上で溶接すること及び検査において微粒子を発見できる項目を追加すること等とした上で、同社は、製造会社が実施した検査報告書において、当該事故の対策を行った正常品であることを納品時に確認すること及び日常点検において、坪量計の信号値の確認をすること等としている。

⑩ 理研計器における放射性同位元素の所在不明

令和6年3月12日に理研計器から報告を受けた埼玉県同社開発センターにおける放射性同位元素の所在不明については、令和6年8月19日付けで同社から原因と対策に係る報告があった。

同報告では、線源から10センチメートルの距離における1年間に受ける実効線量及び1センチメートル線量等量率の評価結果から、人体及び環境への影響はないとしている。また、所在不明の原因は、線源を適切に取り扱うための手順及びマニュアルの整備及び教育訓練が不十分であったこと等としている。

同社の再発防止策として、線源の取扱いの手順及びマニュアルの見直し等としている。

令和6年度の法令報告事象は7件であったが、いずれも従業員及び公衆に対

し放射線障害が発生するおそれのあるものではなかった。概要は次のとおりである。

① 海上保安庁における放射性同位元素の所在不明

令和6年1月2日17時47分頃、羽田空港C滑走路において、海上保安庁所属ボンバルディア式DHC-8-315型飛行機JA722Aと日本航空JAL516便が衝突、炎上した。

令和6年5月20日、海上保安庁から、同庁所属の同飛行機に搭載していたトリチウム(312.65ギカベクレル)を含む非常口表示灯5個、クリプトン85(107.7キロベクレル)を含むエキサイタ1個が本事故の影響により所在不明となったことから、法令報告事象(放射性同位元素の所在不明)に該当すると判断したとの報告があった。

現在、事故原因については運輸安全委員会において調査中であり、その結果を踏まえ、同庁において再発防止策について検討を実施する。

② 日本ドレッサーの放射線業務従事者の計画外被ばく

令和6年8月1日、日本ドレッサーから、同社刈羽事業所(新潟県刈羽郡刈羽村)の管理区域内において、密封線源(コバルト60(ガンマ線源)、185ギカベクレル)を内蔵したガンマ線透過試験装置を使用して、鋳造品の非破壊検査の作業を行っていた放射線業務従事者1名が、5ミリシーベルトを超えて被ばくしたことから、法令報告事象(計画外被ばく)に該当すると判断したとの報告があった。

現在、同社において、原因について調査するとともに再発防止策を検討中である。

③ PDRファーマの放射線業務従事者の線量限度を超えるおそれのある被ばく

令和6年10月3日、PDRファーマから、同社川崎ラボ(神奈川県川崎市)において、非密封線源(フッ素18(陽電子断層撮影用放射性同位元素)、293ギカベクレル)を用いて、フッ素18標識放射性医薬品の合成機内にある放射能測定器の校正を行っていた放射線業務従事者1名が、眼の水晶体の等価線量限度を超えるおそれのある被ばくがあったことから、法令報告事象(放射線業務従事者の線量限度を超えるおそれのある被ばく)に該当すると判断したとの報告があった。

現在、同社において、原因について調査するとともに再発防止策を検討中である。

④ 富山大学における放射性同位元素の管理区域外での漏えい

令和 6 年 11 月 14 日、富山大学から、退職した教職員（故人）の富山県内の自宅で放射性物質が収納されていると思われる金属缶が確認され、金属缶表面及び自宅保管場所の汚染状況を測定した結果、金属缶表面において炭素 14 及びトリチウムが検出され、自宅保管場所においても炭素 14 の汚染が検出されたことから、法令報告事象（管理区域外での漏えい）に該当すると判断したとの報告があった。

現在、同大学において、原因について調査するとともに、再発防止策を検討中である。

⑤ 東海分析化学研究所における放射性同位元素の所在不明

令和 6 年 11 月 19 日、東海分析化学研究所から、同社蒲郡研究所（愛知県蒲郡市）において、密封線源（ニッケル 63、370 メガベクレル、1 個）を内蔵した ECD ガスクロマトグラフ 1 台が所在不明であることが判明し、当該装置の捜索を行っていたが発見に至らなかったことから、法令報告事象（放射性同位元素の所在不明）に該当すると判断したとの報告があった。

現在、同社において、原因について調査するとともに再発防止策を検討中である。

⑥ 日本メジフィジックスにおける放射性同位元素の管理区域内での漏えい

令和 7 年 3 月 8 日、日本メジフィジックスから、同社千葉工場（千葉県袖ヶ浦市）において、管理区域内の作業室及びホットセル（放射性同位元素の封じ込め機能及び外部から遠隔操作できる仕組みを有する遮へいされた室）内の排気設備が停止した状況下で、放射線業務従事者が放射性同位元素（モリブデン 99、10.151 テラベクレル）をホットセル内で取り扱う作業を行ったため、ホットセルを開放した際に放射性同位元素が作業室内に漏えいしたことから、法令報告事象（管理区域内での漏えい）に該当すると判断したとの報告があった。

現在、同社において、原因について調査するとともに再発防止策を検討中である。

⑦ 日本製紙における放射性同位元素の管理区域内での漏えい

令和 7 年 3 月 25 日、日本製紙から、同社研究開発本部研究棟（東京都北区）の放射線機器室（管理区域）において、密封された放射性同位元素（クリプトン 85、7.4 ギガベクレル、1 個）を備えた坪量計（紙の重量を計測する機器）の信号値及び線源表面での放射線量を確認したところ、その値が大きく低下（信号値：通常時 8.0 ボルトから 0.3 ボルト、線量値：通常時 1.5 マイクロシーベル

ト毎時から 0.1 マイクロシーベルト毎時) したことを受け、密封された放射性同位元素が放射線機器室内に漏えいしたと判断したことから、法令報告事象(管理区域内での漏えい) に該当すると判断したとの報告があった。

現在、同社において、原因について調査するとともに再発防止策を検討中である。

2. 放射性同位元素等規制法に係る規制の継続的改善

(1) 未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等に係る取組

厚生労働省は、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)の一部を改正し(令和 7 年厚生労働省令第 21 号)、医療法により放射線防護に係る規制を受ける対象に非密封放射性同位元素を用いた医療機器(肝細胞癌等の治療に用いる Y-90 マイクロビーズ)を追加した。これにより、当該医療機器が医療法と放射性同位元素等規制法による放射線防護に係る二重規制を受ける状況となることから、この二重規制を解消させるために「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第 1 条第 2 号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示」の改正作業を進めた。

(2) 放射性同位元素等規制法に基づく規制に係るガイド

平成 29 年に改正された放射性同位元素等規制法の段階的な施行を受け、原子力規制委員会は、放射性同位元素等規制法に規定する規制基準への適合性を判断する際に参考とする事項をまとめた放射性同位元素等規制法に係るガイドを整備した。

令和 5 年 3 月 29 日に制定した審査ガイド及び立入検査ガイドについて、放射性同位元素等規制法に係る「確認の視点」を取りまとめたものであり、規制に係る実務において活用することでそれらの実効性を確認するとともに、許可届出使用者等にとって予見性の向上に資するため、立入検査等の際に周知を図った。

(3) 医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプランへの対応

原子力委員会において令和 4 年に決定された「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」に関して、原子力委員会定例会において、内閣府から令和 5 年度の関係省庁等の進捗状況が報告された。その中で、原子力規制委員会は、医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討することとしている。令和 6 年度においては厚生労働省における検討状況について原子力規制庁が説明を受けた。

第3節 原子力災害対策指針の継続的改善

1. 原子力災害対策指針の改正等

原災法に基づき、原子力規制委員会は、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めている。同指針については、新たに得られた知見や地方公共団体の取組状況、防災訓練の結果等を踏まえ継続的に改善を進めることとしている。

(1) 原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設

立地道府県等以外の都県も含めて、原子力災害時に全国規模で要員の派遣調整を行える体制を構築するため、令和6年度第20回原子力規制委員会（令和6年7月17日）において、全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みを追加する原子力災害対策指針の改正案を審議し、意見公募を経て、令和6年度第31回原子力規制委員会（令和6年9月11日）で改正の決定を行った。併せて、「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」の改正を了承した。

国が指定する原子力災害医療協力機関の公募に対し日本診療放射線技師会から申請があり、原子力規制庁が「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」に基づき確認し、令和6年度第62回原子力規制委員会（令和7年2月12日）において、日本診療放射線技師会を令和7年2月12日付けで指定することを決定した。

(2) 緊急時活動レベル（EAL）の見直し

令和4年度第14回原子力規制委員会（令和4年6月1日）で報告された原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL）の見直しの今後の進め方を踏まえ、特定重大事故等対処施設等に係る「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を令和5年4月28日に開催し、EALの改正素案について原子力事業者と議論を行った。その後、令和5年度第25回原子力規制委員会（令和5年8月2日）において、EALの見直しに係る原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見公募を実施することについて了承し、令和5年度第38回原子力規制委員会（令和5年10月18日）において、提出意見等に対する考え方を了承し、原子力災害対策指針及び関係規則類の改正を決定した。

令和6年度においては、これまでの検討の過程において見出された新たな課題や、依然として積み残しとなっている課題について、例えば事故進展が遅い場合やEALのあるべき姿など、中長期的検討事項として再整理を行い、引き続き検討に取り組んでいる。

(3) 原子力災害時における屋内退避の運用に関する検討

令和 6 年 1 月 13 日に女川地域で開催した地元自治体との意見交換を踏まえ、令和 6 年 3 月 27 日に屋内退避を最も効果的に運用するための検討を行うことを目的として、外部専門家、自治体関係者、内閣府（原子力防災担当）も参加する原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの設置を了承した。同検討チームの会合を 9 回開催し、屋内退避の対象範囲、実施期間、解除や避難への切替えの判断に当たって考慮する事項等について検討を行った。

その過程において、令和 6 年 10 月 18 日に同検討チームの検討状況について中間まとめを行い、その内容も含め、令和 6 年度第 40 回原子力規制委員会（令和 6 年 10 月 31 日）において、検討チームにおけるこれまでの検討状況について原子力規制庁から報告を受けた。

令和 7 年 2 月 5 日に開催された第 8 回会合では、報告書案及び屋内退避の運用に関する Q&A 案が示され、その後、関係自治体への意見照会結果も踏まえ、令和 7 年 3 月 28 日に開催された第 9 回会合では、屋内退避の対象範囲、継続を判断するタイミング、解除や避難への切替えの判断に当たって考慮する事項等、屋内退避の運用に関する考え方を示した報告書を取りまとめた。なお、その後、令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 2 日）において、報告書を受けて、原子力災害対策指針を改正することを了承した。また、自然災害対応との連携強化が重要との指摘を受け、原子力防災担当部局とともに、自然災害への事前対策の状況に関する情報共有等、関係省庁との更なる連携強化を図ることとした。

第 4 節 危機管理体制の整備・運用

1. 緊急時対応能力の強化

(1) 緊急時対応

令和 6 年 11 月 26 日 22 時 47 分に発生した石川県西方沖を震源とする地震により、原子力施設の立地市町村である石川県志賀町で震度 5 弱が観測された。原子力規制委員会は、同日 22 時 54 分に情報収集事態に該当すると判断して情報連絡室を設置し、直ちに、事業者から設備の状況や周辺環境の放射線測定値についての情報を収集して異常がないことを確認するとともに、関係省庁等に対して情報を共有した。また、原子力規制委員会ホームページ及びメールで情報発信を行った。同月 27 日 0 時 28 分に情報収集事態を解消して、情報連絡室を廃止した。

このほか、令和 6 年 4 月 17 日の豊後水道で発生した地震、7 月 24 日から 27 日にかけての大雨に係る自然災害、8 月 8 日の日向灘で発生した地震及び南海トラフ地震臨時情報の発表による自然災害に起因する情報収集連絡体制の強化並びに、5 月 27 日の北朝鮮によるミサイル発射事案に対しても、情報収集連絡

体制を強化して、それぞれ原子力施設に異常がないことを迅速に確認し、関係省庁等に対して情報共有を行うとともに対外的に情報発信を行った。特に運用開始以来、初の対応となった南海トラフ地震臨時情報の発表に係る対応においては、南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に所在する原子力施設に係る事業者等への注意喚起に加え、これらに所在する原子力規制事務所への注意喚起を行った。

(2) 危機管理対応に関するマニュアルの整備

内閣府（原子力防災担当）とともに、令和5年10月に実施した令和5年度原子力総合防災訓練で得られた教訓事項等を踏まえ、令和6年7月2日に原子力災害対策マニュアルを一部改訂した。このほか、上記原子力災害対策マニュアルの一部改訂及び令和6年能登半島地震における対応から得られた教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策初動対応マニュアル及び原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルの改正等を行った（令和6年12月23日一部改正等）ほか、南海トラフ地震臨時情報の発表に係る対応を踏まえ、巨大地震関連の注意情報等の運用に係る対応手順を再整理し、原子力規制庁初動対応マニュアルの改定にも取り組んだ。

令和5年度、放射性同位体に関する輸送事故の実動訓練を原子力規制庁内で実施したところ、警察庁等との連携が必要であることが指摘されたことを踏まえ、放射性物質の陸上輸送に係る警察庁、国土交通省及び消防庁等に訓練参加を呼びかけ、令和7年3月27日に机上訓練を実施した。

(3) 防災訓練における機能強化

原子力規制委員会では、原子力災害等が発生した場合に備えた各種訓練の実施や参加を通して防災業務に携わる職員の能力向上や防災体制等の課題の抽出・改善等を継続的に行っている。

令和6年度は緊急時対応能力向上のため、原子力規制委員会委員長、委員及び原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練（2回）等を実施するとともに、一部の原子力事業者防災訓練には、原子力規制委員会委員等が参加した。

また、原子力事業者防災訓練では、ERC チームプラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センター間のより円滑な情報共有の在り方を追求し、さらに ERC チームのほかの機能班も参加した訓練では、事業者防災訓練のシナリオや当日の流れを踏まえてオフサイト側の対応手順の確認を実施した。原子力施設等所在地域の地方公共団体と地上回線及び衛星回線の通信確認を行うために、緊急時通信訓練（17回）を実施した。緊急時モニタリングセンターの迅速な立ち上げ及び円滑な運営を行うために、緊急時モニタリングセンターに係る活動

訓練（13回）を実施した。また、核物質防護事案が発生した際に、原子力事業者との円滑な情報共有を構築できるように、核物質防護に係る訓練（42回）を実施した。

さらに、令和7年2月14日から16日にかけて川内地域を対象に実施された原子力総合防災訓練において、オフサイト関連の機能班に対して、住民の一時移転に関する状況付与を行い、一時移転区域の設定、要請文の作成、避難退域時検査等の住民の一時移転を円滑に進めることを目的とした訓練を実施した。また、これらの活動に直接関わらないERCチーム実動対処班に対しても、緊急輸送に関する状況付与を行うことでこれら機能班の練度向上を図る訓練を実施した。

このほか、首都直下地震等に対応した業務継続計画の実効性を高めるため、徒歩参集訓練、通信訓練、首都直下地震対策本部設置訓練、代替オフサイトセンターの立ち上げ訓練等を通じ、資機材や機能の確認を行った。

2. 原子力事業者防災の強化

(1) 原子力事業者防災訓練の実施とその継続的改善

原子力規制委員会は、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成25年度から原子力事業者防災訓練報告会を開催し、訓練の評価を行っている。

令和6年7月11日に開催した報告会では、令和5年度の原子力事業者防災訓練に対する評価結果が原子力規制庁から報告された。

実用発電用原子炉施設については、令和3年度から原子力規制庁と原子力事業者の間で、緊急時対応能力の向上のための訓練の在り方や規制の関与について意見交換を進めてきており、より柔軟で自主的な訓練を促進し、訓練の実効性を向上させる方策を令和6年度の訓練実施方針に反映することとし、この方針は令和6年度第25回原子力規制委員会（令和6年8月21日）で報告を受け、これに基づき令和6年度の訓練が実施された（表5-1～5-3参照）。大規模自然災害が発生した場合は、複数事業所が設置されている地域では同一地域複数事業所同時発災が想定されるため、令和5年度に引き続き令和6年度の原子力事業者防災訓練においても、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練を実施した（同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練の実施事業所については表5-1～5-3注釈を参照）。今後、令和6年度の訓練結果から課題の抽出・改善等を行う予定である。

表 5-1 実用発電用原子炉における令和 6 年度原子力事業者防災訓練の実績等

○実用発電用原子炉における令和6年度原子力事業者防災訓練の実績

○実用発電用原子炉における令和6年度原子力事業者防災訓練の評価指標

No	実施日	事業所	区分		指標
			指標1	指標2	指標3
1	令和6年9月17日※1	関西電力㈱ 美浜発電所	情報共有のための情報フロー	2-1	ERCプラント班との情報共有
2	令和6年11月1日※2	北陸電力㈱ 志賀原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	2-2	情報共有のためのツール等の活用
3	令和6年11月12日	東京電力ホールディングス㈱ 福島第一・第二原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	2-3	情報共有のためのツール等の活用
4	令和6年11月15日	日本原子力発電㈱ 敦賀発電所	ERCプラント班との情報共有	2-4	情報共有のためのツール等の活用
5	令和6年11月19日	東北電力㈱ 東通原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	3-1	情報共有のためのツール等の活用
6	令和6年11月22日	関西電力㈱ 大阪発電所	ERCプラント班との情報共有	3-2	情報共有のためのツール等の活用
7	令和6年12月4日	九州電力㈱ 玄海原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	3-3	情報共有のためのツール等の活用
8	令和6年12月13日	北海道電力㈱ 泊発電所	ERCプラント班との情報共有	3-4	情報共有のためのツール等の活用
9	令和7年1月21日	北陸電力㈱ 志賀原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	7-1	情報共有のためのツール等の活用
10	令和7年1月24日	東北電力㈱ 女川原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	7-2	情報共有のためのツール等の活用
11	令和7年1月31日	四国電力㈱ 伊方発電所	ERCプラント班との情報共有	7-3	情報共有のためのツール等の活用
12	令和7年2月4日	中部電力㈱ 浜岡原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	9-1	情報共有のためのツール等の活用
13	令和7年2月21日	関西電力㈱ 高浜発電所	ERCプラント班との情報共有	9-2	情報共有のためのツール等の活用
14	令和7年2月25日※3	日本原子力発電㈱ 東海第二発電所	ERCプラント班との情報共有	9-3	情報共有のためのツール等の活用
15	令和7年2月28日	東京電力ホールディングス㈱ 柏崎刈羽原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	9-4	情報共有のためのツール等の活用
16	令和7年3月4日	中国電力㈱ 島根原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	9-5	情報共有のためのツール等の活用
17	令和7年3月7日	九州電力㈱ 川内原子力発電所	ERCプラント班との情報共有	12-1	情報共有のためのツール等の活用

※1 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげんと同時防災を想定した訓練
 ※2 令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴い、令和6年度から令和7年度に延期された訓練
 ※3 日本原子力発電㈱ 東海発電所及び日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所との同時防災を想定した訓練

表 5-2 核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及びJNFL再処理施設）における令和 6 年度原子力事業者防災訓練の実績等

○核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及びJNFL再処理施設）における令和6年度原子力事業者防災訓練の実績

○核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及びJNFL再処理施設）における令和6年度原子力事業者防災訓練の評価指標

No.	実施日	事業所	区分	No.	指標
					指標
1	令和6年9月17日※1	日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	情報共有・通報	1	情報共有のための情報フロー
2	令和6年10月1日※2	日本原燃㈱ 再処理事業所		2	ERCプラント班との情報共有
3	令和6年12月3日※3	日本原子力研究開発機構 大洗研究所、核燃料サイクル工学研究所		3	①事故・プラントの状況、②進展予測と事故収束対応戦略、③戦略の進捗状況
4	令和7年2月25日※4	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所		4	①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエソンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
原子力事業者防災訓練の改善への取組			5	5	情報共有のためのツール等の活用
			6	6	①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエソンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
			7	7	①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエソンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
			8	8	①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエソンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
			9	9	①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエソンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
			10	10	①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエソンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
			11	11	①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエソンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
原子力事業者防災訓練の実績			12	12	①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエソンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用

※1 日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん及び関西電力㈱ 美浜発電所との同時防災を想定した訓練
 ※2 日本原燃濃縮・埋設事業所(濃縮事業部及び埋設事業部)並びに(公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置センターとの同時防災を想定した訓練
 ※3 日本核燃料開発㈱との同時防災を想定した訓練
 ※4 日本原子力発電(株) 東海発電所、東海第二発電所との同時防災を想定した訓練

表 5-3 核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く）における令和 6 年度原子力事業者防災訓練の実績等

○核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く）における令和 6 年度原子力事業者防災訓練の実績

No.	実施日	事業所
1	令和6年9月17日 ^{※1}	日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん
2	令和6年10月1日 ^{※2}	日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所(濃縮事業部及び埋設事業部) (公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
3	令和6年11月5日 ^{※3}	東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所 (株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
4	令和6年11月26日 ^{※3}	(国)京大大学 複合原子力科学研究所 (学)近畿大学 原子力研究所 原子燃料工業(株) 熊取事業所
5	令和6年12月3日 ^{※4}	日本核燃料開発(株)
6	令和6年12月6日 ^{※3}	(国)東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 (公財)核物質管理センター 東海保障措置センター
7	令和6年12月10日 ^{※3}	三菱原子燃料(株) MHI原子力研究開発(株)
8	令和6年12月17日	原子燃料工業(株) 東海事業所
9	令和7年1月17日	リサイクル燃料貯蔵(株)
10	令和7年1月28日	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
11	令和7年2月25日 ^{※5}	日本原子力発電(株)東海発電所

※1 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ及び関西電力(株) 美浜発電所との同時防災を想定した訓練

※2 日本原燃(株)再処理事業所との同時防災を想定した訓練

※3 同時防災を想定した訓練

※4 日本原子力研究開発機構 大洗研究所及び核燃料サイクル工学研究所との同時防災を想定した訓練

※5 日本原子力発電(株)東海第二発電所及び日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所との同時防災を想定した訓練

○核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く）における令和 6 年度原子力事業者防災訓練の評価指標

区分	No.	指標
情報共有・通報	1	緊急時対策所とERCプラント班との情報共有
	2	確実な通報・連絡の実施 ①10条、15条事象発生通報、②通報文の正確性、 ③EAL判断根拠の説明、④第25条報告
	3	通信機器の操作(緊急時対策所とERCプラント班を接続する通信機器の操作)
原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	4	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定
	5	シナリオ非提示型訓練の実施状況
	6	シナリオの多様化・難度
	7	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレイヤーの参加(他原子力事業者広報担当等を含む)、 ③模擬記者会見の実施、④情報発信ツールを使った外部への情報発信
	8	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動、②原子力事業所災害対策支援拠点との連動
	9	訓練への視察など ①他原子力事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、 ③ピアレビュー等の受入れ、④ERCへの訓練視察
	10	訓練結果の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策
原子力事業者 防災訓練の 実績	11	緊急時対応要員の訓練参加率(事業所)

(2) 原子力災害対策に関する関係省庁等との連携

原子力規制委員会は、防災基本計画の規定に基づき、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、関係省庁、原子力事業者及び ATENA を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を開催することとしている。令和 6 年度は、関係機関と連携した訓練等の実施状況や原子力事業者の取組等について、原子力災害対策中央連絡会議を令和 6 年 9 月 26 日に開催した。また、原子力発電所の立地地域においても、当該地域に所在する原子力災害対策中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部（必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部）、消防、管区海上保安本部（必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部）、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議を開催することとしている。令和 6 年度は 6 地域で開催し、関係機関の連携強化を図った。

3. 通信ネットワーク整備・システムの強化

統合原子力防災ネットワークシステムについては、常に安定して利用できるように、機器の定期点検及び機能確認等、適切な維持管理を行っている。

また、次期システムへの更新については、上期はデータセンターの更新作業を完了し、下期は ERC、他の政府機関、一部のオフサイトセンターを対象に更新作業を完了した。引き続き、令和 7 年 10 月の更新作業完了に向けて作業を進めている。

令和元年度にシステム更新を行った現行の緊急時対策支援システム（ERSS）については、常に原子力施設の情報を提供できるように、適切にシステムの維持管理を行っている。また、統合原子力防災ネットワークシステムの更新に合わせて、上記システムの更新を計画し、令和 7 年 3 月に更新作業を完了した。

原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした、放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）については、適切にシステムの維持管理を行い、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のため、平常時においても放射線のモニタリング情報を公表している。また、令和 8 年度に予定している次期システムへの更新に向けて調達仕様書案及び要件定義書案を作成し、調達手続を開始した。

さらに、関係府省庁間の防災情報に係る連携を強化するため、令和 5 年 2 月 6 日に開催された防災デジタルプラットフォームに関する関係省庁連絡会議の内容を踏まえ、RAMIS が原子力災害時対応に向け収集している放射線モニタリング情報と内閣府所管である新総合防災情報システム（SOBO-WEB）が持つ防災関連情報との連携に係るシステム改良を行い、令和 7 年 3 月からデータ連携を開始した。

令和 4 年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、放射線監視等交付金事業で整備している道府県環境放射線モニタリングに係る情報収集システムについて、「クラウドの活用等のシステムの更新については国が統一的に進め、経費を削減すること」との指摘を受けたことを踏まえ、令和 8 年度に予定している運用開始に向け、クラウド活用など抜本的な強化・効率化に向けた検討を行った。

第5節 放射線モニタリングの実施

1. 緊急時モニタリング体制の整備及び強化

(1) 原子力施設立地地域における緊急時モニタリングの体制整備

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難、一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づき行うこととしている。これに基づき、原子力規制委員会では、緊急時に原子力施設周辺等の緊急時モニタリングを指揮するため、上席放射線防災専門

官の施設周辺への常駐化を始めとした実効性のある緊急時モニタリング体制を整備するとともに、モニタリングポスト等の測定資機材の整備・維持管理を行う地方公共団体に対して技術的な支援を行うなど測定体制の更なる充実強化を図っている。令和 5 年度より運用を開始した無人航空機等を用いた航空機モニタリングについて、原子力総合防災訓練のほか 3 自治体の訓練で実際に無人航空機を飛行させた。

(2) 放射線モニタリング情報共有・公表システムの運用

原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした RAMIS については、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のため、平常時からモニタリング情報を公表している。

(3) 先進的モニタリングシステム構想の推進

放射線モニタリングの分野に新たな技術を実装し、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、先進的モニタリングシステム構想を取りまとめ、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリングの実現に向けた取組を進めた。また、モニタリングの省人化・コスト削減・DX 化の実現に資する取組を進めた。

具体的には、モニタリングポスト等の通信に使用する回線として、これまで活用していた携帯回線、有線回線、衛星回線に加え、新たな通信回線として LPWA (Low Power Wide Area) を導入することを目指し、実証試験の実施や、LPWA と組み合わせて使用する小型モニタリング機器の開発を進めた。また、無人航空機等を用いた航空機モニタリングの運用習熟のため原子力総合防災訓練や自治体の訓練で実際に無人航空機を飛行させるとともに、ドローン型モニタリングポストの開発を進めた。さらに、放射線監視等交付金事業で整備している道府県環境放射線モニタリングに係る情報収集システムについて、令和 8 年度に予定している運用開始に向けたクラウド活用の検討を行ったほか、現在よりも安価でメンテナンスが容易な次世代型のモニタリングポストに関して検討を進めた。

(4) 訓練等を通じた緊急時対応能力の強化

地方公共団体における緊急時モニタリングの実効性向上のため、地方公共団体職員等を対象に、令和 6 年度は、モニタリング技術に関する基礎的な講座を 25 回、緊急時モニタリングセンター活動訓練を 13 回実施した。

2. 全国環境中の放射線等の測定

(1) 環境放射能水準調査

全国 47 都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。測定結果については、順次データベース化し原子力規制委員会ホームページで公表した。さらに、全国 296 箇所のモニタリングポストで空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会ホームページに公表した。

(2) 海洋環境放射能総合評価

原子力発電施設等及び核燃料再処理施設の周辺地域における放射線の影響及び全国環境放射能水準を調査するため、周辺海域（全 16 海域）における海水等の放射能分析を引き続き行った。令和 6 年度に実施した結果については、データベース化し原子力規制委員会ホームページで公表する予定。

(3) 原子力発電施設等周辺の放射線監視

原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）による放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査の実施に対する財政的支援を行った。また、各地方公共団体から報告のあった測定結果を順次データベース化し原子力規制委員会ホームページで公表した。

(4) 国外の原子力事象による影響の監視

原子力規制委員会は、国外で原子力関係事象が発生した場合の我が国への放射性物質の影響について、空間放射線量率の状況を把握できるよう、対馬及び与那国島にモニタリングポストを設置している。令和 6 年度も引き続き、原子力規制委員会ホームページでその測定値を公表した。

(5) 地方公共団体のモニタリング従事者向け研修

環境放射線モニタリングを行っている各都道府県の実務担当者を対象に「環境放射能分析研修」を 16 回実施した。

3. 原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定及び緊急時モニタリング体制の強化

(1) 原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定

原子力規制委員会は、米国の原子力艦が寄港する横須賀港、佐世保港、金武中城（きんなかくすく）港の 3 港で、原子力艦寄港の有無にかかわらず、海上保安庁等関係機関と連携し、定期的に放射能調査を実施している。特に原子力艦寄港時については現地に放射能調査班を編成し、放射能測定及び海水試料等の分析

を実施することで、測定結果が入港前調査の測定値と同一レベルであることを確認している。なお、原子力艦の入出港時及び寄港時の放射能調査結果は原子力規制委員会ホームページで毎日公表するとともに、定期調査を含め過去に実施した調査結果についてはデータベース化し公表している。

(2) 緊急時モニタリング体制の強化

モニタリング資機材を設置している局舎老朽化対応のため、佐世保港で 1 局舎の更新を実施した。

4. モニタリングの技術的事項の検討

原子力規制委員会は、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行うため環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を開催しており、令和 6 年度は 2 回開催した。

令和 6 年 9 月 9 日及び令和 7 年 1 月 28 日に同検討チームの会合を開催し、『品質保証』及び『不確かさ』についての測定法シリーズ新規策定案の検討、放射能測定法シリーズ No.2「放射性ストロンチウム分析法」、No.25「放射性炭素分析法」及び No.26「ヨウ素-129 分析法」について「不確かさの評価」に係る解説を追記した改訂案の検討と、No.6「NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ機器分析法」の改訂案の検討を実施した。また、原子力災害対策指針により定められた「その他の原子力施設」である近畿大学原子力研究所周辺において地方公共団体が最低限実施する必要がある平常時モニタリングの内容について、その実施範囲及び主な実施項目について検討した。技術検討チーム会合での議論を踏まえ、原子力災害対策指針補足参考資料の関連資料として、近畿大学原子力研究所周辺において地方公共団体が最低限実施する必要がある平常時モニタリングの実施範囲及び主な実施項目を定めた。

資料編

資料編 目次

第1 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実関係資料（第1章関係）.....	119
1. 原子力規制委員会の構成.....	119
2. 原子力規制委員会の発足と組織の変遷.....	120
3. 原子力規制委員会の予算（令和6年度補正後）の内訳.....	120
4. 原子力規制委員会の組織.....	121
5. 原子力規制委員会の組織理念.....	123
6. 核セキュリティ文化に関する行動指針.....	124
7. 原子力安全文化に関する宣言.....	125
8. 原子力規制委員会の開催実績.....	126
9. 原子力規制委員会における決定事項.....	136
10. 事業者との意見交換の開催状況.....	139
11. 地方公共団体等との面会、意見交換等の実績.....	141
12. 国外有識者との意見交換の実績.....	159
13. マネジメントの継続的改善.....	160
14. 業務改革の取組状況.....	161
第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等関連資料（第1章第2節関係）.....	166
1. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等.....	166
2. 国際機関等の下での連携.....	167
3. 二国間協力について.....	173
4. 原子力規制国際アドバイザーについて.....	173
第3 原子炉等規制法に係る規制の実施関係資料（第2章第1節、第2節関係）.....	174
1. 実用発電用原子炉の新規制基準への適合に係る申請・許認可等の状況.....	174
2. 原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る体制について.....	180
3. 主な原子力施設の検査状況.....	181
4. 核燃料施設等の申請・許認可等の状況.....	217
5. 原子力施設に係る審査・確認等の件数.....	221
6. 運転期間延長認可の申請・認可等の状況.....	223
7. 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況.....	224
8. 長期施設管理計画認可の申請・認可等の状況.....	225
9. 廃止措置計画認可等の状況.....	225
第4 安全研究の推進と規制基準の継続的改善関係資料（第2章第3節関係）.....	227
1. 令和6年度実施安全研究.....	227
2. 論文発表リスト.....	228

第5 核セキュリティ対策の推進関係資料（第3章第1節関係）	231
1. 核物質防護規定の認可等の件数.....	231
2. IPPAS ミッションの概要.....	231
第6 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視関係資料（第4章第1節関係）	232
1. 特定原子力施設（東京電力福島第一原子力発電所）に係る実施計画の認可・検査の状況.....	232
第7 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善関係資料（第5章第2節関係）	233
1. 放射性同位元素等規制法に基づく審査・検査等の状況	233
第8 各種検討会合等の実績.....	234
1. 審議会等 ※令和7年3月31日現在	235
2. 審査会合	247
3. 各種検討チーム.....	250
4. 特定の調査・検討会.....	256
5. その他.....	263

第1 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実関係資料（第1章関係）

1. 原子力規制委員会の構成

	委員長	委員 (委員長代理)	委員 (委員長代理第二位)	委員 (委員長代理第三位)	委員 (委員長代理第四位)
平成24年9月19日 ～ 平成26年9月18日	田中 俊一	島崎 邦彦	更田 豊志	中村 佳代子	大島 賢三
平成26年9月19日 ～ 平成27年9月18日	田中 俊一	更田 豊志	田中 知	中村 佳代子	石渡 明
平成27年9月19日 ～ 平成29年9月21日	田中 俊一	更田 豊志	田中 知	石渡 明	伴 信彦
平成29年9月22日 ～ 令和4年9月25日	更田 豊志	田中 知	山中 伸介	伴 信彦	石渡 明
令和4年9月26日 ～ 令和6年9月18日	山中 伸介	田中 知	杉山 智之	伴 信彦	石渡 明
令和6年9月19日 ～	山中 伸介	伴 信彦	杉山 智之	長崎 晋也	山岡 耕春

2. 原子力規制委員会の発足と組織の変遷

年月日	組織変遷
平成 24 年 9 月 19 日	原子力規制委員会発足
平成 26 年 3 月 1 日	(独) 原子力安全基盤機構 (JNES) の廃止・統合
平成 26 年 10 月 14 日	内閣府に政策統括官 (原子力防災担当) を設置 ※内閣府原子力災害対策担当室の職員を規制庁職員が主に併任していたところ、内閣府に専任の職員を配置し原子力防災体制を強化
平成 28 年 4 月 1 日	長官官房にサイバーセキュリティ・情報化参事官を設置
平成 29 年 4 月 1 日	原子力規制技監を設置 長官官房に参事官 (法規担当) を設置 (令和 2 年 4 月 1 日に参事官 (法務担当) に改称)
平成 29 年 7 月 1 日	放射線防護グループに放射線防護企画課、安全規制管理官 (放射線規制担当) 及び安全規制管理官 (核セキュリティ担当) を設置 原子力規制部に検査監督総括課を設置 ※検査制度の改正及び放射性同位元素の規制強化に対応するため、放射線防護グループ及び原子力規制部の体制を強化
平成 30 年 4 月 1 日	長官官房に政策立案参事官を設置
平成 31 年 4 月 1 日	長官官房に公文書監理官 (充て職) を設置
令和 6 年 4 月 1 日	原子力規制部に安全規制管理官 (高経年化審査担当) を設置

3. 原子力規制委員会の予算 (令和 6 年度補正後) の内訳

	項	令和 6 年度予算額 (補正後) (百万円)
一般会計	原子力規制委員会共通費	4,755
	原子力規制委員会施設費	1,799
	原子力安全確保費	5,279
	放射能調査研究費	1,487
エネルギー対策特別会計	電源利用対策費	1,126
	原子力安全規制対策費	19,171
	事務取扱費	26,558
	諸支出金	0.3
	予備費	30
東日本大震災復興特別会計	環境保全復興政策費	3,342
合計		63,547

4. 原子力規制委員会の組織



図 i 原子力規制委員会の組織 (令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月)

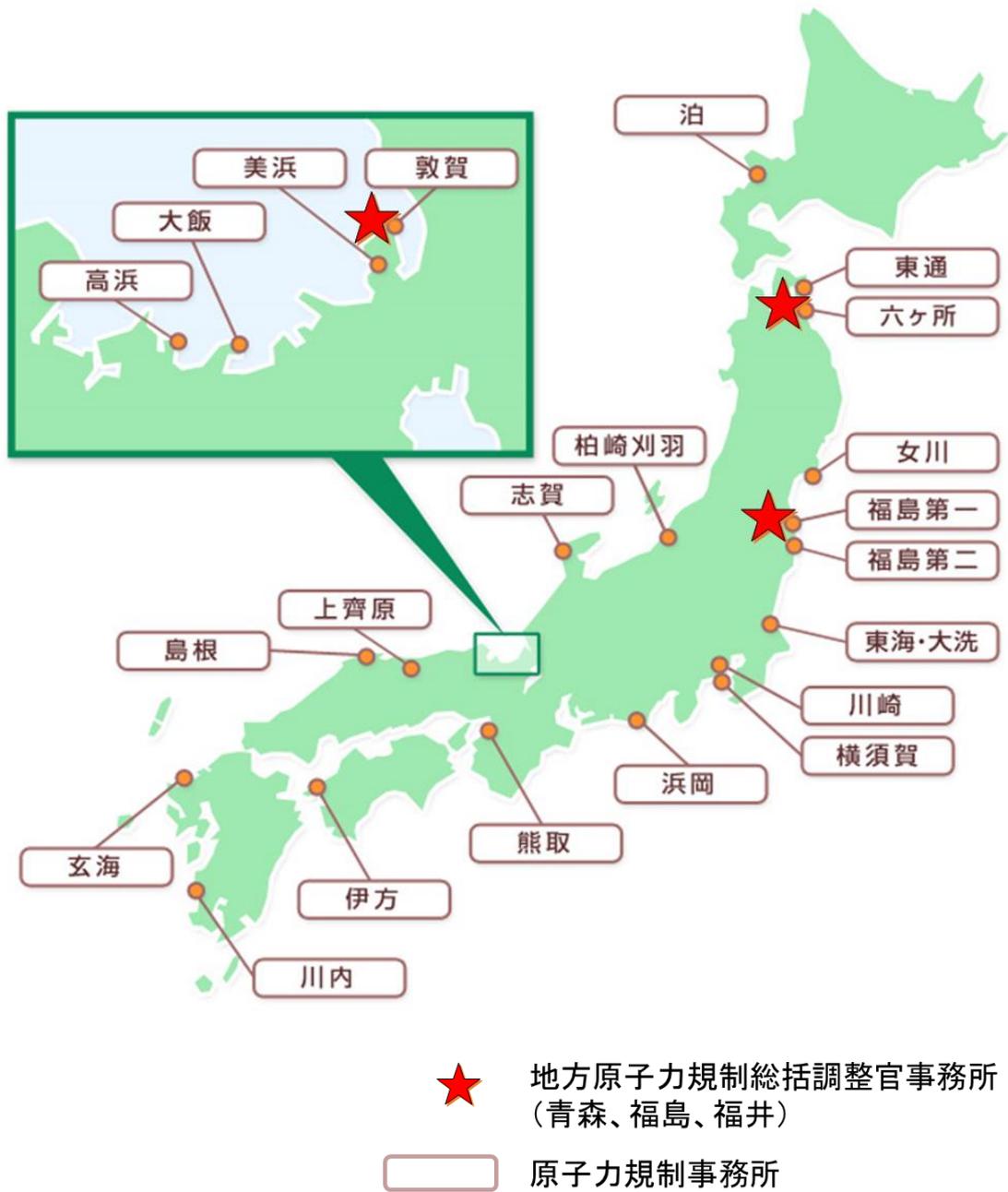


図 ii 地方原子力規制総括調整官事務所及び原子力規制事務所

5. 原子力規制委員会の組織理念

(平成 25 年 1 月 9 日原子力規制委員会決定)

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

6. 核セキュリティ文化に関する行動指針

(平成 27 年 1 月 14 日原子力規制委員会決定)

核セキュリティ文化の醸成及び維持は、原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会としては、自らの核セキュリティ文化の醸成のための活動に関する行動指針を明らかにし、その更なる向上に努めることとした。

また、原子力規制委員会は、本指針に基づき行動することにより、我が国の核セキュリティ文化の醸成に寄与していく。

行動指針

1. 脅威に対する認識

核セキュリティ上の脅威は常に存在することを認識し、それに対する防護の重要性を忘れてはならない。

2. 安全との調和

核セキュリティと原子力安全は、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。職員は、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

3. 幹部職員の務め

幹部職員は、核セキュリティを重視する姿勢を率先して示し、核セキュリティ文化の浸透、醸成について検証する必要がある。また、目標設定やそれに伴う評価を通じて、組織の在り方を常に点検しなければならない。

4. 教育と自己研鑽

業務を牽引する有能な職員の育成は組織の義務であり、原子力規制委員会は、核セキュリティに関する教育を適切に実施する。一方、職員は、常に核セキュリティに関する問題意識を持って、自ら進んで研鑽に努めなければならない。

5. 情報の保護と意思疎通

核セキュリティに関する機微な情報の保護に努めつつ、あわせて、我が国の核セキュリティ文化の醸成のために必要な意思疎通は積極的に行うものとする。

7. 原子力安全文化に関する宣言

(平成 27 年 5 月 27 日原子力規制委員会決定)

原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。これを認識し、継続して実践することを安全文化といい、安全文化の醸成は原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会は、このことを強く認識し、かつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全文化に関する行動指針を明らかにし、それに基づき率先して行動する。

これにより、原子力に携わる者全てに安全文化の重要性を意識付け、我が国の安全文化の醸成に寄与する。

行動指針

1. 安全の最優先

100%の安全はない、重大な事故は起こり得るとの透徹した認識のもと「人と環境を守る」ため、安全が常に最優先されなければならない。

2. リスクの程度を考慮した意思決定

意思決定は、リスクの程度を考慮し、何ものにもとられない独立かつ公平なものでなければならない。また、自らの役割及び権限を明確にし、その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。

3. 安全文化の浸透と維持向上

幹部職員等は、安全を最優先する姿勢と行動を率先して示し、組織に浸透させなければならない。また、安全文化の維持向上のため、組織に安全を軽視する兆候がないか常に心を配り、職員が高い士気を持ち続ける環境を整備しなければならない。

4. 高度な専門性の保持と組織的な学習

安全を支えるものは高度な科学的・技術的専門性であるとの認識のもと、最新の国内外の規制動向、事故・故障事例や安全に係る知見の収集・分析を行い、得られた知見を自らの活動に反映させなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織的な学習を促進しなければならない。

5. コミュニケーションの充実

安全の確保は、職場内の対話と忌たんのない活発な議論を基本としなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織内の議論を活性化させなければならない。また、透明性を高め、信頼を確保するため、積極的な情報公開と幅広い意見交換を行うなど組織内外と十分なコミュニケーションを図らなければならない。

6. 常に問いかける姿勢

職員は、安全上の弱点はないか、更なる向上の余地はないか、慢心することなく、自らに対して「常に問いかける姿勢」を持ち、安全に関する課題を明らかにしなければならない。

7. 厳格かつ慎重な判断と迅速な行動

職員は、安全に関する課題については、生じ得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行い、迅速に行動を採らなければならない。

8. 核セキュリティとの調和

安全と核セキュリティは、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。安全と核セキュリティに従事する職員は、相互の考え方を尊重し、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

8. 原子力規制委員会の開催実績

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

回	月日	審議等事項
1	4.3	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況 核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況 第18回主要原子力施設設置者(被規制者)の原子力部門の責任者との意見交換会の結果報告
2	4.10	<ul style="list-style-type: none"> 福井県クリアランス集中処理に係る意見交換会合の結果報告 令和5年度原子力規制委員会年次報告の骨子
3	4.17	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の放射線審議会の開催状況 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会(令和6年3月基本部会)の審議結果報告 原子力規制に関する分かりやすい資料の作成の取組実績と今後の方針 伴委員の出張報告
4 ※1	4.22	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態応急対策委員の選考 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の選考
5	4.24	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定変更認可 核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則等の改正・制定 日本原燃(株)廃棄物埋設施設確認申請に対する確認の進め方 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ(2024年版)(案)及び意見公募の実施 田中委員の出張報告
6	5.8	<ul style="list-style-type: none"> 東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査の結果の案の取りまとめー所内常設直流電源設備(3系統目)の設置等ー 登録試験機関が実施した令和5年度第2種放射線取扱主任者試験の問題誤りの報告 第64回技術情報検討会の結果概要 ALPS処理水の海洋放出に関するIAEAレビュー海洋放出開始後第2回ミッションの概要 山中委員長の出張報告
7	5.15	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査の結果の案の取りまとめー3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替え等ー 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案及び意見公募の実施 我が国における令和5年(2023年)の保障措置活動の実施結果 令和5年度第4四半期の原子力規制検査等の結果 令和5年度の原子炉等規制法に基づく法令報告(対応方針C)に対する評価
8 ※2	5.15	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度第4四半期の原子力規制検査等の結果(核物質防護関係)
9	5.17	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会と九州電力株式会社経営層による意見交換
10	5.22	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急事態応急対策等拠点施設の指定」に係る意見照会への回答 緊急事態応急対策委員の任命

		<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する立入検査結果（令和5年度） 令和5年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評価 令和5年度第4四半期における専決処理(報告)
11	5.29	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度原子力規制委員会年次報告 関西電力株式会社高浜発電所3号炉及び4号炉の運転期間延長認可及び高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定変更認可 令和5年度の検査結果及び総合的な評定並びに令和6年度の検査計画 中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉施設保安規定の審査状況 田中委員の出張報告
12 ※3	5.29	<ul style="list-style-type: none"> 特定放射性同位元素に係る脅威評価の実施結果 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討を踏まえた対応方針
13	6.5	<ul style="list-style-type: none"> 東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（2号発電用原子炉施設の変更）－所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等－ 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）－3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替え等－ 原子炉補機冷却系統の汚染に関する調査・分析から得られた知見の規制への反映に向けた対応 原子力規制検査の運用改善のためのガイド等の改正 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける相互連携の強化（現状報告） 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第8回国別報告（第1回）
14	6.12	<ul style="list-style-type: none"> 日本核燃料開発株式会社に対する原子力規制検査の結果及び今後の対応方針 日本原燃(株)廃棄物処理施設確認申請に対する確認に係る公開会合の結果概要 原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針
15	6.19	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2024年版）（案）に対する意見公募の結果 国際原子力機関（IAEA）による「2023年版保障措置声明」の公表
16 ※4	6.19	<ul style="list-style-type: none"> 指定保障措置検査等実施機関の役員を選任の認可
17	6.26	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉の長期施設管理計画認可 安全研究に係る事後評価及び中間評価 原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業の令和6年度選考結果 石渡委員の出張報告
18	7.3	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況 原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業の令和6年度選考結果（2回目） 令和7年度以降の安全研究の進め方 令和6年度原子力規制人材育成事業の選考結果 次期中期目標の策定に向けた課題の討議

19	7.10	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）の改正 民間規格の技術評価の実施に係る計画（令和6、7年度） 第65回技術情報検討会の結果概要 国際原子力機関(IAEA)安全基準委員会(CSS)第55回会合結果概要—IAEA安全基準の策定状況—
20	7.17	<ul style="list-style-type: none"> 原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力ホールディングス株式会社における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に関する検討 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第8回国別報告（第2回） 原子力災害対策指針等の改正案（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）及び意見公募の実施 型式証明及び型式指定に係る関係規則・ガイドの改正案並びに意見公募の実施 安全性向上評価制度に関する原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議結果 伴委員の出張報告
21	7.24	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書〔FCA（高速炉臨界実験装置）施設の変更〕に関する審査の結果の案の取りまとめ—使用済燃料の処分の方法の変更— 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に対する意見公募の結果及び改正案の決定 原子炉構造材の監視試験方法及び破壊靱性の確認試験方法に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チームの設置 ALPS処理水の海洋放出に関するIAEAレビュー—海洋放出開始後第2回ミッションの報告書の概要
22	7.31	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度行政事業レビューの取組に関する外部有識者による講評 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査会合の審査結果及び今後の対応 原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に関する各課題の検討結果及び今後の取組方針
23 ※5	7.31	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に関する各課題の検討結果及び今後の取組方針（核物質防護関係） 国際原子力機関(IAEA)核セキュリティガイダンス委員会(NSGC)第25回会合結果概要—IAEA核セキュリティ・シリーズ上位文書の改訂状況— 国際原子力機関(IAEA)の国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)ミッションの対応状況
24	8.2	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会と日本原子力発電株式会社経営層による意見交換
25	8.21	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度実施施策等に係る事後評価及び今後の政策評価の在り方 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和5年度における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和5年度における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の組織改正に係る保安規定変更認可申請等の審査の状況及び中長期計画の変更認可の手続きについて 令和6年度第1四半期の原子力規制検査等の結果

		<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度原子力事業者防災訓練の結果及び令和6年度の訓練実施方針の報告
26 ※6	8.21	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の選考 令和6年度第1四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）
27	8.28	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会（地震・津波部会、基本部会）の審議結果報告 第66回技術情報検討会の結果概要 国特有の安全文化フォーラム日本の報告書
28 ※7	8.28	<ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の専門委員候補者の選定 国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションの結果報告
29	9.4	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設の試験研究用等原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ－R I生産用実験装置の追加等－ 三菱原子燃料株式会社の核燃料物質加工事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ－洗浄残渣の搬出に関する作業工程に係る記載の追加等－ 原子力規制委員会の令和7年度概算要求及び機構・定員要求の概要 令和6年度第1四半期における専決処理(報告)
30 ※8	9.4	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項に関する審査書案
31	9.11	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ－特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置－ 原子力災害対策指針等の改正案（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）に対する意見公募の結果及び改正案の決定 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命
32	9.18	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査で用いる柏崎刈羽原子力発電所7号機の確率論的リスク評価（PRA）モデルの適切性確認結果 第19回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会の結果報告 山中委員長の出張報告
33	9.19	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会委員長の職務を代理する委員の指名
34	9.25	<ul style="list-style-type: none"> 型式証明及び型式指定に係る関係規則・ガイドの改正案に対する意見公募の結果及び改正案の決定 放射線審議会における航空機乗務員等の宇宙放射線防護検討部会の設置及び専門委員の任命
35	10.2	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況 核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況
36	10.9	<ul style="list-style-type: none"> 建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会の設置 第67回技術情報検討会の結果概要

37 ※9	10.9	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査を踏まえた重点項目等の確認状況
38	10.16	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力株式会社高浜発電所1号炉の高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定の変更の認可 四国電力株式会社伊方発電所3号炉の高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定の変更の認可 発電用原子炉施設の特別点検における共用設備の取扱い 安全性向上評価制度の見直しの方針 緊急時モニタリングに関する取組状況 検査官等の資格取得に係る教育訓練課程の運用の見直し 登録試験機関が実施した令和6年度放射線取扱主任者試験の出題ミスの報告
39	10.23	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（2号発電用原子炉施設の変更）－特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置－ 廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイドの一部改正に係る対応方針 第68回技術情報検討会の結果概要
40	10.31	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ－使用済燃料貯蔵設備等の共用化及びタービン動補助給水ポンプの取替え－ 発電用原子炉施設のキャスクピット及び号炉間運搬容器の設備区分及び安全機能の確認 「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」における検討状況 次期中期目標策定に向けた検討（基本的事項の整理） 伴委員の出張報告
41	11.6	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ－減容したバーナブルポイズン保管場所変更－ リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵施設に対する使用前確認 国土地理院による活断層図の公開を踏まえた高速増殖原型炉もんじゅに対する対応
42	11.13	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に対する処分 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等の改正案及び意見公募の実施 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に係る審査及び検査の改善に向けた検討（第1回） 新規制基準適合性に係る審査の進め方の見直し
43	11.13	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会と中部電力株式会社経営層による意見交換
44	11.20	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度原子力規制委員会年度業務計画の変更 民間団体の放射線安全管理及び環境放射線モニタリングに関する表彰制度に対する原子力規制委員会の関与の在り方

		<ul style="list-style-type: none"> ・国際原子力機関（IAEA）安全基準委員会（CSS）第 56 回会合結果概要－IAEA 安全基準の策定状況－ ・原子力規制国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合の結果概要 ・令和 6 年度第 2 四半期における専決処理(報告)
45	11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標策定に向けた検討（骨子の検討） ・令和 6 年度第 2 四半期の原子力規制検査等の結果 ・杉山委員の出張報告
46 ※10	11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度第 2 四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）
47	12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和 6 年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見 ・九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（1 号及び 2 号発電用原子炉施設の変更）－使用済燃料貯蔵設備等の共用化及びタービン動補助給水ポンプの取替え－ ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る検討の進め方 ・安全研究プロジェクトの評価実施要領の改正 ・原子力規制委員会の令和 6 年度補正予算案の概要
48	12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と四国電力株式会社経営層による意見交換
49	12.11	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可（3 号発電用原子炉施設の変更）－減容したバーナブルポイズン保管場所変更－ ・法令報告の改善に関する今後の検討の進め方 ・国際原子炉監視ワークショップ（INROW）の開催報告
50	12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標策定に向けた検討（骨子の検討）（第 2 回） ・IAEA の枠組みで実施した海域モニタリング（報告） ・ALPS 処理水の海洋放出に関する IAEA レビュー海洋放出開始後第 3 回ミッションの概要
51	12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・安全研究に係る事前評価 ・第 69 回技術情報検討会の結果概要
52	1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の新規規制基準適合性審査等の状況 ・国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションの受入れに向けた対応 ・原子力規制委員会の令和 7 年度予算案等の概要
53	1.15	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所のリスク低減に係る活動の進捗とリスクマップの取扱い ・原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業に係る令和 7 年度の実施方針 ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会（火山部会、基本部会）の審議結果報告 ・原子力規制庁における業務改革の取組状況
54 ※11	1.21	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第 8 回国別報告に対する質問への回答（案）（1 回目）
55	1.22	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等の改正

		<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上評価制度に係る関係規則・ガイドの改正案及び意見公募の実施 ・次期中期目標策定に向けた検討（目標案の議論）
56 ※12	1.22	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線審議会の専門委員候補者の選定 ・国際原子力機関（IAEA）核セキュリティガイダンス委員会(NSGC)第26回会合結果概要－IAEA核セキュリティ・シリーズ上位文書の改訂状況－ ・国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションにおける助言を踏まえた検討状況（RIセキュリティ関連）
57	1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定 ・リスク情報活用に関する議論の場の設置及び運転中保全の現場実証の実施 ・福井県クリアランス集中処理事業に係る今後の対応方針
58 ※13	1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションにおける勧告・助言を踏まえた検討状況（核物質防護関連）
59 ※14	2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の解釈の改正案及び事業者への意見聴取
60	2.5	<ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標策定に向けた検討（目標の取りまとめ） ・東北電力女川原子力発電所及び関西電力高浜発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る審査方針 ・国外の原子力関係事象等に係る環境放射線モニタリング
61 ※15	2.5	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第8回国別報告に対する質問への回答（2回目）
62	2.12	<ul style="list-style-type: none"> ・国が指定する原子力災害医療協力機関の新規指定 ・原子力規制人材育成事業の令和7年度実施方針 ・安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換の実施状況 ・原子力規制委員会の所管する行政手続のデジタル化に向けた対応状況
63	2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に係る審査及び検査の改善に向けた検討（第2回） ・原子力機構 HTTR の水素製造施設に対する原子炉等規制法の適用範囲に関する実務レベルの意見交換の実施 ・令和6年度第3四半期の原子力規制検査等の結果
64 ※16	2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可 ・重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に向けた今後の対応 ・令和6年度第3四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）
65	2.26	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の取組（3.11報告）の公表 ・令和6年度マネジメントレビュー ・内閣府における「フュージョンエネルギーの実現に向けた安全確保の基本的な考え方」の検討状況及び今後の対応方針 ・原子力規制検査に係る手数料の誤った徴収と今後の対応 ・第70回技術情報検討会の結果概要
66	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉の長期施設管理計画の認可 ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における調査審議事項の改正 ・原子力規制委員会の取組（3.11報告）の公表（第2回） ・令和6年度マネジメントレビュー（第2回）

67 ※17	3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態応急対策委員の選考 ・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第 8 回国別報告に対する質問への追加回答
68	3.12	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領の改正 ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における令和 7 年度実施計画検査の基本方針 ・指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査の結果 ・原子力規制委員会組織規則の改正
69	3.19	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力機構 HTTR の熱利用試験施設に対する原子炉等規制法の適用範囲の整理と今後の進め方 ・原子力施設の火災防護に関する研修の実施状況 ・原子力規制委員会業務継続計画（新型インフルエンザ等対策）の改正 ・令和 6 年度第 3 四半期における専決処理（報告） ・杉山委員の出張報告
70 ※18	3.24	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1 号、2 号、3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）のうち特定重大事故等対処施設に係る事項に関する審査書案 ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員候補者の選考 ・放射線審議会の委員候補者の選考 ・国立研究開発法人審議会の委員候補者の選考
71	3.26	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1 号、2 号、3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ—使用済燃料乾式貯蔵施設の設置— ・東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2 号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ—使用済燃料乾式貯蔵施設の設置— ・令和 7 年度原子力規制委員会年度業務計画 ・政策評価基本計画、令和 7 年度政策評価実施計画及び政策評価の結果の政策への反映状況（令和 6 年度公表分） ・長崎委員の出張報告

- ※1 令和 6 年度第 4 回は、審査会等の委員候補者の選考を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うことから、会議を公開せず実施。
- ※2 令和 6 年度第 8 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せず実施。
- ※3 令和 6 年度第 12 回は、審議等事項のうち 1 つ目については、特定放射性同位元素の防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、特定放射性同位元素の盗取を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、また、2 つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せず実施。
- ※4 令和 6 年度第 16 回は、当該指定機関における役員の選任の認可を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該法人の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せず実施。
- ※5 令和 6 年度第 23 回は、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者及び特定放射性同位元素の盗取を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せず実施。

- ※6 令和6年度第26回は、審議等事項のうち1つ目については、当該審査会の委員候補者の選定を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※7 令和6年度第28回は、審議等事項のうち1つ目については、当該審議会の専門委員候補者の選定を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為及び特定放射性同位元素の盗取を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※8 令和6年度第30回は、特定重大事故等対処施設に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※9 令和6年度第37回は、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※10 令和6年度第46回は、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※11 令和6年度第54回は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第8回国別報告に対する質問への回答に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になることで、他国との信頼関係の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※12 令和6年度第56回は、審議等事項のうち1つ目については、当該審議会の専門委員候補者の選定を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者及び特定放射性同位元素の盗取を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、さらに、3つ目については、特定放射性同位元素の防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、特定放射性同位元素の盗取を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※13 令和6年度第58回は、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※14 令和6年度第59回は、特定放射性同位元素の防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、特定放射性同位元素の盗取を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※15 令和6年度第61回は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第8回国別報告に対する質問への回答に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になることで、他国との信頼関係の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※16 令和6年度第64回は、審議等事項のうち1つ目については、当該機関の役員の選任を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要である情報（重要経済安保情報）に関するものを取り扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、さらに、3つ目については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※17 令和6年度第67回は、審議等事項のうち1つ目については、当該委員の候補者の選考を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第8回国別報告に対する質問への回答に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になることで、他国との信頼関係の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※18 令和6年度第70回は、特定重大事故等対処施設に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害

するおそれがあることから、また、2 つ目～4 つ目については、当該審査会及び審議会の委員候補者の選考を行うものであり、一部に個人に関する情報及び人事管理に係る情報を扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。

9. 原子力規制委員会における決定事項

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

決定日	委員会決定
4.24	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更（2号炉長期施設管理方針の追加）の認可について 核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則等に対する意見公募の結果及び関係規則の改正等
5.8	<ul style="list-style-type: none"> 女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）について（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等）（意見の聴取）
5.15	<ul style="list-style-type: none"> 高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替え等）（意見の聴取）
5.22	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態応急対策等拠点施設の指定に係る意見照会について（回答） 緊急事態応急対策委員の任命について（2024年7月1日付け）
5.29	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度原子力規制委員会年次報告の決定及び公表について 関西電力株式会社高浜発電所運転期間延長認可申請（3号発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可について 関西電力株式会社高浜発電所運転期間延長認可申請（4号発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可について 関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更（3号炉及び4号炉長期施設管理方針の追加）の認可について
6.5	<ul style="list-style-type: none"> 女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）について（許可）（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等） 高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（許可）（3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替え等）
6.19	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命について 指定保障措置検査等実施機関の役員を選任の認可
6.26	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力株式会社大飯発電所3号炉の長期施設管理計画の認可について 関西電力株式会社大飯発電所4号炉の長期施設管理計画の認可について
7.10	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）の改正について
7.17	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第8回国別報告（第2回）
7.24	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書〔FCA（高速炉臨界実験装置）施設の変更〕について（意見の聴取） 国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）等に対する意見公募の結果公示及び改正について
8.21	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度実施施策に係る政策評価概要及び政策評価書、規制の新設及び改廃を目的とする政策に係る規制の事後評価書の決定について 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和5年度における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和5年度における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）について 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）の変更について（協議）
8.28	<ul style="list-style-type: none"> 敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）につ

	いて
9.4	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉設置変更許可申請(高速実験炉原子炉施設の変更)(R I 生産用実験装置の追加等)について(意見の聴取等) ・三菱原子燃料株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可に関する意見の聴取について(洗浄残渣の搬出に関する作業工程に係る記載の追加等)
9.11	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請(2号発電用原子炉施設の変更)について(意見の聴取)(特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置) ・原子力災害対策指針の改正案に対する意見公募の結果の公示及び全部改正について ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命
9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・型式制度に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則等の改正等(改正案の決定及び意見公募の結果の公示)
10.16	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更(1号炉長期施設管理方針の変更)の認可について ・四国電力株式会社伊方発電所原子炉施設保安規定の変更(3号炉長期施設管理方針の追加)の認可について
10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請(2号発電用原子炉施設の変更)について(許可)(特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置)
10.31	<ul style="list-style-type: none"> ・川内原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)について(使用済燃料貯蔵設備等の共用化及びタービン動補助給水ポンプの取替え)(意見の聴取)
11.6	<ul style="list-style-type: none"> ・美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請(3号発電用原子炉施設の変更)について(意見の聴取)(減容したバーナブルポイズン保管場所変更等) ・リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設に係る使用前事業者検査に関する確認及び使用前確認証の交付について
11.13	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀発電所発電用原子炉設置変更許可申請(2号発電用原子炉施設の変更)について(処分)
11.20	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度原子力規制委員会年度業務計画の変更について ・原子力規制委員会の後援等の取扱要領の一部改正について
12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取について(回答) ・川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)について(許可)(使用済燃料貯蔵設備等の共用化及びタービン動補助給水ポンプの取替え)
12.11	<ul style="list-style-type: none"> ・美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請(3号発電用原子炉施設の変更)について(許可)(減容したバーナブルポイズン保管場所変更等)
1.22	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う関係規則等の改正等(改正案の決定及び意見公募の結果の公示)
2.5	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会第3期中期目標の決定及び公表について
2.12	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療協力機関(国指定)の新規指定について
2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・指定保障措置検査等実施機関の役員選任の認可について
3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉の長期施設管理計画の認可について

	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における調査審議事項 ・「原子力規制委員会の取組」の決定及び公表について
3.12	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会組織規則の一部改正について
3.19	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会業務継続計画（新型インフルエンザ等対策）の改正について
3.26	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（意見の聴取）（使用済燃料乾式貯蔵施設） ・女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）について（意見の聴取）（使用済燃料乾式貯蔵施設） ・令和7年度原子力規制委員会年度業務計画の決定及び公表について ・政策評価基本計画、令和7年度政策評価実施計画及び政策評価の結果の政策への反映状況（令和6年度公表分）の決定について

10. 事業者との意見交換の開催状況

(1) 原子力規制委員会と原子力事業者（経営責任者）との意見交換の開催状況

日程	相手方事業者
令和6年5月17日	九州電力株式会社
令和6年8月2日	日本原子力発電株式会社
令和6年11月13日	中部電力株式会社
令和6年12月4日	四国電力株式会社

(2) 主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者（CNO）との意見交換の開催状況

日程	相手方事業者	内容
令和6年9月12日	東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、北陸電力株式会社、三菱重工業株式会社、原子力エネルギー協議会（ATENA）	<ul style="list-style-type: none"> ・「革新軽水炉」に関する規制について ・審査プロセスの改善について ・能登半島地震を踏まえた原子力発電所の安全性向上の取り組みについて
令和6年12月23日	東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社、一般財団法人電力中央研究所、原子力エネルギー協議会（ATENA）	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の安全性向上のためのリスク情報活用に関する意見交換について ・運転中保全（OLM）の取り組みについて
令和7年3月25日	東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、東北電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、原子力エネルギー協議会（ATENA）	<ul style="list-style-type: none"> ・「欠け（unknown-unknowns）」への対応について ・原子力事業者における人工知能（AI）の活用に向けた取組について

(3) 委員による原子力発電所等への訪問実績

	日程	目的	訪問先（発電所等）	訪問委員
1	令和6年4月4日	現地視察	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所	石渡委員
2	令和6年4月25日～26日	現地調査	北海道電力株式会社泊発電所	杉山委員
3	令和6年6月6日～7日	現地調査	日本原子力発電株式会社敦賀発電所	石渡委員
4	令和6年6月14日	現地調査	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	田中委員

5	令和6年6月28日	現地調査	日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設	田中委員
6	令和6年7月4日～5日	現地視察	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構櫛葉遠隔技術研究開発センター及び東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所	山中委員長
7	令和6年7月20日	現地視察	中国電力株式会社島根原子力発電所	山中委員長 伴委員
8	令和6年7月30日	現地視察	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター	田中委員
9	令和6年8月19日～20日	現地調査	能登半島北岸及び北東部加賀北部	石渡委員
10	令和6年8月22日～23日	現地視察	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所	田中委員
11	令和6年9月5日～6日	現地視察	四国電力株式会社伊方発電所	杉山委員
12	令和6年10月4日	現地調査等	日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設	長崎委員
13	令和6年10月10日～11日	現地視察	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所	山中委員長
14	令和6年10月18日	現地視察	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所	長崎委員
15	令和6年10月24日～25日	現地調査	北海道電力株式会社泊発電所	山岡委員
16	令和6年12月16日～17日	現地調査	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	山岡委員
17	令和7年1月16日～17日	現地視察	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所	山中委員長

			電所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 廃炉環境国際共同研究センター	
18	令和7年1月24日	現地視察	四国電力株式会社伊方発電所	伴委員 長崎委員
19	令和7年1月28日	現地視察	九州電力株式会社玄海原子力発電所	杉山委員
20	令和7年2月3日	現地調査等	関西電力株式会社大飯発電所	山岡委員
21	令和7年2月6日～7日	現地視察	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所	伴委員 長崎委員
22	令和7年2月17日～18日	現地視察	関西電力株式会社高浜発電所	杉山委員
23	令和7年3月7日	現地視察	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ	長崎委員

1.1. 地方公共団体等との面会、意見交換等の実績

(1) 地方公共団体等との面会実績

日程	面会者	規制庁対応者
令和6年4月5日	鳥取県知事	長官
令和6年5月28日	原子力発電関係道県議会議長協議会	長官
令和6年6月5日	島根県知事	長官
令和6年6月6日	新潟県知事	長官
令和6年7月10日	青森県知事、弘前大学学長	長官
令和6年7月22日	新潟県議会自由民主党議員団	次長
令和6年7月23日	氷見副市長	次長
令和6年7月25日	福岡都市圏広域行政推進協議会副会長	次長
令和6年8月28日	全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長（北海道知事）	長官
令和6年10月11日	鳥取県知事、米子市長、境港市長	長官
令和6年11月5日	島根県知事	長官
令和6年12月25日	原子力発電関係道県議会議長協議会	長官

令和6年12月25日	鳥取県知事、米子市長、境港市長	長官
令和7年1月10日	松江市長	次長
令和7年3月28日	島根県知事	長官

(2) 委員による地元関係者との意見交換の実施実績

日程	概要	参加自治体	対応委員
令和6年7月20日	原子力施設に関する規制上の諸問題についての地元関係者を交えた意見交換	島根県知事、松江市長、出雲市長、雲南市長、安来市長、鳥取県知事、米子市長、境港市長等	山中委員長 伴委員
令和7年1月24日	原子力施設に関する規制上の諸問題についての地元関係者を交えた意見交換	愛媛県知事、伊方町長、八幡浜市長、大洲市長、西予市長、宇和島市長、伊予市長、内子町副町長等	山中委員長（オンライン参加） 伴委員 長崎委員

(3) 原子力規制庁職員による現地における地元関係者との意見交換等の実績

日程	開催地	会合等の名称	主な参加者
令和6年4月4日 令和6年5月23日 (計2回)	北海道	労働災害等に係る意見交換	小樽労働基準監督署 倶知安支署
令和6年4月10日	北海道	火災防護に係る意見交換	岩内・寿都地方消防 組合消防署泊支署
令和6年5月16日～ 令和7年2月20日 (計4回)	北海道	原子力規制検査結果説明会	自治体
令和6年4月2日～ 令和6年12月24日	青森県	原子力規制検査等に係る意見 交換	東通村

(計4回)			
令和6年4月25日	青森県	労働基準監督署との連携に係る意見交換	むつ労働基準監督署
令和6年5月14日～ 令和7年2月17日 (計4回)	青森県	原子力規制検査等に係る意見交換	六ヶ所村
令和6年5月15日～ 令和7年2月19日 (計9回)	青森県	原子力規制検査結果説明及び意見交換	青森県政記者会、青森県
令和6年6月4日	青森県	むつ市議会使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会	むつ市議会議員
令和6年6月12日	青森県	青森県議会原子力・エネルギー対策特別委員会	青森県議会議員
令和6年6月17日 令和7年2月19日 (計2回)	青森県	青森県原子力政策懇話会	団体代表、有識者、住民等
令和6年6月17日	青森県	青森県全市町村長会議	市町村長
令和6年8月20日～ 令和7年2月20日	青森県	原子力規制検査等に係る意見交換	むつ市

(計3回)			
令和6年10月24日～ 令和6年11月15日 (計4回)	青森県	青森県原子力に関する意見交換会	住民（西目屋村、深浦町、七戸町、三戸町）等
令和6年5月13日～ 令和7年3月6日 (計4回)	宮城県	原子力防災体制充実化ワーキンググループ会議	自治体
令和6年5月15日	宮城県	原子力行政担当課長会議	自治体
令和6年5月21日～ 令和7年2月21日 (計4回)	宮城県	原子力規制検査結果説明及び意見交換	自治体
令和6年8月9日 令和6年10月14日 (計2回)	宮城県	宮城県原子力防災訓練ワーキンググループ会議	自治体
令和6年8月20日 令和6年10月29日 (計2回)	宮城県	原子力防災関係機関全体会議	自治体等
令和6年4月24日～ 令和7年3月21日	福島県	福島県廃炉安全監視協議会	自治体、有識者

(計5回)			
令和6年6月11日 令和7年1月28日 (計3回)	福島県	福島県廃炉安全確保県民会議	県民、各種団体、有識者
令和6年6月14日～ 令和7年2月19日 (計3回)	福島県	福島県労働者安全衛生対策部会	自治体、有識者
令和6年10月1日	福島県	楡葉町原子力施設監視委員会	有識者
令和7年1月21日	福島県	現地対策本部設置運営訓練	自治体、関係機関
令和6年4月10日～ 令和7年3月5日 (計11回)	新潟県	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会	有識者、自治体、事業者、関係省庁
令和6年4月16日～ 令和6年11月6日 (計4回)	新潟県	新潟県技術委員会	有識者、自治体
令和6年5月10日 令和6年11月11日 (計2回)	新潟県	市町村による原子力安全対策に関する研究会	有識者、自治体、事業者、関係省庁

令和6年5月16日～ 令和7年2月21日 (計4回)	新潟県	原子力規制検査結果説明会	関係自治体
令和6年7月15日～ 令和6年8月10日 (計6回)	新潟県	柏崎刈羽発電所7号機における新規制基準に係る審査結果の住民説明会	UPZ（長岡市、十日町市、小千谷市、見附市、上越市、出雲崎町（開催順））内住民
令和6年9月2日	新潟県	柏崎市防災会議	柏崎市長、指定公共機関、公共的団体、その他防災上重要な機関の職員
令和6年11月8日	新潟県	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 情報共有会議	首長、有識者、自治体、事業者、関係省庁
令和6年11月13日 令和6年11月14日 (計2回)	新潟県	新潟県図面演習	自治体
令和7年2月12日	新潟県	新潟県技術連絡会	関係自治体、有識者
令和7年2月18日	新潟県	防火安全対策連絡会	自治体、公設消防、事業者
令和7年3月14日	新潟県	新潟県議会における柏崎刈羽発電所7号機における新規制	新潟県議会

		基準に係る審査結果等の説明	
令和6年5月15日～ 令和7年2月21日 (計4回)	茨城県	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和6年6月4日	茨城県	茨城県通報連絡訓練説明会	県、関係自治体、各事業者
令和7年1月16日～ 令和7年1月17日	茨城県	関係機関図上訓練	関係自治体及び関係機関
令和7年2月10日	茨城県	東海村防災会議	東海村及び関係機関
令和6年5月15日	神奈川県	原子力防災情報連絡会	自治体、自衛隊
令和6年5月17日～ 令和7年2月20日 (計4回)	神奈川県	原子力規制検査結果説明及び意見交換	関係自治体
令和6年9月13日	神奈川県	川崎オフサイトセンター図上訓練	自治体、自衛隊、海上保安庁、事業者
令和6年9月27日	神奈川県	横須賀オフサイトセンター図上訓練	自治体、自衛隊、海上保安庁、事業者
令和6年10月29日	神奈川県	川崎市原子力施設安全対策会議幹事会	自治体、事業者等
令和6年11月25日	神奈川県	川崎市原子力施設安全対策会	自治体、事業者等

		議	
令和7年1月17日	神奈川県	横須賀南警察署との防災に関する意見交換	横須賀南警察署
令和7年2月6日	神奈川県	久里浜地区原子力防災訓練	横須賀市、市民、事業者
令和6年4月19日～ 令和7年1月23日 (計12回)	静岡県	自治体危機管理関係職員、市議会議員のオフサイトセンター状況確認に伴う意見交換等	静岡県、関係市町、関係機関、等
令和6年6月21日	静岡県	御前崎市議会原子力対策特別委員会	御前崎市議会議員、関係機関、等
令和6年6月27日	静岡県	浜岡原子力発電所安全等対策協議会総会	御前崎市議会議員、関係機関、等
令和6年12月12日 令和7年1月20日 (計2回)	静岡県	静岡県原子力防災訓練事前調整会議	静岡県、関係市町、関係機関、等
令和6年12月13日	静岡県	原子力災害対策(浜岡)地域連絡会議	静岡県、御前崎市、関係機関、等
令和7年1月29日	静岡県	静岡県原子力防災図上訓練	静岡県、関係市町、関係機関、等
令和6年5月15日～ 令和7年2月19日	石川県	原子力規制検査結果説明	志賀町

(計4回)			
令和6年7月5日 令和6年11月25日 (計2回)	石川県	志賀町「志賀原子力発電所」 安全推進協議会	首長、住民代表等
令和6年7月5日～ 令和7年3月13日 (計3回)	石川県	赤住区委員会・安全推進連絡会 合同会議	首長、住民代表等
令和6年7月10日 令和6年7月11日 (計2回)	石川県	自然災害時における避難住民 への対応についての協議	石川県、志賀町
令和6年7月29日～ 令和7年3月21日 (計4回)	石川県	石川県原子力環境安全管理協 議会	関係自治体
令和6年8月9日	石川県	石川県副知事オフサイトセン ター視察	石川県副知事等
令和6年11月24日	石川県	令和6年度石川県原子力総合 防災訓練	関係自治体
令和6年11月24日	富山県	令和6年度富山県原子力総合 防災訓練	関係自治体
令和6年4月12日～ 令和7年3月12日	福井県	若狭町への規制委のトピック	若狭町職員

(計3回)		の説明	
令和6年4月23日～ 令和7年2月16日 (計4回)	福井県	小浜市への規制委のトピック の説明	小浜市職員
令和6年4月25日～ 令和6年12月18日 (計5回)	福井県	敦賀市への規制委のトピック の説明	敦賀市職員
令和6年5月14日～ 令和7年2月17日 (計4回)	福井県	原子力規制検査結果の説明	おおい町職員
令和6年5月15日～ 令和7年2月15日 (計4回)	福井県	福井県原子力発電所連絡会議	関係自治体職員
令和6年5月16日	福井県	美浜中学校の生徒への説明	美浜中学校の生徒
令和6年5月17日～ 令和6年11月22日 (計3回)	福井県	福井県原子力安全専門委員会 での説明	有識者
令和6年5月29日	福井県	福井県警職員の敦賀オフサイ トセンター視察	福井県警警備課職員
令和6年7月4日～ 令和7年2月25日 (計4回)	福井県	福井県原子力環境安全管理協 議会での説明	福井県内の団体の代 表者、首長、県議会 議員等

令和6年7月8日	福井県	陸自第10師団特殊武器防護隊員の敦賀オフサイトセンター視察	陸自第10師団特殊武器防護隊長及び隊員
令和6年7月24日	福井県	福井県警敦賀署の担当者への説明	福井県警敦賀署職員
令和6年9月13日	福井県	大間町民の敦賀オフサイトセンター視察	大間町民
令和6年9月19日	福井県	原子力発電若狭町環境安全対策協議会での説明	町長、町会議員、団体代表、市民
令和6年10月25日～ 令和6年10月26日	福井県	福井県総合防災訓練	自治体等
令和6年11月28日	福井県	大阪大学学生への説明等	学生等
令和6年12月10日 令和7年3月28日 (計2回)	福井県	原子力発電小浜市環境安全対策協議会・委員研修会	市長、市議会議員、住民等
令和6年12月17日	福井県	美浜町原子力環境安全監視委員会	町会議員、住民代表等
令和7年1月10日	福井県	敦賀市防災会議	首長、有識者
令和7年1月15日	福井県	福井県原子力発電所等消防情報連絡会	自治体（敦賀美方消防組合等）

令和7年1月17日	福井県	大間町職員の敦賀オフサイトセンター視察	大間町職員
令和7年2月13日	福井県	福井県原子力発電所等消防情報連絡会の事業者総合消防訓練視察	自治体（敦賀美方消防組合等）
令和7年2月26日	福井県	おおい町防災会議	おおい町及び関係機関
令和7年3月5日	福井県	静岡大学等の大学生への説明	学生等
令和7年3月13日 令和7年3月14日 (計2回)	福井県	原子力施設警備隊への説明	福井県警原子力施設警備隊職員
令和7年3月16日	福井県	NEXCO 中日本への説明	NEXCO 中日本職員
令和7年3月26日	福井県	陸自第10師団の大飯オフサイトセンター視察	陸自第10師団長等
令和6年11月16日	岐阜県	原子力防災訓練	自治体、関係機関
令和6年8月6日	滋賀県	滋賀県原子力安全対策連絡協議会	滋賀県
令和7年1月21日～ 令和7年1月22日	滋賀県	滋賀県原子力防災訓練（緊急時モニタリング訓練）	自治体、関係機関
令和6年8月13日	京都府	京都府高浜発電所に係る地域	京都府職員及び関係

		協議会・幹事会での説明	自治体副市長、学識経験者等
令和6年12月1日	京都府	京都府原子力総合防災訓練	自治体、関係機関
令和6年5月21日	大阪府	原子力施設に係る連絡会議	東大阪市、大阪府警、公設消防、事業者
令和6年5月22日～ 令和7年2月26日 (計4回)	大阪府	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和6年5月24日 令和7年3月14日 (計2回)	大阪府	熊取町放射線防災対策連絡協議会	事業者、泉佐野警察署、泉州南消防組合、自治体
令和6年7月30日 令和7年3月18日 (計2回)	大阪府	熊取町原子力問題対策協議会	町議、住民代表、有識者、自治体
令和6年8月5日	大阪府	泉佐野市原子力問題対策協議会	市議、住民代表、自治体
令和6年8月6日	大阪府	大阪府環境放射線評価会議	自治体、有識者、事業者
令和6年5月20日～ 令和7年2月26日	岡山県	原子力規制検査結果説明会	関係自治体

(計 8 回、Web 会議)			
令和 6 年 8 月 16 日	岡山県	原子力防災訓練における実動訓練の内容に係る協議	自治体、津山圏域消防組合
令和 6 年 5 月 15 日～ 令和 7 年 2 月 20 日 (計 3 回)	島根県	原子力規制検査結果説明会	自治体
令和 6 年 6 月 3 日	島根県	雲南市防災会議	首長、有識者
令和 7 年 2 月 17 日	島根県	松江市防災会議	首長、有識者
令和 6 年 5 月 16 日 令和 7 年 2 月 7 日 (計 2 回)	愛媛県	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和 7 年 1 月 31 日	愛媛県	地域連絡会議	関係機関、事業者
令和 6 年 4 月 15 日～ 令和 7 年 1 月 22 日 (計 4 回)	佐賀県	原子力規制検査結果説明	関係自治体
令和 6 年 8 月 16 日 令和 7 年 2 月 3 日 (計 2 回)	佐賀県	佐賀県原子力環境安全連絡協議会	首長、住民代表、事業者
令和 7 年 1 月 21 日	佐賀県	原子力災害対策地域連絡会議	関係機関、関係自治

			体、事業者
令和6年4月10日～ 令和7年1月29日 (計4回)	鹿児島県	原子力発電関係市担当課長会議	自治体、関係機関、事業者
令和6年5月27日～ 令和7年3月12日 (計4回)	鹿児島県	薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会	市長、市議会議員、関係機関、住民代表等
令和6年8月16日	鹿児島県	原子力安全対策連絡協議会	首長、議員、関係機関、事業者等
令和7年1月16日	鹿児島県	鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会	有識者、知事、自治体、事業者等

※表に記載のもの以外にも、関係道府県においては、地域原子力防災協議会作業部会や放射線監視・モニタリングに関する委員会等が適宜開催されており、原子力規制庁職員が参加している。

(4) 原子力施設の審査結果の主な説明実績

日程	開催地	会合等の名称	説明内容
令和6年4月16日	新潟県	新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会	柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉の設置変更許可の審査内容に関する質問に対し、後段審査で確認するとして事項の説明
令和6年5月17日	福井県	福井県安全専門委員会	関西電力高浜発電所3号炉の追加検査結果説明及び、3、4号炉運転延長についての説明
令和6年5月27日	青森県	県議会議員説明会	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に係る説明
令和6年5月28日	東京都	原子力発電関係道県議会議長協議会	原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況に係る説明

令和6年6月6日	青森県	青森県原子力政策懇話会	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に係る説明
令和6年6月6日	青森県	青森県市町村担当課長会議	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に係る説明
令和6年6月17日	青森県	青森県全市町村長会議	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に関する説明
令和6年6月26日	島根県	原子力発電対策特別委員会 松江市原子力発電所環境安全対策協議会	中国電力島根発電所2号炉設工認及び保安規定認可に係る審査結果の説明
令和6年6月28日	福井県	福井県安全専門委員会	関西電力高浜発電所における3、4号炉の蒸気発生器の取替え等に係る発電用原子炉設置変更許可の審査についての説明及び運転延長(40年超運転)に係る説明
令和6年7月2日	青森県 青森市会場	青森県民説明会	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に関する説明
令和6年7月3日	青森県 むつ市会場	青森県民説明会	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に関する説明
令和6年7月4日	青森県 八戸市会場	青森県民説明会	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に関する説明
令和6年7月4日	青森県 十和田市会場	青森県民説明会	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に関する説明
令和6年7月4日	福井県	福井県専門委員会	関西電力高浜発電所3、4号炉の運転延長認可等に係る説明
令和6年7月5日	青森県 弘前市会場	青森県民説明会	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に関する説明
令和6年7月5日	青森県 五所川原市会場	青森県民説明会	リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況に関する説明
令和6年7月5日	島根県	島根県原子力安全顧問会議	中国電力島根原子力発電所2号炉の審査結果等に係る説明

		島根県原子力発電所周辺 環境安全対策協議会	
令和6年7月8日	鳥取県	鳥取県原子力安全顧問会 議	中国電力島根原子力発電所 1、2号炉の審査結果等に 係る説明
令和6年7月15日	新潟県 長岡会場	柏崎刈羽原子力発電所に 係る国の取組みに関する 県民説明会	東京電力柏崎刈羽原子力 発電所7号炉に関する 審査の概要に係る説明
令和6年7月20日	新潟県 十日町会 場	柏崎刈羽原子力発電所に 係る国の取組みに関する 県民説明会	東京電力柏崎刈羽原子力 発電所7号炉に関する 審査の概要に係る説明
令和6年7月21日	新潟県 小千谷会 場	柏崎刈羽原子力発電所に 係る国の取組みに関する 県民説明会	東京電力柏崎刈羽原子力 発電所7号炉に関する 審査の概要に係る説明
令和6年7月27日	新潟県 見附会場	柏崎刈羽原子力発電所に 係る国の取組みに関する 県民説明会	東京電力柏崎刈羽原子力 発電所7号炉に関する 審査の概要に係る説明
令和6年7月28日	新潟県 上越会場	柏崎刈羽原子力発電所に 係る国の取組みに関する 県民説明会	東京電力柏崎刈羽原子力 発電所7号炉に関する 審査の概要に係る説明
令和6年8月4日	新潟県 燕会場	柏崎刈羽原子力発電所に 係る国の取組みに関する 県民説明会	東京電力柏崎刈羽原子力 発電所7号炉に関する 審査の概要に係る説明
令和6年8月6日	滋賀県	滋賀県原子力安全対策連 絡協議会	関西電力高浜発電所3、 4号炉の運転期間延長 認可に係る審査結果に 関する説明
令和6年8月10日	新潟県 出雲崎会 場	柏崎刈羽原子力発電所に 係る国の取組みに関する 県民説明会	東京電力柏崎刈羽原子力 発電所7号炉に関する 審査の概要に係る説明
令和6年9月9日	鳥取県	鳥取県原子力安全対策合 同会議	中国電力島根原子力発電 所2号炉の後段規制の 審査結果に係る説明
令和6年9月13日	鳥取県	鳥取県議会地域県土警察 常任委員会	中国電力島根原子力発電 所2号炉に関する審査の 概要、特定重大事故等 対処施設及び所内常設 直流電源設備(3系統目) の設置に関する審査の 概要に係る説明
令和6年9月19日	福井県	原子力発電若狭町環境安 全対策協議会	日本原子力発電敦賀発電 所2号炉に関する審査 結果の概要に係る説明
令和6年10月11日	福井県	福井県環境安全管理協議 会	日本原子力発電敦賀発電 所2号炉に関する審査 結果の概要に係る説明

令和6年11月6日	島根県	島根県自治体担当者説明会	中国電力島根原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果に係る説明
令和6年11月11日	新潟県	市町村研究会・実務担当者会議	「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」中間まとめ及び柏崎刈羽原子力発電所に関する原子力規制検査の現状に係る説明
令和6年11月15日	東京都	原子力発電関係道県議会議長協議会	新規制基準適合性審査等の状況に係る説明
令和6年11月15日	愛媛県	伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会	伊方発電所3号機 長期施設管理計画(30年目)について及び伊方発電所の状況に係る説明
令和6年11月22日	福井県	福井県専門委員会	関西電力高浜発電所1号炉の高経年化技術評価等に係る審査結果及び、敦賀発電所2号炉に関する審査結果の概要の説明
令和6年11月27日	愛媛県	伊方町環境監視委員会 伊方町原子力発電対策特別委員会	四国電力伊方発電所3号炉の高経年化技術評価等に関する審査結果に係る説明
令和6年12月10日	福井県	小浜市環境安全対策協議会	関西電力高浜発電所3、4号炉の40年超の運転及び、大飯発電所3、4号炉の30年超の長期施設管理計画の審査結果に係る説明
令和6年12月13日	島根県	松江市議会全員協議会 松江市原子力発電所環境安全対策協議会	中国電力島根原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る設置変更許可申請書に関する審査結果に係る説明
令和6年12月17日	福井県	美浜町原子力環境安全監視委員会	日本原子力発電敦賀発電所2号炉に関する審査結果の概要に係る説明
令和7年1月16日	鹿児島県	鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会	九州電力川内原子力発電所1、2号炉長期施設管理計画審査結果に係る説明
令和7年3月14日	新潟県	新潟県議会連合委員会	東京電力柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準適合性審査の結果等に係る説明
令和7年3月28日	福井県	小浜市環境安全協議会	原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キ

			ヤスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイドの制定に係る説明
--	--	--	---------------------------------

(5) 委員と学生等との意見交換等の実績

日程	学生等の所属	対応委員
令和6年8月5日	大阪公立大学	石渡委員
令和6年11月5日	北海道大学	杉山委員
令和7年1月17日	福島工業高等専門学校	山中委員長
令和7年3月5日	東北工業大学等 (原子力規制庁において実施)	杉山委員 山岡委員

※原子力規制人材育成事業の実施先を対象に実施

12. 国外有識者との意見交換の実績

(1) 国外有識者との意見交換

日程	参加者	対応委員
令和6年11月11日	リチャード・メザーブ氏 原子力規制国際アドバイザー ダナ・ドラボヴァ氏 原子力規制国際アドバイザー フィリップ・ジャメ氏 原子力規制国際アドバイザー ルミナ・ヴェルシ氏 原子力規制国際アドバイザー	山中委員長 伴委員 杉山委員 長崎委員 山岡委員

(2) 国外規制当局等との意見交換

日程	相手方規制当局者、出席会合	対応委員
令和6年5月3日～4日	国際原子力規制者会議 (INRA) (米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ、スペイン、スウェーデン、韓国の原子力規制当局)	山中委員長

令和6年9月16日	国際原子力規制者会議 (INRA) (米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ、スペイン、スウェーデン、韓国の原子力規制当局)	山中委員長
令和6年9月16日	スウェーデン ノッケンハウアー放射線安全機関 (SSM) 長官	山中委員長
令和6年9月16日	フランス ドロズユック原子力安全機関 (ASN) 委員長	山中委員長
令和6年11月19日～20日	フランス アバディ原子力安全機関委員長及びブレッソン原子力安全機関委員	杉山委員
令和6年11月26日	フランス ニエル放射線防護原子力安全研究所 (IRSN) 理事長	山中委員長 杉山委員
令和7年3月11日	フィンランド ティッパナ放射線・原子力安全局 (STUK) 長官	杉山委員
令和7年3月11日	米国 マルザーノ原子力規制委員会 (NRC) 委員	杉山委員
令和7年3月11日	フランス ラショーム原子力安全・放射線防護機関 (ASNR) 委員	杉山委員
令和7年3月11日	米国 ガブリラス原子力規制委員会 (NRC) 運営事務局長	杉山委員
令和7年3月17日	英国 フォイ原子力規制機関 (ONR) 最高責任者兼首席検査官	長崎委員
令和7年3月18日	スイス ケンツェルマン原子力安全検査局 (ENSI) 長官	長崎委員
令和7年3月19日	フランス ブレッソン原子力安全・放射線防護機関 (ASNR) 委員	長崎委員

13. マネジメントの継続的改善

(1) マネジメントシステム内部監査

令和6年度は、以下の6つの部署に対して内部監査を実施した。

- ・佐世保原子力艦モニタリングセンター (令和6年7月9日)
- ・川内原子力規制事務所 (令和6年7月10日及び7月11日)
- ・放射線環境対策室 (令和6年8月22日)
- ・柏崎刈羽原子力規制事務所 (令和6年10月17日及び10月18日)
- ・情報システム室及び公文書監理・情報化推進室 (令和6年12月24日)
- ・原子炉技術研修課 (原子力安全人材育成センター) (令和7年1月7日及び1

月 9 日)

全体として要改善事項はなく、良好事例を 14 件、改善が望ましい事項を 7 件抽出した。

(2) 令和 6 年度に確認した要改善事項の一覧

	確認日	要改善事項
1	令和 6 年 4 月 16 日	労働者派遣法に基づく東京労働局からの是正指導
2	令和 6 年 9 月 6 日	元職員による入門証廃棄事案
3	令和 6 年 10 月 8 日	個人情報を含む職員の給与に係る情報等の全庁共有フォルダへの保存
4	令和 6 年 10 月 24 日	核燃料物質の使用変更許可における審査書の記載誤り
5	令和 6 年 10 月 24 日	法令に基づく指定機関に係る予算手続の未把握
6	令和 6 年 10 月 25 日	施行を要する文書の起案、決裁行為を経ない発出
7	令和 6 年 10 月 25 日	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報のマスキング漏れ及びマスキング不備（計量管理規定）
8	令和 6 年 10 月 25 日	総務大臣への送付資料及び原子力規制委員会ホームページ掲載資料の不備
9	令和 6 年 11 月 1 日	設計及び工事の計画認可申請内容に関する誤った見解の事業者への伝達
10	令和 7 年 1 月 31 日	秘密文書の不適切な管理
11	令和 7 年 2 月 17 日	実用炉規則等の改正規則における決裁文書等の誤記について
12	令和 7 年 2 月 21 日	SE 室入室用セキュリティカードの誤廃棄
	手続き中	原子力規制検査に係る手数料の誤った徴収

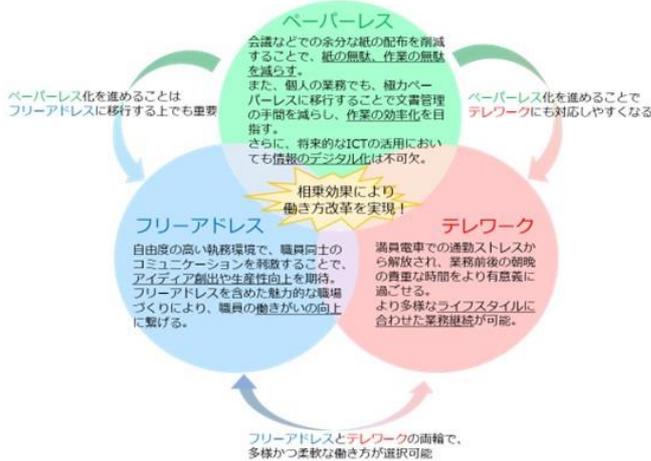
14. 業務改革の取組状況

令和 5 年度から設置している業務改革推進チームでは、従来の取組にとらわれず大胆な発想を持つ職員を広く募るなどして、職員が働きやすい環境作りに取り組んでおり、働きやすい環境の整備、効率的な業務遂行の実現及び風通しの良い職場の維持・構築を主な視点として以下の図のとおり組織横断的な業務改革の取組を進めている。

原子力規制庁における業務改革の主な視点

- 働き方改革で実現したい姿は、「それぞれの職員が多様で柔軟な働き方を選択できる」状態。
- 子育てや介護など人生の様々なステージごとに働きやすい環境は異なるが、誰もが業務によってプライベートを犠牲にすることなくウェルビーイングを高めながら、仕事を継続できる状態が望ましいと考えられる。
- 働き方改革により業務の効率性を高めることで、より付加価値の高い仕事をしたり、残業時間を減らしてWLBを充実させたりといった効果も期待できる。

こうした働き方を実現するために、働き方改革WGでは「ペーパーレス」「テレワーク」「フリーアドレス」といった観点で、改善に向けた検討を進めている。



ペーパーレス

- 「どこでも働ける」ことを第一目標に、資料の電子化を推進。テレワーク時の庁外持ち出しやフリーアドレス時の書類持ち運びの手間を排除
- 会議資料や説明資料の印刷文化を排し、2つのムダ(紙の無駄・作業の無駄)を排除

テレワーク

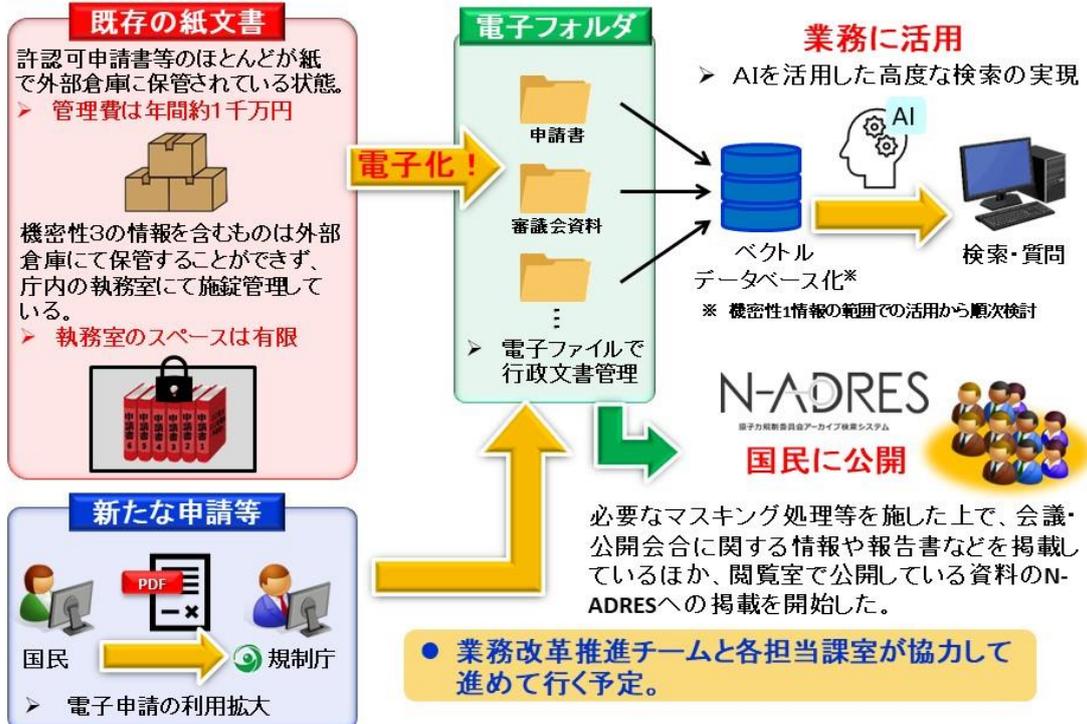
- 自宅等で勤務することで通勤時間等を削減、時間の有効活用を可能に
- 休憩時間や時間休暇の活用幅が広がり、より多様なライフスタイルに合わせた業務形態を実現

フリーアドレス

- 自由度の高い執務環境で、職員同士のコミュニケーションを刺激
- 業務の内容に応じて働く場所を選ぶことで業務の効率を向上

文書の電子化（ペーパーレスの促進）とデータ活用

課題 ➢ 紙で保管している行政文書の電子化を早急に進めていく必要がある。



テレワークの円滑化



課題

- テレワークを働き方の一つとして取り入れ、円滑に業務を進めるためには、
登庁している職員を含めた**全職員がテレワークに対する理解を深める必要がある**
- 以下を目的に、庁内の全職員が定期的にテレワークに取り組むための企画を実施
 - ① 職員一人ひとりのテレワークに対する理解の深化
 - ② テレワーク実施に係る障壁や課題を幅広く抽出し、解決策を模索する
 - ③ テレワークを快適かつ効果的に実施するための工夫や取組を庁内で共有する

⇒実施期間(令和6年7月~12月)の間に、
庁内対象職員の約94%(952人)がテレワークを実施



○企画を通じたテレワークへの理解醸成

>管理職等のテレワークに対する理解が深まり、テレワークを申請しやすくなった

○抽出された課題を受けた業務環境の改善

>内線電話の転送設定など、庁内外との連絡手段を改めて整理し、全庁に周知
>会議室や幹部居室等のオンライン会議環境(マイク・スピーカー等)を整備

○テレワークに係るメリットの再発見・再認識

>出退勤に時間を要しないため、フレックスや早出・遅出のより柔軟な運用が実現
>研修受講や外部とのオンライン会議等に集中できる効果の実感
>テレワークを見込んだ計画的な業務遂行により、全体の業務効率も向上



フリーアドレスの導入



- 令和9年度の新庁舎移転を見据え、執務室の省スペース化、業務の効率化、コミュニケーションの活性化などを目的に、職場の使い方を見直し
- その一環として、一部の課室から先行してフリーアドレスを試験的に導入



令和6年度12月時点で、全4課室においてフリーアドレスを導入し、座席を固定せず毎日異なる席に座ることをルール付けているほか、集中スペースや昇降デスクなどを試験的に導入

具体的には、集中スペースや打合せ用のソファブースなどをバリエーション豊かに設けることで、各々が担当している業務や作業に見合った場所に対応に当たれるような環境づくりを進めている(ABW)。



- フリーアドレスの導入などを効果的に実施するため、先行して取組を実施している民間企業等へ訪問・分析

ABW: Activity Based Working

仕事の内容や目的に合わせて、職場の内を外を問わずふさわしい場所を選んで仕事を進められる働き方

コミュニケーションツールの効果的活用



- 庁内の執務場所、在宅勤務の状態に依らず、コミュニケーションが取れる体制作りが3本柱の実現にコミットする。



庁内の連絡・資料共有

グループウェア

- 資料共有や連絡の方法を統一することで、幹部に集中する通知への対策や、よりスマートな伝達手段の形成を進める。



庁内の事務的連絡・通話機能

チャットアプリ

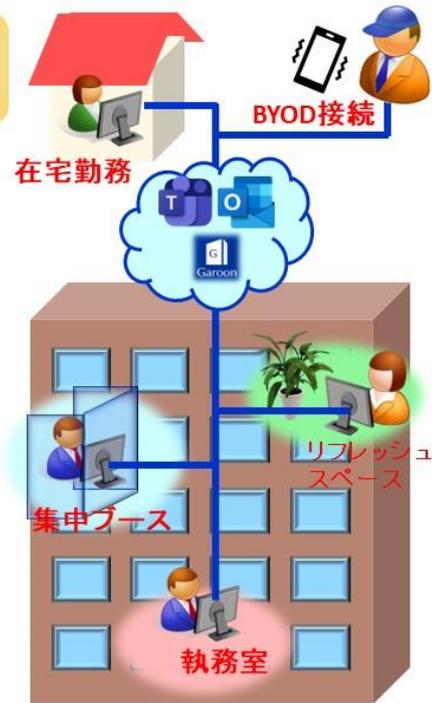
- 内線に変わりアプリ通話を利用することで登庁・在宅の状態に依らず通話が可能に。
- Web会議を簡易に設定できることで打ち合わせのために登庁する必要性がなくなる。



庁外からの連絡に関する連絡

メールアプリ

- 庁外と直接連絡をとる場合
- 庁外連絡を庁内に共有する場合等、メールの利用を絞ることで見落としを防止する。



コミュニケーションの活性化に向けた環境整備



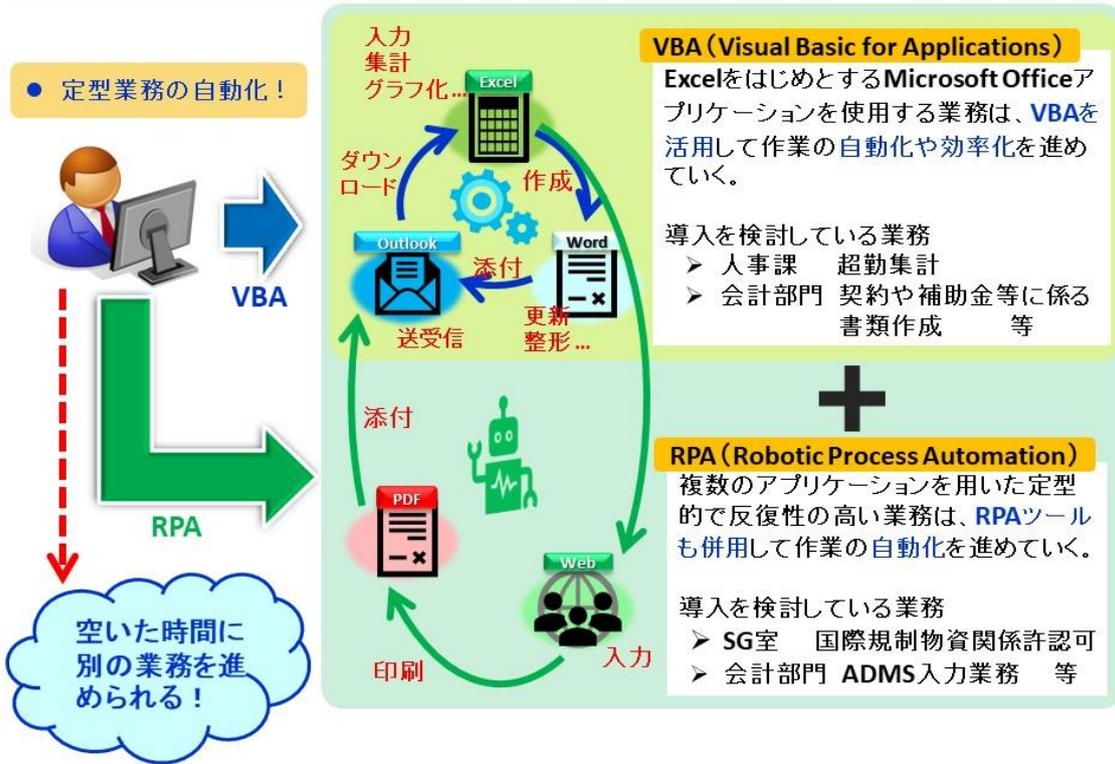
所属部署や役職等の垣根を越え、自然にコミュニケーションが発生する場を作るため、様々なコンテンツを備えた「ギャラリースペース」を試験的に設置。

当該スペースの利用を促すほか、委員・幹部との交流機会を創出するため、定期的にコーヒープレイク企画を実施。

コミュニケーションの活性化を中心に掲げ、執務環境改善を行う。風通しがよく、職員が気軽に話ができる環境づくりに着手。自然を感じさせる風合いで和やかで心地よい新たなワークスペースを執務エリア内に整備し、職員間の活発なコミュニケーション促進を図る。



ICT新規ツールの業務への活用



国会業務フローの見直し



- 課題**
- 国会対応業務は突発的かつ急を要する対応が多く、登庁せざるを得ない状況が多く、多様な働き方の実現の課題となっている。
 - これまで対面対応を原則としていた庁内の業務プロセスを見直し、リモートワーク等でも成立するよう見直した。



- 会期中であっても、国会対応者が計画的にテレワークの予定を組むことができる。
 - 深夜に及ぶ対応が生じて、自宅から作業が可能となることで、終電を逃したケースによる帰宅という状況を回避することができる。
- 全員紙資料ではなく電媒を閲覧
- 計画的にテレワークの予定を組むためには、国会対応をできる人材の層を拡大し交代可能である状態が現状では必須。今後、若手を中心に国会対応能力の向上に向けた取組を進めていく必要がある。

第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等関連資料（第1章第2節関係）

原子力規制委員会は、関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、我が国の原子力規制の継続的改善及び国際社会における原子力安全向上への貢献につなげることをしている。

1. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等

(1) 原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）

本条約は、原子力発電所を対象とした条約であり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、原子力施設における放射線防護の確立・維持、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和等を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に基づき、3年ごとに、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（いわゆるレビュープロセス）を行っている。

（原子力安全条約の下での最近の主な活動実績）

時期	概要
令和元年 8 月	日本国第 8 回国別報告の提出
令和 4 年 8 月	日本国第 9 回国別報告の提出
令和 5 年 3 月 20 日 ～31 日	原子力安全条約第 8 回及び第 9 回合同検討会合（参加者： 田中委員他）

(2) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（廃棄物等合同条約）

本条約は、原子力発電所、研究用原子炉等の使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約である。使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の全ての段階における放射線防護の確保、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に基づき、3年ごとに、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（いわゆるレビュープロセス）を行っている。

(合同条約の下での最近の主な活動実績)

時期	概要
令和 2 年 10 月	日本国第 7 回国別報告の提出
令和 4 年 6 月 27 日 ～7 月 8 日	合同条約第 7 回検討会合 (参加者: 田中委員他)
令和 6 年 8 月	日本国第 8 回国別報告の提出
令和 7 年 3 月 17 日 ～28 日	合同条約第 8 回検討会合 (参加者: 長崎委員他)

(3) 原子力事故の早期通報に関する条約 (早期通報条約) 及び原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約 (援助条約)

早期通報条約は、国境を越えて放射線影響を及ぼす原子力事故の情報を、影響を受ける国及び IAEA に通報する枠組みであり、援助条約は、原子力事故及び放射線緊急事態への援助に関する国際協力についての枠組みである。

早期通報条約及び援助条約の締約国の会合 (権限当局会合) は 2 年ごとに開催され、直近では、令和 6 年 6 月 3 日から 7 日まで権限当局会合が開催され、外務省とともに原子力規制庁職員も参加した。

(4) 核物質の防護に関する条約 (核物質防護条約) 及び同条約の改正

核物質防護条約では、締約国に対し、国際輸送中の核物質についての防護措置を義務付けており、国際輸送中の核物質を不法な取得及び使用から守ることを求めている。平成 28 年 5 月 8 日に「核物質の防護に関する条約の改正」が日本に対して発効し、条約に基づく防護の義務の対象が、平和的目的に使用される核物質の国内における使用、貯蔵及び輸送並びに原子力施設に拡大された。

本改正条約の妥当性の検討を目的として開催された第 1 回締約国会議 (令和 4 年 3 月 28 日から 4 月 1 日) では、本改正条約が現状に照らして適切であるとの結論に至ると共に、第 2 回締約国会議の開催が確認された。第 2 回締約国会議は令和 9 年 4 月の開催が予定されている。

2. 国際機関等の下での連携

(1) 国際原子力機関 (IAEA)

原子力の平和利用を進めることを目的に、国連主導の下に 1957 年に設立された国際機関 (加盟国 180 か国 (令和 7 年 3 月時点))。ウィーンに事務局を定め、現在、ラファエル・マリアーノ・グロッシー氏が事務局長を務めている。

IAEA の原子力安全分野の活動は多岐にわたっており、IAEA 安全基準の策定・見直し、緊急時対策・放射線防護・核物質防護に関する活動、原子力規制の向上を図るための国際協力活動等の取組が行われている。

原子力規制委員会は、安全基準文書の検討を行う安全基準委員会

(CSS:Commission on Safety Standards) 及びその下部委員会並びに核セキュリティに関する指針文書である核セキュリティ・シリーズの検討を行う核セキュリティガイダンス委員会 (NSGC:Nuclear Security Guidance Committee) の活動に積極的に参画している。

また、IAEA の常設の諮問会議である核セキュリティ諮問グループ (AdSec:Advisory Group on Nuclear Security) に田中原子力規制委員会参事 (令和6年9月まで原子力規制委員会委員) が同グループの委員として参画し、国際的な専門家として IAEA を通じた国際貢献を行っている。

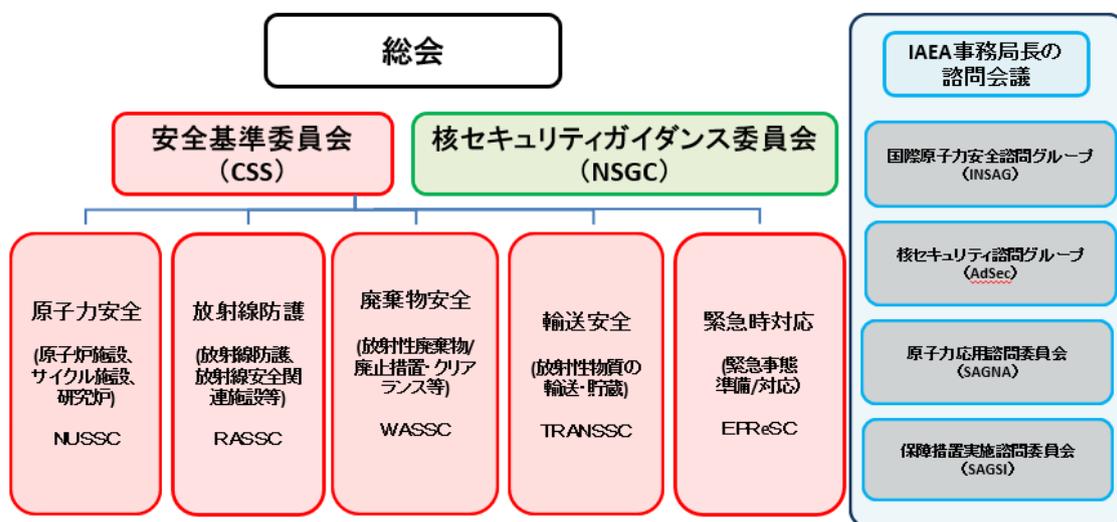


図 iii 原子力規制委員会が関係する主な IAEA の委員会等

さらに、IAEA は、加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューである IRRS をはじめとするピア・レビューを実施している。原子力規制委員会は平成 28 年 1 月 10 日から 22 日に IRRS ミッション及び令和 2 年 1 月 14 日から 21 日に同フォローアップミッションを、また令和 6 年 7 月 22 日から 8 月 2 日まで核セキュリティ対策の実施状況のレビューを行う IPPAS ミッションを受け入れた。

また、IAEA のプロジェクトを通じ、世界全体の原子力安全の向上の取組に積極的に参画・貢献しているほか、技術情報の収集や知見の共有に取り組んでいる。

(原子力規制委員会が参画する主な IAEA プロジェクト)

プロジェクト	概要
規制協力フォーラム (RCF:Regulatory Cooperation Forum)	原子力発電確立済加盟国と導入・拡大予定加盟国の規制機関及び国際機関間の連携・調整を促進・改善するためのフォーラムであり、我が国は運営委員を務めている。
アジア原子力安全ネットワーク (ANSN:Asian Nuclear Safety Network)	アジア地域の原子力施設の安全向上のための協力枠組みであり、我が国は運営会議の議長を務めている。
外的事象安全セクション拠出金事業 (EESS-EBP:External Event Safety Section Extra Budgetary Program)	外的事象に係る IAEA 安全基準の詳細ガイドの整備を行う。
経年劣化管理に係る国際プロジェクト (IGALL:International Generic Ageing Lessons Learned)	軽水炉・重水炉の安全上重要なシステム・構造物・機器について、長期運転のための経年劣化管理に関する技術基盤及び実用的なガイダンス等を策定する。
海域モニタリングに係る信頼醸成とデータ品質保証 (Marine Monitoring:Confidence Building and Data Quality Assurance)	平成 26 年度以降、福島県沿岸海域で実施している海域モニタリングについて、IAEA と共同試料採取等を行い、その手法の評価及び分析結果の相互比較 (ILC) を行う。
ALPS 処理水の海洋放出に関連する日本の海域モニタリング結果の裏付け (Corroboration of Environmental Monitoring Related to Discharges of ALPS Treated Water)	令和 4 年度以降、IAEA による ALPS 処理水の取扱いに関する安全性レビューの一環として、日本の海域モニタリング結果を裏付けるための ILC を行う。
ALPS 処理水の海洋放出に関する追加的モニタリング ("Additional Measure" for Independent Sampling and Analysis Related to Discharges of ALPS Treated Water)	令和 6 年度以降、IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA 関係者に加えて第三国分析機関関係者が ALPS 処理水の海洋放出に関する試料を採取し分析する活動を行う。

(2) 経済協力開発機構／原子力機関 (OECD/NEA)

1958 年に発足。パリに本拠を置き、その活動は運営委員会 (年 2 回開催) に

において審議される（加盟国 34 か国（令和 7 年 3 月時点）、マグウッド事務局長）。原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる OECD/NEA の特長を活かし、原子力事故の防止・緩和等に関する議論・活動（福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた OECD/NEA 加盟国の規制取組状況共有、共同安全研究等）などが行われている。

常設委員会のうち原子力規制活動委員会（CNRA）、原子力施設安全委員会（CSNI）、放射線防護・公衆衛生委員会（CRPPH）、放射性廃棄物管理委員会（RWMC）及びその下のワーキンググループ等において、原子力安全に関する様々な検討がなされており、原子力規制委員会も積極的に参画している。



図iv 原子力規制委員会が関係する主な OECD/NEA の委員会等

また、OECD/NEA の下での様々な共同プロジェクトに参画し、先進国の最新の技術情報の収集や技術の高度化への貢献を行っている。

（原子力規制委員会が参画する主な OECD/NEA 共同プロジェクト）

プロジェクト	概要
東京電力福島第一原子力発電所事故情報の収集と評価 （FACE:Fukushima Daiichi Nuclear Power Station Accident Information Collection and Evaluation）	原子炉の安全性向上のために東京電力福島第一原子力発電所事故の情報を分析して、シビアアクシデント解析技術を向上するデータ・知見を共有する。また、廃止措置に向けた燃料デブリの分析技術を確立するための手法を共有する。
スタズビック運転延長のための材料健全性プロジェクト （SMILE:Studsvik Material Integrity Life Extension）	長期運転に伴い影響の及ぼす可能性がある優先度の高い経年劣化事象に着目した各種試験を実施し、経年劣化事象に対する技術的知見を取得する。

(3)原子力規制委員会委員長及び委員による国際機関等主催の各種会合等への参加実績

日程	国際機関等主催の各種会合等の名称	対応委員
令和6年4月8日～11日	OECD/NEA/CNRA リーダーシップ及び安全文化ワーキンググループ (WGLSC) (ハンガリー)	伴委員
令和6年4月15日～18日	IAEA 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec) (オーストリア)	田中委員
令和6年5月20日～21日	IAEA 核セキュリティに関する国際会議 (ICONS2024) (オーストリア)	田中委員
令和6年6月18日	IAEA 原子力施設における地震及び断層変位ハザード評価の進展に関する国際ワークショップ (オーストリア)	石渡委員
令和6年7月30日	国特有の安全文化フォーラム (CSSCF) 日本報告書発表会 (東京)	伴委員
令和6年9月16日	IAEA 総会 (オーストリア)	山中委員長
令和6年10月21日～25日	OECD/NEA/CNRA リーダーシップ及び安全文化ワーキンググループ (WGLSC) (フランス)	伴委員
令和6年11月15日	第1回国際原子炉監視ワークショップ (INROW) (敦賀市)	杉山委員

(4) 国際原子力規制者会議 (INRA) への参加実績

※令和3年度以降

時期	原子力規制委員会等からの主な参加者
令和3年5月10日	更田委員長
令和3年9月21日	更田委員長
令和4年5月3日～4日	更田委員長
令和4年9月27日	山中委員長
令和5年5月4日～5日	山中委員長
令和5年9月26日	山中委員長
令和6年5月3日～4日	山中委員長
令和6年9月16日	山中委員長

(5) 西欧原子力規制者会議 (WENRA) への参加実績

※令和3年度以降

時期	原子力規制委員会等からの主な参加者
令和3年4月13日～14日	金子審議官
令和3年10月14日～15日	金子対策監
令和4年4月5日～6日	金子対策監
令和4年11月9日～10日	金子次長
令和5年4月5日～6日	金子次長
令和5年11月14日～15日	金子次長
令和6年4月24日～25日	金子次長
令和6年11月7日～8日	金子次長

(6) 日中韓原子力安全上級規制者会合 (TRM) の開催・参加実績

※令和3年度以降

時期	原子力規制委員会等からの主な参加者
令和3年11月30日～12月1日	伴委員
令和4年12月9日	伴委員

3. 二国間協力について

(原子力規制委員会と二国間の協力実施等に関する取決め・覚書を取り交わしている機関 (令和7年3月末時点))

国	機関
米国	原子力規制委員会 (NRC) エネルギー省 (DOE)
フランス	原子力安全・放射線防護機関 (ASNR) ※
英国	原子力規制機関 (ONR)
ロシア	環境・技術・原子力監督庁 (Rostechnadzor)
スウェーデン	放射線安全機関 (SSM)
ドイツ	環境・自然保護・建設・原子炉安全省 (BMUB)
スペイン	原子力安全委員会 (CSN)
フィンランド	放射線・原子力安全庁 (STUK)
カナダ	原子力安全委員会 (CNSC)

※二国間の取決めについては、当面の間、統合前の原子力安全規制機関 (ASN) 及び放射線防護原子力安全研究所 (IRSN) との覚書が有効。

4. 原子力規制国際アドバイザーについて

(令和6年度に意見交換を行った原子力規制国際アドバイザー (令和6年11月11日意見交換時点))

氏名	経歴
リチャード・メザーブ氏	米国原子力規制委員会 (NRC) 元委員長 IAEA 国際原子力安全諮問グループ (INSAG) 元議長
ダナ・ドラボヴァ氏	チェコ共和国原子力安全庁 (SUJB) 長官 IAEA 安全基準委員会 (CSS) 元議長
フィリップ・ジャメ氏	フランス原子力安全機関 (ASN) 元委員 元 IAEA 原子力施設安全部長
ルミナ・ヴェルシ氏	カナダ原子力安全委員会 (CNSC) 元委員長 IAEA 安全基準委員会 (CSS) 議長

第3 原子炉等規制法に係る規制の実施関係資料（第2章第1節、第2節関係）

1. 実用発電用原子炉の新規制基準への適合に係る申請・許認可等の状況

(1) 本体施設及び特定重大事故等対処施設

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
北海道 電力 (株)	泊発電所 (1・2号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	—	—	—	—
		設計及び工事 の計画					
		保安規定変更					
	泊発電所 (3号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	19	—	2	—
		設計及び工事 の計画					
		保安規定変更					
◆泊発電所 (3号炉)	設置変更	平成27年 12月18日	—	—	—	—	
東北 電力 (株)	女川原子力 発電所 (2号炉)	設置変更	平成25年 12月27日	—	—	—	令和2年 2月26日
		設計及び工事 の計画					令和3年 12月23日
		保安規定変更					令和5年 2月15日
	◆女川原子 力発電所 ^{*1} (2号炉)	設置変更	令和4年 1月6日	4	—	1	令和5年 10月4日
		設計及び工事 の計画	令和5年 12月14日 令和6年 9月26日				令和7年3 月28日
	東通原子力 発電所 (1号炉)	設置変更	平成26年 6月10日	5	—	—	—
設計及び工事 の計画							
保安規定変更							
東京電 力ホー ルディ ングス (株)	柏崎刈羽 原子力発電 所 (6・7号炉)	設置変更	平成25年 9月27日	3	—	—	平成29年 12月27日
		設計及び工事 の計画					令和2年 10月14日 (7号炉) 令和6年 9月2日 (6号炉)
		保安規定変更					平成25年 9月27日 (7号炉) 令和6年 8月29日 (6号炉)
	◆柏崎刈羽 原子力発電 所 ^{*1}	設置変更	平成26年 12月15日 令和5年	7	—	—	令和4年 8月17日 令和5年

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
	(6・7号炉)		3月14日 ^{※2}				10月25日
		設計及び工事 の計画	令和5年 1月30日 (7号炉) 令和5年 7月6日 (7号炉) 令和6年 1月16日 (7号炉) 令和6年 11月28日 (7号炉) 令和7年 2月27日 (6号炉)				—
中部 電力 (株)	浜岡原子力 発電所 (3号炉)	設置変更	平成27年 6月16日	10	—	1	—
	浜岡原子力 発電所 (4号炉)	設置変更 設計及び工事 の計画 保安規定変更	平成26年 2月14日 平成27年 1月26日 ^{※3}	10	—	1	—
北陸 電力 (株)	志賀原子力 発電所 (2号炉)	設置変更	平成26年 8月12日	6	—	—	—
		設計及び工事 の計画 保安規定変更					
関西 電力 (株)	大飯発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	—	—	—	平成29年 5月24日
		設計及び工事 の計画					平成29年 8月25日
		保安規定変更					平成29年 9月1日
	◆大飯発電 所 ^{※1} (3・4号炉)	設置変更	平成31年 3月8日	—	—	—	令和2年 2月26日
		設計及び工事 の計画	令和2年 3月6日 令和2年 8月26日				令和2年 12月22日 令和3年 8月24日
		保安規定	令和3年 9月17日				令和4年 3月24日
高浜発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	—	—	—	平成27年 2月12日	
	設計及び工事 の計画					平成27年 8月4日 (3号炉) 平成27年 10月9日 (4号炉)	

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
		保安規定変更					平成 27 年 10 月 9 日
	◆高浜発電 所 (3・4号炉)	設置変更	平成 26 年 12 月 25 日				平成 28 年 9 月 21 日
		設計及び工事 の計画	平成 29 年 4 月 26 日	—	—	—	令和元年 8 月 7 日
		保安規定変更	令和 2 年 4 月 17 日				令和 2 年 10 月 7 日
	高浜発電所 (1・2号炉)	設置変更	平成 27 年 3 月 17 日				平成 28 年 4 月 20 日
		設計及び工事 の計画	平成 27 年 7 月 3 日	—	—	—	平成 28 年 6 月 10 日
		保安規定変更	令和元年 7 月 31 日				令和 3 年 2 月 15 日
	◆高浜発電 所※1 (1・2号炉)	設置変更	平成 28 年 12 月 22 日				平成 30 年 3 月 7 日
		設計及び工事 の計画	平成 30 年 3 月 8 日 平成 30 年 11 月 16 日 平成 31 年 3 月 15 日 令和元年 5 月 31 日	—	—	—	平成 31 年 4 月 25 日 令和元年 9 月 13 日 令和元年 10 月 24 日 令和 2 年 2 月 20 日
		保安規定変更	令和 4 年 5 月 23 日	—	—	—	令和 5 年 1 月 13 日
	美浜発電所 (3号炉)	設置変更	平成 27 年 3 月 17 日				平成 28 年 10 月 5 日
		設計及び工事 の計画	平成 27 年 11 月 26 日	—	—	—	平成 28 年 10 月 26 日
		保安規定変更	平成 27 年 3 月 17 日				令和 2 年 2 月 27 日
	◆美浜発電 所 (3号炉)	設置変更	平成 30 年 4 月 20 日				令和 2 年 7 月 8 日
		設計及び工事 の計画	令和 2 年 7 月 10 日	—	—	—	令和 3 年 4 月 6 日
		保安規定	令和 3 年 9 月 17 日				令和 4 年 3 月 25 日
中国 電力 (株)	島根原子力 発電所 (2号炉)	設置変更					令和 3 年 9 月 15 日
		設計及び工事 の計画	平成 25 年 12 月 25 日	1	—	—	令和 5 年 8 月 30 日
		保安規定変更					令和 6 年 5 月 30 日
	◆島根原子 力発電所 (2号炉)※1	設置変更	平成 28 年 7 月 4 日				令和 6 年 10 月 23 日
設計及び工事 の計画		令和 7 年 1 月 31 日	1	—	—	—	
	島根原子力 発電所 (3号炉)	設置変更	平成 30 年 8 月 10 日	5	—	—	—
四国 電力 (株)	伊方発電所 (3号炉)	設置変更					平成 27 年 7 月 15 日
		設計及び工事 の計画	平成 25 年 7 月 8 日	—	—	—	平成 28 年 3 月 23 日

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
	◆伊方発電 所*1 (3号炉)	保安規定変更					平成28年 4月19日
		設置変更	平成28年 1月14日	-	-	-	平成29年 10月4日
		設計及び工事 の計画	平成29年 12月7日				平成31年 3月25日
			平成30年 3月16日				令和元年 12月24日
平成30年 5月11日	令和2年 3月27日						
保安規定変更	平成30年 8月13日	令和元年 10月10日	令和2年 3月27日	令和3年 4月28日			
九州 電力 (株)	玄海原子力 発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成25年 7月12日	-	-	-	平成29年 1月18日
		設計及び工事 の計画					平成29年 8月25日 (3号炉)
		保安規定変更					平成29年 9月14日 (4号炉)
	◆玄海原子 力発電所*1 (3・4号炉)	設置変更	平成29年 12月20日	-	-	-	平成31年 4月3日
		設計及び工事 の計画 (3号炉)	令和元年 5月16日				令和元年 11月28日
			令和元年 9月19日				令和2年 3月4日
			令和2年 1月17日				令和2年 8月26日
	設計及び工事 の計画 (4号炉)	令和元年 6月18日	令和元年 11月28日				
		令和元年 9月19日	令和2年 3月4日				
	保安規定	令和2年 1月17日	令和2年 8月26日	令和4年 3月24日			
	川内原子力 発電所 (1・2号炉)	設置変更	平成25年 7月8日	-	-	-	平成26年 9月10日
		設計及び工事 の計画					平成27年 3月18日 (1号炉)
保安規定変更		平成27年 5月22日 (2号炉)					
◆川内原子	設置変更	平成27年 12月17日	-	-	-	平成29年 4月5日	

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	書面 審査 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
	力発電所 ^{※1} (1・2号炉)	設計及び工事 の計画 (1号炉)	平成29年 5月24日 平成29年 8月8日 平成30年 3月9日				平成30年 5月15日 平成30年 7月26日 平成31年 2月18日
		設計及び工事 の計画 (2号炉)	平成29年 7月10日 平成29年 8月8日 平成30年 3月9日				平成30年 8月10日 平成30年 8月31日 平成31年 4月12日
		保安規定変更	令和元年 8月2日				令和2年 3月25日
日本 原子力 発電 (株)	東海第二 発電所	設置変更	平成26年 5月20日	—	—	—	平成30年 9月26日
		設計及び工事 の計画					平成30年 10月18日
		保安規定変更					—
	◆東海第二 発電所 ^{※1}	設置変更	令和元年 9月24日	5	—	1	令和3年 12月22日
		設計及び工事 の計画	令和4年 2月28日 令和4年 4月28日 令和4年 10月19日 令和5年 5月31日 令和6年 8月2日				令和4年 11月16日 令和5年 5月31日 令和5年 10月2日 令和6年 12月5日
			保安規定変更 ^{※4}				平成26年 5月20日
敦賀発電所 (2号炉)	設置変更 ^{※5}	—	3	—	1	—	
	保安規定変更	平成27年 11月5日				—	
電源 開発 (株)	大間原子力 発電所 ^{※6}	設置変更 設計及び工事 の計画	平成26年 12月16日	9	—	—	—

- ・1度の審査会合で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・審査会合の回数は、原子力規制委員会委員が原則として出席するものを記載。
- ・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。
- ・審査会合及び現地調査の回数は、令和6年度に実施した回数を記載している。

◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

※1：設計及び工事の計画の申請が分割申請となっているもの。

※2：令和5年3月14日に、特定重大事故等対処施設の一部の構造を変更する設置変更許可申請がなされた。

※3：平成26年2月14日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成27年1月26日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※4：平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請（本体施設）について、

令和5年6月23日に、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。

※5：平成27年11月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書に対しては、令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

※6：本申請には、特定重大事故等対処施設に関する内容が含まれている。

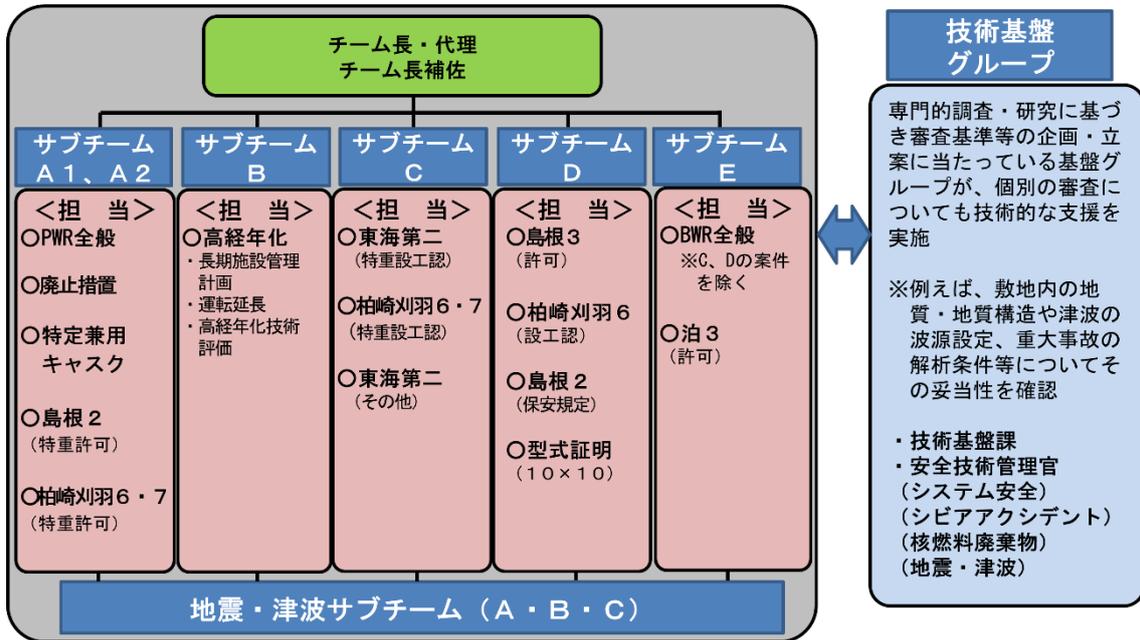
(2) その他

① 原子力発電所のサイトにおける使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る設置変更許可申請

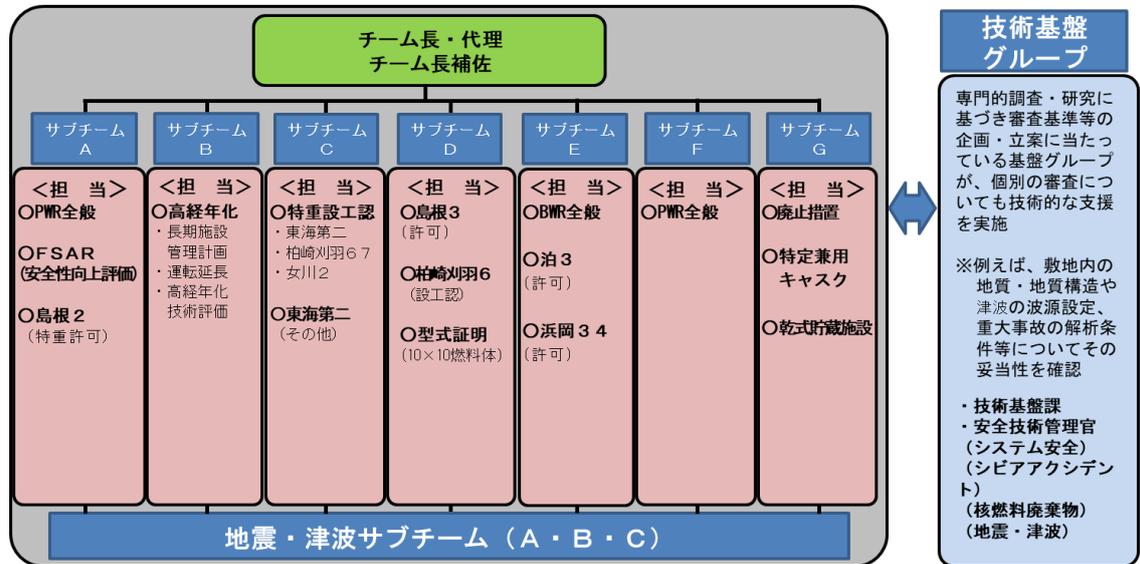
申請者	対象発電炉	申請日	許可日
中部電力（株）	浜岡原子力発電所（4号炉）	平成27年 1月26日	—
東北電力（株）	女川原子力発電所（2号炉）	令和6年 2月28日	—
関西電力（株）	高浜発電所（1・2・3・4号炉）	令和6年 3月15日	—
	大飯発電所（3・4号炉）	令和6年 7月12日	—
	美浜発電所（3号炉）	令和6年 7月12日	—

2. 原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る体制について

・令和6年8月31日以前の体制



・令和6年9月1日以降の体制



3. 主な原子力施設の検査状況

(1) 令和5年度第4四半期の検査指摘事項

(原子力施設安全及び放射線安全関係)

	件名	概要	重要度 深刻度
第4四半期	1 柏崎刈羽原子力発電所7号機 工事を行う場合のアクセスルートに対する不十分な影響評価によるアクセスルートの確保失敗	令和5年12月27日、停止中の柏崎刈羽原子力発電所7号機において、重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）に係る保安規定の適用を開始する前までに行う重大事故等発生時に係る訓練のシナリオの確認のため、原子力検査官が可搬型SA設備の配置場所から接続場所に至るアクセスルートの現場ウォークダウンを実施したところ、アクセスルート上で工事が行われていることを確認した。事業者を確認した結果、当該工事がアクセスルートへ及ぼす影響評価を実施していなかった。その後、事業者が影響評価を実施したところ、工事に伴う仮設構造物の一つが、当該構造物周辺のアクセスルートに影響を及ぼす可能性が否定できず、アクセスルートの一部が確保できていないことを確認した。	緑 深刻度評価なし
	2 東海第二発電所 安全系設備に対する工事資機材の離隔距離に係る技術評価の未実施	令和6年1月25日、停止中の東海第二発電所において、安全系設備である中央制御室非常用換気空調設備及び原子炉建屋給気隔離弁の近傍に工事用仮設足場及び仮置き資材が社内規程で定める機能維持のために必要な離隔距離を満足しない状態で設置されていることを原子力検査官が現場巡視にて確認した。また、事業者が工事資機材を離隔距離を満足しない状態で設置し、かつ、地震時の安全系設備の機能維持に対する技術的影響評価を実施せず、同日に照射済燃料に係る作業を実施していたことも判明した。	緑 SL IV
	3 敦賀発電所2号機 不適切な作業による原子炉補機冷却海水系の停止	令和6年2月26日、停止中の敦賀発電所2号機において、原子炉補機冷却海水管点検の準備を行っていたところ、点検対象のBトレン側ではなく、誤って使用中のAトレン側の海水配管マンホールボルトを緩めたことから、当該マンホールのフランジ部より海水が漏えいした。事業者は、フランジ部の点検を行うため、原子炉補機冷却海水系Aトレン側を停止した。Bトレン側は既に停止中であったため、原子炉補機冷却海水系が停止した。これにより、ディーゼル発電機が全台待機除外となることから、事業者は保安規定の運転上の制限を満足していない状態にあると判断した。また、原子炉補機冷却海水系を冷却に使用している	緑 SL IV

	件名	概要	重要度 深刻度
		原子炉補機冷却系、空調用冷凍機、制御用空気系、使用済燃料ピット冷却系及び換気空調冷却系を停止させた。	
4	美浜発電所3号機 中央制御室非常用循環ファン起動試験の不適切な実施	令和5年11月22日、美浜発電所3号機の中央制御室非常用循環ファン起動試験において「A制御建屋外気取入第1ダンパ」の動作状況を中央制御室監視・操作用ディスプレイ（以下「VDU」という。）にて確認したところ「調整開」状態から「閉」とならなかった。そのため、運転員が現場確認を行ったところ、当該ダンパの開度計は「閉」になっていたため、ダンパの動作に関連する設備（ポジションスイッチBOX及びその駆動部）の触診を行い、VDU表示が「閉」となったため、事業者は結果「良」と判定し試験を終了した。しかしながら、VDU表示で「閉」とならなかった時点で試験を中断せず継続したことは試験の手順として不適切であった。	緑 SL IV
5	高浜発電所3、4号機 不十分な是正処置による非常用ディーゼル発電機室等における火災感知器の不適切な設置	事業者は、令和3年度第1四半期の検査指摘事項「高浜発電所3号機ほう酸ポンプ室前の通路に設けられた煙感知器の不適切な箇所への設置」及び「高浜発電所4号機 充てん/高圧注入ポンプ配管室における煙感知器の不適切な箇所への設置」に対し、改善活動を行っていたが、令和5年5月の高浜発電所1号機の使用前検査における気付き事項「火災感知器の不適切な設置」を受け、改めて高浜発電所3、4号機に設置されている火災感知器について調査したところ「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書（工事計画認可申請資料7 高浜発電所3、4号機）」の要件を満足していない火災感知器が合計159個あることが新たに確認された。	緑 SL IV
6	高浜発電所4号機 不適切な工程管理による使用済燃料ピットの水位変動について	令和6年1月11日、定期検査中の高浜発電所4号機において、燃料移送装置GOスイッチ（リミットスイッチ）取替え作業に伴い、燃料取替チャンネル（以下「チャンネル」という。）水抜きを行う必要があり、その準備作業としてA使用済燃料ピット（以下「ピット」という。）とチャンネル間にストップログ（閉止板）の挿入操作を実施していた。本来は、AピットはAトレン（AピットポンプとAクーラ）、BピットはBトレン（BピットポンプとBクーラ）により冷却を行うところ、Bトレンは原子炉補機冷却系が点検中のため使用	緑 SL IV

	件名	概要	重要度 深刻度
		<p>できなかったことから、A トレンにより、B ピットから取水し A ピットに注水する系統で両ピットを冷却していた。この状態はストップログを挿入すべき系統構成とはなっていなかった。しかしながら、事業者から作業責任者（協力会社）への確認が不十分であったため、当日の作業内容について、事業者はストップログ挿入準備、作業責任者はストップログ挿入と両者の認識に乖離が生じ、ストップログが挿入された。このため、ストップログを挿入することにより、A ピットと B ピットが分離され、A ピットから B ピットへの流れ込みがなくなったことから、A ピットの水位上昇及び B ピットの水位低下が生じ、A ピット水位注意（高）及び B ピット水位注意（低）の警報が発信した。</p>	
7	高浜発電所 1 号機 不適切な保全による B-給水ブースタポンプ入口配管ベント管からの蒸気漏れ	<p>令和 6 年 1 月 21 日、運転中の高浜発電所 1 号機において、運転員が巡回点検中にタービン建屋 1 階面にある B-給水ブースタポンプ（以下「ポンプ」という。）入口配管の一部から僅かな蒸気漏れを確認した。このため、待機中の C ポンプを起動し、B ポンプを停止した。その後、運転中の A ポンプのグラウンド部からのドレン量が通常より多いことを確認したため、当該ポンプを停止した上で点検することとした。これらにより、運転中のポンプが 1 台となることから、当直課長が電気出力を 40% まで低下させた。今回の蒸気漏れは、第 21 回定検開始前（平成 14 年）に実施した当該ベント管の振動測定後の上部架台梁の復旧作業時及びその後の日常点検において、ベント管頂部と架台梁との接触状況を十分確認できていなかったことが原因であると推定された。</p>	緑 SL IV
8	伊方発電所 3 号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備及び原子力規制検査に対する不適切な対応	<p>令和 5 年 10 月 23 日から 26 日まで及び 11 月 27 日から 12 月 1 日まで、伊方発電所 3 号機において、原子力検査官が現場ウォークダウンを行ったところ、火災防護対象ケーブルを収容する電線管に系統分離対策が施工されていない箇所があること及び事業者の評価結果において、原子炉を手動で停止する成功パスが確保できていないことを確認した。また、令和 5 年 1 月に実施した原子力規制検査において、四国電力が、事実と異なる誤った適合性説明記録を作成し原子力検査官に提示したこと及び他発電所の火災防護対策に係</p>	緑 SL IV

	件名	概要	重要度 深刻度
		る同様な検査指摘事項が示された後においても詳細な調査等をせず原子力検査官に正確な情報を提供しなかったことを確認した。	
9	川内原子力発電所2号機 非常用エアロック漏えい率試験復旧手順誤りによる格納容器閉じ込め機能の一時的な喪失のおそれ	令和5年12月14日、運転中の川内原子力発電所2号機において、原子力検査官が非常用エアロック（以下「エアロック」という。）の漏えい率試験に立ち会っていたところ、試験後の復旧に当たり、協力会社の作業員がエアロックの外扉（燃料取扱建屋側）開放中に内扉（原子炉格納容器側）を開放しようとしたため、復旧作業の体制にない事業者の研修生が両側の扉が同時に開放される問題に気付き、事業者の作業立会者を通して作業が中断されたことを確認した。作業要領書においては、格納容器閉じ込め機能維持のため、外扉の復旧、閉鎖後に内扉の開放を行うことを定めており、今回はこの手順を遵守せず、内扉を開放するハンドル操作を行う直前まで至ったものである。	緑 SL IV
10	川内原子力発電所1号機 火災区画間機器搬入口開放時における補償措置不履行による防火壁の一部喪失	令和5年8月31日、運転中の川内原子力発電所1号機において、原子力検査官が現場ウォークダウンを実施したところ、原子炉補機冷却水ポンプ原子炉補機冷却水冷却器室の床面にある機器搬入口の開口部蓋（約3.4m ² ）が取り外され、階下の補助給水ポンプ電動弁盤室との火災区画の3時間耐火壁による分離ができておらず、また、開口部蓋付近に常時監視する監視員（以下「火災監視員」という。）が不在であったことを確認した。さらに翌9月1日も、前日と同様に開口部蓋が取り外された状態で、火災監視員が不在であったことを確認した。	緑 SL IV
11	美浜発電所3号機 重大事故等対処設備の走行用燃料等の不十分な検討による事故収束対応を7日間維持するために必要な資機材の未整備	令和5年10月12日から13日まで美浜発電所3号機で実施された重大事故等対応に係る「現場訓練による有効性評価の成立性確認」において、事業者がSA設備の資機材である可搬式オイルポンプの駆動用燃料について、事故収束対応を7日間維持するための必要量及び備蓄方法を十分に検討しなかったことにより、計画的に備蓄をしていないこと並びに設置変更許可申請書添付書類十に記載の給油手順及び軽油缶を整備していないことを原子力検査官が確認した。また、SA設備	緑 SL IV

	件名	概要	重要度 深刻度
		の走行用燃料についても、計画的に備蓄をしていないことを確認した。	
12	高浜発電所 1、2、3、4号機 重大事故等対処設備の走行用燃料等の不十分な検討による事故収束対応を7日間維持するために必要な資機材の未整備	令和6年1月10日から11日まで高浜発電所で実施された重大事故等対応に係る「現場訓練による有効性評価の成立性確認」において、令和5年度第3四半期の検査継続案件「美浜発電所3号機可搬式オイルポンプを7日間動作させるために必要な燃料の補給手順等の未整備」の高浜発電所の状況を確認したところ、事業者がSA設備の資機材である走行用燃料について、事故収束対応を7日間維持するための必要量及び備蓄方法を十分に検討しなかったことにより、計画的に備蓄をしていないこと及び給油に必要な石油ポンプ等が整備されていないことを原子力検査官が確認した。	緑 SL IV
13	川内原子力発電所 1、2号機 重大事故等対処設備の走行用燃料等の不十分な検討による事故収束対応を7日間維持するために必要な資機材の未整備	令和6年1月16日、事業者による未然防止処置において、令和5年度第3四半期の検査継続案件「美浜発電所3号機可搬式オイルポンプを7日間動作させるために必要な燃料の補給手順等の未整備」の川内原子力発電所の状況を確認したところ、SA設備の資機材である走行用燃料について、事故収束対応を7日間維持するための必要量及び備蓄方法を十分に検討しなかったことにより、計画的に備蓄をしていないことを確認した。事業者が確認した内容について、重大事故等発生時に係る訓練のチーム検査において、原子力検査官が確認した。	緑 SL IV

(核物質防護関係)

	件名	概要	重要度 深刻度
第4四半期		なし	

(2) 令和5年度の実績

(日常検査 (発電炉))

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜
			1,2号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:運転
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	14	15	17	17	20	8
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	3	3	3	3
3	BM0060	保全の有効性評価	5	6	5	4	5	5
4	BM0100	設計管理	8	6	6	6	7	5
5	BM0110	作業管理	10	11	8	12	8	4
6	BO0010	サーベイランス試験	20	22	22	25	41	22
7	BO1020	設備の系統構成	18	22	19	22	23	20
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	1	1	3	1	1
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	21	25	23	25	25	19
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	3	4	2	4	2	3
11	BO1070	運転員能力	5	5	10	5	12	5
12	BE0010	自然災害防護	4	5	5	4	5	4
13	BE0020	火災防護	13	13	13	13	14	12
14	BE0030	内部溢水防護	4	4	3	3	4	3
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	2	1	1	1	1	1
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	6	2	2	3	7	1
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	12	11	8	11	15	11
18	BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価	1	0	0	0	0	0
19	BE0090	地震防護	4	4	4	4	4	4
20	BE0100	津波防護	4	5	4	4	4	4
21	BR0010	放射線被ばく管理	6	6	6	11	6	6
22	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理	0	0	0	0	0	0
23	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	4	6	3	3
24	BR0090	放射線モニタリング設備	1	0	0	0	0	0
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	0	7	2
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	2	1	2	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	2	7	1	3
合計			170	178	173	195	221	151

単位：サンプル数

【凡例】

- (1) 「運転」：新規制基準対応済で供用中。
- (2) 「長停」：新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3) 「廃止 A」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4) 「廃止 B」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料無し。
- (5) 「廃審」：廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6) 「廃予」：廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7) 「建設 A」：建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8) 「建設 B」：建設段階にあって新燃料搬入済。扱いは長期停止中と同じ。

No	ガイド番号	検査ガイド名	泊	東通	女川	柏崎刈羽	福島第二	東海
			1～3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1～7号:長停	1～4号:廃止A	1号:廃止B 2号:長停
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	0	0	4	10	4	2
2	BM1040	ヒートシンク性能	1	1	1	2	1	1
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	2	1	1
4	BM1000	設計管理	3	2	2	2	0	2
5	BM0110	作業管理	7	5	8	24	4	5
6	BO0010	サーベイランス試験	5	4	7	6	6	3
7	BO1020	設備の系統構成	4	3	5	8	5	4
8	BO1030	原子炉起動・停止	0	0	0	0	0	0
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	4	3	6	8	5	4
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	1	1	1	5	1	1
11	BO1070	運転員能力	2	1	2	1	1	2
12	BE0010	自然災害防護	2	2	2	4	2	2
13	BE0020	火災防護	8	7	8	11	7	7
14	BE0030	内部溢水防護	1	1	0	4	2	1
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	2	1	1	1	1	1
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	3	1	2	1	1	2
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	0	0	0	0	0	0
18	BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価	0	0	0	0	0	0
19	BE0090	地震防護	1	1	1	2	1	1
20	BE0100	津波防護	1	1	1	2	1	1
21	BR0010	放射線被ばく管理	3	3	4	6	3	4
22	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理	1	0	0	0	0	0
23	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	3	3	3	3
24	BR0090	放射線モニタリング設備	0	0	0	0	0	0
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	2
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	0	2	1	0	0
合計			56	45	65	107	53	52

【凡例】

- (1) 「運転」：新規制基準対応済で供用中。
- (2) 「長停」：新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3) 「廃止 A」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4) 「廃止 B」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料無し。
- (5) 「廃審」：廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6) 「廃予」：廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7) 「建設 A」：建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8) 「建設 B」：建設段階にあって新燃料搬入済。扱いは長期停止中と同じ。

単位：サンプル数

No	ガイド番号	検査ガイド名	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2号:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	2	0	1	2		
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	1	0	1		
3	BM0060	保全の有効性評価	8	1	0	1		
4	BM0100	設計管理	5	2	1	2		
5	BM0110	作業管理	12	12	11	5		
6	BO0010	サーベイランス試験	5	10	4	4		
7	BO1020	設備の系統構成	8	3	4	4		
8	BO1030	原子炉起動・停止	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	9	7	6	5		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	4	2	0	1		
11	BO1070	運転員能力	1	1	2	1		
12	BE0010	自然災害防護	2	2	1	2		
13	BE0020	火災防護	7	7	7	8		
14	BE0030	内部溢水防護	3	1	0	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	2	1	1	1		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	3	2	1	3		
17	BE0060	重大事故等対応要員の 能力維持	0	0	0	0		
18	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価	0	0	0	0		
19	BE0090	地震防護	2	2	1	2		
20	BE0100	津波防護	2	1	1	1		
21	BR0010	放射線被ばく管理	5	4	3	3		
22	BR0050	放射性気体・液体廃棄物 の管理	0	0	0	0		
23	BR0070	放射性固体廃棄物等の 管理	4	4	1	4		
24	BR0090	放射線モニタリング設備	0	0	0	0		
25	BQ0010	品質マネジメントシステム の運用(日常)	1	1	1	1		
26		品質マネジメントシステム の運用(半期)	2	2	5	2		
27	BQ0040	安全実績指標の検証	2	1	1	1		
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	1	1	0		
合計			91	68	53	55		

【凡例】

- (1) 「運転」：新規制基準対応済で供用中。
- (2) 「長停」：新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3) 「廃止 A」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4) 「廃止 B」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料無し。
- (5) 「廃審」：廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6) 「廃予」：廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7) 「建設 A」：建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8) 「建設 B」：建設段階にあって新燃料搬入済。扱いは長期停止中と同じ。

単位：サンプル数

(日常検査 (核燃料施設等))

No	ガイド番号	検査ガイド名	日本原燃					六ヶ所保障措置センター	【廃止】 JAEA原子力第1船原子炉 (工場等に核燃料物質なし)	リサイクル燃料備蓄センター
			六ヶ所再処理施設	MOX加工施設	加工施設	廃棄物管理施設	廃棄物埋設施設			
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	5	/	4	3	/	/	1	/
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	5	/	5	1	3	1	-	/
4	BM0100	設計管理	6	/	2	1	1	1	/	/
5	BM0110	作業管理	5	/	3	1	15	1	1	/
6	BO0010	サーベイランス試験	14	/	4	1	/	1	-	/
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	2	/	/	/	/	/	/	/
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	11	/	18	4	8	2	/	/
13	BO2020	臨界安全管理	10	/	2	/	/	1	/	/
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	/
15	BE0010	自然災害防護	4	/	4	1	4	1	1	/
16	BE0020	火災防護	14	/	6	1	2	1	1	/
17	BE0030	内部溢水防護	2	/	2	1	1	1	-	/
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	/	3	1	1	1	/	/
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	/	4	1	1	1	/	/
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	6	/	8	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	4	/	2	1	1	1	-	/
22	BE1000	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	6	/	5	2	3	2	1	/
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	/	5	1	1	1	1	/
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(半期)	5	1	3	1	1	1	1	1
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	-	1	1	1	1	1	-
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			106	2	82	23	44	19	9	2

(注1)表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3)設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

No	ガイド番号	検査ガイド名	三菱原子燃料	原子燃料工業東海事業所	JAEA原科研					【廃止】 高速炉臨界実験装置 (FCA) (炉心に核燃料物質なし)
					原子力科学研究所	廃棄物埋設施設	(放射性廃棄物処理場を含む) JRR13	定常臨界実験装置 (STACY)	原子炉安全性研究炉 (NSRR)	
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	4	4	/	/	6	4	4	1
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	2	3	1	-	2	1	1	1
4	BM0100	設計管理	5	-	1	-	1	1	-	-
5	BM0110	作業管理	2	4	1	2	6	3	2	-
6	BO0010	サーベイランス試験	6	4	1	/	4	1	1	-
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	1	-	1	/	2	1	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	8	4	2	-	8	-	2	/
13	BO2020	臨界安全管理	4	3	1	/	/	/	/	/
14	BO2030	実験	/	/	/	/	2	-	2	/
15	BE0010	自然災害防護	2	1	1	-	1	2	2	-
16	BE0020	火災防護	3	2	1	-	4	1	1	-
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	-	1	1	1	/
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	-	1	1	1	/
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	-	1	1	-	/
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	2	2	/	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	2	2	1	-	2	1	1	-
22	BE0100	津波防護	/	/	-	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	10	4	2	/	5	2	2	1
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	5	2	1	-	2	1	1	1
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	1	-	2	1	1	-
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	-	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			63	42	20	3	52	24	25	7

(注1)表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3)設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

No	ガイド番号	検査ガイド名	JAEA原科研				JAEA大洗研			
			【廃止】 (工場等に核燃料物質なし) 過渡臨界実験装置 (TRACY)	【廃止】 (工場等に核燃料物質なし) JRR12	【廃止】 (炉心に核燃料物質なし) 軽水臨界実験装置 (TCA)	【廃止】 (工場等に核燃料物質なし) JRR14	高温工学試験研究炉 (HTTR)	高速実験炉(常陽)	【廃止】 (炉心に核燃料物質なし) 重水臨界実験装置 (DCA)	【廃止】 (炉心に核燃料物質なし) 材料試験炉(JMTR)
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	1	1	1	1	4	4	1	1
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	1	1	1	1
4	BM0100	設計管理	-	-	-	-	1	1	-	-
5	BM0110	作業管理	-	-	-	-	1	1	-	-
6	BO0010	サーベイランス試験	-	-	-	-	4	4	1	1
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	/	/	1	/	1	1	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	/	/	/	/	5	5	/	/
13	BO2020	臨界安全管理	/	/	/	/	/	/	/	/
14	BO2030	実験	/	/	/	/	-	-	/	/
15	BE0010	自然災害防護	-	-	-	-	1	1	/	/
16	BE0020	火災防護	-	-	-	-	3	3	1	1
17	BE0030	内部溢水防護	/	/	/	/	1	1	/	/
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	/	/	/	/	1	1	/	/
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	/	/	/	/	1	1	/	/
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	-	-	-	-	1	1	/	/
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	1	1	1	1	5	5	1	2
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	1	2	2	1	2
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(半期)	-	-	-	-	1	1	-	-
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			6	6	7	6	35	35	9	11

単位：サンプル数

(注1)表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

(注2)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3)設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

No	ガイド番号	検査ガイド名	JAEA大洗研			JAEA核サ研		【廃止】	MHI原子力研究開発	日本核燃料開発(NFD)
			JAEA大洗研究所(北)	JAEA大洗研究所(南)	特定廃棄物管理施設	【廃止】 東海再処理施設	核燃料サイクル工学研究所	(東京大学原子炉「弥生」 炉心に核燃料物質なし)		
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	/	/	3	12	/	1	/	/
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	2	2	2	8	1	2	1	2
4	BM0100	設計管理	1	1	1	5	1	-	1	1
5	BM0110	作業管理	1	1	1	6	4	-	1	1
6	BO0010	サーベイランス試験	2	4	1	8	1	1	1	2
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	1	1	/	1	1	-	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	2	3	3	5	2	/	2	2
13	BO2020	臨界安全管理	1	1	1	5	1	/	1	1
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	/
15	BE0010	自然災害防護	1	2	1	4	1	/	1	2
16	BE0020	火災防護	1	1	1	8	2	1	1	1
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	2	1	/	1	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	/	1	1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	2	1	/	1	1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	3	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	1	1	1	3	1	/	1	1
22	BE0100	津波防護	/	/	/	5	-	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	2	4	3	6	3	3	2	4
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	3	1	1	2	1
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	1	2	1	1	1	1
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	1	-	-	1
合計			22	28	25	91	26	12	21	26

(注1)表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3)設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

No	ガイド番号	検査ガイド名	東海保障措置センター	東芝原子力技術研究所	【廃止】 東芝臨界実験装置（NCA）	【廃止】 （工場等に核燃料物質なし） 東芝（TR1）	【廃止】 （工場等に核燃料物質なし） 東京都市大原子力研究所	【廃止】 （工場等に核燃料物質なし） 日立王禅寺センタ（HTR）	【廃止】 （工場等に核燃料物質なし） 立教大学原子力研究所	グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	/	/	3	1	1	1	2	6
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	1	1	-	2
4	BM0100	設計管理	1	-	1	-	/	/	-	-
5	BM0110	作業管理	1	1	1	-	-	1	/	4
6	BO0010	サーベイランス試験	1	1	-	/	/	/	/	4
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	/	1	1	/	/	/	/	-
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	2	1	/	/	/	/	/	4
13	BO2020	臨界安全管理	1	1	/	/	/	/	/	2
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	/
15	BE0010	自然災害防護	1	-	-	-	/	/	/	2
16	BE0020	火災防護	1	1	1	1	/	/	1	4
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	-	/	/	/	/	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	/	/	/	/	1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	/	/	/	/	1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	2
21	BE0090	地震防護	1	-	-	-	/	/	/	1
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	2	1	1	1	1	1	-	4
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	1	1	1	1	2
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	1	1	1	1	/	2
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			19	15	15	8	7	8	6	44

(注1)表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3)設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

No	ガイド番号	検査ガイド名	【廃止】 新型転換炉原型炉 (ふげん) (炉心に核燃料物質なし)	【廃止】 高速増殖炉原型炉(もんじゅ) (炉心に核燃料物質なし)	原子燃料工業熊取事業所	京都大学		近畿大学原子力研究所 (UTR)	JAEA 人形峠環境技術センター	【廃止】 JAEA人形峠環境技術センター (工場等に核燃料物質あり)
						臨界実験装置(KUCA)	複合原子力科学研究所(KUR)			
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	4	5	4	4	4	4		1
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	1	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	2	2	3	2	3	1	1	
4	BM0100	設計管理	1	1	-	-	1	-	-	-
5	BM0110	作業管理	4	4	4	1	4	1	2	
6	BO0010	サーベイランス試験	-	-	4	1	4	1	2	
7	BO1020	設備の系統構成	3	1	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	1	1	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	0	1	-	-	1	1	2	0
11	BO1070	運転員能力	/	1	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	/	/	6	-	6	2	3	
13	BO2020	臨界安全管理	/	/	2	/	/	/	1	
14	BO2030	実験	/	/	/	-	2	2	/	/
15	BE0010	自然災害防護	2	1	1	1	2	1	2	
16	BE0020	火災防護	5	5	2	2	3	1	1	
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	0	2	-	1	
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	0	1	1	1	1	2	
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	3	1	1	1	1	1	2	
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	3	1	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	1	1	2	1	1	1	1	
22	BE0100	津波防護	/	-	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	6	4	4	2	4	2	2	
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	2	8	7	3	4	1	1	
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	2	1	1	1	1	
26	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(半期)	3	2	2	2	2	1	1	
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	2	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	1	-	-	-	-	-	1	2
合計			42	46	48	23	47	23	27	27

(注1)表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3)設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

(チーム検査)

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和5年度							
			第1四半期実績	件数	第2四半期実績	件数	第3四半期実績	件数	第4四半期実績	件数
1	BM0010	使用前事業者検査に対する監督	(女川) (東海第二) (柏崎刈羽) 高浜 島根 伊方 (玄海) 川内 (原燃濃縮) (NF1-熊取) 京都大学KUR (JAEA STACY) (リサイクル燃料貯蔵) (原燃再処理) (JAEA廃棄物管理施設) JAEA原子力研究施設 JAEA大洗研究施設 MHI原子力研究開発	8	(女川) (東海第二) 柏崎刈羽 (美浜) (大飯) 高浜 (玄海) 原燃濃縮 (NF1-熊取) (原燃MOX加工) (JAEA HTR) (リサイクル燃料貯蔵) (原燃再処理) (JAEA廃棄物管理施設) JAEA原子力研究施設 JAEA核サ研使用施設 MHI原子力研究開発	6	(女川) (東海第二) (柏崎刈羽) 美浜 大飯 高浜 伊方 (島根) 玄海 (原燃濃縮) NF1-熊取 (原燃MOX加工) JAEA HTR JAEA STACY (リサイクル燃料貯蔵)	10	女川 (東海第二) (柏崎刈羽) 美浜 大飯 高浜 伊方 (島根) 玄海 (原燃濃縮) (原燃MOX加工) (原燃再処理) (JAEA STACY) JAEA廃棄物管理施設 (リサイクル燃料貯蔵) JAEA原子力研究施設 (JAEA廃棄物管理施設) JAEA核サ研使用施設 (JAEA核サ研使用施設) 日本核燃料開発	10
2	BM1050	供用期間中検査に対する監督	(女川) (柏崎刈羽) 伊方 川内	2	(大飯) 高浜 (島根) 川内	2	(柏崎刈羽) (美浜) 大飯 高浜 玄海	3	(女川) 柏崎刈羽 美浜 (大飯) 高浜	3
3	BM0100	設計管理	—	0	川内 原燃再処理	2	伊方	1	(玄海)	0
4	B01050	取替炉心の安全性	高浜1号機 伊方3号機 川内2号機	3	高浜2号機	1	大飯4号機 高浜3号機 美浜3号機 玄海3号機	4	高浜4号機 大飯3号機 柏崎刈羽7号機	3
5	B01070	運転員能力※1	—	0	—	0	廃止措置プラントを除く全発電所	15	—	0
6	BE0021	火災防護(3年)	大飯	1	川内	1	川内 伊方	2	伊方 (玄海) 川内	2
7	BE0070	重大事故等対応委員の訓練評価	高浜 (玄海)	1	美浜 高浜 玄海	3	(美浜) 大飯 高浜 伊方 川内	4	(柏崎刈羽) 美浜 高浜 川内	3
8	BE0080	重大事故等対応訓練のシナリオ評価	高浜 玄海 (美浜)	2	美浜 高浜 玄海 (伊方) (川内)	3	(女川) (柏崎刈羽) 美浜 大飯 高浜 伊方 川内	5	(女川) 柏崎刈羽 (大飯) 高浜 川内	3
9	BR0020	放射線被ばく評価及び個人モニタリング	原燃再処理 敦賀 伊方 女川	4	東北東通 大飯 泊	3	浜岡 美浜 志賀	3	柏崎刈羽 高浜	2
10	BR0030	放射線被ばくALARA活動	原燃再処理 敦賀 伊方 女川	4	東北東通 大飯 泊	3	浜岡 美浜 志賀	3	柏崎刈羽 高浜	2
11	BR0040	空気中放射性物質の管理と低減	原燃再処理 敦賀 伊方 女川	4	東北東通 大飯 (泊)	2	浜岡 美浜 志賀 泊	4	柏崎刈羽 高浜	2
12	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理	原燃再処理 敦賀	2	東北東通 泊	2	浜岡 美浜 玄海	3	柏崎刈羽 川内 島根	3
13	BR0080	放射線環境監視プログラム	原燃再処理 敦賀	2	東北東通 泊	2	浜岡 玄海 志賀	3	柏崎刈羽 川内 島根	3
14	BR0090	放射線モニタリング設備	原燃再処理 敦賀	2	東北東通 泊	2	浜岡 玄海 志賀	3	柏崎刈羽 川内 島根	3
15	B00010	品質マネジメントシステムの運用※2	大飯 (伊方)	1	川内 伊方 (高浜) 女川 (島根) (柏崎刈羽)※3	3	島根 (美浜) (高浜) 柏崎刈羽※3 (JAEA再処理)	2	美浜 高浜 玄海 JAEA再処理	4
16	核物質防護※4		泊 東北東通① 東北東通② 原燃濃縮・埋設 大間 RFS NMC②穴ヶ所 福島第二① 福島第二② JAEA大洗① JAEA大洗② JAEA核サ研 JAEA原子力研① JAEA原子力研② MHI GNF-J 東芝 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 大飯① 大飯② 美浜 高浜 ふげん もんじゅ 近畿大学① 近畿大学② 原燃工熊取①	29	泊 東北東通① 東北東通② 原燃濃縮・埋設 大間 RFS NMC②穴ヶ所 福島第二① 福島第二② JAEA大洗① JAEA大洗② JAEA核サ研 JAEA原子力研① JAEA原子力研② MHI GNF-J 東芝 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 大飯① 大飯② 美浜 高浜 ふげん もんじゅ 近畿大学① 近畿大学② 原燃工熊取① 原燃工熊取②	37	泊① 泊② 東北東通 原燃再処理① 原燃再処理② 大間 原燃濃縮・埋設 原燃濃縮 RFS NMC②穴ヶ所 福島第二 原燃濃縮・埋設 柏崎刈羽① 柏崎刈羽② 柏崎刈羽③ 東海第二 JAEA大洗① JAEA大洗② JAEA大洗③ JAEA再処理 JAEA原子力研① JAEA原子力研② JAEA原子力研③ JAEA原子力研④ NFD NMC②東海 GNF-J 志賀 浜岡① 浜岡② 敦賀① 敦賀② 美浜 高浜① 高浜② 高浜③ ふげん 京都大学① 京都大学② 人形峠① 人形峠② 島根 伊方 玄海 川内	45	東北東通 原燃再処理① 原燃再処理② 女川① 女川② 東海第二 JAEA大洗① JAEA大洗② JAEA再処理① JAEA再処理② JAEA核サ研 三菱原子燃料① 三菱原子燃料② 原燃工東海 柏崎刈羽① 柏崎刈羽② 柏崎刈羽③ 浜岡 敦賀① 敦賀② 大飯 高浜 原燃工熊取① 原燃工熊取② 川内	25
			計	65	計	72	計	110	計	68

※1 検査項目のうち、「運転責任者認定試験の適切性」をチーム検査で実施

※2 検査項目のうち、「年次検査」をチーム検査で実施

凡例

- ・ 件数 : 当該四半期に完了した検査が1つ以上ある施設の数
- ・ (名称) : 当該四半期に完了した検査が無いが、検査を実施している施設 (件数に含めない)

(法定確認(使用前確認を除く))

【第1四半期実績】: 5件

- 事業所外の運搬確認(燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施)
 - ・三菱原子燃料株式会社
 - ・九州電力株式会社 玄海原子力発電所
- 廃棄体確認(作業管理の検査を実施)
 - ・日本原燃株式会社廃棄物埋設施設(関西電力株式会社 高浜発電所にて実施)
- 放射能濃度確認(放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施)
 - ・日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉 ふげん
- 廃止措置終了確認(非該当使用者等の検査を実施)
 - ・三菱電機株式会社 神戸製作所

【第2四半期実績】: 7件

- 事業所外の運搬確認(燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施)
 - ・原子燃料工業株式会社(東海)(2申請)
 - ・日本原子力研究開発機構(JMTRC)
 - ・四国電力株式会社 伊方発電所(2申請)
 - ・三菱原子燃料株式会社
- 放射能濃度確認(放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施)
 - ・中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

【第3四半期実績】: 8件

- 廃棄体確認(作業管理の検査を実施)
 - ・日本原燃株式会社廃棄物埋設施設(日本原子力発電株式会社 東海第二発電所にて実施)
 - ・日本原燃株式会社廃棄物埋設施設(四国電力株式会社 伊方発電所にて実施)
- 事業所外の運搬確認(燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施)
 - ・日本原子力研究開発機構(JMTRCほか)(3申請)
 - ・三菱原子燃料株式会社
- 廃止措置終了確認(非該当使用者等の検査を実施)
 - ・石塚硝子株式会社 岩倉工場
 - ・花輪鋳山株式会社

【第4四半期実績】: 4件

- 廃棄体確認(作業管理の検査を実施)

- ・日本原燃株式会社廃棄物埋施設（北海道電力株式会社 泊発電所にて実施）
- ・日本原燃株式会社廃棄物埋施設（九州電力株式会社 川内原子力発電所にて実施）
- ・日本原燃株式会社廃棄物埋施設（北陸電力株式会社 志賀原子力発電所にて実施）
- 事業所外の運搬確認（燃料体管理（運搬・貯蔵）の検査を実施）
- ・三菱原子燃料株式会社

(原子炉等規制法施行令第 41 条非該当施設等)

番号	所在地	事業所名称	実施時期
1	北海道	国立大学法人北海道大学核燃料物質貯蔵施設	第1四半期
2	北海道	北海道電力株式会社 総合研究所	第1四半期
3	北海道	北海道電力株式会社 泊発電所	第3四半期
4	青森	日本原燃株式会社 環境管理センター	第2四半期
5	青森	東北電力株式会社 東通原子力発電所	第2四半期
6	宮城	東北電力株式会社 女川原子力発電所	第3四半期
7	福島	東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所	第3四半期
8	茨城	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂研究所	第4四半期
9	茨城	日本原子力発電株式会社 東海発電所	第2四半期
10	茨城	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	第2四半期
11	茨城	古河機械金属株式会社 技術統括本部 新材料開発部	第3四半期
12	茨城	フルウチ化学株式会社 筑波工場	第4四半期
13※1	群馬	太陽誘電株式会社 R&D センター	第1四半期
14	埼玉	学校法人東洋大学 理工学部	第1四半期
15	千葉	JNC 石油化学株式会社 市原製造所	第2四半期
16	千葉	一般財団法人電力中央研究所 我孫子運営センター	第3四半期
17	東京	富士電機株式会社 東京工場	第3四半期
18	神奈川	富士通株式会社 厚木研究所	第4四半期
19	神奈川	三菱ケミカル株式会社 鶴見研究所	第3四半期
20	神奈川	関東航空計器株式会社藤沢工場	第2四半期
21	神奈川	AGC株式会社AGC横浜テクニカルセンター	第1四半期
22	新潟	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	第1四半期
23	福井	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	第2四半期
24	福井	関西電力株式会社 大飯発電所	第2四半期
25	静岡	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所	第2四半期
26	愛知	名古屋大学工学部・工学研究科	第3四半期
27	愛知	国立大学法人名古屋工業大学	第3四半期
28	愛知	日鉄ステンレス株式会社 製造本部 衣浦事業所	第4四半期
29	京都	株式会社松風 京都本社	第1四半期
30	大阪	大阪大学大学院 工学研究科	第2四半期
31	大阪	大阪公立大学 杉本地区事業所	第3四半期
32	大阪	京都大学 複合原子力科学研究所	第4四半期
33	島根	中国電力株式会社 島根原子力発電所	第1四半期
34	愛媛	四国電力株式会社 伊方発電所	第2四半期
35	福岡	日本タングステン株式会社 飯塚工場【核燃料物質、核原料物質】	第4四半期
36	長崎	国立大学法人長崎大学水産学部	第4四半期

※1 令和4年度の検査未了のため、令和5年度に実施したもの。

(原子炉等規制法施行令第 41 条非該当核燃料物質使用者は 189、核原料物質使用者は 17(令和 6 年 5 月 1 日時点))

(3) 令和5年度の総合的な評価及び令和6年度の検査計画

①令和5年度の総合的な評価

原子力施設			総合的な評価※
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	①
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号機	①
		2号機	①
	女川原子力発電所	1号機	①
東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	①
		4号機	①
	柏崎刈羽原子力発電所	1号機	③
		2号機	③
		3号機	③
		4号機	③
		5号機	③
		6号機	③
		7号機	③
日本原子力発電株式会社	東海発電所	—	①
	東海第二発電所	—	①
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	①
		4号機	①
		5号機	①
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号機	①
		2号機	①
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	1号機	①
		2号機	①
関西電力株式会社	美浜発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	①
	大飯発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	①
		4号機	①
	高浜発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	②
4号機		①	
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	①
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	①
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機	①
		2号機	①
		3号機	①
		4号機	①

原子力施設			総合的な評定※
九州電力株式会社	川内原子力発電所	1号機	①
		2号機	①
電源開発株式会社	大間原子力発電所	—	①
日本原燃株式会社	再処理事業所再処理施設		①
	再処理事業所廃棄物管理施設		①
	濃縮・埋設事業所加工施設		①
	濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設		①
	再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設		①
公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設		①
	東海保障措置センター核燃料物質使用施設		①
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設		①
	大洗研究所廃棄物管理施設		①
	核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設		①
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設		①
	原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①
	大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設		①
	原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）		①
	大洗研究所（南地区）高速実験炉（常陽）		①
	大洗研究所（北地区）HTTR（高温工学試験研究炉）		①
	原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）		①
	原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）		①
	原子力科学研究所 JRR-3		①
	原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）		①
	核燃料サイクル工学研究所再処理施設		①
	原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）		①
	大洗研究所（北地区）JMTR（材料試験炉）		①
	原子力科学研究所 JRR-2		①
	原子力科学研究所 JRR-4		①
	大洗研究所（南地区）DCA（重水臨界実験装置）		①
	新型転換炉原型炉ふげん		①
	高速増殖原型炉もんじゅ		①
	人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設		①
	人形峠環境技術センター加工施設		①
青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設		①	
日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設		①	
三菱原子燃料株式会社加工施設		①	
MHI 原子力研究開発株式会社核燃料物質使用施設		①	
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻東京大学原子炉（弥生）		①	
学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所		①	
株式会社日立製作所王禅寺センタ HTR		①	
東芝エネルギーシステムズ株式会社	研究炉管理センターTTR-1		①
	原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設		①
	原子力技術研究所 NCA		①
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン加工施設		①	
学校法人立教学院立教大学原子力研究所		①	
学校法人近畿大学原子力研究所 UTR		①	
国立大学法人京都大学	複合原子力科学研究所 KUCA		①
	複合原子力科学研究所 KUR		①
原子燃料工業株式会社	東海事業所加工施設		①
	熊取事業所加工施設		①
リサイクル燃料貯蔵株式会社	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設		①

原子力施設	総合的な評価※
国立大学法人北海道大学 核燃料物質貯蔵施設	①
北海道電力株式会社 総合研究所	①
北海道電力株式会社 泊発電所	①
日本原燃株式会社 環境管理センター	①
東北電力株式会社 東通原子力発電所	①
東北電力株式会社 女川原子力発電所	①
東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所	①
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂研究所	①
日本原子力発電株式会社 東海発電所	①
日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	①
古河機械金属株式会社 技術統括本部 新材料開発部	①
フルウチ化学株式会社 筑波工場	①
太陽誘電株式会社 R&D センター	①
学校法人東洋大学 理工学部	①
JNC 石油化学株式会社 市原製造所	①
一般財団法人電力中央研究所 我孫子運営センター	①
富士電機株式会社 東京工場	①
富士通株式会社 厚木研究所	①
三菱ケミカル株式会社 鶴見工場	①
関東航空計器株式会社藤沢工場	①
AGC 株式会社 AGC 横浜テクニカルセンター	①
東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	①
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉 もんじゅ	①
関西電力株式会社 大飯発電所	①
中部電力株式会社 浜岡原子力発電所	①
名古屋大学工学部・工学研究科	①
国立大学法人名古屋工業大学	①
日鉄ステンレス株式会社 製造本部 衣浦事業所	①
株式会社松風 京都本社	①
大阪大学大学院 工学研究科	①
大阪公立大学 杉本地区事業所	①
京都大学 複合原子力科学研究所	①
中国電力株式会社 島根原子力発電所	①
四国電力株式会社 伊方発電所	①
日本タンクステン株式会社 飯塚工場 【核燃料物質、核原料物質】	①
国立大学法人長崎大学水産学部	①

※:①～③の区分は以下のとおり

①令和5年度を通じて対応区分が第1区分であった施設（17発電所45基、核燃料施設等84施設）

- 令和5年度に実施した基本検査において、検査指摘事項等が確認されなかった又は確認されたが重要度「緑」¹であった。安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項等の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

②令和5年度に対応区分を第2区分に変更し、追加検査の結果を踏まえ、第1区分に戻した施設（1発電所1基）

【関西電力株式会社高浜発電所3号機】

- 令和5年度に実施した基本検査において、検査指摘事項が5件確認されたが、重要度は全て「緑」であった。
- 安全実績指標は、令和5年8月9日の関西電力からの第1四半期実績報告を受け、過去4四半期の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱件数が4件となったことから、重大事故等対処及び大規模損壊対処に係る監視領域（小分類）において「白」が1件となった。その他は全て「緑」であった。
- 上記の安全実績指標が「白」となったことを受け、同3号機は、令和5年4月1日から安全活動に軽微な劣

¹ 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

化がある状態と評価し、対応区分を第2区分に変更した。これを受けて、令和5年12月から令和6年3月に追加検査1を実施した。

○同追加検査では、上述の運転上の制限からの逸脱等に係る原因の究明及び改善措置の立案が適切に実施されていることを確認したことから、令和6年3月27日にパフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価し、対応区分を第1区分に戻した。

③令和5年度に対応区分を第4区分から第1区分に変更した施設（1発電所7基）

【東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1～7号機】

- 令和5年度に実施した基本検査において、検査指摘事項が3件確認されたが、重要度は全て「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- 令和2年度に発覚した核物質防護に係る2事案（IDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案）で重要度が「赤」となり、各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると認められたことから、令和3年度に対応区分が第4区分となり、それ以降、追加検査3を継続して実施してきた。
- 令和5年12月までに実施した同追加検査において、東京電力の改善措置活動の確認が全て終了し、2事案に係る核物質防護措置の劣化については改善が図られたと判断した。また、核物質防護措置の劣化が発生しても、重大な劣化に至る前にそれを検出して自律的に改善できる「改善措置を一過性のものとししない仕組み」も構築され、定着しつつあると判断した。
- 原子力規制委員会は、この追加検査結果及び現地調査と東京電力社長との意見交換の結果を受け、令和5年12月27日、核物質防護の不備が改善され、今後は東京電力の自律的な改善が見込める状態であることが確認できたとし、対応区分を第4区分から第1区分に変更することを決定した。

②令和6年度の検査計画※1

(日常検査(発電炉))

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜
			1,2号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1~4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:運転
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	10	12	14	20	12	7
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	2	2	3	2
3	BM0060	保全の有効性評価	5	5	5	5	5	5
4	BM0100	設計管理	6	6	6	6	6	6
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4	4	4
6	B00010	サーベイランス試験	18	22	17	26	22	18
7	B01020	設備の系統構成	18	22	16	26	22	18
8	B01030	原子炉起動・停止	2	2	1	4	2	1
9	B01040	動作可能性判断及び機能性評価	20	24	14	28	24	19
10	B00060	燃料体管理(運搬・貯蔵)※3	3	4	3	4	4	3
11	B01070	運転員能力	5	5	5	5	5	5
12	BE0010	自然災害防護	4	4	4	4	4	4
13	BE0020	火災防護	13	13	13	13	13	13
14	BE0030	内部溢水防護	3	4	3	4	4	3
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	10	10	10	10	10
18	BE0090	地震防護	4	4	4	4	4	4
19	BE0100	津波防護	4	4	4	4	4	4
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	6	6	6	6	6
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理※3	3	3	3	3	3	3
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3
合計			146	163	140	184	163	141

(単位: サンプル数)

【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料無し。
- (5)「廃審」: 廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7)「建設A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8)「建設B」: 建設段階にあって新燃料搬入済。

※1 令和5年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。

※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。長期停止中の特別な保全計画に基づく自主検査は、No.5「作業管理」のサンプル数に1/炉で加算する。

※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所の判断によりサンプル数を設定する。

No	ガイド番号	検査ガイド名	泊	東通	女川	柏崎刈羽	福島第二	東海
			1～3号：長 停	1号：長停	1号：廃止A 2,3号：長 停	1～7号：長 停	1～4号：廃 止A	1号：廃止B 2号：長停
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	※3	※3	1	※3	4	1
2	BM1040	ヒートシンク性能	1	1	1	2	1	1
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	1	1
4	BM0100	設計管理	2	2	2	2	※3	2
5	BM0110	作業管理	7	5	6	11	4	5
6	B00010	サーベイランス試験	4	3	4	7	5	3
7	B01020	設備の系統構成	4	3	4	7	5	4
8	B01030	原子炉起動・停止	0	0	0	0	0	0
9	B01040	動作可能性判断及び機能性評価	4	3	4	7	5	4
10	B00060	燃料体管理（運搬・貯蔵）※3	1	1	1	2	1	1
11	B01070	運転員能力	※3	※3	※3	※3	※3	※3
12	BE0010	自然災害防護	2	2	2	2	2	2
13	BE0020	火災防護	7	7	7	7	7	7
14	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	2	2	1
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	0	0	0	0	0	0
18	BE0090	地震防護	1	1	1	1	1	1
19	BE0100	津波防護	1	1	1	1	1	1
20	BR0010	放射線被ばく管理	3	3	3	3	3	3
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理 ※3	3	3	3	3	3	3
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用 （日常）	1	1	1	1	1	1
23		品質マネジメントシステムの運用 （半期）	2	2	2	2	2	2
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3
合計			48	43	48	64	51	46

(単位：サンプル数)

【凡例】

- (1) 「運転」：新規制基準対応済で供用中。
- (2) 「長停」：新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3) 「廃止 A」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料有り。
検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4) 「廃止 B」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料無し。
- (5) 「廃審」：廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6) 「廃予」：廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7) 「建設 A」：建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8) 「建設 B」：建設段階にあって新燃料搬入済。

- ※1 令和 5 年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。
- ※2 No.1 「定期事業者検査に対する監督」の廃止 A/B の検査サンプル数は 1/炉。
長期停止中の特別な保全計画に基づく自主検査は、No.5 「作業管理」のサ
ンプル数に 1/炉で加算する。
- ※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と
調整の上、規制事務所長の判断によりサンプル数を設定する。

No	ガイド番号	検査ガイド名	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1, 2号：廃止B 3～5号：長停	1, 2号：長停	1号：廃止A 2号：長停	1号：廃止A 2号：長停 3号：建設B	1号：建設A	1号：建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	2	※3	1	1	-	-
2	BM1040	ヒートシンク性能	1	1	1	1	-	-
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	-	-
4	BM0100	設計管理	2	1	2	2	-	-
5	BM0110	作業管理	7	6	5	5	-	-
6	B00010	サーベイランス試験	5	4	4	4	-	-
7	B01020	設備の系統構成	5	4	4	4	-	-
8	B01030	原子炉起動・停止	0	0	0	0	-	-
9	B01040	動作可能性判断及び機能性評価	5	4	4	4	-	-
10	B00060	燃料体管理（運搬・貯蔵）※3	1	2	1	1	-	-
11	B01070	運転員能力	※3	※3	※3	※3	-	-
12	BE0010	自然災害防護	2	2	2	2	-	-
13	BE0020	火災防護	7	7	7	7	-	-
14	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	1	-	-
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	-	-
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	-	-
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	0	0	0	0	-	-
18	BE0090	地震防護	1	1	1	1	-	-
19	BE0100	津波防護	1	1	1	1	-	-
20	BR0010	放射線被ばく管理	3	3	3	3	-	-
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理 ※3	3	3	3	3	-	-
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用（日常）	1	1	1	1	-	-
23		品質マネジメントシステムの運用（半期）	2	2	2	2	-	-
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	-	-
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	-	-
合計			53	47	47	47	0	0

(単位：サンプル数)

【凡例】

- (1)「運転」：新規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」：新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止 A」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4)「廃止 B」：廃炉認可済で SFP に使用済燃料無し。
- (5)「廃審」：廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6)「廃予」：廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7)「建設 A」：建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8)「建設 B」：建設段階にあって新燃料搬入済。

※1 令和 5 年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。

※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の廃止 A/B の検査サンプル数は 1/炉。長期停止中の特別な保全計画に基づく自主検査は、No.5「作業管理」のサンプル数に 1/炉で加算する。

※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長の判断によりサンプル数を設定する。

(日常検査(核燃料施設等))

No	ガイド番号	検査ガイド名	日本原燃					六ヶ所保障措置センター	【廃止】 JAEA原子力第1船原子炉 (工場等に核燃料物質なし)	リサイクル燃料備蓄センター
			六ヶ所再処理施設	MOX加工施設	加工施設	廃棄物管理施設	廃棄物理施設			
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	5	/	4	3	/	1	/	
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	
3	BM0060	保全の有効性評価	5	/	3	1	1	-	/	
4	BM0100	設計管理	6	/	3	1	1	/	/	
5	BM0110	作業管理	4	/	2	1	1	1	/	
6	BO0010	サーベイランス試験	14	/	7	1	/	1	-	
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	2	/	1	/	/	/	/	
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	
12	BO2010	運転管理	10	/	8	4	3	2	/	
13	BO2020	臨界安全管理	10	/	4	/	/	1	/	
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	
15	BE0010	自然災害防護	4	/	2	1	1	1	/	
16	BE0020	火災防護	13	/	3	1	1	1	1	
17	BE0030	内部溢水防護	2	/	1	1	1	1	-	
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	/	1	1	1	1	/	
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	/	1	1	1	1	/	
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	5	/	2	/	/	/	/	
21	BE0090	地震防護	4	/	2	1	1	1	-	
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	
23	BR0010	放射線被ばくの管理	6	/	10	2	1	2	1	
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	/	2	1	1	1	1	
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	1	2	1	1	1	1	
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	-	1	1	1	1	-	
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	
合計			99	2	60	23	17	19	9	2

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

No	ガイド番号	検査ガイド名	三菱原子燃料	原子燃料工業東海事業所	JAEA原科研					
					原子力科学研究所	廃棄物埋設施設	(放射性廃棄物処理場を含む) JRR-3	定常臨界実験装置 (STACY)	原子炉安全性研究炉 (NSRR)	【廃止】高速炉臨界実験装置 (FCA) (炉心に核燃料物質なし)
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	4	4	/	/	6	4	4	1
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	2	3	1	-	2	1	1	1
4	BM0100	設計管理	3	-	1	-	1	1	-	-
5	BM0110	作業管理	2	4	1	2	6	2	2	-
6	BO0010	サーベイランス試験	6	4	1	/	4	1	1	-
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	1	-	1	/	1	1	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	8	4	2	-	7	-	2	/
13	BO2020	臨界安全管理	4	2	1	/	/	/	/	/
14	BO2030	実験	/	/	/	/	2	-	2	/
15	BE0010	自然災害防護	2	1	1	-	1	1	1	-
16	BE0020	火災防護	3	2	1	-	4	1	1	-
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	-	1	1	1	/
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	-	1	1	1	/
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	-	1	-	-	/
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	2	2	/	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	2	2	1	-	2	1	1	-
22	BE0100	津波防護	/	/	-	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	10	4	2	/	5	2	2	1
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	2	2	1	-	2	1	1	1
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	1	-	2	1	1	-
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	-	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			58	41	20	3	50	21	24	7

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

No	ガイド番号	検査ガイド名	JAEA原科研				JAEA大洗研			
			【廃止】 (工場等に核燃料物質なし) 過渡臨界実験装置 (TRACY)	【廃止】 (工場等に核燃料物質なし) JRR12	【廃止】 (炉心に核燃料物質なし) 軽水臨界実験装置(TCA)	【廃止】 (工場等に核燃料物質なし) JRR14	高温工学試験研究炉(HTR)	高速実験炉(常陽)	【廃止】 (炉心に核燃料物質なし) 重水臨界実験装置(DCA)	【廃止】 (炉心に核燃料物質なし) 材料試験炉(JMTR)
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	1	1	1	1	4	4	1	1
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	2	1	1	1
4	BM0100	設計管理	-	-	-	-	1	1	-	-
5	BM0110	作業管理	-	-	-	-	2	1	-	-
6	BO0010	サーベイランス試験	-	-	-	-	4	4	1	1
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	/	/	1	/	1	1	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	/	/	/	/	5	5	/	/
13	BO2020	臨界安全管理	/	/	/	/	/	/	/	/
14	BO2030	実験	/	/	/	/	2	-	/	/
15	BE0010	自然災害防護	-	-	-	-	1	1	/	/
16	BE0020	火災防護	-	-	-	-	3	3	1	1
17	BE0030	内部溢水防護	/	/	/	/	1	1	/	/
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	/	/	/	/	1	1	/	/
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	/	/	/	/	1	1	/	/
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	-	-	-	-	1	1	/	/
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	1	1	1	1	5	5	1	2
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	1	2	2	1	2
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	-	-	-	-	1	1	-	-
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			6	6	7	6	39	35	9	11

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

(注4) 高速実験炉(常陽)は、令和6年度運転予定なし。

No	ガイド番号	検査ガイド名	JAEA大洗研			JAEA核サ研		【廃止】	MHI原子力研究開発	日本核燃料開発(NFD)
			JAEA大洗研究所(北)	JAEA大洗研究所(南)	特定廃棄物管理施設	【廃止】 東海再処理施設	核燃料サイクル工学研究所	(東京大学原子炉「弥生」 工場等に核燃料物質なし)		
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	/	/	3	5	/	1	/	/
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	5	1	1	1	1
4	BM0100	設計管理	1	1	1	4	1	-	1	1
5	BM0110	作業管理	1	1	1	6	1	-	1	1
6	BO0010	サーベイランス試験	1	1	1	8	1	-	1	1
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	1	1	/	1	1	/	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	2	2	3	5	2	/	2	2
13	BO2020	臨界安全管理	1	1	1	5	1	/	1	1
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	/
15	BE0010	自然災害防護	1	1	1	4	1	/	1	1
16	BE0020	火災防護	1	1	1	7	1	1	1	1
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	2	1	/	1	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	/	1	1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	/	1	1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	3	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	1	1	1	4	1	/	1	1
22	BE0100	津波防護	/	/	/	4	-	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	2	2	2	6	2	1	2	2
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	3	1	1	1	1
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	1	2	1	1	1	1
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			20	20	23	78	20	8	20	20

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

No	ガイド番号	検査ガイド名	東海保障措置センター	東芝原子力技術研究所	【廃止】 東芝臨界実験装置（NCA）	【廃止】 （東芝（TTR1） 工場等に核燃料物質なし）	【廃止】 （東京都市大原子力研究所 工場等に核燃料物質なし）	【廃止】 （日立王禅寺センター（HTR） 工場等に核燃料物質なし）	【廃止】 （立教大学原子力研究所 工場等に核燃料物質なし）	グローバル・ニュークリア・ フュエル・ジャパン
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	/	/	3	1	1	1	2	6
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	/	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	1	1	1	1	1	1	-	2
4	BM0100	設計管理	1	-	1	-	/	/	-	-
5	BM0110	作業管理	1	1	1	-	-	-	/	4
6	BO0010	サーベイランス試験	1	1	/	/	/	/	/	4
7	BO1020	設備の系統構成	/	/	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	/	/	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	/	-	1	/	/	/	/	-
11	BO1070	運転員能力	/	/	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	2	1	/	/	/	/	/	4
13	BO2020	臨界安全管理	1	1	/	/	/	/	/	2
14	BO2030	実験	/	/	/	/	/	/	/	/
15	BE0010	自然災害防護	1	-	-	-	/	/	/	2
16	BE0020	火災防護	1	1	1	1	/	/	1	4
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	-	/	/	/	/	1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	/	/	/	/	1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	/	/	/	/	1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	/	/	/	/	/	/	2
21	BE0090	地震防護	1	-	-	-	/	/	/	1
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	2	1	1	1	1	1	-	4
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	1	1	1	1	1	1	1	2
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	1	1	1	1	/	2
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			19	14	15	8	7	7	6	44

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

No	ガイド番号	検査ガイド名	【廃止】	【廃止】	原子燃料工業能取事業所	京都大学		近畿大学原子力研究所 (UTR)	人形峠環境技術センター JAEA	【廃止】
			新型転換炉原型炉(ふげん) (炉心に核燃料物質なし)	高速増殖原型炉(もんじゅ) (炉心に核燃料物質なし)		臨界実験装置(KUCA)	複合原子力科学研究所 (KUR)			JAEA 人形峠環境技術センター
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	1	1	4	4	4	4		2
2	BM1040	ヒートシンク性能	/	1	/	/	/	/	/	/
3	BM0060	保全の有効性評価	2	2	3	2	3	1		1
4	BM0100	設計管理	1	1	3	-	1	-	-	-
5	BM0110	作業管理	4	4	2	1	4	1		2
6	BO0010	サーベイランス試験	-	-	7	1	4	1		2
7	BO1020	設備の系統構成	1	1	/	/	/	/	/	/
8	BO1030	原子炉起動・停止	/	/	/	/	/	/	/	/
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	1	1	/	/	/	/	/	/
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	-	1	1	-	1	1	1	1
11	BO1070	運転員能力	/	1	/	/	/	/	/	/
12	BO2010	運転管理	/	/	8	-	5	2		1
13	BO2020	臨界安全管理	/	/	4	/	/	/		1
14	BO2030	実験	/	/	/	-	2	2	/	/
15	BE0010	自然災害防護	1	1	2	1	2	1		1
16	BE0020	火災防護	2	5	3	2	3	1		1
17	BE0030	内部溢水防護	1	1	1	1	1	-		1
18	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1		1
19	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1		1
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	/	2	2	/	/	/	/	/
21	BE0090	地震防護	1	1	2	1	1	1		1
22	BE0100	津波防護	/	-	/	/	/	/	/	/
23	BR0010	放射線被ばくの管理	4	3	10	2	4	2		1
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	2	4	2	1	4	1		1
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1		1
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	1	2	1		1
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			27	36	60	21	45	23	19	21

(注1) 表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。

単位：サンプル数

(注2) 表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。

(注3) 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

(チーム検査)

No.	ガイド 番号	検査ガイド名	令和6年度				令和7年度		備考
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
1	BM0010	使用前事業者検査 に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
2	BM1050	供用期間中検査に 対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
3	BM0100	設計管理	玄海※3	美浜	高浜 JAEA再処理			大飯	
4	B01050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
5	B01070	運転員能力	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
6	BE0021	火災防護(3年)	玄海※3	美浜	高浜			大飯	
7	BE0070	重大事故等対応要 員の訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
8	BE0080	重大事故等対応訓 練のシナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
9	BR0020	放射線被ばく評価 及び個人モニタリ ング	東海・東海第二 玄海	泊 JAEA再処理	福島第二 川内	敦賀 柏崎刈羽	女川 伊方	原燃再処理 大飯 東北東通	
10	BR0030	放射線被ばくAL ARA活動	東海・東海第二 玄海	泊 JAEA再処理	福島第二 川内	敦賀 柏崎刈羽	女川 伊方	原燃再処理 大飯 東北東通	
11	BR0040	空気中放射性物質 の管理と低減	東海・東海第二 玄海	泊 JAEA再処理	福島第二 川内	敦賀 柏崎刈羽	女川 伊方	原燃再処理 大飯 東北東通	
12	BR0050	放射性気体・液体 廃棄物の管理	伊方 東海・東海第二	泊 美浜 JAEA再処理	福島第二 大飯	敦賀 柏崎刈羽 高浜	女川 玄海	原燃再処理 東北東通	
13	BR0080	放射線環境監視プ ログラム	伊方 東海・東海第二	泊 美浜 JAEA再処理	福島第二 大飯	敦賀 柏崎刈羽 高浜	女川 玄海	原燃再処理 東北東通	
14	BR0090	放射線モニタリ ング設備	伊方 東海・東海第二	泊 美浜 JAEA再処理	福島第二 大飯	敦賀 柏崎刈羽 高浜	女川 玄海	原燃再処理 東北東通	
15	BQ0010	品質マネジメント システムの運用※	大飯 川内 女川	東北東通 泊 高浜 敦賀	美浜 原燃再処理 東海第二 島根	玄海 柏崎刈羽 伊方	大飯 川内 浜岡	高浜 伊方 志賀	
16		物理的防護	泊 NMCC六ヶ所 三菱原子燃料 JAEA大洗 JAEA原料研 柏崎刈羽※2 ふげん 三菱電機	東北東通 原燃廃棄 原燃MOX 大間 東海第二 原燃工東海 NFD MHI 東芝 志賀 敦賀 高浜 もんじゅ 京都大学 川内	東北東通 原燃再処理 原燃濃縮・埋設 RFS 女川 福島第二 JAEA再処理 JAEA核燃料研 NMCC東海 浜岡 大飯 美浜 近畿大学 原燃工熊取 人形峠 島根 伊方 玄海	JAEA大洗 JAEA原料研 GNF-J	泊 NMCC六ヶ所 三菱原子燃料 JAEA大洗 JAEA原料研 柏崎刈羽 ふげん 三菱電機	原燃廃棄 原燃MOX 大間 東海第二 原燃工東海 NFD MHI 東芝 志賀 敦賀 高浜 もんじゅ 京都大学 川内	
		情報システム防護	泊 原燃濃縮・埋設 原燃工東海 JAEA原料研 美浜 もんじゅ 島根 伊方 玄海	東北東通 女川 東海第二 三菱原子燃料 志賀 敦賀 大飯	泊 東北東通 NFD 東芝 人形峠 川内	原燃再処理 女川 福島第二 東海第二 浜岡 柏崎刈羽 志賀 大飯 高浜 玄海	泊 原燃濃縮・埋設 原燃工東海 JAEA原料研 美浜 もんじゅ 島根 伊方 玄海	東北東通 女川 東海第二 三菱原子燃料 志賀 敦賀 大飯	

※ 検査項目のうち、「年次検査」をチーム検査で実施

(非該当)

事業所			立入検査 (使用状況調査) 年度	実施時期 (予定)
番号	所在地	名称		
1	宮城	東北大学先端量子ビーム科学研究センター 青葉山事業所	平成 26 年度	第 1 四半期
2	宮城	東北大学多元物質科学研究所	平成 26 年度	第 1 四半期
3	茨城	株式会社化研 水戸研究所	平成 27 年度	第 3 四半期
4	栃木	キャノン電子管デバイス株式会社	平成 26 年度	第 2 四半期
5	埼玉	三菱マテリアル株式会社 さいたま総合事務所	平成 28 年度	第 4 四半期
6	埼玉	国立研究開発法人理化学研究所 和光地区	平成 26 年度	第 2 四半期
7	埼玉	三井金属鉱業株式会社 総合研究所	—	第 3 四半期
8	東京	日本電子株式会社	平成 27 年度	第 1 四半期
9	東京	公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院	平成 26 年度	第 2 四半期
10	神奈川	青山学院大学相模原キャンパス	平成 26 年度	第 1 四半期
11	神奈川	株式会社オハラ【核燃料物質、核原料物質】	平成 29 年度	第 3 四半期
12	石川	金沢大学疾患モデル総合研究センター アイソトープ理工系研究施設	平成 28 年度	第 2 四半期
13	福井	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉 ふげん	平成 19 年度	第 1 四半期
14	福井	日本原子力発電株式会社 敦賀発電所	平成 18 年度	第 3 四半期
15	山梨	山梨大学総合分析実験センター	平成 28 年度	第 4 四半期
16	静岡	静岡大学工学部	平成 26 年度	第 1 四半期
17	京都	株式会社GSユアサ 安全衛生環境統括部	平成 26 年度	第 3 四半期
18	大阪	独立行政法人造幣局研究所	平成 28 年度	第 3 四半期
19	兵庫	学校法人甲南学園 甲南大学 1 1 号館計量管理施設	平成 25 年度	第 4 四半期
20	兵庫	株式会社日本触媒 姫路製造所	平成 25 年度	第 4 四半期
21※1	兵庫	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 播磨放射光 RI ラ ボラトリー	—	第 4 四半期
22	鳥取	岡山大学 惑星物質研究所	平成 27 年度	第 2 四半期
23	山口	三井化学株式会社 岩国大竹工場	平成 24 年度	第 2 四半期
24	福岡	三井化学株式会社 大牟田工場	平成 25 年度	第 3 四半期
25	鹿児島	九州電力株式会社 川内原子力発電所	平成 18 年度	第 2 四半期

(注) 実施予定時期については、日程調整の結果、別の四半期に実施する場合があります。

※1 令和5年度計画からの繰延べ(試料搬入遅延のため)

(4) 令和6年度の検査指摘事項(第3四半期まで)

(原子力施設安全及び放射線安全関係)

		件名	概要	重要度 深刻度
第1 四半期	1	女川原子力発電所 2 号機 仮設建築物の設置がアクセスルート等に及ぼす影響評価の未実施によるアクセス	令和6年6月4日、定期検査中の女川原子力発電所2号機において、重大事故等対処設備に係る保安規定の適用を開始する前までに行う重大事故等及び大規模損壊対応に係る訓練のシナリオの確認のため、原子力検査官がアクセスルート及び可搬型 SA 設備の保管場所(以下「アクセスルート等」という。)の現場ウォークダウンをしたところ、アクセスルート等の近傍で工事が行われており、工事に伴う複数	緑 深刻度 評価なし

	件名	概要	重要度 深刻度
	一ト等の確保失敗	の仮設建築物が設置されていること及びアクセスルートの一部が変更されていることを確認した。 事業者を確認した結果、仮設建築物の設置及びアクセスルートの変更にあたって、認可された設計及び工事の計画に基づくアクセスルート等の影響評価を行っていなかった。 原子力検査官の質問を受けて、事業者が影響評価を行ったところ、基準地震動を想定すると仮設建築物が倒壊し、アクセスルート等の一部が確保できないことを確認した。	
第2四半期	2 女川原子力発電所2号機 力量の付与が不十分であったことによる現場シーケンス訓練及び大規模損壊訓練における重大事故等対処設備の送水用ホース接続失敗	令和6年8月15日及び8月20日から22日にかけて、停止中の女川原子力発電所2号機において、重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）に係る保安規定の適用開始前に実施する重大事故等に係る成立性確認訓練及び大規模損壊対応に係る訓練が行われた際、事業者及び原子力検査官が、代替注水等確保と放射性物質拡散抑制に係る二つの訓練手順において、力量付与が不十分であったことにより、重大事故等対応要員がSA設備である送水用ホースの接続ができなかったことを確認した。	緑 SL IV
第3四半期	3 玄海原子力発電所3号機 火報発信時における管理区域(高線量区域)への入域に対する被ばく低減対策の検討の不備	令和6年7月31日、運転中の玄海原子力発電所3号機において、原子炉格納容器内(高線量区域)における「火災報知盤故障」警報発信を受けて現場確認を行った巡視員(運転員)2名に、計画線量0.2mSvを超える0.36mSv及び0.37mSvの外部被ばくが確認された。 玄海原子力発電所3号機においては、「玄海原子力発電所放射線管理要領(3,4号)」により、出入管理室からの管理区域への入域の際は、警報付きポケット線量計(以下「APD」という。)及びガラスバッジを着用し、入域管理装置にて入域手続きをして立ち入ることを定めている。 一方で、火報発信時は、火災現場の確認及び初期消火等を早急に実施するため、所内文書「火報発信時における管理区域への入域について」(以下、「当該文書」という。)を別途定め、通常着用する出入管理室配備のAPDではなく、中央制御室配備の警報機能のないポケット線量計(以下「PD」という。)を着用し入域することとしている。 今回の現場確認においては、当該文書に従い、PDを着用し出入管理室から運転中の原子炉格納容器(高線量区域)に入域したものである。しかしながら、PDと比較して被ばく低減上有効なAPDを出入管理室で着用することができたにもかかわらず、高線量区域に対してもPDを着用したことは、被ばく低減に対する検討が不十分であった。	緑 SL IV

		件名	概要	重要度 深刻度
	4	玄海原子力発電所 3号機 加圧器安全弁取り外し作業時における一次系の放射性物質を含む水の飛散に係る放射線防護上の不備	令和6年6月4日から実施した放射線チーム検査において、令和5年11月13日、定期検査中の3号機で実施された加圧器安全弁の点検作業中、一次系の放射性物質を含む水（以下「一次系水」という。）が作業区域内に複数回飛散した事象の関係記録を確認した。 加圧器安全弁の取り外し作業を実施中に一次系水が飛散する1度目の事象が発生した際に、保安規定に基づく管理区域における特別措置の実施について指示が行われなかったため、全面マスクの着用等、被水の可能性を前提とした装備を着用することについて立案がなされなかった。さらに、3台ある安全弁全ての点検作業の中止の指示が明確に伝達されなかったため、残りの弁に対しての点検作業が再開された結果、一次系水が系外に2回飛散し、作業員に放射性物質が付着した。	緑 SL IV
	5	美浜発電所 3号機 不適切な保全による1次系冷却水クーラ海水系統戻り配管の減肉	令和6年10月5日、運転中の美浜発電所3号機において、運転員が1次系冷却水クーラの海水系統戻り母管に塩の析出を確認した。10月10日に点検を実施した結果、当該箇所微小な穴及びその周辺が減肉していることを確認した。このため事業者は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則に適合しておらず、調査のため1次系冷却水クーラを使用しないこととした。その後、当該箇所の復旧のため、10月15日にプラントを停止した。 調査の結果、配管の減肉は、前回の定期検査における補修の際に、使用環境を適切に考慮することができないまま、補修の際にキャビテーションによるエロージョンに対して耐久性が低い種類の配管内面ライニングを採用したことが原因であった。	緑 SL IV

(核物質防護関係)

		件名	概要	重要度 深刻度
第1 四半期	1	四国電力株式会社伊方発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）	防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。	緑 SL IV
第2 四半期	2	東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	防護区域境界扉の監視用照明装置が一時稼働していなかったもの。	緑 SL IV

第3 四半 期	3	東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）	個人の信頼性確認のために行う随時の薬物検査結果の誤判定により、陽性反応者を防護区域内施設へ一時的に入域させたもの。	緑 SL IV
---------------	---	---	---	------------

(深刻度のみの評価)

		件名	深刻度
第1 四半 期	1	日本核燃料開発株式会社における不十分な業務管理等によるセル負圧警報計器の単体校正等の点検未実施及び不適切な検査記録の作成	SL III

4. 核燃料施設等の申請・許認可等の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

申請者	施設	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
日本 原燃 (株)	再処理 施設	設計及び工事の計画 令和4年12月26日 ^{*1} 設計及び工事の計画の変更 令和4年12月26日 ^{*2} 令和4年12月26日 ^{*3} 令和4年12月26日 ^{*4} 保安規定変更 (3S連携に係る規定の追加) 令和6年4月15日	10	2	保安規定変更認可 令和6年6月28日
	MOX 燃料加工 施設	設計及び工事の計画 (第1回/全3回) 令和5年2月28日 設計及び工事の計画の変更 (第2回/全4回) 令和5年2月28日 保安規定変更 (3S連携に係る規定の追加) 令和6年4月15日	7	2	設計及び工事の計画の認可 令和7年3月25日 設計及び工事の計画の変更認可 令和7年3月25日 保安規定変更認可 令和6年6月28日
	ウラン濃 縮施設	設計及び工事の計画 (遠心分離機等の更新) 令和6年4月9日 保安規定変更 (3S連携に係る規定の追加等) 令和6年4月15日 (廃棄物建屋増設に伴う変更等) 令和7年2月7日	1	—	設計及び工事の計画の認可 令和6年8月19日 保安規定変更認可 令和6年6月28日 令和7年3月21日
	廃棄物管 理施設	設計及び工事の計画 令和4年12月26日 保安規定変更 (3S連携に係る規定の追加) 令和6年4月15日 (長期施設管理方針の更新) 令和7年2月7日	10	—	保安規定変更認可 令和6年6月28日 令和7年3月21日
リサイ クル燃 料貯蔵 (株)	使用済燃 料貯蔵施 設	設計及び工事の計画 (型式指定を受けたPWR用キ ャスクの追加) 令和6年10月7日 (型式指定を受けたBWR用キ ャスクの追加) 令和6年10月7日 保安規定変更 (受入施設における受入基数の 制限等) 令和7年1月15日	1	—	設計及び工事の計画の認可 令和6年12月23日 令和6年12月23日 保安規定変更認可 令和7年2月14日
三菱原 子燃料 (株)	ウラン燃 料加工施 設	事業変更 (洗浄残渣の搬出に関する作業 工程に係る記載の追加等) 令和6年5月10日 設計及び工事の計画 (ダストチャンバの更新等) 令和6年5月22日	4	—	事業変更許可 令和6年9月26日 設計及び工事の計画の認可 令和6年8月28日

		(燃料棒ラインコンベアの更新) 令和6年12月9日 保安規定変更 (保管廃棄能力の変更に伴う反映等) 令和7年1月8日			令和7年2月26日 保安規定変更認可 令和7年3月21日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	設計及び工事の計画 (第5回/全5回) 令和4年4月28日 保安規定変更 平成26年3月14日 (組織改正に伴う変更等) 令和6年3月29日	4	—	設計及び工事の計画の認可 令和7年2月12日 保安規定変更認可 令和6年10月1日
	HTTR(高温工学試験研究炉)	設置変更 (熱利用試験施設の新設等) 令和7年3月27日 設計及び工事の計画 (1次ヘリウム循環機回転数制御装置の更新) 令和5年10月31日 (標準応答スペクトル) 令和6年12月20日	1	—	設計及び工事の計画の認可 令和6年5月17日
	原子力科学研究所放射性廃棄物処理場	設計及び工事の計画 (第9回/全9回) 令和5年3月24日 保安規定変更 (アスファルト固化装置等の使用停止に伴う変更等) 令和5年12月12日 (長期施設管理方針の追加等) 令和6年10月31日	3	—	設計及び工事の計画の認可 令和6年12月5日 保安規定変更認可 令和6年5月27日 令和7年1月27日
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設	保安規定変更 (原子炉施設等安全審査委員会委員等の指名対象者見直しに伴う変更) 令和5年12月12日 (組織改正に伴う変更等) 令和6年3月29日	2	—	保安規定変更認可 令和6年5月29日 令和6年10月1日
	高速実験炉原子炉施設	設置変更 (使用の目的及びRI生産用実験装置の追加) 令和6年2月7日 設計及び工事の計画 (第2回/全2回) 令和7年1月6日 (1次アルゴンガス系配管の一部改造) 令和5年11月22日 保安規定変更 平成29年3月30日 (長期施設管理方針の追加) 令和7年2月28日	3	—	設置変更許可 令和6年10月22日 設計及び工事の計画の認可 令和6年4月24日
	JRR-3 原子炉施設	保安規定変更 (長期施設管理方針の追加) 令和6年10月31日	3	—	保安規定変更認可 令和7年3月18日
	原子力科学研究所原子炉施設(全体)	設置変更 (周辺監視区域及び敷地境界の変更等) 令和7年2月14日	2	—	

		保安規定変更 (組織改正に係る変更等) 令和6年3月29日			保安規定変更認可 令和6年10月1日
	大洗原子 力工学研 究所(北 地区)原 子炉施設 (全体)	保安規定変更 (組織改正に係る変更等) 令和6年3月29日 (放射性廃棄物でない廃棄物の 管理の方法の記載の見直し等) 令和6年12月23日	2	—	保安規定変更認可 令和6年10月1日 令和7年3月24日
	大洗原子 力工学研 究所(南 地区)原 子炉施設 (全体)	保安規定変更 (組織改正に係る変更等) 令和6年3月29日 (放射性廃棄物でない廃棄物の 管理の方法の記載の見直し) 令和6年12月18日	2	—	保安規定変更認可 令和6年10月1日 令和7年3月24日
原子燃 料工業 (株)	ウラン燃 料加工施 設(東海 事業所)	設計及び工事の計画 (第5回/全8回) 令和7年1月17日	1	—	設計及び工事の計画の認可 令和7年3月19日
	ウラン燃 料加工施 設(熊取 事業所)	—	—	—	—
(株)グ ローバ ル・ニュ ークリ ア・フュ エル・ジ ャパン	ウラン燃 料加工施 設	—	—	—	—
京都 大学	KUCA (京都大 学臨界実 験装置)	設計及び工事の計画 (燃料貯蔵棚の更新及びトリウ ム貯蔵庫の製作) 令和5年11月29日 保安規定変更 (KUCA低濃縮ウランの燃料要 素の数量制限の追加等) 令和5年12月8日	1	—	設計及び工事の計画の承認 令和6年5月17日 保安規定変更承認 令和6年6月12日
近畿 大学	近畿大学 原子炉	設計及び工事の計画 (計測制御系統施設の一部変 更) 令和5年7月26日 保安規定変更 (長期施設管理方針の追加) 令和6年7月31日	2	—	設計及び工事の計画の認可 令和6年8月21日 保安規定変更承認 令和6年12月24日
日本 原子力 発電 (株)	東海低レ ベル廃棄 物埋設事 業所	事業許可 平成27年7月16日	4	—	—
三菱 重工業 (株)		使用済燃料貯蔵施設に係る特定 容器等の設計の型式証明 令和6年10月29日	1	—	型式証明 令和6年12月25日

- ・廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。
- ・令和7年3月31日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。
- ・審査会合及び現地調査の回数は令和6年度に実施した回数を記載している。
- ・1度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。
- *1 新規制基準施行以前の設計及び工事の方法の認可後の供用段階の現状における、新規制基準施行を踏まえた設計及び工事の計画についての申請。
- *2 新規制基準施行以前の設計及び工事の方法の認可後の検査段階の現状における、新規制基準施行を踏まえた設計及び工事の計画の変更のための申請(第2回/全2回)(※安全冷却水B冷却塔、第2ユーティリティ建屋に係る施設及び海

洋放出管切り離し工事を除く)。

※³ 新規制基準施行以前の設計及び工事の方法の認可後の検査段階の現状における、新規制基準施行を踏まえた設計及び工事の計画の変更のための申請 (第2 ユーティリティ建屋に係る施設)。

※⁴ 新規制基準施行以前の設計及び工事の方法の認可後の検査段階の現状における、新規制基準施行を踏まえた設計及び工事の計画の変更のための申請 (海洋放出管切り離し工事)。

5. 原子力施設に係る審査・確認等の件数

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

① 実用発電用原子炉等に係る審査・確認等の状況

施設の種類の種類		件数
実用発電用原子炉 (60 プラント) (廃止措置中：18 プラント) (特定原子力施設：6 プラント)	設置の変更の許可	5
	設置の変更の届出	15
	設計及び工事の計画の認可	24
	設計及び工事の計画の変更の認可	2
	設計及び工事の計画の届出	5
	設計及び工事の計画の軽微な変更の届出	2
	設計及び工事の計画の届出に係る審査期間の延長	1
	使用前検査の合格	10
	保安規定の認可又は変更の認可	23
	使用前確認	44
	安全性の向上のための評価の結果等の届出	8
	運転の期間の延長の認可	2
	長期施設管理計画の認可	11
	廃止措置計画の変更の認可	3
	廃止措置計画の軽微な変更の届出	2
	運転責任者選任の判定を行うための方法、実施体制等の確認	10
	原子炉本体の試験使用承認	8
	一部使用承認	11
	使用前検査の省略の指示	0
	特定兼用キャスクの設計の型式証明又は変更の承認	0
特定兼用キャスクの型式の指定又は変更の承認	0	
研究開発段階発電用原子炉施設 (廃止措置中：2 施設)	設置の変更の許可	0
	設置の変更の届出	0
	保安規定の変更の認可	4
	廃止措置計画の変更の認可	2
	廃止措置計画の軽微な変更の届出	1

②核燃料施設等に係る審査・確認等の状況

施設の種類		件数
加工施設 (7施設) (建設中：1施設) (廃止措置中：1施設)	事業変更の許可	1
	設計及び工事の計画の認可又は変更の認可	6
	使用前検査の合格	2
	使用前確認証の交付	2
	一部使用の承認	0
	保安規定の変更の認可	1
	廃止措置計画の認可又は変更の認可	0
試験研究用等原子炉施設 (22施設) (廃止措置中：14施設)	設置の変更の許可（承認）	2
	設計及び工事の計画の認可（承認）又は変更の認可（承認）	5
	使用前検査の合格	1
	使用前確認証の交付	4
	一部使用の承認	0
	保安規定の認可（承認）又は変更の認可（承認）	12
	廃止措置計画の認可	0
	廃止措置計画の変更の認可	1
使用済燃料貯蔵施設 (1施設)	事業変更の許可	0
	設計及び工事の計画の認可又は変更の認可	2
	保安規定の変更の認可	1
	型式証明又は変更の承認	1
	型式指定又は変更の承認	0
再処理施設 (2施設) (廃止措置中：1施設)	事業変更の許可	0
	設計及び工事の計画の認可又は変更の認可	0
	使用前検査の合格	0
	廃止措置計画の変更の認可	0
	保安規定の変更の認可	2
第二種廃棄物埋設施設 (2施設)	事業変更の許可	0
	廃棄物埋設施設に係る確認	0
	廃棄物に係る確認	31
	保安規定の変更の認可	2
廃棄物管理施設 (2施設)	事業変更の許可	0
	設計及び工事の計画の認可又は変更の認可	1
	保安規定の変更の認可	3
核燃料物質使用施設※1 (該当施設：10施設) (非該当施設：190施設)	使用の許可（承認）又は変更の許可（承認）	29
	施設検査の合格	0
	使用前確認証の交付	12
	保安規定の認可又は変更の認可	8
	廃止措置計画の認可	1
	廃止措置の終了の確認	3
核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等	施設外等における廃棄に関する確認	0
	核燃料輸送物の設計の承認	16
	輸送容器の承認	8
	設計承認の期間更新	0
	容器承認の期間更新	0
	工場外等における運搬に関する確認	15
	放射能濃度の確認	2

・令和7年3月31日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

※1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条各号に掲げる核燃料物質の使用に該当している施設を「該当施設」、該当していない施設を「非該当施設」と分類。

6. 運転期間延長認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	認可日	運転開始以後 40年を経過 する日
関西電力(株)	高浜発電所 1号炉	平成 27 年 4 月 30 日	平成 28 年 6 月 20 日	平成 26 年 11 月 13 日
	高浜発電所 2号炉	平成 27 年 4 月 30 日	平成 28 年 6 月 20 日	平成 27 年 11 月 13 日
	高浜発電所 3号炉	令和 5 年 4 月 25 日	令和 6 年 5 月 29 日	令和 7 年 1 月 16 日
	高浜発電所 4号炉	令和 5 年 4 月 25 日	令和 6 年 5 月 29 日	令和 7 年 6 月 4 日
	美浜発電所 3号炉	平成 27 年 11 月 26 日	平成 28 年 11 月 16 日	平成 28 年 11 月 30 日
日本原子力発 電(株)	東海第二発電所	平成 29 年 11 月 24 日	平成 30 年 11 月 7 日	平成 30 年 11 月 27 日
九州電力(株)	川内原子力発電所 1号炉	令和 4 年 10 月 12 日	令和 5 年 11 月 1 日	令和 6 年 7 月 3 日
	川内原子力発電所 2号炉	令和 4 年 10 月 12 日	令和 5 年 11 月 1 日	令和 7 年 11 月 27 日

7. 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	認可日	運転開始以後 30年、40年 又は50年を 経過する日
関西電力(株)	高浜発電所3号炉(30年)	平成26年 1月15日	平成27年 11月18日	平成27年 1月16日
	高浜発電所4号炉(30年)	平成26年 6月3日	平成27年 11月18日	平成27年 6月4日
	高浜発電所1号炉(40年)	平成27年 4月30日	平成28年 6月20日	平成26年 11月13日 ^{※1}
	高浜発電所2号炉(40年)	平成27年 4月30日	平成28年 6月20日	平成27年 11月13日 ^{※1}
	高浜発電所3号炉(40年)	令和5年 4月25日	令和6年 5月29日	令和7年 1月16日
	高浜発電所4号炉(40年)	令和5年 4月25日	令和6年 5月29日	令和7年 6月4日
	高浜発電所1号炉(50年)	令和5年 11月2日	令和6年 10月16日	令和6年 11月13日
	美浜発電所3号炉(40年)	平成27年 11月26日	平成28年 11月16日	平成28年 11月30日
	大飯発電所3号炉(30年)	令和2年 12月2日	令和3年 11月24日	令和3年 12月17日
	大飯発電所4号炉(30年)	令和3年 12月3日	令和4年 8月24日	令和5年 2月1日
中国電力(株)	島根原子力発電所2号炉 (30年)	平成30年 2月7日	令和6年 4月24日	平成31年 2月9日
四国電力(株)	伊方発電所3号炉(30年)	令和5年 11月1日	令和6年 10月16日	令和6年 12月14日
九州電力(株)	玄海原子力発電所3号炉 (30年)	令和5年 3月13日	令和6年 3月13日	令和6年 3月17日
	川内原子力発電所1号炉 (30年)	平成25年 12月18日	平成27年 8月5日	平成26年 7月3日
	川内原子力発電所2号炉 (30年)	平成26年 11月21日	平成27年 11月18日	平成27年 11月27日
	川内原子力発電所1号炉 (40年)	令和4年 10月12日	令和5年 11月1日	令和6年 7月3日
	川内原子力発電所2号炉 (40年)	令和4年 10月12日	令和5年 11月1日	令和7年 11月27日
日本原子力発 電(株)	東海第二発電所(40年)	平成29年 11月24日	平成30年 11月7日	平成30年 11月27日

※1：原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の見直しに伴う長期保守管理方針の変更。

8. 長期施設管理計画認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	期間	申請日	認可日
関西電力（株）	大飯発電所 3 号炉	30 年超	令和 5 年 12 月 21 日	令和 6 年 6 月 26 日
	大飯発電所 4 号炉	30 年超	令和 5 年 12 月 21 日	令和 6 年 6 月 26 日
九州電力（株）	川内原子力発電所 1 号炉	40 年超	令和 6 年 6 月 24 日	令和 6 年 11 月 29 日
	川内原子力発電所 2 号炉	30 年超	令和 6 年 6 月 24 日	令和 6 年 11 月 29 日
東北電力（株）	女川原子力発電所 2 号炉	30 年超	令和 6 年 6 月 27 日	－
関西電力（株）	高浜発電所 2 号炉	40 年超	令和 6 年 7 月 19 日	令和 6 年 12 月 16 日
中国電力（株）	島根原子力発電所 2 号炉	30 年超	令和 6 年 7 月 30 日	－
関西電力（株）	高浜発電所 3 号炉	40 年超	令和 6 年 8 月 20 日	令和 7 年 1 月 17 日
関西電力（株）	高浜発電所 4 号炉	40 年超	令和 6 年 8 月 20 日	令和 7 年 1 月 17 日
九州電力（株）	玄海原子力発電所 3 号炉	30 年超	令和 6 年 8 月 30 日	令和 7 年 3 月 5 日
関西電力（株）	美浜発電所 3 号炉	40 年超	令和 6 年 10 月 15 日	令和 7 年 3 月 27 日
関西電力（株）	高浜発電所 1 号炉	50 年超	令和 6 年 10 月 24 日	令和 7 年 3 月 27 日
四国電力（株）	伊方発電所 3 号炉	30 年超	令和 6 年 10 月 31 日	令和 7 年 3 月 27 日
関西電力（株）	高浜発電所 2 号炉	50 年超	令和 6 年 12 月 25 日	－
九州電力（株）	川内原子力発電所 2 号炉	40 年超	令和 7 年 1 月 31 日	－

9. 廃止措置計画認可等の状況

施設の種 類	申請者	対象施設	申請日	認可日
実用発電 用原子炉 （廃止措 置中：18 施設）	日本原子力発電 （株）	東海発電所	平成 18 年 3 月 10 日	平成 18 年 6 月 30 日
		敦賀発電所 1 号機	平成 28 年 2 月 12 日	平成 29 年 4 月 19 日
	東北電力（株）	女川原子力発電所 1 号機	令和元年 7 月 29 日	令和 2 年 3 月 18 日
	東京電力ホールデ ィングス（株）	福島第二原子力発電所 1,2,3,4 号機	令和 2 年 5 月 29 日	令和 3 年 4 月 28 日
	中部電力（株）	浜岡原子力発電所 1,2 号機	平成 21 年 6 月 1 日	平成 21 年 11 月 18 日
	関西電力（株）	美浜発電所 1,2 号機	平成 28 年 2 月 12 日	平成 29 年 4 月 19 日
		大飯発電所 1,2 号機	平成 30 年 11 月 22 日	令和元年 12 月 11 日
	中国電力（株）	島根原子力発電所 1 号機	平成 28 年 7 月 4 日	平成 29 年 4 月 19 日

施設の種 類	申請者	対象施設	申請日	認可日
	四国電力（株）	伊方発電所 1 号機	平成 28 年 12 月 26 日	平成 29 年 6 月 28 日
		伊方発電所 2 号機	平成 30 年 10 月 10 日	令和 2 年 10 月 7 日
	九州電力（株）	玄海原子力発電所 1 号機	平成 27 年 12 月 22 日	平成 29 年 4 月 19 日
		玄海原子力発電所 2 号機	令和元年 9 月 3 日	令和 2 年 3 月 18 日
加工施設 (1 施設)	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	人形峠環境技術センター	平成 30 年 9 月 28 日	令和 3 年 1 月 20 日
試験研究 用等原子 炉施設 (廃止措 置中：14 施設)	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	原子力科学研究所 JRR-2	平成 18 年 5 月 12 日	平成 18 年 11 月 6 日
		原子力科学研究所 JRR-4	平成 27 年 12 月 25 日	平成 29 年 6 月 7 日
		原子力科学研究所 過渡臨界 実験装置 (TRACY)	平成 27 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 7 日
		原子力科学研究所 軽水臨界 実験装置 (TCA)	平成 31 年 4 月 26 日	令和 3 年 3 月 17 日
		原子力科学研究所 高速炉臨 界実験装置 (FCA)	令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日
		大洗研究所 重水臨界実験装 置 (DCA)	平成 18 年 5 月 12 日	平成 18 年 10 月 20 日
		大洗研究所 材料試験炉 (JMTR)	令和元年 9 月 18 日	令和 3 年 3 月 17 日
		青森研究開発センター 原子 力第 1 船 むつ	平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 10 月 20 日
	国立大学法人東京 大学	国立大学法人東京大学大学院 工学系 研究科原子力専攻 東京 大学原子炉 (弥生)	平成 24 年 6 月 29 日	平成 24 年 8 月 24 日
	学校法人立教学院 立教大学	立教大学原子力研究所 立教 大学炉	平成 18 年 5 月 30 日	平成 19 年 6 月 1 日
	学校法人五島育英 会	東京都市大学原子力研究所 東京都市大学炉	平成 18 年 5 月 30 日	平成 19 年 6 月 5 日
	(株) 日立製作所 王禅寺センタ	日立教育訓練用原子炉 (HTR)	平成 18 年 5 月 31 日	平成 19 年 4 月 20 日
	(株) 東芝 原子 力技術研究所	東芝臨界実験装置 (NCA)	令和元年 12 月 23 日	令和 3 年 4 月 28 日
		東芝教育訓練用原子炉 (TTR-1)	平成 18 年 3 月 31 日	平成 19 年 5 月 22 日
研究開発 段階発電 用原子炉 (廃止措 置中：2 施設)	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	新型転換炉原型炉ふげん	平成 18 年 11 月 7 日	平成 20 年 2 月 12 日
		高速増殖炉原型炉もんじゅ	平成 29 年 12 月 6 日	平成 30 年 3 月 28 日
再処理 施設	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	核燃料サイクル工学研究所再 処理施設	平成 29 年 6 月 30 日	平成 30 年 6 月 13 日

第4 安全研究の推進と規制基準の継続的改善関係資料（第2章第3節関係）

1. 令和6年度実施安全研究

番号	研究分野	プロジェクト名	実施期間
1	外部事象	地震動評価手法の信頼性向上に関する研究	令和6年度－令和10年度
2		断層の活動性評価手法に関する研究	令和6年度－令和10年度
3		津波評価手法及び既往津波の波源推定に関する研究	令和3年度－令和6年度
4		外部事象に係る施設・設備のフラジリティ評価手法の高度化に関する研究	令和3年度－令和6年度
5	火災防護	火災防護に係る影響評価に関する研究（フェーズ2）	令和3年度－令和6年度
6	リスク評価	原子力規制検査のためのレベル1 PRAに関する研究	令和4年度－令和8年度
7	シビア アクシデント	重大事故進展を踏まえた水素挙動等に関する研究	令和5年度－令和8年度
8		重大事故時における重要物理化学現象の不確かさ低減に係る実験	令和2年度－令和7年度
9	炉物理	核特性解析における最適評価手法及び不確かさ評価手法に関する研究	令和3年度－令和6年度
10	核燃料	事故耐性燃料等の事故時挙動研究（R6-R10、新規）	令和6年度－令和10年度
11	材料・構造	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証に係る研究	令和2年度－令和6年度
12	特定原子力施設	福島第一原子力発電所燃料デブリの臨界評価手法の整備	平成26年度－令和6年度
13	核燃料 サイクル施設	再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の事象進展に係る研究	令和3年度－令和7年度
14	放射性廃棄物 埋設施設	廃棄物埋設における長期性能評価に関する研究	令和3年度－令和6年度
15	廃止措置・ クリアランス	放射性廃棄物の放射能濃度等の定量評価技術に関する研究	令和3年度－令和6年度
16	原子力災害対策	特定重大事故等対処施設等を考慮した緊急時活動レベル（EAL）見直しに関する研究	令和3年度－令和7年度
17	放射線防護	放射線防護のための線量及び健康リスク評価の精度向上に関する研究	令和4年度－令和8年度

2. 論文発表リスト

No.	区分	論文タイトル等
1	論文誌における論文公表	Yamashita, K., Kakinuma, T., "Interpretation of the global tsunami amplitude distribution due to the air pressure waves from the 2022 Hunga Tonga–Hunga Ha`apai volcanic eruption", Applied Ocean Research, Vol. 151, 104168, 2024. doi:10.1016/j.apor.2024.104168
2		Hasegawa, T., Kusu, C., Okada, M., Hiratsuka, A., Nishiki, K., Sato, Y., Koshigai, M., Matsuzaki, T., Yamamoto, Y., "Application of a recently developed method of oriented drill coring to accumulative tephra layers: identification of the Matuyama–Brunhes geomagnetic reversal in Akan caldera-forming eruption deposits", Earth, Planets and Space, Vol. 76, No. 139, 2024. doi:10.1186/s40623-024-02084-7
3		Hasegawa, T., Mochizuki, N., Shibuya, H., Nishihara, A., Kusu, C., Shibata, S., Okada, M., Nishiki, K., Sato, Y., "Paleomagnetic study of the 30 ka Aira caldera-forming eruption and 60–45 ka Iwato pyroclastic flow deposits, southern Kyushu, Japan", Earth, Planets and Space, Vol. 76, No. 161, 2024. doi:10.1186/s40623-024-02089-2
4		Matsu'ura, T., Ishitsuka, K., "Geological and geodetical vertical deformation profiles across the Kuradake fault group, Central Kyushu, SW Japan: Estimation of the proportion of triggered aseismic slip in the total late Quaternary slip", Tectonophysics, Vol. 898, 230625, 2025. doi: 10.1016/j.tecto.2025.230625
5		永井穰、北村俊也、吉村英二、日比野憲太、「1/2.3 スケール金属キャスクの 9m 落下試験」、日本原子力学会和文論文誌、23 巻、4 号、pp. 101-117、令和 6 年 doi:10.3327/taesj.J23.015
6		鳥山拓也、山下啓、石田暢生、「シルト性堆積物の含有割合と採取地域の関係分析の試み」、土木学会論文集特集号（海岸工学）、80 巻、17 号、令和 6 年 doi: 10.2208/jscej.24-17229
7		太田良巳、松澤遼、「弾頭型剛飛翔体の理論的貫入評価に関する一考察」、公益社団法人土木学会構造工学論文集、71A 巻、pp.852-861、令和 7 年 doi:10.11532/structcivil.71A.852
8		Sekine, M., Tsukamoto, N., Masuhara, Y., Furuya, M., "Experimental Study on Thermal Stratification in Water Pool with Vertical Heat Source", Annals of Nuclear Energy, Vol. 207, 110681, 2024. doi:10.1016/j.anucene.2024.110681
9		Taira, M., Fujiwara, T., Arita, Y., "Study on CsI release rate coefficient from fuel for source term evaluation", Annals of Nuclear Energy, Vol.216, No.15, 2025. doi:10.1016/j.anucene.2025.111288
10		Shiba, S., "Nuclear Data Uncertainty Propagation in the PWR MOX/UO2 Core Transient Benchmark", Nuclear Technology, 2024. doi:10.1080/00295450.2024.2421671
11		Kitano, K., Akiyama, H., Ohishi, Y., Muta, H., "EPMA and EBSD observations of unirradiated MIMAS-MOX fuels for the study of fission gas release and thermal conductivity", Journal of Nuclear Science and Technology, Vol. 62, No. 4, pp. 341- 352, 2025. doi:10.1080/00223131.2024.2429803

No.	区分	論文タイトル等
12	論文誌における論文公表	Baccou, J., Glantz, T., Ghione, A., Sargentini, L., Fillion, P., Damblin, G., Sueur, R., Iooss, B., Fang, J., Liu, J., Yang, C., Zheng, Y., Ui, A., Saito, M., Mendizábal Sanz, R., Bersano, A., Mascari, F., Skorek, T., Tiborcz, L., Hirose, Y., Takeda, T., Nakamura, H., Choi, C., Heo, J., Petruzzi, A., Zeng, K., Xie, Z., Wu, X., Eguchi, H., Pangukir, F., Breijder, P., Franssen, S., Perret, G., Clifford, I.D., Coscia, T.M., Di Maio, F., Zio, E., Pedroni, N., Zhang, J., Freixa, J., Rizzo, F., Ciurluini, C., Giannetti, F., Adorni, M. "A systematic approach for the adequacy analysis of a set of experimental databases: Application in the framework of the ATRIUM activity", Nuclear Engineering and Design, Vol. 421, p.113035_1 - 113035_16, 2024. doi: 10.1016/j.nucengdes.2024.113035
13		Hirota, A., Kouduka, M., Fukuda, A., Miyakawa, K., Sakuma, K., Ozaki, Y., Ishii, E., Suzuki, Y., "Biofilm Formation on Excavation Damaged Zone Fractures in Deep Neogene Sedimentary Rock", Microb Ecol, Vol. 87, article number 132, 2024. Doi:10.1007/s00248-024-02451-7
14		Nomura, M., Park, K. C., Takahashi, H., Tsukahara, T., "Comparative evaluation of uranium isotope ratios by peak-jumping and static multi-collector measurements in thermal ionization mass spectrometry", International Journal of Mass Spectrometry Vol. 503, 117277, 2024. doi:10.1016/j.ijms.2024.117277
15		Yoshii, T., Kawarabayashi, J., "Development of a practical conversion factor for evaluating radioactivity in mixed metal and plastic clearance objects", Applied Radiation and Isotopes, Vol. 217, 111670, 2025. doi:10.1016/j.apradiso.2025.111670
16		Yamamoto, K., Ohno, T., Kitamura, G., Takahashi, H., Hirata, T., "Deciphering the uranium isotopic signature of coastal water and sediments from Tokyo Bay using a multi-collector inductively coupled plasma mass spectrometer", Environmental Technology & Innovation, Vol 36, 103761, 2024. doi:10.1016/j.eti.2024.103761
1	学術会議における論文公表	Azuma, K., Fujiwara, K., Kai, S., Otani, A., Furuya, O., "Design Margins of Fatigue Life of Carbon Steel Elbows and Tees Subjected to Reversing Dynamic Loads", Proceedings of the ASME Pressure Vessels & Piping Conference 2024, PVP2024-123304, 2024. doi:10.1115/PVP2024-123304
2		Fujiwara, K., Teragaki, T., Hibino, K., Kubo, K., "Study on a Method for Evaluating the Seismic Fragilities Considering the Response Correlation for Seismic PRA", Proceedings of PSAM17&ASRAM2024, 2024.
3		太田良巳、二階堂雄司、阿部大希、山崎宏晃、「来待石に対する半球型剛飛翔体の貫入事象に関する実験的研究」、一般社団法人岩の力学連合会第16回岩の力学国内シンポジウム講演集、pp.316-321、令和7年
4		Takizawa, M., Kabashima, H., Matsuda, A., "Electrical insulation performance of flame-retardant electrical cables with thermoplastic and thermosetting materials for nuclear power plants", Journal of Physics: Conference Series, vol. 2885, 012018, Proceedings of 4th European Symposium on Fire Safety Science (ESFSS 2024), 2024. doi:10.1088/1742-6596/2885/1/012018
5		Yagihashi, H., Goto, K., Sekine, M., Tsukamoto, N., "VALIDATION OF TRACE SIMULATION OF SMALL-BREAK LOCA TEST (SB-CL-

No.	区分	論文タイトル等
		18) IN THE LARGE-SCALE TEST FACILITY”, Proceedings of ICONE31, 2024.
6		Goto, K., Yagihashi, H., Sekine, M., Tsukamoto, N., "Comparison of LSTF test (SB-CL-18) and PWR plant analysis", Proceedings of PSAM17&ASRAM2024, 2024.
7		Kikuch, W., Hotta, A., Ito, K., Yugo, H., Shimizu, M., "ANALYTICAL STUDY OF MELT SPREADING IN SHALLOW POOL OBSERVED IN PULiMSE10 TEST USING MSPREAD IMPLEMENTED WITH MOLTEN JET QUENCH MODEL", Proceedings of ICONE31, 2024.
8		Van Oudenaren, G.I.L., Grupa, J.B., Kim, S., Suzuki C., Wadayama, K., Nagakubo, A., "A Benchmark Comparison of Level 3 Probabilistic Safety Assessment Codes: Preliminary Results from First Calculations", Proceedings of PSAM17&ASRAM2024, 2024.
9		Kojo, R., "Development of Comparison Methodologies of Importance Analyses for Level 1 PRA and Level 2 PRA using Multiple Indicators", Proceedings of PSAM17&ASRAM2024, 2024.
10		Shiba, S., “Uncertainty Quantification of Critical Boron Concentration in Tihange-2 Reactor Core Tracking Analysis Using CASMO5/SIMULATE5 with JENDL-5”, 2024 ANS annual conference, 2024. doi:10.13182/T130-44023

第5 核セキュリティ対策の推進関係資料（第3章第1節関係）

1. 核物質防護規定の認可等の件数

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

核物質防護規定の変更の認可	55件（内訳） 加工施設 5件 試験研究用等原子炉 4件 実用発電用原子炉 32件 研究開発段階炉 2件 貯蔵施設 0件 再処理施設 4件 廃棄物管理施設 3件 核燃料物質使用施設 5件
実施計画の変更の認可	特定原子力施設 3件
核物質防護規定の遵守状況の検査 （原子力規制検査（核物質防護））	114件（内訳） 加工施設 14件 試験研究用等原子炉 10件 実用発電用原子炉 54件 研究開発段階炉 3件 貯蔵施設 1件 再処理施設 6件 廃棄物管理施設 3件 核燃料物質使用施設 23件
実施計画の遵守状況の検査	特定原子力施設 3件

2. IPPAS ミッションの概要

概要

IPPAS ミッションは、IAEA 加盟国からの要請に基づき、IAEA 主導のもと、核セキュリティに関する国際的な専門家で構成されたチームが、核物質及びその他の放射性物質並びに関連する施設の核セキュリティに関する、国の規制体系及び関連する施設における防護措置の実施状況のレビューを行うことで、改正核物質防護条約及び IAEA 核セキュリティ勧告文書に準拠した核セキュリティの強化に資する助言等を行うものである。

我が国はこれまで、平成 27 年 2 月に IPPAS ミッション、平成 30 年 11 月～12 月にそのフォローアップミッションを受け入れ、令和 6 年 7 月～8 月に 3 回目の IPPAS ミッションを受け入れた。

第6 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視関係資料（第4章第1節関係）

1. 特定原子力施設（東京電力福島第一原子力発電所）に係る実施計画の認可・検査の状況

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

認可・検査の種類	件数
実施計画の変更認可（核物質防護に係る認可を除く）	14
使用前検査の終了	15
試験使用の承認	0
一部使用の承認	1
使用前検査の省略の指示	0
溶接検査の終了	10
輸入溶接検査の終了	1
施設定期検査の終了	1
保安検査	4

第7 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善関係資料（第5章第2節関係）

1. 放射性同位元素等規制法に基づく審査・検査等の状況

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（1）審査等

事業者	申請・届出等の種類	件数
許可使用者 （事業所数：2029）	使用の許可（承認）申請	21
	許可使用に係る変更の許可（承認）申請	257
	廃止の届出	32
届出使用者 （事業所数：381）	使用の届出	7
	使用の届出に係る変更の届出	32
	廃止の届出	19
表示付認証機器届出使用者 （事業所数：4970）	表示付認証機器の使用の届出	563
	表示付認証機器の使用に係る変更の届出	826
	廃止の届出	777
届出販売業者 （事業所数：330）	販売業の届出	4
	販売業の届出に係る変更の届出	42
	廃止の届出	6
届出賃貸業者 （事業所数：163）	賃貸業の届出	0
	賃貸業の届出に係る変更の届出	24
	廃止の届出	6
許可廃棄業者 （事業所数：7）	廃棄業の許可（承認）申請	0
	廃棄業に係る変更の許可申請	1
	廃止の届出	0
放射性同位元素等の工場又は事業所外における運搬	運搬容器の承認申請	0
登録機関 （登録機関数：19）	登録申請	0
	登録更新申請	2
	業務規程の認可申請・届出	0
	業務規程の変更の認可申請・届出	6

（2）検査

許可届出使用者等	放射線障害の防止に係る立入検査	216
	特定放射性同位元素の防護に係る立入検査	90
登録機関	登録機関の業務の実施状況に係る立入検査	11

第8 各種検討会合等の実績

※各審議会等の実績はいずれも令和6年度末時点

1. 審議会等

- (1) 原子炉安全専門審査会
- (2) 核燃料安全専門審査会
- (3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会
- (4) 放射線審議会
- (5) 国立研究開発法人審議会

2. 審査会合

- (1) 新規制基準適合性に係る審査会合
- (2) 原子力施設の廃止措置に係る審査会合
- (3) 輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合
- (4) 実用発電用原子炉の長期施設管理計画等に係る審査会合
- (5) 特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合

3. 各種検討チーム

- (1) 環境放射線モニタリング技術検討チーム
- (2) 東海再処理施設安全監視チーム
- (3) もんじゅ廃止措置安全監視チーム
- (4) 原子力機構バックエンド対策監視チーム
- (5) 設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム
- (6) 原子炉構造材の監視試験方法及び破壊靱性の確認試験方法に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チーム
- (7) 高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム
- (8) 原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム

4. 特定の調査・検討会

- (1) 特定原子力施設監視・評価検討会
- (2) 特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会
- (4) 福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議
- (5) 技術情報検討会
- (6) 技術評価検討会

5. その他

- (1) 原子力規制委員会政策評価懇談会
- (2) 行政事業レビュー外部有識者会合
- (3) 新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合
- (4) 原子力事業者防災訓練報告会
- (5) 原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換

- (6) 検査制度に関する意見交換会合
- (7) 実務者レベルでの技術的意見交換会

1. 審議会等 ※令和7年3月31日現在

(1) 原子炉安全専門審査会

概要

原子炉安全専門審査会（炉安審）は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）に基づき、原子力規制委員会の指示があった原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する審議会として置かれている。炉安審での調査審議は、原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議（平成24年6月20日参議院環境委員会）も踏まえ、原子力規制委員会の判断を代替することなく、その判断に対する客観的な助言を行うに留めるものとされている。また、原子力規制委員会の第三者的立場から、科学的・技術的見地に立って、原子力規制委員会の行う規制業務の有効性の確認や助言を行うことも期待されている。

原子力規制委員会は、平成25年度第41回原子力規制委員会（平成26年2月5日）において原子力規制委員会設置法を踏まえた炉安審の設置方針を決定し、これに基づき平成26年5月12日に第1回審査会を開催している。それ以降、定期的に炉安審を開催している。

令和6年度第66回原子力規制委員会（令和7年3月5日）において、調査審議事項の改正を決定した。

令和6年度は、炉安審を1回、原子炉安全基本部会を2回、地震・津波部会を1回、火山部会を1回、開催した。また、令和6年度第3回原子力規制委員会（令和6年4月17日）において第16回原子炉安全基本部会（令和6年3月8日）、令和6年度第27回原子力規制委員会（令和6年8月28日）において第17回原子炉安全基本部会（令和6年6月28日）及び第4回地震・津波部会（令和6年6月24日）、令和6年度第53回原子力規制委員会（令和7年1月15日）において第18回原子炉安全基本部会（令和6年12月16日）及び第13回火山部会（令和6年11月13日）の審議状況の報告を受けた。

委員構成

審査委員	秋山 庸子	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻 准教授
	池上 雅子	国立大学法人東京科学大学 環境・社会理工学院 イノベーション科学系 教授
	石川 顕一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	糸井 達哉	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 准教授
	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座 客員教授
	大井川 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 上級執行役
	小川 康雄	東京工業大学 名誉教授
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 理事
	熊崎 美枝子	国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
	小菅 厚子	公立大学法人大阪大阪公立大学理学研究院 教授
	近藤 寛子	合同会社マトリクス K 代表
	定松 淳	国立大学法人東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 特任准教授
	澤田 彰	公益財団法人日本適合性認定協会 執行理事
	高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻 教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授
	西山 裕孝	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所長
	久田 嘉章	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	芳原 新也	学校法人近畿大学原子力研究所 准教授
	丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JAEA フェロー
	三宅 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 教授
	牟田 仁	東京都市大学大学院総合理工学研究科 教授
	茂木 俊夫	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 准教授
	山路 哲史	学校法人早稲田大学理工学術院先進理工学研究科 共同原子力専攻 教授
	山本 章夫◎	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 工学研究科 教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学先端量子ビーム科学研究センター 研究教授
吉橋 幸子	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学核燃料管理施設 教授	
臨時委員	大場 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
	奥野 充	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学研究科 教授
	高橋 智幸	学校法人関西大学 学長
	谷岡 勇市郎	国立大学法人北海道大学 大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 特任教授
	遠田 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授

	中道 治久	国立大学法人京都大学防災研究所 教授
	長谷川 健	国立大学法人茨城大学学術研究院基礎自然科学野 教授
	伴 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当 教授
	三浦 哲	東北大学 名誉教授
専門委員	吾妻 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員
	上田 英樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 巨大地変災害研究領域地震津波火山観測研究センター 火山観測グループ火山観測管理室 室長
	田中 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ キャリアリサーチャー

※◎は会長

地震・津波部会委員構成

審査委員	久田 嘉章	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	三宅 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 教授
臨時委員	高橋 智幸	学校法人関西大学 学長
	谷岡 勇市郎	国立大学法人北海道大学 大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 特任教授
	遠田 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授
専門委員	吾妻 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質調査総合センター活断層・火山研究部門 活断層評価研究グループ 主任研究員

※部会長は次回地震・津波部会で選任予定

火山部会委員構成

審査委員	小川 康雄◎	東京工業大学 名誉教授
	高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授
臨時委員	大場 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
	奥野 充	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学研究科 教授
	中道 治久	国立大学法人京都大学防災研究所 教授
	長谷川 健	国立大学法人茨城大学学術研究院基礎自然科学野 教授
	伴 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当 教授
	三浦 哲	東北大学 名誉教授
専門委員	上田 英樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 巨大地変災害研究領域地震津波火山観測研究センター 火山観測グループ火山観測管理室 室長
	田中 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ キャリアリサーチャー

※◎は部会長

原子炉安全基本部会委員構成

審査委員	秋山 庸子	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻 准教授
	池上 雅子	国立大学法人東京科学大学 環境・社会理工学院 イノベーション科学系 教授
	石川 顕一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	糸井 達哉	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 准教授
	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座 客員教授
	大井川 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 上級執行役
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 理事
	熊崎 美枝子	国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
	小菅 厚子	公立大学法人大阪公立大学理学研究院 教授
	近藤 寛子	合同会社マトリクス K 代表
	定松 淳	国立大学法人東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 特任准教授
	澤田 彰	公益財団法人日本適合性認定協会 執行理事
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻 教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授
	西山 裕孝	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所長
	久田 嘉章	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	芳原 新也	学校法人近畿大学原子力研究所 准教授
	丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JAEA フェロー
	牟田 仁	東京都市大学大学院総合理工学研究科 教授
	茂木 俊夫	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 准教授
山路 哲史	学校法人早稲田大学理工学術院先進理工学研究科 共同原子力専攻 教授	
山本 章夫◎	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 工学研究科 教授	
吉田 浩子	国立大学法人東北大学先端量子ビーム科学研究センター 研究教授	
吉橋 幸子	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学核燃料管理施設 教授	

※◎は部会長

(2) 核燃料安全専門審査会

概要

核燃料安全専門審査会（燃安審）は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力規制委員会の指示があった核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する審議会として置かれている。燃安審での調査審議は、原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議も踏まえ、原子力規制委員会の判断を

代替することなく、その判断に対する客観的な助言を行うに留めるものとされている。また、原子力規制委員会の第三者的立場から、科学的・技術的見地に立って、原子力規制委員会の行う規制業務の有効性の確認や助言を行うことも期待されている。

原子力規制委員会は、平成 25 年度第 41 回原子力規制委員会（平成 26 年 2 月 5 日）において原子力規制委員会設置法を踏まえた燃安審の設置方針を決定し、これに基づき平成 26 年 5 月 12 日に第 1 回審査会を開催している。それ以降、定期的に燃安審を開催している。

令和 6 年度第 66 回原子力規制委員会（令和 7 年 3 月 5 日）において、調査審議事項の改正を決定した。

令和 6 年度は、燃安審を 1 回、核燃料安全基本部会を 2 回、地震・津波部会を 1 回、火山部会を 1 回、開催した。また、令和 6 年度第 3 回原子力規制委員会（令和 6 年 4 月 17 日）において第 10 回核燃料安全基本部会（令和 6 年 3 月 8 日）、令和 6 年度第 27 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 28 日）において第 11 回核燃料安全基本部会（令和 6 年 6 月 28 日）及び第 4 回地震・津波部会（令和 6 年 6 月 24 日）、令和 6 年度第 53 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 15 日）において第 12 回核燃料安全基本部会（令和 6 年 12 月 16 日）及び第 13 回火山部会（令和 6 年 11 月 13 日）の審議状況の報告を受けた。

委員構成

審査委員	池上 雅子	国立大学法人東京科学大学 環境・社会理工学院イノベーション科学系 教授
	糸井 達哉	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 准教授
	宇根崎 博信	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授 同学エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻 教授
	小川 康雄	東京工業大学 名誉教授
	桐島 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所 教授
	黒崎 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 所長・教授
	小菅 厚子	公立大学法人大阪大阪公立大学理学研究院 教授
	斉藤 拓巳	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 教授
	定松 淳	国立大学法人東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 特任准教授
	澤田 彰	公益財団法人日本適合性認定協会 執行理事
	角 美奈子	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター放射線治 療科 部長
	高木 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科 教授
	高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授

	中村 武彦◎	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 研究専門官
	久田 嘉章	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	三宅 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学先端量子ビーム科学研究センター 研究教授
	吉橋 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施設 教授
	渡邊 直子	国立大学法人北海道大学大学院工学研究院応用量子科学 部門 教授
臨時委員	大場 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
	奥野 充	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学研究科 教授
	高橋 智幸	学校法人関西大学 学長
	谷岡 勇市郎	国立大学法人北海道大学 大学院理学研究院附属地震火山 研究観測センター 特任教授
	遠田 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授
	中道 治久	国立大学法人京都大学防災研究所 教授
	長谷川 健	国立大学法人茨城大学学術研究院基礎自然科学野 教授
	伴 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当 教授
	三浦 哲	東北大学 名誉教授
専門委員	吾妻 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合セン ター 活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主 任研究員
	上田 英樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 巨大地変災害研究領域地震津波火山観測研究センター火山 観測グループ火山観測管理室 室長
	田中 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合セン ター 活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ キャリアリサーチャー

※◎は会長

地震・津波部会委員構成

審査委員	久田 嘉章	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	三宅 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 教授
臨時委員	高橋 智幸	学校法人関西大学 学長
	谷岡 勇市郎	国立大学法人北海道大学 大学院理学研究院附属地震火山 研究観測センター 特任教授
	遠田 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授
専門委員	吾妻 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質調査総合センター活断層・火山研究部門 活断層評価研究グループ 主任研究員

※◎は部会長（第4回まで）。次期部会長は第5回で選任予定。

火山部会委員構成

審査委員	小川 康雄◎	東京工業大学 名誉教授
	高橋 浩晃	国立大学法人北海道大学大学院 理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授
臨時委員	大場 司	国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
	奥野 充	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院理学研究科 教授
	中道 治久	国立大学法人京都大学防災研究所 教授
	長谷川 健	国立大学法人茨城大学学術研究院基礎自然科学野 教授
	伴 雅雄	国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当 教授
	三浦 哲	東北大学 名誉教授
専門委員	上田 英樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 巨大地変災害研究領域地震津波火山観測研究センター 火山観測グループ火山観測管理室 室長
	田中 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ キャリアリサーチャー

※◎は部会長

核燃料安全基本部会委員構成

審査委員	池上 雅子	国立大学法人東京科学大学 環境・社会理工学院イノベーション科学系 教授
	糸井 達哉	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 准教授
	宇根崎 博信	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授 同学エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻 教授
	桐島 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所 教授
	黒崎 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 所長・教授
	小菅 厚子	公立大学法人大阪大阪公立大学理学研究院 教授
	斉藤 拓巳	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 教授
	定松 淳	国立大学法人東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 特任准教授
	澤田 彰	公益財団法人日本適合性認定協会 執行理事
	角 美奈子	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター放射線治 療科 部長
	高木 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科 教授
	中村 武彦◎	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 研究専門官
	久田 嘉章	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学先端量子ビーム科学研究センター 研究教授
	吉橋 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施 設 教授
	渡邊 直子	国立大学法人北海道大学大学院工学研究院応用量子科学 部門 教授

※◎は部会長

(3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会等

原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の開催実績

炉安審回	燃安審回	月/日	議題
23 合同	29 合同	10/21～ 10/23 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会の会長互選について 核燃料安全専門審査会の会長互選について

原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会の開催実績

炉安基回	燃安基回	月/日	議題
17 合同	11 合同	6/28	<ul style="list-style-type: none"> 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について 原子力規制検査について 発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について その他
18 合同	12 合同	12/16	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全基本部会及び核燃料安全基本部会 部会長の選任等について 炉安審・燃安審の活動実績と今後の取組 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について 原子力規制検査について その他

地震・津波部会の開催実績

回	月/日	議題
4	6/24	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁が収集した地震・津波等の事象に関する知見の分析結果について その他

火山部会の開催実績

回	月/日	議題
13	11/13	<ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉設置者及び核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について 火山事象に関する知見等に係る情報の収集・分析結果について その他

原子力規制委員会から原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会への調査審議事項

原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関して、以下の事項について調査審議を行い、助言を行うこと。

1. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた原子力規制委員会の対応状況
2. 原子力規制検査に係る原子力規制委員会及び事業者における実施状況
3. 令和6年7月5日付け「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しについて」を踏まえた原子力規制委員会及び事業者における対応状況
4. 発電用原子炉設置者又は核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制庁の評価
5. 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果を踏まえた原子力規制委員会の対応状況
6. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果を踏まえた原子力規制委員会の対応状況

(4) 放射線審議会

概要

原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）に基づき、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする放射線審議会が設置されている。

令和6年度においては、総会を5回開催、航空機乗務員等の宇宙放射線防護検討部会を設置し、1回開催した。

また、ICRP 2007年勧告の国内制度等への取り入れについては、実効線量係数等に関して、外部被ばくと内部被ばくの2つの部会を設置した。

委員構成

委員	飯本 武志	国立大学法人 東京大学 環境安全本部 教授
	石井 哲朗	一般財団法人 総合科学研究機構 中性子科学センター 安全管理室長
	大石 和佳	公益財団法人 放射線影響研究所 臨床研究部長
	大野 和子	学校法人島津学園 京都医療科学大学 医療科学部 放射線技術学科 教授
	甲斐 倫明◎	学校法人文理学園 日本文理大学 保健医療学部 教授
	岸本 充生	国立大学法人 大阪大学 D3センター 教授 社会技術共創研究センター長
	栗原 治	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 計測・線量評価部長
	高田 礼子	学校法人 聖マリアンナ医科大学 予防医学 主任教授

	高田 千恵	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所長
	高橋 史明	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター 副センター長
	谷川 攻一	福島県ふたば医療センター センター長・附属病院長 福島県立医科大学 特任教授 広島大学 名誉教授
	中村 伸貴	公益社団法人 日本アイソトープ協会 医薬品部 上級専門職
	細野 眞〇	近畿大学 医学部 放射線医学教室 教授
	松田 尚樹	国立大学法人 長崎大学 名誉教授
	横山 須美	国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授
	吉田 浩子	国立大学法人 東北大学 先端量子ビーム科学研究センター 研究教授

※◎は会長、〇は会長代理

航空機乗務員等の宇宙放射線防護検討部会委員構成

委員	大野 和子〇	学校法人島津学園 京都医療科学大学 医療科学部 放射線技術学科 教授
	栗原 治	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 計測・線量評価部長
	松田 尚樹◎	国立大学法人 長崎大学 名誉教授
専門委員	大海 尚美	日本航空株式会社 人財本部ウエルネス推進部 兼 運航本部運航乗員ウエルネス推進部 部長
	黒木 隆志	全日本空輸株式会社 労政部 担当部長
	五味 秀穂	一般財団法人 航空医学研究センター 所長
	佐藤 達彦	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力基礎工学研究センター 研究フェロー
	保田 浩志	国立大学法人 広島大学 原爆放射線医科学研究所 教授

※◎は部会長、〇は部会長代理

外部被ばくの評価法(実効線量係数等)に係る技術的指針検討部会委員構成

委員	高橋 史明	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター 副センター長
	吉田 浩子	国立大学法人 東北大学 先端量子ビーム科学研究センター 研究教授
専門委員	小田 啓二	一般財団法人 電子科学研究所 理事長 国立大学法人 神戸大学 名誉教授
	佐藤 達彦	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力基礎工学研究センター 研究フェロー
	萩原 雅之	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 NanoTerasu センター 基盤技術グループリーダー
	藤淵 俊王	九州大学大学院 医学研究院保健学部門 医用量子線科学分野 教授

内部被ばくの評価法(実効線量係数等)に係る技術的指針検討部会委員構成

委員	高橋 史明	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター 副センター長
	栗原 治	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 計測・線量評価部長
専門委員	谷 幸太郎	東京都立大学大学院 人間健康科学研究科 特任准教授
	細田 正洋	弘前大学大学院 保健学研究科 放射線技術科学領域 教授
	増田 毅	公益財団法人 環境科学技術研究所 トリチウム研究センター 主任研究員

放射線審議会の開催実績

回	月/日	議題
161	4/23	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任及び会長代理の指名 ・航空機乗務員等の宇宙線被ばく管理に関する検討の進め方について ・ICRP 2007 年勧告の取り入れ（実効線量係数等）の今後の進め方について ・自然起源放射性物質（NORM）に関する現況について ・その他
162	8/6	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内ラドンの対応について ・航空機乗務員等の宇宙線被ばく管理の現況及び今後の進め方について ・放射線審議会運営規程の改正について ・放射線防護に係る国際動向について ・その他
163	10/29	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機乗務員等の宇宙放射線防護検討部会について ・「自然放射性物質の規制免除について」報告書改訂に当たっての論点及びスケジュールについて ・放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（諮問） ・その他
164	12/10	<ul style="list-style-type: none"> ・ICRP 2007 年勧告の取り入れ（実効線量係数等）の今後の進め方について ・眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係るフォローアップについて－医療従事者の被ばく低減に向けた取組と被ばく線量の状況について－ ・放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（諮問） ・その他

165	2/26	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線審議会の部会について（実効線量係数等） ・新報告書「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方」の策定について ・放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（諮問） ・その他
-----	------	--

航空機乗務員等の宇宙放射線防護検討部会の開催実績

回	月/日	議題
1	12/11	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選任及び部会長代理の指名 ・航空機乗務員等の宇宙線被ばく線量管理に関する国際動向 ・航空機乗務員の被ばく線量評価の現況 ・航空運送事業者等における取組の現況 ・旅客の被ばく線量の推定 ・論点整理

（5）国立研究開発法人審議会

概要

原子力規制委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づき、主務大臣として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う業務のうち一部について、研究開発に関する審議会の意見を聴取した上で、中長期目標の指示や業績評価等を実施する必要がある。そのため、原子力規制委員会は、平成 27 年 4 月 10 日、研究開発に関する審議会として国立研究開発法人審議会を設置した。

令和 6 年度においては量子科学技術研究開発機構部会を 2 回開催し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和 5 年度における業務実績評価等について意見聴取を行い、取りまとめを行った。

さらに、日本原子力研究開発機構部会を 2 回開催し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和 5 年度における業務実績評価等について意見聴取を行い、取りまとめを行った。

委員構成

委員	大友 康裕	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター 病院長
	越塚 誠一◎	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	細谷 紀子	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 疾患生命工学センター 放射線分子医学部門 准教授
	山本 章夫	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科 教授
	横田 絵理	慶應義塾大学商学部 教授
	横山 須美○	国立大学法人長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授

※◎は会長、○は会長代理

量子科学技術研究開発機構部会委員構成

委員	大友 康裕	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター 病院長
	細谷 紀子	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 疾患生命工学センター 放射線分子医学部門 准教授
	横山 須美◎	国立大学法人長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授

※◎は部会長

日本原子力研究開発機構部会委員構成

委員	越塚 誠一◎	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山本 章夫	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科 教授
	横田 絵理	慶應義塾大学商学部 教授

※◎は部会長

量子科学技術研究開発機構部会の開催実績

回	月/日	議題
19	7/9	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和 5 年度における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）について その他
20	7/29	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和 5 年度における業務の実績に関する評価（原子力規制委員会共管部分）（案）についての意見の取りまとめ その他

日本原子力研究開発機構部会の開催実績

回	月/日	議題
22	7/18	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度の業務の実績に関する評価について 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのための安全研究に係る予算及び人員等について その他
23	7/25 ～ 7/26	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度の業務の実績に関する意見の取りまとめについて（書面審議）

2. 審査会合

(1) 新規制基準適合性に係る審査会合

概要

平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子力発電所に係る新規制基準及び 12 月 18 日に施行された核燃料施設等に係る新規制基準について、事業者から提出された原子炉設置変更許可申請等に対する審査に当たった。審査は、原子力規制委員会委員に加え、原子力規制庁において検討チームを編成し、令和 6 年度において原子力発電所については 89 回、核燃料施設等については

29回の審査会合を開催した。

原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査会合の構成

原子力規制委員会	杉山 智之	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員（第 1282 回まで参加）
	山岡 耕春	原子力規制委員会委員（第 1284 回から参加）
原子力規制庁	大島 俊之	原子力規制部長
	金城 慎司	長官官房審議官
	渡邊 桂一	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	西崎 崇徳	安全管理調査官（高経年化審査担当）（第 1268 回から参加）
	内藤 浩行	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	根塚 崇喜	安全規制調整官（第 1283 回から参加）
	奥 博貴	安全規制調整官（第 1280 回まで参加）
	岩澤 大	安全規制調整官
	齋藤 哲也	安全規制調整官
	名倉 繁樹	安全規制調整官
	忠内 巖大	安全規制調整官
	止野 友博	安全管理調査官
	中川 淳	安全管理調査官（第 1268 回から参加）
	天野 直樹	安全管理調査官
	岩田 順一	安全管理調査官
	三井 勝仁	安全管理調査官
	野田 智輝	企画調査官
	江寄 順一	企画調査官
	小野 祐二	原子力規制制度研究官

核燃料施設等の新規制基準に係る適合性審査会合の構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員（第 532 回まで参加）
	長崎 晋也	原子力規制委員会委員（第 534 回から参加）
	杉山 智之	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員（第 517 回まで参加）
原子力規制庁	大島 俊之	原子力規制部長
	金城 慎司	長官官房審議官
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 528 回まで参加）
	小山田 巧	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 529 回から参加）
	長谷川 清光	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	内藤 浩行	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	荒川 一郎	安全管理調査官
	猪俣 勝己	安全管理調査官
	澤田 智宏	安全管理調査官（第 539 回から参加）
岩田 順一	安全管理調査官	

	三井 勝仁	安全管理調査官
	栗崎 博	企画調査官
	澁谷 朝紀	企画調査官（第 533 回から参加）
	古作 泰雄	企画調査官（第 525 回まで参加）
	木原 昌二	企画調査官（第 536 回から参加）
	江崎 順一	企画調査官

（２）原子力施設の廃止措置に係る審査会合

概要

原子力施設の廃止措置計画について、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る審査会合を開催している。令和 6 年度において原子力発電所について 3 回、核燃料施設等については 13 回の審査会合を開催した。

実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合の構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	金城 慎司	長官官房審議官
	渡邊 桂一	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	岩澤 大	安全規制調整官

核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合の構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員（第 37 回まで参加）
	長崎 晋也	原子力規制委員会委員（第 38 回から参加）
原子力規制庁	金城 慎司	長官官房審議官
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 33 回まで参加）
	小山田 巧	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 34 回から参加）
	荒川 一郎	安全管理調査官
	栗崎 博	企画調査官
	澁谷 朝紀	企画調査官（第 40 回から参加）

（３）輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合

概要

輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合について、原子力規制庁職員から成る検討チームを編成し、令和 6 年度において 2 回の審査会合を開催した。

審査会合の構成

原子力規制庁	金城 慎司	長官官房審議官
	長谷川 清光	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）

	松本 尚	企画調査官（第 17 回まで参加）
	木原 昌二	企画調査官（第 18 回から参加）

（４）実用発電用原子炉の長期施設管理計画等に係る審査会合

概要

事業者から提出される長期施設管理計画認可申請等に対する審査会合について、原子力規制庁職員から成る体制を整備し、開催している。令和 6 年度において審査会合を 17 回開催した。

審査会合の構成

原子力規制庁	金城 慎司	長官官房審議官 安全規制管理官（高経年化審査担当）（第 7 回まで併任）
	渡邊 桂一	安全規制管理官（実用炉審査担当）（第 7 回まで参加）
	西崎 崇徳	安全規制管理官（高経年化審査担当）（第 8 回から参加）
	塚部 暢之	安全規制調整官
	小野 祐二	原子力規制制度研究官

（５）特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合

概要

特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合について、原子力規制庁職員から成る体制を整備し、開催している。令和 6 年度において審査会合を 4 回、書面審査を 2 回開催した。

審査会合の構成

原子力規制庁	金城 慎司	長官官房審議官
	渡邊 桂一	安全規制管理官（実用炉審査担当）（第 31 回まで参加）
	西崎 崇徳	安全規制管理官（高経年化審査担当）（第 32 回から参加）
	岩澤 大	安全規制調整官（第 32 回まで参加）
	根塚 崇喜	安全規制調整官（第 33 回から参加）

3. 各種検討チーム

（１）環境放射線モニタリング技術検討チーム

概要

緊急時及び平常時のモニタリングを適切に実施するためには、常にモニタリングの技術基盤の整備、実施方法の見直し、技能の維持を図っていくことが重要である。これに関して、モニタリングの技術的事項に関する検討を

継続的に行うため、伴原子力規制委員会委員及び外部専門家等から成る検討チーム会合を令和6年度は2回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部専門家	工藤 俊明	青森県原子力センター 所長
	黒澤 忠弘	国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター 分析計測標準研究部門 副研究部門長
	佐藤 玖莉	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 放射線管理部 放射線計測 技術課
	高田 兵衛	福島大学 環境放射能研究所 准教授
	武石 稔	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター 専門研修グループ テクニカルアドバイザー
	西沢 博志	福井工業大学 工学部原子力技術応用工学科 教授
	蜂須賀 暁子	国立医薬品食品衛生研究所 有機化学部 主任研究官
	濱松 潮香	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 所長
	山田 崇裕	近畿大学原子力研究所教授
原子力規制庁	児嶋 洋平	核物質・放射線総括審議官
	川口 悦生	監視情報課長
	黒川 陽一郎	放射線防護企画課長
	久保 善哉	放射線環境対策室長
	佐々木 潤	監視情報課企画官
	高橋 知之	放射線・廃棄物研究部門 統括技術研究調査官
	酒井 宏隆	放射線・廃棄物研究部門 上席技術研究調査官
	柚木 彰	放射線・廃棄物研究部門 主任技術研究調査官

(2) 東海再処理施設安全監視チーム

概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）における、リスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保のあり方等について継続的に確認するため、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る監視チーム会合を令和6年度において6回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員（第 78 回まで参加）
	長崎 晋也	原子力規制委員会委員（第 79 回から参加）
原子力規制庁	大島 俊之	原子力規制部長
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 75 回まで参加）
	小山田 巧	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 76 回から参加）
	栗崎 博	企画調査官
	小澤 隆寛	企画調査官（第 78 回から参加）

（3）もんじゅ廃止措置安全監視チーム

概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの現況や日本原子力研究開発機構の取組状況を継続的に確認するため、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る監視チーム会合を平成 29 年 1 月に設置し、令和 6 年度は 5 回会合を開催した。

チームの構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員（第 47 回まで参加）
	長崎 晋也	原子力規制委員会委員（第 48 回から参加）
原子力規制庁	大島 俊之	原子力規制部長
	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 45 回まで参加）
	小山田 巧	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 46 回から参加）
	鳥枝 浩彰	火災対策室長（第 48 回から参加）
	栗崎 博	企画調査官
	小澤 隆寛	企画調査官（第 48 回から参加）

（4）原子力機構バックエンド対策監視チーム

概要

原子力機構の老朽化施設の廃止措置や放射性廃棄物管理等、原子力機構全体のバックエンド対策に係る包括的な課題を取り扱うため、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る監視チーム会合を令和元年 5 月に設置し、令和 6 年度は 2 回会合を開催した。

チームの構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員（第 9 回まで参加）
	長崎 晋也	原子力規制委員会委員（第 10 回から参加）
原子力規制庁	大島 俊之	原子力規制部長

	志間 正和	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 8 回まで参加）
	小山田 巧	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 9 回から参加）
	荒川 一郎	安全規制調査官（第 8 回まで参加）
	澁谷 朝紀	企画調査官（第 10 回から参加）
	小澤 隆寛	企画調査官（第 10 回から参加）

(5) 設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム

概要

設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会規格の技術評価を行うことを目的として、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部専門家等からなる検討チーム会合を、令和 6 年度は 1 回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	大塚 雄市	国立大学法人長岡技術科学大学工学研究院准教授
	深沢 剛司	学校法人東京電機大学大学院工学研究科機械工学専攻教授
	古川 敬	一般財団法人発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター所長
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究センター	知見 康弘	経年劣化研究グループリーダー
	山口 義仁	経年劣化研究グループ研究副主幹
原子力規制庁	佐藤 暁	技術基盤グループ長
	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	小嶋 正義	システム安全研究部門統括技術研究調査官
	田口 清貴	システム安全研究部門主任技術研究調査官
	水田 航平	システム安全研究部門技術研究調査官
	東 喜三郎	地震・津波研究部門副主任技術研究調査官
	宮崎 毅	専門検査部門企画調査官
	酒井 麗奈	専門検査部門検査技術専門職
	澤田 敦夫	技術参与
	菊池 正明	技術参与
	高倉 賢一	技術参与
藤澤 博美	技術参与	

(6) 原子炉構造材の監視試験方法及び破壊靱性の確認試験方法に係る日本電気

協会の規格の技術評価に関する検討チーム

概要

原子炉構造材の監視試験方法及び原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法に係る日本電気協会規格の技術評価を行うことを目的として、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部専門家等からなる検討チーム会合を、令和6年度は3回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会	杉山 智之	原子力規制委員会委員
外部専門家	牟田 浩明	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科環境エネルギー工学専攻教授
	古川 敬	一般財団法人発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター所長
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究センター	高見澤 悠	経年劣化研究グループ研究副主幹
	山口 義仁	経年劣化研究グループ研究副主幹
	鬼沢 邦雄	研究専門官
原子力規制庁	森下 泰	技術基盤グループ長
	神谷 考司	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	小嶋 正義	システム安全研究部門統括技術研究調査官
	北條 智博	システム安全研究部門主任技術研究調査官
	沖田 泰良	システム安全研究部門主任技術研究調査官
	渡辺 藍己	システム安全研究部門技術研究調査官
	東 喜三郎	地震・津波研究部門主任技術研究調査官
	塚本 直史	シビアアクシデント研究部門上席技術研究調査官
	藤澤 博美	技術参与
	船田 立夫	技術参与
河野 克己	技術参与	

(7) 高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム

概要

高経年化した発電用原子炉の安全規制について検討するため、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る検討チーム会合を令和5年2月に設置し、令和6年度は1回会合を開催した。

高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームの構成

原子力規制委員会	杉山 智之	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	大島 俊之	原子力規制部長
	金城 慎司	長官官房審議官
	竹内 淳	原子力規制企画課長

	照井 裕之	原子力規制企画課課長補佐
	塚部 暢之	高経年化審査部門安全規制調整官
	岡本 肇	高経年化審査部門上席安全審査官

(8) 原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム

概要

屋内退避を最も効果的に運用するための検討を行うことを目的として、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員、内閣府職員、外部専門家、自治体関係者から成る検討チーム会合を令和6年度において9回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	杉山 智之	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	児嶋 洋平	核物質・放射線総括審議官（放射線防護グループ長）
	新田 晃	放射線防護企画課長（第3回まで参加）
	黒川 陽一郎	放射線防護企画課長（第4回から参加）
	山本 哲也	放射線防護企画課 放射線防護技術調整官
	加藤 隆行	放射線防護企画課 企画調査官
	湯澤 正治	放射線防護企画課 課長補佐（第7回まで参加）
	元光 邦彦	放射線防護企画課 原子力防災専門職
	山本 千尋	放射線防護企画課 防護措置戦略係長（第6回から参加）
	本間 俊充	放射線防護企画課 技術参与
	杉本 孝信	緊急事案対策室長
	川崎 憲二	緊急事案対策室 企画調整官
	星 陽崇	シビアアクシデント研究部門 上席技術研究調査官
	鈴木 ちひろ	シビアアクシデント研究部門 副主任技術研究調査官
	渡邊 桂一	実用炉審査部門 安全規制管理官（実用炉審査担当）
反町 幸之助	実用炉審査部門 管理官補佐	
内閣府（原子力防災担当）	前田 光哉	官房審議官（原子力防災担当）（第3回まで参加）
	吉田 大	参事官（企画・国際担当）（第4回から参加）
	根木 桂三	参事官（地域防災担当）（第3回まで参加）
	長谷 弘道	参事官（地域防災担当）（第4回から参加）
外部専門家	栗原 治	量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 計測・線量評価部長
	高原 省五	日本原子力研究開発機構

		原子力安全・防災研究所 安全研究センター 研究主席
	坪倉 正治	福島県立医科大学 医学部 放射線健康管理学講座 主任教授
	丸山 結	日本原子力研究開発機構 JAEA フェロー
自治体関係者	長谷部 洋	宮城県 復興・危機管理部 原子力安全対策課長
	藤村 弘明	敦賀市 市民生活部 危機管理対策課長

4. 特定の調査・検討会

(1) 特定原子力施設監視・評価検討会

概要

東京電力福島第一原子力発電所における、廃炉作業に係る工程管理や安全対策等について評価及び必要な技術的助言を実施することを目的とし、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部有識者から成る特定原子力施設監視・評価検討会を開催している。令和6年度においては、当該検討会を5回開催した。

検討会の構成

原子力規制委員会	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員(第113回まで参加)
	長崎 晋也	原子力規制委員会委員(第114回から参加)
外部有識者	井口 哲夫	名古屋大学 名誉教授
	橘高 義典	東京都立大学大学院都市環境科学研究科建築学域 教授
	田中 清一郎	一般社団法人双葉町復興推進協議会 理事長
	徳永 朋祥	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境システム学専攻 教授
	蜂須賀 禮子	大熊町商工会 会長
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科総合エネルギー工学専攻 教授
原子力規制庁	市村 知也	原子力規制技監
	佐藤 暁	核物質・放射線総括審議官(第112回まで) 地域原子力規制総括調整官(福島担当)(第113回から)
	古金谷 俊之	緊急事態対策監(第113回から参加)
	南山 力生	地域原子力規制総括調整官(福島担当)(第112回まで参加)
	岩永 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	澁谷 朝紀	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官(第113回まで参加)
	宮本 健治	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官(第114回から参加)

	正岡 秀章	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
	大辻 絢子	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐(第 113 回まで参加)
	渡邊 達樹	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 室長補佐(第 114 回から参加)
	山元 義弘	福島第一原子力規制事務所 所長
	小林 隆輔	福島第一原子力規制事務所 技術参与
	青木 広臣	放射線・廃棄物研究部門 主任技術研究調査官

(2) 特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合

概要

東京電力福島第一原子力発電所の実施計画の審査について、廃炉作業等を着実かつ速やかに進めるためにも迅速な審査が必要であることから、主要な技術的課題に係る議論を行うこと、その他規制要求等に係る技術的な課題を議論することを目的とし、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合を開催している。令和 6 年度においては、当該会合を 8 回開催した。

会合の構成

原子力規制委員会	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員(第 22 回まで参加)
	長崎 晋也	原子力規制委員会委員(第 23 回から参加)
原子力規制庁	佐藤 暁	核物質・放射線総括審議官(第 20 回まで参加)
	古金谷 俊之	緊急事態対策監 (第 21 回から参加)
	岩永 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	澁谷 朝紀	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官(第 20 回まで参加)
	宮本 健治	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官(第 22 回から参加)
	正岡 秀章	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
	大辻 絢子	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐(第 20 回まで参加)
	渡邊 達樹	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐(第 23 回から参加)

(3) 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会

概要

東京電力福島第一原子力発電所事故についての技術的な調査・分析に係る検討を行うことを目的とし、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員、外部有識者及び日本原子力研究開発機構職員から成る東京電力福島第一原

原子力発電所における事故の分析に係る検討会を開催している。令和 6 年度は、当該検討会を 6 回開催した。

検討会の構成

原子力規制委員会	山中 伸介	原子力規制委員会委員長
	田中 知	原子力規制委員会委員 (第 47 回まで参加)
	杉山 智之	原子力規制委員会委員
	長崎 晋也	原子力規制委員会委員 (第 48 回から参加)
外部有識者	市野 宏嘉	防衛大学校 准教授
	大石 佑治	大阪大学大学院 准教授
	浦田 茂	三菱重工業株式会社 部長
	門脇 敏	長岡技術科学大学 教授
	佐藤 文信	大阪大学大学院 教授
	二ノ方 壽	東京工業大学 名誉教授
	前川 治	東芝エネルギーシステムズ株式会社 シニアエキスパート
	宮田 浩一	原子力エネルギー協議会 部長
	牟田 仁	東京都市大学 准教授
	牟田 浩明	大阪大学大学院 教授
	村田 勲	大阪大学大学院 教授
	山路 哲史	早稲田大学理工学術院 教授
	山中 康慎	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 執行役員
	原子力規制庁	佐藤 暁
古金谷 俊之		緊急事態対策監 (第 47 回から参加)
遠山 眞		技術基盤課 課長(第 46 回まで参加)
神谷 考司		技術基盤課 課長(第 47 回から参加)
平野 雅司		技術基盤課 技術参与
栃尾 大輔		シビアアクシデント研究部門 主任技術研究調査官
入江 正明		放射線・廃棄物研究部門 技術研究調査官
岩永 宏平		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
安井 正也		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官(第 49 回まで)
宮本 健治		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官(第 48 回から)
星 陽崇		シビアアクシデント研究部門 上席技術研究調査官
建部 恭成		実用炉審査部門主任安全審査官(第 46 回まで)
上ノ内 久光		原子力安全人材育成センター 原子炉技術研修課 教官
日本原子力研究開発機構		丸山 結
	天谷 政樹	安全研究・防災支援部門 安全研究センターセンター長

(4) 福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議

概要

東京電力福島第一原子力発電所事故についての技術的な調査・分析に係る作業と廃炉作業の整合を図ることを目的とし、調査・分析の実施主体である原子力規制庁並びに廃炉作業の実施主体である資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力から成る福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を開催している。令和6年度は、当該会議を8月に開催した。

会議の構成

資源エネルギー庁	宮崎 貴哉	原子力事故災害対処審議官
	堤 理仁	原子力発電所事故収束対応室 企画官
	伏見 朋和	原子力発電所事故収束対応室 室長補佐
原子力規制庁	古金谷 敏之	緊急事態対策監
	岩永 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	大辻 絢子	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐
原子力損害賠償・廃 炉等支援機構	池上 三六	執行役員
	中村 紀吉	執行役員
	山中 康慎	執行役員
東京電力ホールデ ィングス株式会社	阿部 守康	執行役員 福島第一廃炉推進カンパニー バ イスプレジデント
	飯塚 直人	福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉技術担当
	溝上 伸也	福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子 力発電所 燃料デブリ取り出しプログラム部 部長

(5) 技術情報検討会

概要

国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる必要性の有無について、整理し認識を共有することを目的として、2か月に1回程度の頻度で原子力規制委員会委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成される技術情報検討会を開催している。令和6年度には、7回の検討会を開催した。

検討会の構成

原子力規制委員会	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	原子力規制技監
長官官房	緊急事態対策監
	技術基盤グループ長
	審議官 (2名)

	総務課国際室長
	総務課緊急事案対策室長
技術基盤グループ	技術基盤課長
	安全技術管理官（システム安全担当）
	安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	安全技術管理官（放射線・廃棄物担当）
	安全技術管理官（地震・津波担当）
放射線防護グループ	放射線防護企画課長
原子力規制部	原子力規制部長
	原子力規制企画課長
	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
審査グループ	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	安全規制管理官（高経年化審査担当）
	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
検査グループ	検査監督総括課長
	安全規制管理官（実用炉監視担当）
	安全規制管理官（専門検査担当）
	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
日本原子力研究開発機構	安全研究センター長
	規制・国際情報分析室長

(6) 技術評価検討会

概要

原子力規制委員会における安全研究に係る事前評価、中間評価及び事後評価を実施するに当たって、各技術分野に知見を持つ外部専門家及び専門技術者から技術的評価を得るため、令和6年度においては、以下の8つの技術評価検討会を11回開催した。

プラント安全技術評価検討会の構成

外部専門家	北田 孝典	国立大学法人大阪大学 大学院工学研究科 教授
	五福 明夫	公立大学法人岡山県立大学 副学長
	山路 哲史	学校法人早稲田大学 理工学術院先進理工学研究科 教授
専門技術者	新井 健司	東芝エネルギーシステムズ株式会社 磯子エンジニアリングセンター 原子力安全システム設計部 担当部長
	井村 諭	三菱重工業株式会社 原子力セグメント炉心・安全技術部 次長

	溝上 伸也	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所燃料デブリ取り出しプログラム部 部長
--	-------	---

燃料技術評価検討会の構成

外部専門家	有馬 立身	国立大学法人九州大学 大学院工学研究院 助教
	黒崎 健	国立大学法人京都大学 複合原子力科学研究所 所長・教授
専門技術者	大塚 康介	東京電力ホールディングス株式会社 原子力立地・本部廃止措置室 部長
	坂本 寛	日本核燃料開発株式会社 研究部 主幹研究員
	高島 勇人	関西電力株式会社 執行役常務／原子力事業 本部長代理（原子力安全・技術、原子力発電、 原子燃料）／原子燃料サイクル室担当（原燃契約）

材料技術評価検討会の構成

外部専門家	大塚 雄市	国立大学法人長岡技術科学大学 大学院工学研究科 准教授
	黒田 雅利	国立大学法人熊本大学 大学院先端科学研究部 准教授
専門技術者	釜谷 昌幸	株式会社原子力安全システム研究所 技術システム研究所 主席研究員
	寺地 巧	株式会社原子力安全システム研究所 技術システム研究所 高経年化研究グループ リーダー

シビアアクシデント技術評価検討会の構成

外部専門家	糸井 達哉	国立大学法人東京大学 大学院工学系研究科 准教授
	牟田 仁	学校法人五島育英会東京都市大学 大学院総合理工学研究科 准教授
	守田 幸路	国立大学法人九州大学 大学院工学研究院 教授
専門技術者	井村 諭	三菱重工業株式会社 原子力セグメント炉心・安全技術部 次長
	倉本 孝弘	株式会社原子力エンジニアリング 解析サービス本部 本部長代理

	田原 美香	東芝エネルギーシステムズ株式会社 磯子エンジニアリングセンター 原子力安全システム設計部 安全システム技術第二グループ シニアエキスパート
--	-------	---

核燃料サイクル技術評価検討会の構成

外部専門家	浅沼 徳子	学校法人東海大学 工学部応用化学科 准教授
	木倉 宏成	国立大学法人東京科学大学 科学技術創成研究院 准教授
	千葉 敏	東京科学大学名誉教授
	村松 健	公益財団法人原子力安全技術センター 理事
専門技術者	中林 弘樹	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理廃止措置技術開発センター 廃止措置推進室 室長代理 兼 廃止措置技術グループ グループリーダー

バックエンド技術評価検討会の構成

外部専門家	井口 哲夫	名古屋大学名誉教授
	半井 健一郎	国立大学法人広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授
	新堀 雄一	国立大学法人東北大学 大学院工学研究科 教授
専門技術者	鈴木 覚	原子力発電環境整備機構 技術部 工学技術グループ マネージャー
	渡邊 将人	中部電力株式会社 技術開発本部 原子力安全技術研究所 プラントグループ 研究主査

地震・津波技術評価検討会の構成

外部専門家	糸井 達哉	国立大学法人東京大学 大学院工学系研究科 准教授
	鎌滝 孝信	学校法人加計学園岡山理科大学 理学部基礎理学科 教授
	規矩 大義	関東学院大学 理工学部 教授
	酒井 直樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所 水・土砂防災研究部門 副部門長
	澁谷 忠弘	国立大学法人横浜国立大学 総合学術高等研究院 教授

専門技術者	梅木 芳人	中部電力株式会社 原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 専任課長
	土志田 潔	一般財団法人電力中央研究所 原子力リスク研究センター 自然外部事象研究チーム 研究推進マネジャー
	松山 昌史	一般財団法人電力中央研究所 原子力リスク研究センター 自然外部事象研究チーム チームリーダー

放射線防護技術評価検討会の構成

外部専門家	飯本 武志	国立大学法人東京大学 環境安全本部 教授
	保田 浩志	国立大学法人広島大学 原爆放射線医科学研究所 教授
	横山 須美	国立大学法人長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授
専門技術者	橋本 周	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 技術主席
	向田 直樹	東京電力ホールディングス株式会社 原子力安全・統括部 原子力保健安全センター 所長

5. その他

(1) 原子力規制委員会政策評価懇談会

概要

原子力規制委員会が行う政策評価の実施に当たっては、外部有識者より意見を聴取することとされている。令和6年度は2回開催し、政策評価及び原子力規制委員会第3期中期目標に関する意見を聴取した。

懇談会の構成

外部有識者	飯塚 悦功	東京大学 名誉教授
	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部 教授
	亀井 善太郎	PHP 総研 主席研究員 立教大学大学院社会デザイン研究科 特任教授
	城山 英明	東京大学公共政策大学院 教授 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	藤田 由紀子	学習院大学法学部 教授
	町 亞聖	フリージャーナリスト

(2) 行政事業レビュー外部有識者会合

概要

各府省が全ての事業を対象として執行の実態を明らかにし、外部の視点を活用しながら点検を行う行政事業レビューの一環として、一部の事業については外部有識者より事業の改善点の指摘や課題等について提案等を聴取することとされている。令和6年度において公開プロセスを含め4回の外部有識者会合を開催した。

会合の構成

原子力規制委員会 外部有識者	飯島 大邦	中央大学経済学部 教授
	南島 和久	龍谷大学政策学部 教授
	吉田 武史	監査法人アヴァンティア パートナー 公認 会計士
内閣官房行政改革 推進本部事務局外 部有識者	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院 教授
	永久 寿夫	名古屋商科大学経済学部 教授

(3) 新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合

概要

本会合は、新規制要件に関して、事業者に公開で意見を聴取する必要性が生じた際に不定期で開催するものである。令和6年度は、PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れについて1回、原子力発電所における電磁両立性について1回開催した。

会合の構成

・PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れ（令和6年8月22日）

原子力規制庁	森下 泰	長官官房審議官
	神谷 考司	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	知見 康弘	技術基盤課課長補佐
	小嶋 正義	システム安全研究部門統括技術研究調査官
	森田 憲二	専門検査部門上席原子力専門検査官
	藤澤 博美	技術参与
	河野 克己	技術参与
国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構安全研究セ ンター	端 邦樹	経年劣化研究グループマネージャー

・原子力発電所における電磁両立性（令和6年12月17日）

原子力規制庁	神谷 考司	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	酒井 宏隆	技術基盤課原子力規制専門職
	皆川 武史	技術基盤課原子力規制専門職
	池田 雅昭	システム安全研究部門技術研究調査官
	柚木 彰	放射線・廃棄物研究部門主任技術研究調査官
	今瀬 正博	専門検査部門主任原子力専門検査官

（４）原子力事業者防災訓練報告会

概要

原子力事業者が実施している原子力事業者防災訓練について、原子力規制委員会と原子力事業者間の情報共有の強化及び防災対応能力の向上等を目指し、田中委員、杉山委員を中心として、令和6年度は報告会を1回開催した。また、発電所の緊急時対策所や中央制御室の指揮者の判断能力向上のための訓練及び現場の対応力向上のための訓練に関するシナリオの検討を行うため、報告会の下でワーキンググループを1回開催した。

会合の出席者

原子力規制委員会	田中 知	原子力規制委員会委員
	杉山 智之	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	古金谷 敏之	緊急事態対策監
	杉本 孝信	緊急事案対策室長
	高須 洋司	安全規制管理官（専門検査担当）
	山口 道夫	事故対処室長
	天野 直樹	安全管理調整官（実用炉審査担当）
	村上 玄	検査監督総括課 検査評価室長
	古作 泰雄	総務課企画官
	岩田 順一	地震・津波審査部門 安全管理調査官
	川崎 憲二	緊急事案対策室 企画調整官
	長谷川 清光	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	小山田 巧	安全規制管理官（研究炉等審査担当）

（５）原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換

概要

原子力事業者における緊急時対応に係る取り組みの全体について、原災法に基づく原子力事業者防災訓練や原子炉等規制法の要求に基づく教育・訓練等を含め、その実効性の向上や評価のあり方を原子力事業者と協力し

て検討するための意見交換会を実施している。令和6年度は2回実施した。

会合の構成

原子力規制庁	古金谷 敏之	緊急事態対策監
	杉本 孝信	緊急事案対策室長
	高須 洋司	専門検査部門 安全規制管理官
	敦澤 洋司	核セキュリティ部門 安全規制管理官
	山口 道夫	事故対処室長
	川崎 憲二	緊急事案対策室 企画調整官
	関 雅之	専門検査部門 企画調査官

(6) 検査制度に関する意見交換会合

概要

令和2年4月より運用を開始した原子力規制検査制度の継続的な改善のために外部有識者、原子力事業者等と意見交換を行うため、令和6年度は1回開催した。

会合の出席者

原子力規制委員会	長崎 晋也	原子力規制委員会委員
	杉山 智之	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	森下 泰	長官官房審議官
	杉本 孝信	検査監督総括課長
	志間 正和	安全規制管理官（実用炉監視担当）
	村田 真一	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
	高須 洋司	安全規制管理官（専門検査担当）

(7) 実務者レベルでの技術的意見交換会

①建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会

概要

CNO 意見交換会において、規制当局と事業者とで議論する場の設置について事業者から提案があり、これを踏まえ、令和6年度第36回原子力規制委員会（令和6年10月9日）において、建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を設置することを了承した。令和6年度は、意見交換を2回実施した。

会合の構成

原子力規制庁	神谷 考司	技術基盤課長
	照井 裕之	技術基盤課課長補佐
	坂上 陽	技術基盤課技術基準一係長
	星 陽崇	シビアアクシデント研究部門上席技術研究調

		査官
	片野 孝幸	原子力規制企画課課長補佐
	石原 希美	原子力規制企画課調整係長
	岡本 肇	実用炉審査部門上席安全審査官
	秋本 泰秀	実用炉審査部門上席安全審査官

②原子力機構 HTTR の水素製造施設に対する原子炉等規制法の適用範囲に関する実務レベルの意見交換

概要

原子力機構大洗原子力工学研究所(北地区)の高温工学試験研究炉(HTTR)で実施する熱利用試験計画において、設置が予定されている水素製造施設に対する原子炉等規制法の適用範囲に関して、実務レベルの意見交換を行うため、令和6年度は2回開催した。

会合の構成

原子力規制庁	金城 慎司	長官官房審議官
	小山田 巧	安全規制管理官(研究炉等審査担当)
	澁谷 朝紀	企画調査官
	荒川 一郎	安全管理調査官